

対馬市告示第2号

平成18年第1回対馬市議会定例会を次のとおり招集する

平成18年2月27日

市長 松村 良幸

1 期 日 平成18年3月6日

2 場 所 対馬市議会議場

○開会日に応招した議員

小西 明範君	永留 邦次君
波田 政和君	小宮 教義君
阿比留光雄君	三山 幸男君
小宮 政利君	初村 久藏君
吉見 優子君	糸瀬 一彦君
桐谷 徹君	宮原 五男君
大浦 孝司君	小川 廣康君
大部 初幸君	兵頭 榮君
上野洋次郎君	作元 義文君
黒岩 美俊君	島居 邦嗣君
武本 哲勇君	桐谷 正義君
扇 作工門君	畑島 孝吉君
平間 利光君	

○3月7日に応招した議員

○3月8日に応招した議員

○3月20日に応招した議員

○3月6日に応招しなかった議員

中原 康博君

- 3月7日に応招しなかった議員

中原 康博君

- 3月8日に応招しなかった議員

中原 康博君

扇 作工門君

- 3月20日に応招しなかった議員

中原 康博君

畑島 孝吉君

平成18年 第1回 対馬市議会定例会会議録(第1日)

平成18年3月6日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成18年3月6日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長の諸般の報告

日程第4 市長の行政報告

日程第5 市長の施政方針説明

日程第6 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

日程第7 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

日程第8 空路改善調査特別委員会の閉会中の調査報告

日程第9 総務文教常任委員会の審査報告(再議請求について)

・ 発議第10号 平成17年9月8日執行された入札に関する違反事件の告
発について

・ 発議第11号 平成17年9月8日執行された入札に関する違反事件の告
発について

・ 発議第12号 平成17年9月8日執行された入札に関する違反事件の告
発について

・ 発議第13号 平成17年9月8日執行された入札に関する違反事件の告
発について

・ 発議第14号 平成17年9月8日執行された入札に関する違反事件の告
発について

・ 発議第15号 平成17年9月8日執行された入札に関する違反事件の告
発について

日程第10 議案第52号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の
減少について

日程第11 議案第53号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の
増加及び規約の変更について

日程第12 議案第54号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の

減少について

- 日程第13 議案第55号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 日程第14 議案第56号 長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について
- 日程第15 議案第57号 長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散について
- 日程第16 議案第58号 長崎県市町村土地開発公社定款の変更について
- 日程第17 議案第59号 長崎県市町村土地開発公社定款の変更について
- 日程第18 議案第1号 平成17年度対馬市一般会計補正予算(第6号)
- 日程第19 議案第2号 平成17年度対馬市診療所特別会計補正予算(第3号)
- 日程第20 議案第3号 平成17年度対馬市老人保健特別会計補正予算(第3号)
- 日程第21 議案第4号 平成17年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第3号)
- 日程第22 議案第5号 平成17年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第23 議案第6号 平成17年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第24 議案第7号 平成18年度対馬市一般会計予算
- 日程第25 議案第8号 平成18年度対馬市公共用地先行取得特別会計予算
- 日程第26 議案第9号 平成18年度対馬市診療所特別会計予算
- 日程第27 議案第10号 平成18年度対馬市国民健康保険特別会計予算
- 日程第28 議案第11号 平成18年度対馬市老人保健特別会計予算
- 日程第29 議案第12号 平成18年度対馬市介護保険特別会計予算
- 日程第30 議案第13号 平成18年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算
- 日程第31 議案第14号 平成18年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計予算
- 日程第32 議案第15号 平成18年度対馬市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第33 議案第16号 平成18年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算
- 日程第34 議案第17号 平成18年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算
- 日程第35 議案第18号 平成18年度対馬市風力発電事業特別会計予算
- 日程第36 議案第19号 平成18年度対馬市水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般の報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 市長の施政方針説明
- 日程第6 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第7 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第8 空路改善調査特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第9 総務文教常任委員会の審査報告（再議請求について）
- ・ 発議第10号 平成17年9月8日執行された入札に関する違反事件の告発について
 - ・ 発議第11号 平成17年9月8日執行された入札に関する違反事件の告発について
 - ・ 発議第12号 平成17年9月8日執行された入札に関する違反事件の告発について
 - ・ 発議第13号 平成17年9月8日執行された入札に関する違反事件の告発について
 - ・ 発議第14号 平成17年9月8日執行された入札に関する違反事件の告発について
 - ・ 発議第15号 平成17年9月8日執行された入札に関する違反事件の告発について
- 日程第10 議案第52号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第11 議案第53号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 日程第12 議案第54号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第13 議案第55号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 日程第14 議案第56号 長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について
- 日程第15 議案第57号 長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散について

- 日程第16 議案第58号 長崎県市町村土地開発公社定款の変更について
- 日程第17 議案第59号 長崎県市町村土地開発公社定款の変更について
- 日程第18 議案第 1 号 平成 1 7 年度対馬市一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第19 議案第 2 号 平成 1 7 年度対馬市診療所特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第20 議案第 3 号 平成 1 7 年度対馬市老人保健特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第21 議案第 4 号 平成 1 7 年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算
（第 3 号）
- 日程第22 議案第 5 号 平成 1 7 年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第
3 号）
- 日程第23 議案第 6 号 平成 1 7 年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算（第
2 号）
- 日程第24 議案第 7 号 平成 1 8 年度対馬市一般会計予算
- 日程第25 議案第 8 号 平成 1 8 年度対馬市公共用地先行取得特別会計予算
- 日程第26 議案第 9 号 平成 1 8 年度対馬市診療所特別会計予算
- 日程第27 議案第10号 平成 1 8 年度対馬市国民健康保険特別会計予算
- 日程第28 議案第11号 平成 1 8 年度対馬市老人保健特別会計予算
- 日程第29 議案第12号 平成 1 8 年度対馬市介護保険特別会計予算
- 日程第30 議案第13号 平成 1 8 年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算
- 日程第31 議案第14号 平成 1 8 年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計予算
- 日程第32 議案第15号 平成 1 8 年度対馬市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第33 議案第16号 平成 1 8 年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算
- 日程第34 議案第17号 平成 1 8 年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算
- 日程第35 議案第18号 平成 1 8 年度対馬市風力発電事業特別会計予算
- 日程第36 議案第19号 平成 1 8 年度対馬市水道事業会計予算

出席議員（25名）

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 小西 明範君 | 2 番 永留 邦次君 |
| 3 番 波田 政和君 | 4 番 小宮 教義君 |
| 5 番 阿比留光雄君 | 6 番 三山 幸男君 |
| 7 番 小宮 政利君 | 8 番 初村 久藏君 |
| 9 番 吉見 優子君 | 10番 糸瀬 一彦君 |
| 11番 桐谷 徹君 | 12番 宮原 五男君 |

13番 大浦 孝司君

14番 小川 廣康君

15番 大部 初幸君

16番 兵頭 榮君

17番 上野洋次郎君

18番 作元 義文君

19番 黒岩 美俊君

20番 島居 邦嗣君

21番 武本 哲勇君

23番 桐谷 正義君

24番 扇 作工門君

25番 畑島 孝吉君

26番 平間 利光君

欠席議員（１名）

22番 中原 康博君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 齋藤 長生君

次長 永留 徳光君

参事 渋江 雄司君

係長 三原 立也君

説明のため出席した者の職氏名

市長 松村 良幸君

助役 永尾一二三君

総務部長 内田 洋君

総務部理事 勝見 末利君

総務部次長（総務課長） 大浦 義光君

政策部長 松原 敬行君

市民生活部理事（税務担当） 山田 幸男君

福祉部長 日高 一夫君

保健部長 阿比留輝雄君

産業交流部長 中島 均君

建設部長 清水 達明君

水道局長 黒瀬 勝弘君

教育長 米田 幸人君

教育次長 菅野 俱吉君

巖原支所長	木寺 和福君
美津島支所長	長 信義君
豊玉支所長	佐伯 勲君
峰支所長	阿比留博幸君
上県支所長	山本 輝昭君
上対馬支所長	梅野 茂希君
消防長	阿比留仁志君
監査委員事務局長	財部貴資男君
農業委員会事務局長	瀬崎万壽喜君

午前10時00分開会

○議長（平間 利光君） おはようございます。

報告をいたします。22番、中原康博君が欠席であります。

ただいまから平成18年第1回対馬市議会定例会を開会いたします。

開会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

去る2月22日、同僚議員が競売入札妨害の疑いで逮捕されたことは御承知のとおりであります。我々議会議員は、市民の負託にこたえ、対馬の将来を見据えながら日々活動していくことが使命だと思っております。今回のことにつきましては、市民の皆様に対し、議長として深くおわびを申し上げます。

したがいまして、今後市民に疑念を持たれることのないように、議員としてのモラルを肝に銘じ、日々精進していくことが市民の皆様に対しての信頼回復と思っております。今後の議員各位の慎重なる上にも慎重を期していただいて御活躍を祈念いたしまして、開会のあいさつといたします。

これより議事日程第1号により本日の会議を開きます。

----- . -----

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（平間 利光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によって、黒岩美俊君及び島居邦嗣君を指名します。

----- . -----

日程第2．会期の決定

○議長（平間 利光君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配付しております会期日程表のとおり、本日から
3月20日までの15日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（平間 利光君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月
20日までの15日間に決定しました。

-----・-----・-----

日程第3．議長の諸般の報告

- 議長（平間 利光君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

平成17年第4回定例会以降の議長の行動及び庶務につきましては、お手元に配付のとおりで
あります。

以上で、諸般の報告を終わります。

-----・-----・-----

日程第4．市長の行政報告

- 議長（平間 利光君） 日程第4、市長の行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありました。これを許します。市長、松村良幸君。

- 市長（松村 良幸君） おはようございます。行政報告の前に、相次ぎました助役及び職員の不
祥事について御報告を申し上げ、議会並びに市民の皆様におわびを申し上げます。

先般、廣田助役、市民生活部長及び市民生活部次長が競売入札妨害の疑いで逮捕されましたこ
とは、報道等を通して皆様よく御承知のとおりであります。

今回の事件によって、市議会並びに市民の皆様にも多大な御迷惑をおかけしてしまいました。そ
して、市政に対して大きな不信感と内外に対して少なからぬ信頼感、こういったものを募らせた
ことにつきまして、市政を担当する者として深くおわびを申し上げるところであります。

私は、御承知のとおり、職員に対しては常々地方公務員法や対馬市職員服務規程等に基づきま
して、倫理観の醸成や法令の遵守について指導してきたところではありますが、今回のたび重なる
不祥事につきましては、非常に残念であり、市民の皆さんの信頼を裏切ることとなってしまいま
した。衷心より遺憾の意を表明いたすものであります。

今後は職員の倫理、法令の遵守体制の整備や入札契約制度の改革を初め、各種制度運用の公正
性や透明性の一層の向上を図り、信頼回復に取り組んでまいらなければならないと思っております。
一連の不祥事を深くおわび申し上げます。

本日、ここに平成18年度第1回対馬市議会を招集いたしましたところ、議員諸兄には御健勝
にて御参会をいただきまして厚くお礼を申し上げます。

本定例会において御審議を願います案件は、平成17年度補正予算6件、平成18年度予算

13件、条例の制定及び一部改正案等31件、第1次対馬市総合計画等31件、工事請負契約の締結5件など、あわせて86件の議案について御審議をお願いするものであります。

議案の内容につきましては、後ほど担当部長等に説明させたいと存じますので、何とぞよろしく御審議くださいます。適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、12月定例会以降の主な事項について、概略御報告を申し上げたいと思います。

まず、対馬市成人式についてであります。

去る1月8日、シャインドームみねにおきまして対馬市成人式を開催いたしましたところ、あすの対馬を担う新成人422名の皆さんが島内外から集われました。式では成年証書の授与、成年者代表の誓いの言葉、新成人の門出を祝福する長崎県知事を初めとします激励の言葉に続きまして、講演会あるいは記念撮影などを行いまして、会場は久しぶりに再会した友人たちとの談笑で終日にぎわったようであります。

2点目は、対馬市消防出初め式についてであります。

去る1月5日、新春恒例の対馬市消防出初め式が上対馬総合センターで開催され、市内の消防団員450名を初め多数の関係者が参加をし、地域の防火、防災の決意を新たにするとともに、士気の高揚と団結を誓いました。また、式典終了後、比田勝港埋立地まで市中行進を行いまして、その後、消防車両による一斉放水を実施いたしました。

3点目は、平成17年国勢調査の速報値についてであります。

平成17年10月1日に実施されました国勢調査の速報値が今年の12月27日に公表され、それによりますと対馬市の人口総数は3万8,474人、世帯数で1万4,740世帯となっております。5年前との比較をいたしますと、率にして人口は6.7%の減、世帯数が2%の減となっております。

4点目は、ツシマヤマネコ保全計画づくり国際ワークショップの開催についてであります。

去る1月9日から11日までの3日間、日本で初めての国際ワークショップツシマヤマネコ保全計画づくりが美津島文化会館で開催をされました。このワークショップには、海外の動物保護の専門家5名を初め、ツシマヤマネコの専門家、対馬市民の代表など約120名が参加をし、「ツシマヤマネコと共生する地域社会を目指して」をテーマに、ツシマヤマネコの保護へ向けた具体的な行動計画の指針について、さまざまな提案が行われました。

また、参加者はツシマヤマネコと共生する地域社会づくり、生息域内保全、飼育下繁殖、それから感染症対策の四つの分科会に分かれまして、それぞれの課題ごとに目標を設定し、最終日には保全計画に向けた指針が発表されました。市としても環境省や長崎県と連携したツシマヤマネコの保護計画に取り組んでまいりたいと考えております。

行政報告は以上でございます。

- 議長（平間 利光君） 以上で、行政報告を終わります。

-----・-----・-----

日程第5．市長の施政方針説明

- 議長（平間 利光君） 日程第5、市長の施政方針説明を議題とします。

市長の説明を求めます。市長、松村良幸君。

- 市長（松村 良幸君） 平成18年度の一般会計予算及び特別会計予算案の御審議をお願いするに当たりまして、予算編成方針とその概要を御説明申し上げます。そして、市政の運営につきまして所信を申し述べたいと思います。

私は、市民の負託によりまして、市長就任以来、市の発展と市民の皆様の幸せを念じ、行政として取り組まなければならない事柄について、真剣に考え、懸命に努力をまいりました。

しかし、昨年の対馬市発注の公共工事契約に絡んで、行政に対する信頼が揺らいでいる現状であり、行政でやるべき原点に返り、1日も早い市政回復に向けて、全力で取り組んでいかなければならないと思っております。

今年の2月から「市政説明会」を各小学校区単位に出向いて開催しているところであります。市政の抱えるさまざまな問題点、または対馬のあるべき方向性などを説明し、広く市民の皆様への御意見を拝聴し、市民参加、市民協働型の行政の実現に向けて努めてまいります。

市民皆様の一人一人の幸せと市の将来を十分見極めながら、確かな間違いのない舵取りをしていかなければならないと改めて痛感をいたしているところであります。

昨年9月、対馬市中期財政計画を作成したところであります。平成18年度から平成22年度までの5カ年間の期間で、収支均衡のバランスをよく考えて、健全な財政運営を目指すものであります。この計画の初年度であります新年度予算を対馬市財政再建へのスタートと位置づけ、子供や孫の世代にツケを回さないため、徹底した歳出の見直し、簡素で効率的な行財政運営に向けての正念場であると思っております。

新年度予算につきましては、歳入では、一部負担金の見直し、歳出では、行政経費コスト削減等及び普通建設事業費を抑制をし、前年度予算額の11.6%減の超緊縮型予算となっております。

地方公共団体におきましては、国庫補助負担金等の一般財源化及び地方交付税の削減など、いわゆる三位一体の国の改革の影響をまともに受けて、財政運営は極めて厳しいものとなってきております。

本市の財政状況は、現下の経済情勢では市税収入の増額も期待できないため、将来にも増して一般財源の逼迫が予想されるところであります。合併前の建設事業の推進によりまして、多額の市債が発行され、平成17年度末の市債現在高見込みは652億7,216万円の巨額に達して

おります。財政負担となっておることも事実であります。これは財政構造の硬直化を示すもので、まさに今危機的な状況であります。

私は、第1次産業と観光の融合するまちづくり、島づくりを基本に、市民の所得と福祉の向上を目指して、各種施策の推進に努めてまいります。

第1次産業を取り巻く社会情勢は大きく変化して、厳しい状況下での自立できる産業の育成・発展と活性化を促進するための各種事業を実施をし、楽しく安心して暮らせる社会の実現と分権社会にふさわしい地方財政の再構築を図るため、行財政面における自己決定権と自己責任をより拡充していくとともに、市民皆さんのニーズが迅速かつ的確に反映されることが強く期待をされる。このことにより、それに伴って市民皆さんの受益と負担の関係を一層明確化することが、今から重要であると再認識をいたしております。

政府は、平成18年度予算編成に当たっては、昨年度の我が国経済は、それまでの輸出、生産などに見られた弱い動きを脱し、景気は今緩やかな回復を続けていると見込んでおります。しかし、デフレからの脱却に向けた進展が見られるものの、物価は依然としてデフレ状況にあるとしております。実体経済が緩やかに回復をし、デフレ圧力の低下により消費者物価の下落幅は縮小いたしておりますが、原油価格の高騰により輸入物価が上昇している中、物価変動指数は下落を続けていると見込んでおります。

平成18年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度によれば、政府は「改革なくして成長なし」「民間にできることは民間に」「地方にできることは地方に」との方針のもとに、「基本方針2005」等に基づきまして、郵政民営化の着実な実施、政策金融改革、総人件費の改革、資産・債務改革、市場化テストによる民間への業務開放、規制改革等を通じ「小さくて効率的な政府」を実現していくと。そして、規制、金融、税制、歳出等の改革を推進するなど、各分野にわたる構造改革を断行することにより、経済活性化を実現し、民間需要主導の持続的な成長を図ることとしております。

平成18年度の我が国経済につきましては、消費や設備投資は引き続き増加をし、民間需要中心の緩やかな回復が続けられると見込まれ、物価については、政府あるいは日銀が一体となった取り組みを行うことにより、デフレ脱却の展望が開け、消費者物価や物価変動指数も、年度を通して見るとわずかながらプラスに転じると見込まれております。

こうした結果、平成18年度の国内総生産の実質成長率が1.9%程度になるものと見込まれております。

また、平成18年度一般会計予算規模は、前年度に比べ3.0%減の79兆6,860億円で、一般歳出は前年度に比べ1.9%減の46兆3,660億円となっております。

そうした中で、地方財政の運営に当たっては、地方財政計画の規模の抑制に努めても、なお平

成 17 年度に引き続き大幅な財源不足の状況にあります。地方財政の借入金残高は、平成 18 年度末には 204 兆円に達する見込みとなっておりますが、今後、その償還負担の一層の増加や社会保障関係経費の自然増が見込まれるところでありまして、これにより将来の財政運営が圧迫されることが強く懸念をされておることは、御承知のとおりであります。

現下の極めて厳しい地方財政の状況、国・地方を通ずる財政構造改革の必要性を踏まえるとき、引き続き地方公共団体においては、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため、徹底した行政改革を推進するとともに、歳出の徹底した見直しによる抑制と重点化を進め、また、歳入面でも自主財源について積極的な確保策を講じるなど、効率的で持続可能な財政への転換を図ることが急務であると、このようにされております。

平成 18 年度の予算編成に当たっては、このような現状を踏まえまして、財政の健全性の確保に留意しつつ、それぞれの地域経済の状況にかんがみ、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、循環型社会の構築、地球環境問題への対応、公平で安心な高齢化社会、少子化対策等の地域の課題に重点的に取り組むとともに、地域経済の活性化と地域雇用の創造を地域の視点から推進をし、地域再生に積極的に取り組むように求めています。

なお、平成 18 年度の地方財政規模は、前年度に比し 0.7% 減の約 83 兆 1,800 億円となっております。

次に、本市の平成 18 年度の予算編成に当たりましては、これまで述べました政府予算や地方財政収支見通しの概要等を十二分に踏まえまして、さらに昨年 11 月に策定をいたしました対馬市行財政改革大綱に基づく、新しい地方の時代に対応した事務事業及び組織機構の見直し、民間委託等を推進をし、行政の効率化と歳出の徹底した見直しによる財政再建に努め、新市建設計画に基づきまして、「アジアに発信する歴史海道都市」の実現に向け、その具現化に向けて努めていくとともに、住民福祉の向上を図ることを基本方針としております。

その結果、平成 18 年度の予算規模は、一般会計で 324 億円、診療所特別会計で 2 億 2,490 万円、公共用地先行取得特別会計で 5 億 4,926 万 9,000 円、国民健康保険特別会計で 49 億 5,179 万 7,000 円、老人保健特別会計で 42 億 9,848 万 2,000 円、介護保険特別会計で 29 億 4,673 万 2,000 円、介護保険地域支援事業特別会計 1 億 1,189 万 2,000 円、特別養護老人ホーム特別会計で 4 億 8,180 万円、簡易水道事業特別会計で 11 億 9,406 万 5,000 円、集落排水処理施設特別会計で 1,457 万 7,000 円、旅客定期航路事業特別会計で 2,912 万 2,000 円、風力発電事業特別会計で 3,340 万 2,000 円、以上を計上し、一般会計予算から風力発電事業特別会計予算までの予算総額は、472 億 3,603 万 8,000 円であります。

地方公営企業法の適用を受けます水道事業特別会計で、収益的収入が 2 億 7,488 万

8,000円、収益的支出は2億5,403万5,000円、資本的収入は1億9,700万円、資本的支出は2億4,899万9,000円となっておりまして、資本的収入の不足分は当年度分の損益勘定留保資金等で補てんをするものであります。

次に、予算の大綱について御説明を申し上げます。

まず、一般会計の歳入予算について御説明申し上げます。

市税につきましては、前年度に比べ0.5%減を見込んでおります。

市民税は、平成17年度の税制改正において、定率減税の縮減、老年者控除の廃止等の見直しが行なわれ、平成18年度から適用されることにより、前年度に比べ1.9%増、固定資産税については、平成18年度が基準年度に当たりまして評価の見直しが行なわれ、家屋の経年減価補正等により、前年度に比べ2.4%の減、市たばこ税につきましては、喫煙人口の減少による売り上げ本数が減少の傾向にありまして、前年度に比べ5.0%減、軽自動車税については若干の増、入湯税については、湯多里ランドつしまの再開により、前年度に比べ12.2%増を見込み計上いたしております。

次に、地方譲与税につきましては、所得譲与税等の伸びを見込みまして、1億3,400万円増額計上をいたしております。

次に、地方特例交付金につきましては、恒久的な減税及び児童手当の拡充に伴う財源として交付されるもので、これは御承知のとおりであります。平成18年度地方財政収支見通しの概要等を参考にいたしまして、前年度に比べ46.4%減を見込み計上いたしております。

地方交付税につきましては、平成18年度地方財政収支見通しの概要等を参考にいたしまして、普通交付税については、前年度交付決定額の94.6%程度を見込み計上いたしております。

また、特別交付税につきましては、前年度当初予算額の90%を見込んで計上いたしております。

次に、分担金及び負担金につきましては、公立保育所入所負担金を国の基準額の90%といたしまして、第3子以降の幼児分については2分の1といたしております。

次に、国県支出金につきましては、新たに新漁村コミュニティ基盤整備事業、離島漁業再生支援交付金、まちづくり交付金及び市街地再開発事業等に係る補助金を計上しております。

繰入金につきましては、財源不足を補てんするため、財政調整基金、減債基金及び振興基金を取り崩し計上しております。

諸収入については、前年度、市街地再開発組合の運転資金として、貸し付けた資金の返還金を計上いたしております。

市債につきましては、過疎対策事業債、辺地対策事業債、一般公共事業債及び合併特例債等で財源補てんのある起債並びに一般財源の不足に対応するため、地方財政法第5条の特例として発

行されます臨時財政対策債8億2,220万円を計上いたしております。

以上、歳入についての概要を申し上げます。

次に、歳出予算について御説明申し上げます。

まず第1に、安全で安心して暮らせるまちづくりということでございます。

次世代を担う子供たちが健やかに生まれ、育成される環境整備を進めていきます。そして、関係機関等と連携、協力しながら、地域における子育て支援など、各種サービスや事業を計画的に進め努力をしてまいります。

さらに、本年度は、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する基本となる障害者福祉計画等を作成します。

また、障害者自らがサービスを選択し、事業所や施設との契約に基づきサービスを利用する支援費制度のほか、すべての市民の皆さんが安心して暮らせる社会づくりに努めるため、地域子育て支援センター運営委託、福祉のまちづくり推進事業補助、精神障害者地域活動支援事業補助、更生医療給付費、障害者医療費、乳幼児福祉医療費、母子福祉医療費、補装具給付費、身体障害者施設支援費、知的障害者施設支援費、身体障害者居宅介護事業、身体障害者デイサービス事業、知的障害者居宅介護事業、特別障害者手当等給付、養護老人ホーム入所措置費、各種福祉団体への補助、生活保護費、高齢者支援給付費、放課後児童健全育成事業委託、高齢者生活福祉センター運営委託、保健師等養成奨学資金貸付金、医学奨学資金貸付金、離島医療圏病院負担金、介護保険特別会計及び介護保険地域支援事業特別会計繰出金等を計上いたしております。

次に、健康づくりに取り組む市民の皆さんを支援するために、母子保健事業及び老人保健事業等を実施しています。

なお、本年度から老人保健事業の各種検診に要する経費の約3割を個人負担となるようになります。

各種疾病の予防策として、予防接種事業及び結核検診事業の実施等を計上します。

生活環境の改善や廃棄物の適正処理などの環境保全のため、火葬場管理委託、ごみ堆肥化容器設置補助、使用済み自動車等海上輸送費補助、合併処理浄化槽設置補助、可燃ごみ運搬業務委託、対馬クリーンセンター・北部クリーンセンター運営費及び北部衛生センター運営費、街並み環境整備事業、街路横町線改築事業、急傾斜地崩壊対策事業、集落排水処理施設特別会計及び簡易水道事業特別会計繰出金等を計上しています。

災害などから市民の皆さんの生命、身体及び財産を守るため、市と消防団を初めとする関係機関との連携を密にし、人命救助や消火活動等に万全の体制で取り組んでまいります。

また、消防・防災無線施設や機器の整備を行いまして、地域防災能力の向上を図るため、消火栓設置負担金、対馬市分会補助及び消防団運営費及び防災無線運営費等を計上いたしております。

さらに、本年度は、国民保護計画を策定いたします。これは、国が定める基本指針に基づきまして、市の地域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項、市の国民の保護のための措置に関する事項、国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項及び関係地方公共団体及び関係機関との連携に関する事項、その他必要な事項などを盛り込んだ計画を作成します。

また、策定に当たっては、対馬市国民保護協議会を設置し、市民の皆さんの声を反映したいと思います。

次に、生産と活発な交流のまちづくりというタイトルでございますが、農林水産業を取り巻く環境は、担い手の減少と高齢化の進行、輸入品等の増加等により、かつてない厳しい状況下にあることは言うまでもありません。

こういった状況の中で、経済団体及び観光団体と一体となった取り組みを展開し、対馬の自然を生かした観光開発と市民の所得の向上と農道、林道、漁場、港湾漁港の整備改善や栽培漁業の推進を図るため、農林業関係では、対馬ふるさと伝承館管理運営委託、そば生産出荷奨励事業補助、ながさき「食と農」支援事業補助、転作奨励補助、イノシシ捕獲委託、イノシシ捕獲補助、イノシシ被害防除対策事業、有害鳥獣被害対策事業補助、有害鳥獣駆除事業補助、家畜導入事業資金供給事業補助、家畜診療所運営補助、林道整備事業、対馬林業公社貸付金、森林整備地域活動支援交付金、県しいたけ振興対策協議会負担金及び公社運営費補助金等を計上いたしております。

さらに、「対馬しいたけ」を島の基幹産業として復活させるため、大型生産団地導入事業、品質向上基盤施設導入事業、生産労働力軽減設備導入支援事業、しいたけ原木低コスト搬出支援事業、対馬しいたけ需要拡大支援事業、新規参入支援事業、選別指導員研修、マイスター活動支援事業、対馬しいたけ特派員活動支援事業及び対馬しいたけオーナー制度導入支援事業に対しまして補助金を交付します。

水産業関係は、離島の漁業を元気にして、水産業と漁村の果たしている役割や機能の維持、増大することを目指した離島漁業再生支援交付金をはじめ、漁業等近代化対策事業、漁協施設等整備事業補助、水産業経営改善資金利子補給、漁業近代化資金利子補給、漁業共済掛金助成、後継者対策事業、漁港整備事業及び県営漁港整備事業負担金等を計上しております。

商工観光関係は、商工会運営補助、対馬観光物産協会補助、対馬アリラン祭振興会運営補助、朝鮮通信使行列振興会運営補助、シーカヤックマラソン開催補助、ひとつばたご祭り補助、あじさい・パラグライディング大会補助、地域活性化補助、茂木浜海水浴場整備、湯多里ランド管理運営委託及び公園管理費等を計上いたしております。

道路関係は、市民の日常生活の利便性を図るため、各種の補助事業や起債事業を活用し、生活

道路の機能を担う市道の整備を進めるため、久田日掛線改良、尾浦線改良、赤島線改良、昼ヶ浦線改良、和板系瀬線改良、佐保田線改良、茂木線改良、殿崎線改良、仁田志多留線改良及び国道整備事業負担金等を計上いたしております。

さらに、前年度に引き続き、対馬市佐須トンネル整備促進期成会負担金を計上いたしております。

港湾関係では、厳原港駐車場案内板設置及び峰港湾関係関連施設整備を計上いたしております。次に、心豊かな人づくりというタイトルでございます。

子供たちが豊かな体験をすることによって、豊かな心をはぐくみ育てられるような生活体験や社会体験の機会を与え、子供たちの夢が広がるような教育を展開し、社会に対応できる能力や創造性をはぐくみ、個性を生かした魅力ある教育を推進するために、施設、設備の整備等を進めてまいります。

学校教育では、離島留学生ホームステイ補助、小・中学校教育研究会補助、学校研究委託、教育用備品・学校図書購入、総合学習事業補助、中学校体育連盟補助、高度へき地修学旅行補助、心の教室相談員設置、通学バス運行委託、学校給食業務委託、英語指導助手及び高校生遠距離通学費補助等を計上いたしております。

また、国際化時代に対応した「対馬ならではの教育」や「特色ある学校づくり」に努めるため、韓国の中学校と姉妹校関係にある3中学校との日韓交流教育促進事業を実施してまいります。

さらに、本年度は、学校の外部評価の実施と結果の公表のためのシステム構築を目指して、学校評価ガイドライン実践研究委託をいたします。

生涯教育では、スポーツを楽しむ、市民自ら学習する意欲と能力を養う生涯学習活動を支援をしていくために、スポーツ教室や公民館講座の開催を行うほか、各種事業を進めていきます。そして、青少年劇場開催負担金、対馬島郷土芸能保存会補助、ツシマヤマネコを守る会補助、対馬体育協会補助、スポーツ活動振興補助、青少年健全育成協議会補助、社会教育振興費補助、PTA運営補助、清水山城址ほか保存整備事業、金田城跡保存整備事業、また公会堂行事開催委託及び県立対馬青年の家運営費負担等を計上しております。

さらに、今年の10月には、市の文化施設と商業施設の融合した対馬市民交流センターが完成いたします。この施設は、図書館、文化会館、イベントホールを初め、商業専門店の複合施設であります。対馬の首都にふさわしい出会い、触れ合い、芸術、文化活動の拠点としての大きな役割を果たしてくれるものと期待をいたしております。

次に、国際交流の広がるまちづくりということでございます。

対馬から釜山間の定期国際航路の就航によりまして、韓国との交流人口も年々増加の傾向にあります。隣国との交流を進めるため、国際交流員の設置をはじめ、釜山日本歌謡大会負担金、対

馬国際交流協会運営補助、蔚州郡及び影島区との交流事業、青少年国際交流体験事業補助、ホームステイ受け入れ事業、対馬ちんぐ音楽祭運営補助、国境マラソンイン対馬開催補助、隔年で実施をされております日韓交流写真美術展開催補助及び国際航路利用促進事業補助等を計上いたしております。

続きまして、未来につながる元気な対馬づくりということでございますが、野球を通して明るく健康的で元気なまちづくりを進めていくために、昨年度に引き続き、対馬市民球団「対馬まさかりドリームス」を運営いたします。親善野球大会を初め、子供たちを対象にした野球教室や少年野球の指導者育成のための野球教室などを開催します。

また、４月２２日、２３日の２日間にわたり、「対馬まさかりドリームス・デー」を開催予定であります。

なお、昨年１０月には、対馬市民球団実行委員会が設立をされ、多くの市民の皆さんから市民球団への御理解、御支援をいただいているところであります。

情報の共有化と難視聴解消を推進していくために、「対馬市有線テレビ放送局」の実現に向けて、元気な地域づくり交付金事業及び新漁村コミュニティ基盤整備事業補助金を活用して、多元情報システムであります有線テレビ施設整備に努めてまいります。

また、携帯電話の不通話地域であります、豊玉町水崎地区、上対馬町芦見、一重、小鹿地区及び峰町志越地区の解消を図るため、移動通信鉄塔施設整備事業を進めてまいります。

さらに、昨年度から対馬市の振興、活力あるしまづくり方策についての政策提言機関として、「対馬振興プロジェクト東京会議」を設置しています。昨年度に引き続き、年４回開催をし、今後の対馬市のあり方を展望し、島の振興、活性化につながる企業誘致等を初め重点施策の審議検討、提案をいただき行い、その提言を今後の元気なしまづくりに反映してまいります。

次に、バイオマスタウン構想であります。

このバイオマスタウン構想を策定いたしました。聞き慣れない言葉だと思いますが、バイオマスとは「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」、このように呼んだり表現をいたしております。バイオマスの種類は多岐にわたりますが、廃棄物系のもの、あるいは未利用のもの及び資源作物があります。これらを燃焼させれば放熱が起きます。対馬は、約９０％が山林であり、そこから出る小径木や風倒木などを燃焼させて、新エネルギーをつくり出すことができます。対馬市において、広く地域の関係者の連携のもと、バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的利用システムが構築され、安定的かつ適切なバイオマス利活用が行われることが見込まれる地域かどうか、バイオマスタウン構想書を今作成いたしております。

御承知のように原油価格の高騰、１バーレル、まだ８０ドルにはなっていないようですが、どん

どん上がっております。化石燃料が50年、100年で底をつくと言われる中、今代替エネルギーとしてのエタノールの水素もちろんですが、いろいろ研究されております。アサヒビールが沖縄でサトウキビからエタノールをつくってる。ブラジルは御承知のとおり、トウモロコシですか、80%がエタノールで動いております。そういった中で私のバイオマスタウン構想書を作成したということでもあります。

次に、行政改革の推進についてであります。

行政改革の推進につきましては、対馬市行政改革推進委員会からの答申を受けまして、昨年11月に「対馬市行政改革大綱」を策定いたしました。本大綱では、「市民の信頼」と「地域経営」、これをキーワードに、最上位の目標として、サブジェクトとして、「市民に信頼される対馬地域経営戦略本部」を目指すということとしまして、その下にある目標として、下位の目標といたしまして、市民の皆さんのニーズへの的確な対応と市民参画の行財政システム、効率的で効果的な行政のシステム、それから地域経営戦略の立案と実行のシステムを定め、改革を進めていくということにいたしております。

今後とも対馬市総合計画による対馬市のまちづくりの推進とあわせ、特に市民との協働、新しい時代に対応した簡素で効率的な組織運営、安定した財政運営の確立、挑戦し行動する職員の育成、地域経営戦略の立案と実行の仕組みづくりに取り組んでまいります。

以上が一般会計予算の概要であります。

次に、特別会計予算について御説明を申し上げます。

診療所特別会計予算につきましては、市民の健康保持に必要な医療を提供するため、10カ所の診療所運営に係る費用を計上いたしております。

歳入につきましては、豊玉診療所の嘱託医師の報酬に対する医師確保補助金が合併による経過措置期間が平成17年度で終了しましたので、約210万円減額をいたしております。また、診療報酬引き下げ等を考慮いたしまして、約200万円の減収を見込んでおります。

歳出につきましては、医療器具及び医療材料等の購入に係る経費を約560万円減額計上いたしております。

歳入不足見込み額は、一般会計から5,691万9,000円繰り入れて予算を編成いたしております。

公共用地先行取得特別会計予算については、平成これは14年度、旧町の時代ですね、平成14年度対馬交通のバスセンター及びホテル用地を購入のため、公共用地先行取得等事業債を起こし、5億4,830万円を借り入れております。本年度は、既に取得しています用地を一般会計の市街地再開発事業の用地として売却をし、今年度をもってこの特別会計は廃止することになります。

歳入につきましては、この用地を一般会計の市街地再開発事業の用地として売却することになりますので、財産収入に計上し、利息相当額9万9,000円を一般会計から繰り入れていきます。

歳出については、公共用地先行取得事業起債借り入れ分を一括償還することで予算を編成いたしております。

国民健康保険特別会計予算につきましては、国民健康保険医療給付費に係る一般被保険者保険税につきましては、被保険者1人当たり5.34%増の6万8,150円となっております。

被保険者1人当たりの医療給付費は、過去の給付実績をもとに算出をし、一般被保険者が1人当たり10.76%増の16万600円、それから退職被保険者が1人当たり17.2%増の29万3,000円程度を見込み計上いたしております。

また、国民健康保険加入者のうち、40歳以上65歳未満の第2号被保険者に対する被保険者1人当たりの介護保険料は、前年度に比べ7.6%増の2万5,537円となっております。

なお、歳入不足見込み分は、国民健康保険財政調整基金から5,000万円を繰り入れて予算を編成しております。

次に、老人保健特別会計予算につきましては、平成17年度の医療費支給実績並びに平成14年度10月から開始されました医療制度改正に伴う老人保健受給者数の減少率及び診療報酬引き下げ等を考慮いたしまして算出いたしておりますが、1件当たりの医療費が増加傾向に相変わらずあります。前年度に比べ2.2%の増加を予想し、給付費及び支給費合わせて42億6,518万円を見込み計上いたしております。歳入につきましては、社会保険診療報酬支払い基金をはじめ国県支出金等については、これはいつものとおりルールに基づき算定をして予算を編成しております。

次に、介護保険特別会計予算については、平成18年の4月からの第3期介護保険事業計画によりまして、保険料の改定が行われ、第1号被保険者の保険料の基準額は4,500円と定めております。保険給付につきましては毎年増加傾向を示しておりまして、本年度におきましても利用者及び利用率の増加並びにグループホーム等のサービス提供事業所の増加、介護保険法の改正に伴います新予防給付費の創設等によりまして、保険給付費は27億8,080万2,000円を見込んで予算を編成いたしております。

介護保険地域支援事業特別会計予算につきましては、平成18年4月から施行される改正介護保険法で定められた地域支援事業を実施をしていきます。そして、地域住民の皆さんの心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行っていくことにより、地域の保健医療及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設けられた特別会計であります。

歳入につきましては、一般会計及び介護保険特別会計からの繰入金及びサービス事業収入を計

上いたしております。

歳出につきましては、地域包括センターの運営費、介護予防事業費、包括的支援事業費、任意事業費及び介護予防事業委託費等を見込んで予算を編成しています。

特別養護老人ホーム特別会計予算につきましては、特別養護老人ホーム「浅茅の丘」「日吉の里」への入所者おのおの50名に係る費用を見込み計上いたしております。

歳入不足見込み額につきましては、一般会計から1億2,300万円程度を繰り入れて予算を編成しています。

簡易水道事業特別会計予算につきましては、市民の皆さんに安全で良質な飲料水を安定して供給していくと。このために年次計画による施設整備等を実施をして、有収率の向上に努めていかなければならないと思っております。

また、水は限られた資源であることをよく認識をいたしまして、節水意識の高揚を図っていき、その有効利用と保全に努めていきます。そして、極めて厳しい財政状況を踏まえまして、施設の統廃合や広域監視システムの集中管理の推進をはじめ、民間技術等の積極的な活用を図りながら、より一層経費の節減と業務の合理化を進め、財政運営の合理化に努めてまいります。

さらに、集落排水処理施設特別会計予算につきましては、施設使用料及び加入金等の諸収入を計上し、歳出は、施設の管理費及び公債費を計上いたしております。

歳入不足見込み額は、一般会計から1,077万1,000円を繰り入れ予算を編成しております。

旅客定期航路事業特別会計予算につきましては、事業収入となる旅客運賃は、利用者の減によりまして年々減少の傾向にありますものの、浅茅湾観光による不定期貸し切り部門の収入が逆に増加傾向にあります。

歳入の主なものとしては、国、県の赤字航路事業補助金を予定しております。歳出につきましては、事業に伴う人件費及び施設の管理費等を計上しております。

歳入不足見込み額は、一般会計から303万4,000円を繰り入れて予算を編成しております。

次に、風力発電事業特別会計予算につきましては、地球温暖化等世界的に自然環境保全の機運が高まる中、対馬市自然エネルギー発電のシンボルとして、対馬の環境保全及びPRの一躍を担っておりところであります。本事業収入の売電事業収益を前年度の91.27%を見込みまして、事業に必要な電気事業費及び公債費等を計上し、残額は風力発電財政調整基金に積み立てることで予算を編成しております。

水道事業会計予算につきましては、地方公営企業として一般会計とは独立して運営をし、経営に関する費用は経営に伴う収入で賄うことになります。

収益的収支は黒字であります。資本的収支につきましては5,199万9,000円不足であります。この不足分につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で補てんをしていくということで予算を編成いたしております。

以上、市政の主要施策を申し述べましたが、限られた財源の中から緊急性そして必要性により選択を行ってまいりまして、事務事業の推進に努めることとしていますが、政策課題はまだまだ山積をいたしております。

また、本市の平成18年度予算においては、前年度に引き続き大幅な財源不足の状況にあります。今後の財政健全化に向けて、対馬市行財政改革大綱及び中期財政計画に基づきまして、行財政改革に積極的に取り組んでまいらなければならないと思っております。特に財政再建を目的とするさまざまな制度の改革は、市民の皆様に痛みを強いることが多々あるかと思えます。その判断に苦慮することも少なくありません。しかし、行財政改革を怠り、現状のままで推移していきますと市財政は赤字に陥ることになり、いずれにいたしましても、市民の皆様に負担増やそれ以上のことが惹起してまいりと思えます。したがって、先ほど申しましたように、市民の皆様に負担増や我慢をそれ以上強いることになってはならないと思っております。私は、健全な本市の行財政運営の確立に向けて、英断を持って改革を実行していくという固い決意であります。

国や県の動向を十分に見きわめて、対馬市総合整備計画に基づき、政策の実現に向けて取り組むことにより、豊かな自然や歴史・文化を生かした「快適で安心して暮らせる魅力ある対馬市」の創造を目指したいと思っております。

なお、ここには方針には記載しておりませんが、平成18年度の組織機構について触れておきたいと思えます。

本議会にも関連の議案を提案しているところでありますが、このたび大規模な機構改革を予定をいたしております。今回の組織機構改革は、行財政改革大綱等に基づきまして、抑制する職員数で的確な行政運営ができる組織にすることに加えまして、当面する政策課題に積極的に取り組み、成果を上げるための組織機構改革であります。政策課題を解決していくためには、戦略や企画、立案に従事するスタッフを充実させる必要がありまして、本庁機能の強化を図ることといたしました。

私は、1次産業と観光の融合するまちづくりを通じ、対馬の元気づくりに取り組んでおりますが、御承知のとおり対馬市の人口は昨年4万人を割り込み、まさに少子高齢化、少子高齢社会にも突入いたしております。このため雇用の確保を喫緊の課題といたしまして、国際交流を含む観光振興、特産品の開発と販路拡大、企業誘致の推進に重点的に取り組むため、観光交流課と商工課の2課体制の観光商工部を産業交流部から分離の上新設し、観光班、国際交流班、自然共生班、商工流通班、企業誘致班等の5班体制で、専門的かつ機動的に振興策を展開をしてまいりたいと

思っております。

特に国際交流については、外交の専門家を顧問またはアドバイザーとして委嘱するよう、今準備を進めております。より戦略的で質の高い交流事業、対馬の活性化につながるような交流事業を展開してまいりたいと思っております。

また、企業誘致につきましても、現在積極的に進出を御検討いただいている企業がいろいろあるわけですが、これらの実現に向けた積極的な取り組みをしてまいりまして、雇用の場の創出を図っていききたいと思っております。

少子化対策では、福祉部に子育て支援班を設置をいたしてまいります。保育所を一元管理をしていく。そういった上で全島の視野に基づく効率化を目指していくということであります。保健師も本庁直轄といたしまして、効率的で柔軟かつ専門的な健康推進サービスを提供することといたしたいと思います。

市役所は、いつも申しておりますように、市民のために役に立つ場所が市役所なんです、いろいろな不祥事で余り大きなことは申せませんが、まさに市民満足度の向上のための行政運営に努めなければならないと思っております。従来にも増して市民ニーズを的確に把握をしていく。市民の皆さんとともにまちづくりを進めなければなりません。このため政策部内に市民協働班を新たに設置いたします、全庁的に市民協働を進めていく仕組みづくりを推進してまいります。

また、文化、スポーツ振興につきましては、対馬古来より本大陸との文化のかけ橋として、その文化の回廊としての役割を担ってまいりました。そのため対馬市には貴重な文化財が多数残されております。この貴重な文化財を検証し、郷土の歴史を再認識をいたしていくと、そして地域おこしにも、あるいは元気づくりにも活用するため、教育委員会に文化財課を新設をいたします。

また、文化、スポーツいずれの面におきましても、昨今の中高生の活躍は目覚ましいものがあります。彼らの活躍は、私ども対馬の大人に大きな勇気や、少なからざる元気を与えてくれるものでありまして、今後とも積極的に支援をしていくことといたしたいと思います。

今後、諸施策の実施に当たっては、市民の皆様の声をよく聞きまして、元気で楽しく安心して暮らせる社会の実現に向けて、可能な限りの最大限の努力をいたす所存でございます。

どうか皆さん議員各位、そして市民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げ、少し長くなりましたが、施政方針の説明にかえさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（平間 利光君） 以上で、施政方針説明を終わります。

暫時休憩いたします。なお、休憩中に本日の議事進行上、議運を開催したいと思っておりますので、再開時間はおおむね45分程度必要だろーと思っておりますけども、後刻5分前には呼び鈴をもって知らせることで御了解を願いたいと思います。議運の委員長さんは、皆さんを招集してくださ

い。

午前11時06分協議会

.....
〔議会運営委員会・全員協議会〕
.....

午前11時38分再開

○議長（平間 利光君） 再開いたします。

ここで議長より発言をさせていただきます。先ほど休憩中に議会運営委員会を開催し、そして全員協議会も開催させていただきました。

御案内のように、今回の入札競売妨害という形の1件の事件性については、御案内のとおりでございますが、この機会に議運の申し出により、市長にもう少し市長の気持ちを聞きたいということでございましたので、市長にもその旨御了解をいただき、ただいまからその質疑を若干行いたいと思います。

ただ申し上げておきたいことは、質疑の回数等については、節度ある発言をお願いし、ましてや言動についてはしっかりと踏まえて発言をしていただくことを、議長からお願いを申し上げておきます。特に今回は、市長に議会としての気持ちを申し上げましたところ、気持ちよく御了解をいただきましたことに感謝申し上げます。

それでは、質疑に入りたいと思います。21番。

○議員（21番 武本 哲勇君） 今回の不祥事について、市長の御見解を伺いたいと思います。

市長は、今議会でも、または市民の皆さんの前でもマスコミの前でも、公共事業については、入札については、すべて廣田助役に任せておるということを言ってこられました。ところが、その廣田助役がこのような不祥事を行ったわけであります。すべてを任せた助役が容疑者として逮捕され送検をされております。まず、この件について現在の心境を伺いたいと思います。

○議長（平間 利光君） 市長。

○市長（松村 良幸君） 自席からよろしくお願いします。21番、武本議員の御質問にお答えいたします。

冒頭申しましたように、こういったあってはならない不祥事が続きまして、私も非常に残念に思っております。これは冒頭陳謝申し上げましたように、報道等を通じて皆さんもよく御承知と思いますが、本当に市民の皆様、また今まで対馬市のまちづくり、元気づくりに御支援を願った国、県、関係機関随所に対しましても同じでありまして、本当に申し訳なく思っております。

ただいま日ごろからマスコミ、あるいは市民の皆さん、廣田助役にすべて任せておるという話ですが、少しそうではありません。私は、常に議会でもつかさつかさにすべては任せております

ということでありまして、入札については、指名委員長である委員長と指名委員会がやっていると
いうことは、これは間違いないところでありますので、すべて廣田に任せているということはい
かがかと思います。入札に関しては、指名委員長である廣田ほか指名委員に任せていることは事
実であります。

私は、常々それぞれの仕事というのはつかさつかさがやるべきだと思ってますし、私は総合的
な管理者として、また地域の経営者として、地域をマネジメントするマネージャーとして非常に
結果責任は私は十分に考えております。美津島町時代から私はそういったことは一貫して、入札、
指名というのは私の本領じゃありません。それはつかさつかさの指名委員会なりがやることであ
りまして、皆さんからの常識とすると、それが不思議と思われるかも知れませんが、20数年
それを通しておりますし、今回も新市になりましても同じであります。

したがって、結果的に私の管理不行き届きということは間違いありませんが、私が関与する、
そういったことをしよったら首長の仕事はできません。これは20数年間それで通してきており
ます。

以上です。

○議長（平間 利光君） 21番。

○議員（21番 武本 哲勇君） 今回の逮捕劇は、まさに入札制度にかかわる問題なんです。そ
れを全件委任された廣田容疑者がこういう状態になったわけですから、それはまさに市長その人
が責任を負わざるを得ないというのは、大方の見方であります。私もそう思っております。

そもそも廣田助役を議会に提案されたのは市長でした。そのときに1票差で彼は信任された。
それはいかに当時の議会が廣田助役に疑惑を感じていたかと、そのことのあらわれであろうと私
は考えております。あなたが廣田助役の素性を知らなかったとされるなら、よほどおかしい。私
はそのように考えます。

もし彼の素性をよくわかった上で助役に提案されたとするならば、それは議会や市民を愚弄す
るものである。そのように廣田容疑者は一部の業者と結託し、言われるような黒い霧に包まれた
行政をしてきた人物であります。それが松村市政のもとで、その黒い霧は今対馬全市を覆いかぶ
さってきてる。

したがって、そのような廣田助役を選任された。そして、その人物に入札制度そのものを、そ
のシステムを責任、すべて責任を持たせた。つかさつかさと言われるけれども、一番重要なつか
さ、そこに廣田助役を据えられたのはあなたであるわけです。

再度聞きますが、そのような助役を選任され、刑事告発され送検をされて、その心境をあなた
はもっと深刻に受け止め、そしてどういう責任をとろうとされているのか。ただ口先で申し訳な
い、そういうことで済むと思っておられるのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（平間 利光君） 市長。

○市長（松村 良幸君） 何と申されましても、結果責任が私にあることは、先ほどから申しておりますように、これは管理不行き届き、管理者としての責任は十二分にあると認識をいたしておりますし、口先だけでという言葉はともかくといたしまして、私は常に懸命にすべて何事でもやってみようというつもりでありますので、今捜査中の中で、全容が解明されない中での軽々な発言はいかがかと思いますが、責任については十分先ほど申しておりますように、また冒頭も申しましたように重々感じております。責任のとり方もいろいろあるかと思いますが。

以上です。

○議長（平間 利光君） 21番。

○議員（21番 武本 哲勇君） 今回の事件で6名の逮捕者が出ましたが、私は特に廣田助役、中原議員、この2名については厳しい司直の判断を期待しているものであります。市長は、この件については、どのように考えておられるでしょうか。

○議長（平間 利光君） 市長。

○市長（松村 良幸君） 人は法のもとにみな平等にあるわけですので、司直の手で、そういった違法行為をしたということであれば、これは厳しく対処しなければなりません。今お話のように送検中と私も聞いております。全容が解明次第、私は私なりの考え方を持っておりますので、そういった上でよく本当にどういうことなのかということで、厳然たる事実逮捕ということで事実でありますので、法治国家の一員である以上、これはそれに従うのは当然であります。その責についても、あなたが御指摘のとおりです。

ただ私は今、脳裏を去来するものは一つの時代、あるいは一つの物事が変わっていく、そういう時代の変り目とか、こういったときには混乱が起こることは認識をいたしておりました。ここまでもかという今難しいものなんだと、六つの町が一つになるということは、それぞれの今までのやり方も違いうだろうし、皆さんの認識もそれぞれあると思います。それはそれぞれの町のトップからはじめ、職員、あるいは議会の先生方、あるいは旧町の町民の皆さん、よくそれは御存じのはずです。

それぞれに提要は違うとは思いますが、今言われたどのように思うかというのは、これは思いは一つだと思います。本当に法を犯した者は厳正に処罰されるべきだと思っておりますし、いささかもその点では見解が違ふことはないと思います。ただ今捜査中でございますので、それ以上のことは軽々に申し述べられないと思っております。

以上です。

○議長（平間 利光君） これで21番議員の質疑は終わります。

なお、21番に申し上げておきます。先ほどの発言の中で、上県方式という言葉が出ました。

これは特定固有に関する問題でありますので、議事録から抹消をさせていただきます。

次に、質疑ありますか。1番。

○議員（1番 小西 明範君） 市長の方に質問をしたいと思います。

今回、異常な事態の中で、今後18年度の予算等の審議は行われるわけではありますが、その前に今回の事件に対する市長としてのけじめをつける必要があるのではないかなと考えております。

顧みますと、合併間もない一昨年の8月の議会で、市長はある議員の質問に対し、「あなたは嫌いな大工さんに自分の家を建てさせますか」という発言がありました。私はこのとき一市民として、これは一自治体の市長のする発言かなと強い憤りを覚えたことを記憶しております。またそのほかにも「火のない所に煙は立たぬと言うが、最近は火のない所にも煙が立つようになって困っている」という旨の発言もされておりました。今回の事件は、こうした市長の一連の発言と時期を同じくして発生していた事件であります。今でもこの一連の発言に気持ちに変わりはないのかお聞きしたいと思います。

次に、市長の発言の時期と同じくして発生したこの事件のときに、私は市長の意向が強く反映されているのではないかと心配をしております。自らの出处進退をよく考えられて、早急な判断をされる必要があろうと思います。市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（平間 利光君） 市長。

○市長（松村 良幸君） まず、前段の「嫌いな大工さんに自分の家を建てますか」ということですかね、こうでしたね。嫌いな大工さんという発言はしてないと思います。それはよくあとで議事録をひもといてください。それは一連の流れの中で、それ一つを取り出すと非常に皆さんが誤解を得ます。

例えば国境政策のなさを、私がもっと政府は国境政策をすべきだということで、実は7月に非業の死を遂げました、突然与那国の町長と国境政策の欠如を盛んに政府に言ってたんですが、インタビューのとき、それも今のように一つのフレーズだけをとらえると大変なことになるんですね。

私は鮮明に記憶をいたしておるつもりではありますが、信頼のない人には、なかなかそれは難しいんじゃないですかと言ったら、ある議員さんが信頼とは何だと、信頼の定義を言ってみろというような趣旨の発言がございました。信頼は信頼じゃないですかと。信頼はどうなんだと執拗に言われるから、例えばそれならあなたは自分を誹謗中傷したり、ないこともあるように言われたり、自分が信じることができない人に、自分のうちを建てるときに、そんな大工さんに建てさせますかと、盗聴機を仕掛けられるんじゃないかなろうか、大丈夫か、うまくいくんだろうかと、今の耐震構造じゃないですが、全く本当に安心な、安全なものができるんだろうかという疑念を持ったら、信頼をする人にやってもらんじゃないですかと、こうあなたが信頼、信頼で例えばの話

をしたんですよということを、その人に言いました。

そうするとこれはいろんなところから、このほか市長は公共事業と自分の家を建てるのに一緒にしてる、私的なもの、公的なもの同じように考えてる、この不見識な市長というおしかりを受けたことも、よく記憶にあります。そのことだろうと思います。それはあくまでも信頼とは何ぞやと、何をもって信頼と言うんだということだったから、信頼は辞書に引いたとおり、信頼は信頼じゃないですかと、それを原則、定義を言えと言われるから、例えばの話をせにやいかんから、そうしてしたわけであります。それで御理解を賜りたいと思います。

それから、火のない所には煙は立たないと言ってたがというお話ですね、こういった一連の、確かにいたしております。昔からことわざに「火のない所に煙は立たず」ですよ。このごろは火はなくても煙が立つこともありますねと、そういう事象もあっておりますということですが、証券取引法にいう皆さんがよく今回御存じの風説の流布というのが、まさにそれじゃないかと思えます。

何もないことをうわさを流し、疑惑を流したと。そして、さもあたかもそのようになるのを、これを利益の改ざんも、決算の利益の改ざんも含め、これ風説の流布と言うんでしょうが、これは刑法の中にあるわけですから、そういうことも想起して、私はもらえばわかると思いますが、昔は道も一つでしたが、道は幾らでもできますよと。あるいは火のない所に煙立たずで、火がなくても煙が立つ時代にもなっているような気もいたしますよと発言したことは、御指摘のとおりであります。この点についても、私も難しい世の中になったなということを感じております。

それから、ちゃんとけじめをつけるべきじゃないかとおっしゃるのですが、それは先ほども申しましたように、責任は非常に感じております。今までもいろいろ流れてますね。また、市長は今度は6月に逮捕される、今度はだれとだれが選挙に出る、そういう話をしてる人もおりますね。11月に逮捕される、12月に逮捕される、1月に逮捕される、2月、3月とね。これは風説の流布じゃなく、何かに基づいて流してある人だろうと思います。

私の家には、ここ3日間、4日間、廣田助役の逮捕後、マスコミの車も含めて8台、10台の車があの国道筋並びます。大船越の市長の家は騒然としてる。車が集まってる。あっちからこっちから朝から電話がかかって寝られません。どんな車かわかりませんが、駐車禁止じゃないから止められるのも結構でしょう。そういういろんなこともあります。

もろもろのことで、先ほどの話のようなことが出てくるんでしょうが、私は自分の出处進退につきましても、ちゃんとこういった捜査の状況が鮮明になり、はっきりいたしますと、私なりに皆さんにも相談をし、やめることで責任がとれることならいとも簡単、それも含めまして、どうしたがいいいのかを相談をいたしたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（平間 利光君） 1 番。

○議員（1 番 小西 明範君） お互いの信頼関係のもとで行政が進められること、これは基本であります。執行者や議会がお互い信頼のもとで、それぞれの責任をきちんと果たすことで、十分住民サービスができるわけでありましたが、今回私がなぜこのような発言をするかといいますと、一連の市幹部職員の逮捕の前には、全く身に覚えがありません、一切かかわっておりませんという報道がなされながら、こういった事件に発展したわけでありまして。そういうことで、これから二度とこういうようなことが発生しないような、厳しい市長の職員に対する綱紀粛正を要求して、私の質問を終わります。

○議長（平間 利光君） 市長。

○市長（松村 良幸君） 冒頭から申しておりますように、非常にざんきにたえないと、本当に申し訳ないと、残念至極とマスコミに対しても言ってきたとおりでございます、たび重なる不祥事につきまして、本当に私も逃げ出したい気持ちでいっぱいです。

しかし、負託を受けた以上、信頼の回復に努めることも、また一つの責任のとり方、いろんなとり方があると思います。これは先ほど申しましたように、事件の全容が解明され一件落着、落着くということはないでしょうが、すべてが明るみに出、終止符が、一連の事件の終止符が打たれた段階で、改めて私は自分の出处進退は、自分でも考えますが、皆さんにも相談しなければならぬと思いますし、その点につきましては、そういうことで御理解を賜りたいと思います。

なお、その間、私はやってる限りにおいては、綱紀粛正はもちろんでございますが、皆さん職員も一糸乱れずやっておりますが、非常に仕事も難しい点多々あります。今、全部書類も警察の方にほとんどが押収されてると思います。そういう中でみな黙々とやってるわけでございますので、かゆい所に手が届かない点もあろうかと思っております。

本当に私もじくじたるものがありますが、私はどうしてこうなったんだろうということ、今でも信じかねますけれども、まだまだいろんな話が聞こえてきますので、よく状況を判断し、捜査の行方を見きわめながら、そして私の出处進退を明らかにして、その間はあなたが言われるように、私が言わなくても皆さん綱紀粛正ということは、耳にたこができるぐらい、職員は今残った永尾助役以下、すべてよく認識はいたしておりますが、認識してる中でこういったことが起こってくるわけですから、事実として、現実の問題として、こういったことが惹起したということは、まごうべくもない現実の問題でありますので、あとは何が真偽なのかということも解明されていくわけでしょうから、くどく言うようですが、全容解明を待って、よく判断をし、また皆さんに御相談もしたいと思っております。

以上です。

○議長（平間 利光君） ほかに。11 番。

○議員（１１番 桐谷 徹君） 市長に片腕の廣田助役、すなわち指名委員長ですよね。そして、梅野さんはその委員です。今でもこの逮捕された後のきょうの現在でも、指名審査委員会、この委員会は正常に機能したと思っておりますか。そして、入札たびのゼロ円、この入札、これは今でも偶然だという気持ちは変わりありませんか。ちょっとお願いします。

○議長（平間 利光君） 市長。

○市長（松村 良幸君） 指名については委員長、副委員長とおりますし、指名委員もおるわけです。御指摘のように、廣田それから梅野が欠けていると思いますけども、委員会としては機能してると思っております。十分そういった轍を踏まないように注意をして機能はいたしておと思っています。

それから、１００条委の告発をされました最低制限価格と一緒にということですね。ぴったんこと通称言う、このことですね。これは私は偶然と言ったことは一つもありません。偶然という言葉を使ったことはありません。積算技術が進んでいるのかなという話はいたしました。偶然と言ったのは別の人じゃないですかね。

だから、確かにその点につきましては、積算技術も進んでおります。だから、特に対馬市の方がそういったことが多かったと思っておりますけども、まあまあ県内でも各市町村、県も含めてそういった最低制限価格とぴったんこという事例は全国的にも出ている、もちろんそれは項目の少ない漁港とか港湾が多いようでございますが、非常に遺憾なことだと思っております。

それを入札漏えいだとか、あるいは漏えいがあるんじゃないか、金額のですね。あるいは偶然とか、偶然のものもあるかもわかりませんが、私は偶然と言った記憶はありませんが、積算技術が進んでいるのでしょう。積算ソフトも出回ってるようですし、あるいは入札調書も今は事後公表で公開をいたしております。予定価格は幾らでした、落札価格は幾らでした、最低制限価格は幾らでした。そうしていきますと、そういった中から長崎県の最低制限は大体このあたりかな、対馬市は大体このあたりかなという、読まれてたということに対して、私はそれは指名委員会の皆さんに、委員長、副委員長をはじめ、あなた方もそういったことを読まれるような最低制限価格の仕方をやるからおかしいんじゃないのと、もっと防ぐ手だてもできなんだという点では、汚点があるんじゃないかと。

７０、皆さんから言われたのは７２から７５でしたとか、そんなこと傾向してたら、今まで精巧な積算ソフトというのは、それは計算されるのは設計単価からはじいてできるものだと思いますが、ただ任意的にやる予定価格とか最低制限価格がわからない限りそうならないわけですが、しかし傾向わかって、３人、４人、５人、おまえはそれに８２を掛けなさい、８３、８４、８５を掛けなさいいうたら、これは出ない数字ではないと思います。

そういったこともあるでしょうし、皆さんが指摘されてるように漏えいがあるんじゃない

かということも、可能性もあるでしょうし、そういった中で皆さんの審議はあったと思いますが、私はそういったことは積算技術の向上、あるいは積算ソフトが皆さんもわかってるように、自社でするところもあれば、入札のたびに積算に頼んでるところもあることも聞いておりますが、そういった点で非常にそこまで積算技術も進んでるのかなということで、非常に私もわからない点が多ございます。

以上です。

○議長（平間 利光君） 11番。

○議員（11番 桐谷 徹君） その指名委員長の廣田助役は、梅野容疑者、要するに梅野部長が逮捕された後日、あるマスコミの取材に梅野部長から相談はなかったと。梅野部長が自ら判断して漏らしたのでしょうかという取材を受けてあるんです。ということは漏えいがあったんではなからうかと、助役そのものは認めてるという内容だと私は思うんですよ。

そして、その次の日に事件関与については全くかかわっていないと、こういう立場上、こういうコメントしかできんのでしょうか、いや私もかかわっておりますよという人は、世の中には私は一人もいないと思うんです。

しかし、指名委員長の廣田助役が、前の日まで取材にはそういうふうを受けて、そして次の日には、これ全くかかわっていないとかというようなことを、果たして私たちは信用しておりませんが、そういう人が指名委員長をやった指名委員会が、ゼロ円入札で私は漏れてないという確信はないと思う。それを市長に今尋ねてるんですよ。

こういうことがあったが、それでも最低制限価格とぴったりになるのはコンピューター、それにソフトの向上で技術が上がったから、そういうふうになる場合もあるという説明をされますけど、そんなものはある程度のところまでは計算はできるんです。

ところが、人が介入した最低制限価格にぴったり合うというのは、これ異常なんですよ。これは何回も市長にはその辺のところも話をしましたが、いまだにその辺は認識が変わってないように私は感じるんですけど、廣田助役のコメントを見た段階で市長はどう、まだ今でも変わりませんか。お願いします。

○議長（平間 利光君） 市長。

○市長（松村 良幸君） 俵、梅野の逮捕後の廣田助役のコメントは、漏えいしたのでしょうかちゅうて言ったのは、それは私も聞きました。それは逮捕は入札妨害ということでは漏えいということ警察が発表しておりましたから、それは漏えいしたんでしょうということになっておると思いますが、その件については逮捕後のことでございます。

それから、通称ぴったんこという制限価格云々の話ですが、だからそういったものが出ること自体が疑惑の対象になるんだから、その出ないような、スパイじゃないですが、乱数表なんか

を使うぐらいの考え方をやっていかないといいですね。予定価格の66.66、3分の2以上が、最低制限価格はそれ以上にしないというものがあるわけですから、そうすると67から89ぐらいのウイングを広げていくと、なかなか当たるはずはないし、さらにまたそれに幾ら積算技術が進んでても、あなたが言うように人為的にこれぐらいでいこうということなんですから、さらにそれ小数点以下80.9599とか、79.9981とか、こういったことをやっていくと、恐らくぴったんこということの、これはどんどん遠のいていくと思います。不可能に近いぐらいになっていこうかと思います。

ただそういった努力がどこにもなされてないということに、私も不思議に思いますし、指名委員会の皆さんには、なぜそういった乱数表使わないのと、こういった事件が起きて話をしたんですが、それから何かずっと使って、75とか78とか、私はようわかりませんが、80とか85とかしたんでしょうけど、そういう中で75にまた変えてみる、前々値が75でまたぴったり、ぴったんこの業者が出たと。いろんなことが出ますので、本当に私自身もじくじたるものがあるんですが、積算技術が進んでることは間違いないと思いますし、要は私は今はそれをとやかく言っても始まりませんので、それに対抗できるだけの方法を、先ほど言いましたようにウイングを広げるとか、小数点以下3けたも4けたもしていくとか、いろんな皆さんに悟られないような、入札公開ですから、入札調書は全部見るんですから、3回、4回、5回やってるうち、ああ対馬市の傾向は大体これからこれぐらいじゃなということで類推される。類推されない、どこに行くかわからないと、どこに飛ぶかわからないというぐらいのものをつくっていくべきじゃないんですかと。そうすると積算上ぴったんこというのは難くなるんじゃないですかという話は、私なりにいたしましたけど、漏えいをしておれば別ですね。

以上です。

○議長（平間 利光君） 11番。

○議員（11番 桐谷 徹君） 質問は3回ですから、最後に責任の問題をひとつ質問したいと思います。

市長は、マスコミの取材に、立て続けに管理職助役が逮捕され、非常に責任を感じていると。市民の皆さんに迷惑をかけ申しわけないと。そして、明日にでもやめたいが、やめずにきちんと努めるのが責任のとり方だと思うというコメントをされてあります。

いろいろ責任のとり方はあるでしょうが、100条の証人尋問のときに、私は市長に助役、廣田助役が市長の出張期間中に印鑑を押した問題、その辺のもろもろの質問をしたときに、部下の失敗は自分の失敗、要するに最高責任者の自分が全責任を負うべきだと、そしてまたそういうふうに考えてますという話をされましたが、今回こういう不祥事をナンバー2の助役が起こされ、そして幹部の部長が起こされ、果たしてこういうコメントでいいのかなと。市民はそれで納得す

るのでしょうかね。

その辺を今まで20何年も美津島町の町長、そして対馬市の市長を続けてこられた市長が、やっぱり決めるところは私はびたっと決め、さすが松村市長だなというところを見せてほしいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（平間 利光君） 市長。

○市長（松村 良幸君） 一連の事件後のコメントの中で、明日にでもやめたい、これは本心です。それは逃げることになるということもありましょう。いやいや、もっとこういった落ちるところも、これ以上落ちるところないぐらい失墜した信頼の回復に努めることも、これもまた責任のとり方もわかりません。私は断定した言葉は言っておりません。よく調べてみてください。明日にでもやめたい、おっしゃるとおり。しかし、信頼回復に努めなければなりません。だから、信頼回復に努めますという断定はいたしておりません。選択肢としては、本当にやめることも責任のとり方もかもしれませんし、あるいは失墜した信頼の回復に、つらくても苦しくても努めていく、これも責任のとり方もわかりませんという話はいたしました。断定はしておりません。

だから、それはよく皆さんと考えて、事件の全容が解明された後に、先ほど申しましたように、どうしたがいいのか、責任を私は回避する気は何もなしです、さらさら思っておりません。だから、本心から言いますと、先ほど言いましたように、本当に明日にでも私でだめだと、議案も通らない、これは執行力がないということになるわけですから、そういった点では、これは執行力のない市長がいつまでもおって、まちづくりだ、市の新しい出発だと言っても始まらないという気持ちがあることも事実です。

しかし、また反面、期待をされ支持していただいて、新しい新生対馬を、これは孫の代に元気な島をつくる基礎づくりをせと、恐らくこういった波乱の道というのは、ここまでとは予測はしませんでしたけど、六つの町が一つ、大変なことだろうという予測はいたしましたけど、ここまで生みの苦しみが終わったと思ったんですが、これだけの誤算の厳しい責めが来ようとは、夢想不到にしまったことですが、いずれにいたしましても、難しいことだなと。これは20数年お世話になった対馬の皆さんに、これは私が泥をかぶるべきはかぶり、基礎的なものはちゃんとして、新しい次のバトンタッチができるような基礎づくりは、くそあほのばかの言われても、だれかがやっていかんやいかんということで、するべきかなと、今非常に千々に私の心も乱れております。これは先ほど申しましたように、全容が解明され次第、皆さんにも相談しますが、私はいろんな人に相談をしてみにやいかんと思っております。

だから、要は皆さんも私どもも考えは一緒なんですから、本当に元気なしまづくり、雇用の場の創出、企業誘致から始まって産業の振興、こういったことですが、こういったことで27日にミスト農法の方で40人、50人来る雇用ができるんですが、これはまた延期になってしまいま

した。日を改めるということは言うてくれますが、どうかわかりませんが、いずれにいたしましても、非常な責任を感じておることは間違いはありません。

私どもの家族なんかも疲労こんぱいいたしております。車があんなふうにして、いやあ、また市長のところがどうだこうだ、いやあ、警察署に勾留されたいという、マスコミの中でさえそういうあれが飛ぶぐらいですから、よく風説の流布を流す人がありまして、11月、12月、1月、2月、3月、今度6月ということらしいですが、まただれがどうしてこうして、かまびすしい話はいっぱい聞こえてきます。あなたはどうかのと言いたいんですが、それは私はこれも風説の流布でございますので、それに関する私どもの市に来た書類も、ちゃんと押収されていってようでございますが、どうなっていくやら私はわかりません。

だから、全容解明というのは非常に複雑なものがあるようでございますので、全容解明され次第、出处進退は改めて御相談をしたいと思っておりますので、前段のとおりでございます。すぐやめる、これほど楽なことはないと思います。実際私もそんな気持ちですが、果たしてそれでいいんだろうかと、また一つあることもあります。

しかし、それは自分のひとりよがりじゃだめなんですから、こうして支持をしていただいた人、期待をしていただいた人に対して申しわけないから、苦しくてもえらくても、歯を食いしばっても倒れても、やっていかにやいかんことはやっていかにやいかんと思っておりますが、今千々に乱れております。そういったことで御理解を賜りたいと思います。

全容解明され次第、御相談を申し上げ、どういう責任をとっていくのか。即刻やめたがいいのか、あるいは信頼の回復に臥薪嘗胆、苦しくとも次のバトンタッチができるような基礎づくりを私がそういうばか者役、ばかだあほだ言われても、そういった基礎づくりをするのが私の役割なのか。新しい市長にそんな汚れ役はできるのかということもありますし、今千々に乱れております。それだけ申し上げて答弁にさせていただきます。

- 議長（平間 利光君） 皆さんにお断りを申し上げておきます。昼食時間は御案内のとおり来ておりますけれども、審議の都合上、この質疑が終了し次第昼食にいたしますので、しばらく我慢願いたいと思います。

次に、2番。

- 議員（2番 永留 邦次君） 先ほどの施政方針演説、厳粛に新年度にかかわる問題でございますので聞きたいと思っておりました。しかし、この事件の後だけに何かむなしくさけたような、そういう思いで聞かせていただいたところでございます。

そこで、お尋ねをいたしますが、市の発注工事に関する問題につきましては、合併当初、16年度からいろいろ町の中でうわさがされておりました。それを引き継ぐ形で昨年10月、100条調査委員会が設置をされたところでございますが、これがいわば端緒となって、偽計入

札妨害事件に発展をしたものと思っております。

これがいわゆる、しかも議員である者が、市の幹部から漏えいを受けたということは、大変ゆゆしき問題でありまして、これは私議員個人としても、市民の皆様におわびをしなければならないというふうに思っております。

それから、いわゆる今回の事件で官製談合の構図が明らかになりつつあるようでございます。そういうことからいたしますと、ほかの事業にもこの種の問題があるのではないか、そういう疑惑がますます深まっているところでございます。

そこでお尋ねをいたしますが、この見え隠れしております官製談合の構図、これが他の工事にも波及はしていないのか。あるいは今後どのような形でこの問題が推移をしていくのか。そこら辺を今の心境で結構でございますので、市長にお聞きしたいと思います。

○議長（平間 利光君） 市長。

○市長（松村 良幸君） 皆さんに同じことなんですが、大変御迷惑をかけておりまして、申しわけないの一言に尽きるんですが、むなしい気持ちでまず予算編成方針を聞いた、施政方針を聞いたということは、そう言われればそうかなと思います。しかし、トップというのは、連合艦隊の司令官でもそうでしょうが、艦が沈むまで役割がある限りは、それは役割として、さも何もなかったように、これは続けていくのがトップの役割だと思っております。そういう点でむなく聞こえたかも知れませんが、お許しを願いたい、御理解を願いたい、このように思います。

それから、官製談合、部長、あるいは課長、あるいは助役ということにもなってる話だと思いますが、業者である議員に制限価格を漏えいしたということ、これはまだ軽々に物は言えませんので、俵、梅野両名に対しては、一応送検されて、話がそういうふうになっております。そして、本人らも認めてるということを聞いております。

今まだ廣田の場合は、そのところが定かじゃありません。全容が解明され次第、こういった判断もいろいろしていかにやいかんと思いますが、今は先ほど来、桐谷議員だったかな、質問にありましたように、永尾副委員長以下指名委員会でやっていきますので、今後についても十分、負の部分の轍を踏まないように留意をしながらやっていくと思っております。

これが他に波及をこれからしていくんじゃないかということについては、そういうことにならないようにするのが私どもの努めでございますし、御指摘のように3月ですから、間もなく丸々2年がたとうとしているんですが、90人の議会のときから指名と入札で明け暮れた対馬の市政だったと私も反省をいたしております。

いずれにしましても、すべて反省の中で、今の永留議員の御質疑に対しましても、重く受けとめて、よく熟慮しながら、今後に対処、対応を誤りなきようにしたいと、このように思っております。御理解を賜りたいと思います。

○議長（平間 利光君） 2番。

○議員（2番 永留 邦次君） そのほかにもう一、二点ございますが、今町のちまたで市長がいつ逮捕されるのか、いつ辞任をされるのか、うみをすべて出し切り、一刻も早く正常化してほしいと、これ周りの声しきりでございます。私は、市長は自ら出处進退について、責任を持ったそういう対応をしていただきたいというふうに思っておりますが、この問題については、先ほどから答弁ございますので、答弁はあえて結構でございますが、もう一つ、市長がこれまでマスコミに発言をされた、その件で私なりにひっかかるところがございますので、これについてお尋ねをいたします。

多分あれは市民生活部次長の逮捕のときだったと思いますが、市長はテレビのインタビューの中で、根も葉もないことをでっち上げて告発をした議会に対して、適当な時期に適切な措置をとるという発言があったわけでございますが、一体議会に対してどういう措置をとられるのか、現時点の考え方で結構でございますのでお願いいたします。

○議長（平間 利光君） 市長。

○市長（松村 良幸君） すべてを一緒にしたら誤解が出てくるんですが、そのことをよくお願いしたいと思います。私は、私の告発の容疑は、いいですか、100条委員会がされた容疑は、業者と偽計をはかり入札妨害をしたと、こうなってるんですよ。私は、どこのどの業者とだれとしたのか、全くそういった根拠もないのにそうしてるから、私はこれは風説の流布も含めて、これは名誉毀損、いろいろあるじゃないですか、たくさん。

私はそういったことで、これは本当言ったら今でもしたいけど、これは私が今それをすれば泥仕合になる、そういったことから、あえて私は推移を待って、これはちゃんと適切に自分の身の証しは立てますよと、対処しますよということで、それはどこにでも言っております。無謀じゃないですか。私は偽証罪でもなければ、何なんですかということで、そんな話をいたしました。

業者と偽計をはかり入札妨害をした、どの業者とどうしたんですか。全く私は身に覚えのないこと、そういったことが走りまくって、今前段に言われたように、11月に助役逮捕、12月は市長逮捕、1月だ、2月だ、3月だって、そういったので皆さんはそういつて疑心暗鬼に皆さんなってるが、いろんなものが出てきます。それは家族とか身内は大変ですよ、これは。だから、そんな話はずっと出ているじゃないですか。だから、あなたのおっしゃるとおり、そういったものは蔓延いたしております。

しかし、それもこれは私はあえて耐えるべきは耐えにやいかん。しかし、やるべきことはちゃんとやっていきます。これだけは、ただ名誉毀損といっても、そう簡単にはいきません。いろんなことをちゃんと準備をいたしておりますからね。私は私なりに、ただ皆さんが言われるように逮捕されると皆さん言ってるが、逮捕されてもやります。私は自分の身の潔白はちゃんと証明を

いたしまして、そういういわれなき、前から言っておりますように、私は教育勅語まで言って、ばかみたいな話を議会でいたしまして、誇りだけが私の取り柄なんですから、誇りが汚されるといことは、命をかけてでもやります。これだけは前から言っているとおりでございますので、何も私はそんなことをとやかく言ってるわけじゃございません。

だから、そういったことでいわれなきものをやって、やられたりすると、議会を告発することはできませんから、これは議会の個人のそれぞれの皆さんをせにやいけません。そういった名誉を著しく傷つけてもらったり、あるいはまだいろいろありますね。幾つも言わんでいいですが、そういうことに対しては、ちゃんと私は個人と個人の、市長たる松村でございますが、私は個人として何々委員なり委員長なりという形での、あるいはそういう個人としての対処をいたします。そういうことです。

○議長（平間 利光君） ほかに。25番。

○議員（25番 畑島 孝吉君） 全員協議会で5名ということで、私まで許可を得ていただいておりますので質問させていただきます。

同僚議員が4名されておりますので、若干重複すると思いますけど、お許しをいただきたいと思います。

この18年の所信表明を本当悲痛と申しますか、苦痛と申しますか、そういう心境で市長はごあいさつされたわけですけど、その中で特に市民皆様の一人一人の幸せと市の将来を十分見きわめながら、確かな間違いのないかじ取りをしていかなければならないと、それから改めて痛感しているところでありますと、非常に力強く言われたわけですけど、まさにその心境だと思いますけど、私なりに考えますと、今のこの対馬の環境状況で、市長が幾ら唱えられても、市民の信頼回復というのは、非常に厳しいと思います、率直に申し上げまして。

そこで、出処進退の問題がございましたけど、その中で廣田助役の全容解明、職員も含めましてですけど、折には考えますと、その折には全容解明がはっきり次第考えますという、今おっしゃっておられますけど、私は選挙で市長も合併後、大多数の信頼を得て就任されたわけでございますので、市民に対して信を問うべきだと、市民に対してですね。私はやめろとかどうか申し上げません。市民に対して、それが信を問うのが市長の礼儀だと思っております。その点についてお伺いいたします。

○議長（平間 利光君） 市長。

○市長（松村 良幸君） 畑島議員のお話もよくわかります。今すぐ辞任して信を問うということは、解散をせずして自分がやめて信を問えということだろうと思います。解散権は御承知のように、不信任案が可決されない限り、解散権は行使できないことは、皆さんがよく100条で勉強されたとおりであります。なおかつ、あとは災害復旧工事の再度の可決ができなかったときのみ

と私は解しております。

したがって、そういうことをわかった上での御発言と思いますので、今即刻退陣をして、市民に信を問うべきじゃないかということだろうと思います。その点につきましては、先ほど来、るる申し述べておりますように、全容の解明がされ次第、いかにすべきか、任期を2年残しております。これも大事なことであります。負託を受けてるわけですから。

だから、先ほどからるる申し上げておりますように、そうしたがいいのか、あるいはリコールも始まるという話も聞いておりますし、これもまた皆さんがそのつもりなら、それもやむを得んです。私に諸悪の根源があるということでしょうから、それも甘んじて受けなければならないと思いますが、いずれにいたしましても、あなたが冒頭申しましたように、私も悲痛な気持ちでこの施政方針は皆さんに申し上げました。先行きのない中で、しかし私は予算編成をしなければならぬ趨勢にあります。したがって、それはそれ、これはこれとして、まさにあなたが申し上げられたような悲痛な気持ちで皆さんに申し上げたつもりであります。

しかし、畑島議員御指摘のように、信を問うべきということは、これは当を得た言い方だと思います。信を問うのは、いつやるかは、それは私は全容解明を皆さんによく相談をしながら、その中でどうするかは対処していきたいと、前段皆さんに申し上げたとおりでございますので、言を左右にすることじゃございませんので、御了解を賜りたいと思います。気持ちはよくわかります。

○議長（平間 利光君） 25番。

○議員（25番 畑島 孝吉君） 時間も経過しておりますので、百戦錬磨の市長でございますので、適切な判断をお願いして、私は質問終わります。

○議長（平間 利光君） 市長。

○市長（松村 良幸君） 適切な判断ができるかどうか、皆さんの信頼も揺らいでるわけですから、私自体もよくよく皆さんに相談をしながらやっていきたいと思います。皆さんの信を問う時期は、2年間の任期があるわけですから、そういうことになったときは、ちゃんと男時女時を考えながら、信を問いたいと思いますが、どうなるかわかりません。皆さんによく御相談をしたいと思っております。

ということで再度申し上げまして、畑島議員さんの心情あふるる質疑に御答弁にかえさせていただきます。

○議長（平間 利光君） これで質疑を終わります。

昼食休憩いたします。午後は1時40分から再開いたします。

午後0時39分休憩

.....

午後 1 時39分再開

○議長（平間 利光君） 再開いたします。

-----・-----
日程第 6 . 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（平間 利光君） 日程第 6、厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を議題とします。

厚生常任副委員長の報告を求めます。10 番。

○議員（10 番 糸瀬 一彦君） 皆さん御承知のとおり、厚生常任委員長の中原委員長が欠席のため、私の方から報告をさせていただきます。

対馬市議会議長平間利光様、厚生常任委員会副委員長糸瀬一彦。

厚生常任委員会所管事務調査報告書、厚生常任委員会の所管事務調査報告いたします。

本委員会に閉会中の所管事務調査として議決を受けた案件のうち、し尿処理についての調査研究について、会議規則第 103 条の規定により報告いたします。

閉会中、2 月 21 日、対馬市議会事務局に委員 6 名集合、桐谷正義委員、三山幸男委員欠席、午後 1 時、対馬北部衛生センターに向け出発、午後 2 時 30 分より工事概要について説明を受けました。

試験運転中の施設見学を済ませ、当施設内会議室において、センター現場代理人青木通氏、所管部関係職員の出席のもと、委員会を開催いたしました。その概要について報告をいたします。

処理施設の円滑な稼動保持のため、7 月に集中する浄化槽の点検時期を、検査当局に改善されるように促していただきたい。

メンテナンスが確実であれば、20 年から 25 年は機械の維持は可能であるとの説明であります。

資源化された堆肥（1 日 300 キロ排出）を商品化できるように検討中であるとの説明であります。

処理水は土壌蒸発散設備で蒸発散処理されるので、外部に排出されることはない。以上が主な説明でありました。

委員会としては施設が故障した場合など、現状の対馬市の施設では対応能力は不十分ではなかろうかと危惧する意見があり、今後の研究課題であります。

また、当センターの整備工事の進捗状況は、本体工事については、ほぼ 100%でありましたが、附帯工事、取り付け道路工事は完成しておりませんでした。

本体の処理施設は近代的な機能により、予想以上の処理水に委員全員納得いたしました。

なお、施設内容及び詳細については、別紙施設案内書を御参照ください。

また、平成 17 年 6 月定例会で申し出をしておりました閉会中の所管事務調査事件については、

今後も調査研究の必要があると思われるので、継続審査といたします。

平成18年度の閉会中の所管事務調査申し出書については、本定例会最終日に提出いたします。

以上で、厚生常任委員会の報告を終わります。

- 議長（平間 利光君） ただいまの副委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（平間 利光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

-----・-----・-----

日程第7．産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

- 議長（平間 利光君） 日程第7、産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を議題とします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。15番、産業建設常任委員長、大部初幸君。

- 議員（15番 大部 初幸君） 産業建設常任委員会所管事務調査報告をいたします。

平成17年第4回定例会において、会議規則第98条の規定により、事務調査の承認を得ておりました当委員会の調査の内容と、その概要を同規則第103条の規定により報告いたします。

当委員会は、2月13日に島居邦嗣委員欠席、ほか全委員出席、行政側より本庁の清水建設部長、担当課長をはじめ関係職員の出席同行、また関連業者である大成建設より末盛副所長、日建設より管理部総括の中垣さんに出席をいただき、今屋敷地区市街地再開発事業の進捗状況及び店舗の入居状況について現地調査を行いました。

また、2月27日に豊玉支所3階小会議室にて、全委員出席、行政側より本庁の清水建設部長、担当課長をはじめ関係職員の出席を求め、委員会を開催し現地調査のまとめを行いました。

説明によると、2月9日に県でテナント状況、収支計画等の審査、また2月22日より25日にかけての中小企業基盤整備機構のヒアリングで最後の借り入れ作業を行ったとのことでありま

す。

再開発ビルへの入居数は現在15店舗、率にして91.6%、残り3店舗分のスペースを1区画とするか、3区画のままにするか検討中だそうです。内容としましては核が1店、地元11店、島外4店で、最悪の場合は15店舗によりスペース拡大となります。1階13店舗、2階5店舗中2店舗が決定しています。あとの1店が3店舗に分かれるか、1店舗に拡大するか調整中とのこと。店舗との仮契約は終わっております。

気になるテナント料ですが、坪当たり5,800円、5%を上乗せして負荷とのこと、これは非常時に対応するためであります。駐車場代月額3,500円、合計で坪当たり9,300円が平均的な負担となります。年間収入は6,600万円となります。また、出資金は月額賃料3カ月

分、敷金も月額賃料の3カ月分で、計6カ月分となります。

運営におきましては、市の支払い分はありません、市の支払いはイベントホール、図書館、離島開発総合センターに係るもので、通常の公共事業分の起債返還分と共益費が毎年生じてきます。計画上は入居率85%で計算されており、1店舗でも抜けるとTMO（株式会社まちづくり蔵原）の収支計画に変動が生じることとなります。このことを考慮した場合、常に入居率を100%にしておく必要があります。

用地の確保につきましては、目の前に建っている1店舗について、土地の所有が島外在住の方、お2人の共有名義となっており、話し合いを続けていますが、条件等が合わず未解決のまま、現在に至っております。

関係者の皆様が1日も早い完成に向けて、鋭意努力されていることは十分理解できましたが、今後も用地問題の早期解決と無事故、無災害での工期内竣工を目指して、努力していただきたいと思います。あわせて再開発ビルが地域経済、文化の中核として、魅力あるものとなることを期待するところであります。

なお、事務調査上において、政治倫理に抵触する疑義が生じたことを申し添えておきます。

また、当委員会では、今後も所管に係るさまざまな問題の早期解決を図るため、引き続き事務調査を継続することに決定いたしました。

平成18年度の閉会中の所管事務調査申出書については、本定例会最終日に提出をいたします。

以上で、産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（平間 利光君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。23番。

○議員（23番 桐谷 正義君） 2点ほどお尋ねをいたしますが、まず1点目ではありますが、委員長報告の中で駐車場代月額3,500円というのがありますが、これはどの分野をどういう形で駐車月額取るのかということ、もう少し補足説明をお願いしたいと思います。

それから、委員長報告の中で1区画3店舗にするか1店舗にするかわかりませんが、現状、現在の状況の中で、その入居者の決定ぐあいは見通し立っておるのかどうか、今全くまだ立っていないのかどうか、その辺をもう少し詳しくお願いいたします。

それから、最後の方ではありますが、事務調査上において政治倫理に抵触する疑義が生じたことを申し添えておきますということで、よく詳しくわかりませんが、もし説明ができれば、もう少し説明をお願いしたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（平間 利光君） 15番。

○議員（15番 大部 初幸君） 月額駐車場3,500円につきましては、1店舗が、これは共益費含めた3,500円だということをお聞きしております、月です。

それから、二つ目は1区画をそのままということですけど、これは今15店舗が確実に決まっております。あとの18店舗の計画に向かって、今あるところで交渉中だそうです。

それから、先ほど疑義が生じたということの件なんですが、これは再開発設計上の問題がありまして、実際にかかわってるのが、一議員が公共のことにかかわっているということが出ましたので、実際的に公共工事に現職の議員がかかわっているのかというのが発したわけでございます。

以上です。

○議長（平間 利光君） 1番。

○議員（1番 小西 明範君） 今委員長報告の中で、桐谷議員と重複するところがあるんですが、政治倫理に抵触する疑義が生じたことを申し添えておきますということで、今公共工事の話とかがありましたが、このままこれで終わるのか、あるいは今後どのような処置を講じるのか、あるいは政治倫理に抵触する疑義があるなら、政治倫理審査会に審議を申し出るのか、その辺をお聞きいたします。

○議長（平間 利光君） 暫時休憩いたします。

午後1時54分休憩

午後1時55分再開

○議長（平間 利光君） 再開いたします。

1番、よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間 利光君） 質疑なしと認めます。

以上で、産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告終わります。

日程第8．空路改善調査特別委員会の閉会中の調査報告

○議長（平間 利光君） 日程第8、空路改善調査特別委員会の閉会中の調査報告を議題とします。

空路改善調査特別委員長の報告を求めます。空路改善調査特別委員長、大浦孝司君。

○議員（13番 大浦 孝司君） 空路改善調査特別委員会調査報告をいたします。

閉会中の継続調査といたしておりました空路改善調査特別委員会の調査・研究等の結果を、会議規則第103条の規定により、次のとおり報告いたします。

福岡・対馬間は、御承知のとおり126人乗りジェット機5便が就航しておりましたが、全日空はこれを平成18年4月1日より全便74人乗りのプロペラ機、これに切りかえる方針とし、実施までにはジェット機の段階的減便とプロペラ機の増便で対応する内容を提示していたのであ

ります。

対馬空港は、開港以来30年の経過をたどる中で、当区間の平均搭乗率は約70%に達しており、国内ローカル線では極めて利用度が高く、ほかの赤字路線とは比較にならないところであります。

全日空のダイヤ改正は、対馬島民に不利益をこうむるとの判断により、当委員会を立ち上げ調査・研究を重ねてまいりましたが、全日空への要望書を議長名で作成し、ジェット便の維持と料金値下げについて要請したところであります。

平成17年2月8日に同社のネットワーク戦略本部長より、ジェット2便の維持は約束をしたところでありましたが、9月にこれを撤回し、計画どおりプロペラ化を目指す方針に方向を転じたのであります。市当局は、同年10月8日に松村市長、松原政策部長が上京し、全日空本社へ要望書を提出、ジェット2便の維持を要請しました。このことに対する回答は、本年1月上旬のことでありましたが、当委員会もその回答内容次第で委員会の活動を決定する旨申し合わせたのであります。最終的には1月31日付で正式に運航計画が提示され、これをもとに日程調整の上、2月17日に委員会を開催。委員5名のうち永留邦次委員は政務調査による島外視察のため欠席、市長部局より廣田助役、松原部長及び西川主査が出席し、また今回は航空貨物利用面から幅広い意見を把握することが重要と判断の上、長崎県漁連より対馬事業所長、福岡事業部長を招いての開会となりました。

早速、市長部局より全日空の回答内容の説明を次のとおり受けております。それによりますと4月、5月はジェット2便、プロペラ4便、6月から8月、ジェット3便、プロペラ3便、9月はジェット2便、プロペラ4便を就航させる内容となっております。なお、10月以降については全く未定という内容でありました。

端的に言えば平成18年4月より全便プロペラ化は一応回避したことは評価できるものの、下半期の約束がとれていない以上、全便プロペラ化への方向性が全くなかったとは言い切れないとの判断で一致したところであります。

次に、会議では、二つの問題について慎重なる審議を行いました。その1点は、航空貨物であります。同区間は年間700トン程度の取り扱い量がございましたが、対馬からは高級魚の出荷が大半を占めており、特に養殖マグロの出荷はプロペラ機では対応できないことが予測されていたにもかかわらず、同社からは全く問題はないとの説明がございました。

しかし、このクロマグロの出荷期間は通常11月から翌年4月までであり、出荷実績が今回明らかになったので漁連より報告を次のように受けております。それによりますとプロペラ機にはわずか2本しか積めず、ジェット機で15本前後の取り扱いであります。したがって、やむなく船便としてトラック輸送が主体となっております。販売範囲が限られ、価格にはね返ることにな

ります。1本当たりの出荷経費は、船便と空輸ではほとんど差がございません。全国を範囲とした割高な市場や量販店へのお荷をすることで有利な販売を展開してきましたが、このプロペラでは大変支障を来しているとのことでございます。

平成18年度のクロマグロの出荷は6,430本、19年度は1万3,450本の計画があるといわれています。ちなみに、高級魚のアマダイ、ヨコワ、アカムツ及びヤリイカ等も空輸の対象であり、このプロペラ化は対馬の水産振興上与える影響ははかり知れないところとの見解を示しております。

次に、空路で一番心配されることは安全運行であります。同機はカナダのボンバルディア社製でダッシュ8-400と称され、国内では全日空の大阪（伊丹）空港・高知間に平成15年11月に初めて導入され、伊丹空港の騒音対策が主な要因のところでありました。

しかし、就航後の機体のトラブルは後を絶たず、四国高知では大きな問題となっております。高知新聞によりますと、トラブルの原因は電気、油圧系統故障、車輪格納不能、自動操縦装置の故障等で、余りの不具合の件数の多さに欠陥機としてのラベルが張られていると言っても過言ではありません。調べによりますと、昨年末までの同型機の故障による欠航は全国で84回、引き返しは14回にも及んでおります。

さて、対馬空港の実態については、次のとおりであります。昨年11月は2件、12月6件、今年1月2件、就航わずか4カ月でこのようなありさまであります。いずれにしても機体故障による欠航ですが、特に1月28日の1696便については、簡単に見逃せない故障の情報を得ており、修理対応は2日間以上に及び、3日目にやっと対馬空港を離陸した模様であります。

当委員会は、この貨物搭載と安全運行の2点については、会社ペースで一方向的に処理することは断じて許すことのできないものと判断の上、3月定例会前に全日空に来島の上説明を求める旨、市長部局に要請することで委員会は閉会しました。

しかし、残念ながら時間の都合上、本日まで全日空の対応はできておらず、2月27日付で一部書面により故障の原因等の報告がありましたが、対応は不十分と判断し、今後においても閉会中の継続審査を引き続き行うことで委員会は決定したところであります。

以上で、空路改善調査特別委員会の中間報告といたします。

- 議長（平間 利光君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。12番。
- 議員（12番 宮原 五男君） 今のダッシュ8の400型ですかね、これが11月から1月の間までに10件ぐらいの故障がっております。その中に1月28日の1696便については簡単に見逃せない故障の情報を得ており、修理対応は2日以上に及び、3日目にやっと離陸したと書いてありますが、この見逃せない故障って、これかなり厳しい故障のようでありますので、そのところがわかれば詳細をよろしくお願いします。

○議長（平間 利光君） 13番。

○議員（13番 大浦 孝司君） 1月28日の、28日の多分朝来たやつが帰る便だったと思います。それが飛ばなかったと、飛べなかったということで、私もその現場は翌日確認しております。それで、地元の情報でございますが、2日間、全く対応に携わったが飛べなかったと、それで3日目にやっと飛んだんだということで、非常に何か重要な問題があったんだろうという憶測はございましたし、それをよくよく調べてみました。

地元の情報ではフライトコントロールの故障、操縦系統がトラブり、対馬空港に夜間駐機したと、こういうふうに簡単に書いてございます。全日空にこのことについて嚴重に事故の原因と、その対応について求めたいということで、市役所を通じてそういうふうな情報を流してたわけですが、その1点の中で2月の27日に書面で来ております。読み上げます。

全日空より、エンジン始動後、機長側の操縦輪が反時計方向に動かなかった。整備処置に時間を要し欠航した。これ左側にかじは回るが、右には回らんということでございます。これはもしフライトすれば大きなことになって、飛行機は旋回したままということになろうかと思いますが、そこの事情も含めて、私はわずか数カ月で10回も欠航する、引き返すというようなことが、対馬でも高知と同様あっておる状況の中で、これは全日空側に来ていただいて、貨物のことも以前から大丈夫ですと、乗りますと、マグロは乗りますと言ったけども、そうではなかったことを含めて、嚴重に地元の声を伝える必要があるということで、3月定例会前に何とか対馬に来ていただいてその説明、こちらからのその忠告もせにやいかんということを望みましたが、それが対応ができなかったということでございます。

以上で報告終わります。

○議長（平間 利光君） 12番。

○議員（12番 宮原 五男君） かなり厳しい故障のようですので、これは今のところ事故が起きてないので、皆さん何も言うことはないような状況ですが、これがもし事故につながる、まして事故があった後で、これはそれを問題にしようたら遅いので、このことは全日空側とよく話されて、それで今後の飛行についての対応策をしっかりと理事者側とよく話されて、改善するようにしていただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（平間 利光君） 委員長。

○議員（13番 大浦 孝司君） かように存じておりますが、皆様の一つ伝えたいことは、昨年の10月8日に市長以下上京されて、4月からのプロペラ化の強行を、何とかそれでは対馬は困るということで、議会の方もやったんですが、そこを突っぱねまして、全日空が、一転二転した中で、それをプロペラ対応なったということだけは、私は今回評価して、その後、9月30日以降の下半期の対応も、こういうふうな不十分な飛行機じゃなくて、ジェットの就航をお互いに理

事者側とそういうふうな運動を展開していきたいと思います。

とりあえず本委員会は、この２点について強く指摘いたしまして、その改善を取りつけて、次の展開で話ができれば終結をしたいというふうな考えを持っております。

以上です。

○議長（平間 利光君） ほかに質疑ありませんか。１番。

○議員（１番 小西 明範君） 今の報告の中で、全日空の方に欠航のトラブルの原因の調査、あるいは説明をお願いしたけれども、納得のいく説明はないということですが、全日空としては自分の会社の名誉にかかわることですから、できるだけ隠したいのが心情であろうと思います。

そういうことで、国土交通省の航空局の事故調査委員会とかあります。そういうところに紹介をして、詳しい報告があっているか。あるいはそういったトラブルの調査をされているか、その辺を紹介されたら、もっと詳しい情報が入るんじゃないかと思いますが、宮原委員も言われましたように、これは島民の、あるいは観光客の生命、財産にかかわる問題ですから、厳しく対応をしていただきたいと思います。

○議長（平間 利光君） ２３番。

○議員（２３番 桐谷 正義君） 今委員長の話聞きまして、聞きよる中で私、非常に空路問題は重要な問題であります。今の委員長報告では次回で終結を報告聞いてしたいと。特別委員会ですから短期間というのが原則であります。できれば委員長も総務常任委員会のメンバーでありますので、事の状況によれば特別委員会ではなくして総務常任委員会で、今後の対馬の航路ということで終結すれば、それで終わればいいですが、非常に多くの問題含んであるようでありますので、総務常任委員会に切りかえて、総務常任委員会で審査するということも含めて検討していただきたいことをお願いして、私の要望いたします。

○議長（平間 利光君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間 利光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、空路改善調査特別委員会の調査報告終わります。

-----・-----・-----

日程第９．総務文教常任委員会の審査報告（再議請求について）

○議長（平間 利光君） 日程第９、総務文教常任委員会の審査報告（再議請求について）を議題とします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長、小川廣康君。

○議員（１４番 小川 廣康君） 総務文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

平成１７年第４回定例会において、会議規則第３７条の規定により当委員会に付託されました

案件は、平成１７年第４回臨時会において議決され、その後、松村市長より再議請求されました
発議第１０号、発議第１１号、発議第１２号、発議第１３号、発議第１４号及び発議第１５号で
あります。

本件の審査報告を同規則第１０３条の規定により、次のとおり行います。

当委員会は、平成１７年１２月２０日に豊玉支所会議室において、内田総務部長及び平間課長
補佐の出席を求め、内田部長から再議請求の理由説明を受けた後審査を行いました。

本件は、いずれも平成１７年９月８日に執行された入札に関する調査特別委員会において、延
べ２３回の調査に基づき、本会議においても原案どおり可決され、既に議長の名のもとに競売入
札妨害罪等で告発した案件であります。

当委員会に審査付託されたことに矛盾を感じながらも、付託された以上、慎重に審査すべきと
の観点から、今後の審査方法について協議をいたしました。

平成１８年１月１３日、豊玉支所会議室において、小宮政利副委員長は欠席でありましたが、
審査を行いました。地方自治法第１００条第９項に違反していることが再議請求の提案理由であ
ることと、提案者である対馬市長が指導を受けた長崎県地域振興部市町村課長の詳しい見解を伺
いたいとの委員会の総意に基づき、同市町村課長に面会を求めることを決定をいたしました。

閉会中の付託審査であるため、会議規則第９９条の規定により議長の委員派遣の承認を得て、
１月２４日に日帰りの日程で長崎市に出向き、長崎県市町村会館５階会議室において、永留邦次
委員は欠席でありましたが、ほかの公務のため長崎市に滞在中でありました平間議長も同席して
いただきました。

県当局からは松尾太一市町村課長、松尾明彦総括課長補佐、田尾康浩係長及び川端博子主事に
出席をいただき、地方自治法第１００条第９項の解釈について、委員からの質疑を交えながら見
解を求めました。県当局の見解は、議会に告発権があるのは、地方自治法第１００条第３項及び
第７項に該当する場合に限定され、これに該当しない議決は同条第９項に違反し、同法第
１７６条第４項の「議会の議決がその権限を超えまたは法令もしくは会議規則に違反すると認め
るとき」に該当する可能性が高いと思料されとのことでした。

なお、県当局の見解は、あくまで地方自治法に沿った判断であるとの前提に立つもので、刑事
訴訟法による指導はありませんでした。

その後、２月９日に豊玉支所会議室において、小西明範委員は欠席でありましたが、委員会を
開催し審査を行いました。同法第１００条第９項の解釈や刑事訴訟法第２３９条第１項中の、い
わゆる「何人も」の解釈について審査したのであります。その中で先の調査特別委員会において
も、同委員会の担当弁護士の指導を仰ぎ、判例等に照らすと議会として告発し得るとの報告もあ
りました。

また、当委員からも同様の意見が出され、採決の結果、本案は賛成多数で先の議決のとおり可決すべきものと決定をされました。

なお、会議規則第101条の規定により少数意見の留保が行使され、委員長経由で少数意見報告書を議長に提出したことを申し添え、委員長報告といたします。

以上です。

- 議長（平間 利光君） 次に、本件について小宮政利君から会議規則第101条第2項の規定により少数意見報告書が提出されております。

この際、少数意見の報告を求めます。7番、小宮政利君。

- 議員（7番 小宮 政利君） 対馬市議会議長平間利光殿、少数意見の報告書、2月9日の総務文教常任委員会において、留保した少数意見を次のとおり、会議規則第101条第2項の規定により報告をいたします。

本案に対し（瑕疵ある議決であると）対馬市長から再議請求の提出がありましたが、議会は平成17年12月16日の第4回定例議会本会議において議決することができず、当委員会に付託をされました。

先ほど委員長報告のとおり、その後、委員会4回（委員派遣1回を含む）が開催をされ、審議の結果、賛成多数で可決をされたのであります。

しかしながら、私たちは当委員会での審議の経過の中で、先の議決は地方自治法第176条の「議会の瑕疵ある議決」であると判断をし、本案について留保させていただきます。

総務文教常任委員小宮政利、賛成者、兵頭榮。

- 議長（平間 利光君） これから委員長報告並びに少数意見の報告に対する質疑を行います。23番。

- 議員（23番 桐谷 正義君） 1点だけお尋ねいたしますが、この委員長報告の中で県の自治法に対する再議に対する見解として、長崎県地域振興部市町村課長ほか数名に意見を伺ったと、行って伺ったと書いてありますが、この問題は地方自治法と刑事訴訟法との見解の違いということが、本会議でいろいろ論争になった案件であります。その辺で刑事訴訟法の中で、今委員長報告の中でよくわからない点は、弁護士の見解というんですか、やれる、何人もということやれるという見解は、委員会として弁護士のところに紹介をして問われたものかどうか、その辺を1点確認したいと思います。

- 議長（平間 利光君） 総務委員長。

- 議員（14番 小川 廣康君） ただいまの質問についてお答えをいたします。

委員会で審議の中でどういうふうな手順で審査をしていくかというふうなことで、いろいろ議論がありまして、その中で旧100条委員会といいますか、その中での12月の本会議の中で、

当時の委員長報告がございまして、その中の議事録等もいろいろひもといてみまして、その中で委員長の説明の中で、刑事訴訟法にかかわる分については、議事録の中で調査をいたしまして、弁護士等との審査については、面会については必要ないんじゃないかなろうかというふうな意見が出たわけでございます。

しかしながら、再議請求があった松村対馬市長側からの再議請求の提案理由が、あくまでも地方自治法にのっとった瑕疵ある議決だというようなことで、地方自治法、特に100条第9項の解釈について、県当局の具体的な指示を仰いだ方がいんじゃないかという委員会の総意に基づいて、地方自治法をあくまで基本にして、県当局からの指導を仰いだというようなことで、刑事訴訟法については、当時の委員長報告の中にもありましたように、事詳しく議事録の中で書いてありましたので、この件については省略をさせていただいております。

以上です。

○議長（平間 利光君） 23番。

○議員（23番 桐谷 正義君） これ100条の特別委員会では、特に弁護士等の意見も聞いて、刑事訴訟法で何人も告発できるという観点から、告発はできるんだという見解は、100条委員会のメンバーは14名であります、それは認識しておると思うんです。そういう観点から地方自治法で告発はできないということで再議にかけられた案件でありますので、私は願わくば双方の見解といたしますが、だから県の方は地方自治法に対する見解だけ述べて、刑事訴訟法と地方自治法との関係は述べてない、今の委員長報告では述べられてないような感じであります。

そうなりますと、あえて100条調査委員会が言われた刑事訴訟法239条でやれる、何人もやれるという見解を聞く必要があったのではないかと私は認識をしております。そういうことで終結されて、その辺は聞いてないけれども、総務委員会のメンバーの中に100条委員は4名もおりますので、その辺は十分その4名の方は知っておられたんだろうと思うんです。

私としては、本会議でこれは採決しなければいけないわけですが、もし再議にかけられたものを本会議で可決した場合に、これは法律上で長崎県知事の裁定に付さなければいけないというのが普通常識であります。そういうことでその辺まで行くか行かんか、今後採決で決まるわけですが、その辺まで行かなければ決着つかないのかどうかと、これは議会の皆さんのそれぞれのおの考え方決まるわけですが、その辺のところは総務委員会も十分認識されて、今回終結されたんだろうと思うんですが、願わくばそういう弁護士等の意見等も聞いてほしかったなあと思いますが、そういうことでその方は調べて聞く必要はないということで認識でありますので、その辺のところは早速委員長報告がありましたので、本会議にかけるしかありませんので、その辺のところは認識をいたしました。わかりました。

○議長（平間 利光君） 委員長。

- 議員（１４番 小川 廣康君） その件については、当委員会の総意に基づいて審査を進めてきたことでもあります。当初委員長報告でも申し上げましたように、これは本来我々２６名の議員が本会議において議決されたことを、再度また私たちの総務文教常任委員会に審査を付託された案件でございまして、審査の段階で非常に難しさも感じてまいりましたが、８名の委員総意に基づく結果でございますので、あとは本会議で皆様方の判断を仰いでいただければいいんじゃないかと、このように考えております。

以上です。

- 議長（平間 利光君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（平間 利光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（平間 利光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから違反事件の告発に関する発議第１０号から発議第１５号までの６件を順次採決します。

この採決は起立によって行います。

委員長の報告は、６件ともに先の議決を可とするものです。

まず、発議第１０号、平成１７年９月８日執行された入札に関する違反事件の告発については、先の議決のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（平間 利光君） 起立多数であります。したがって、発議第１０号は、先の議決のとおり決定しました。

次に、発議第１１号、平成１７年９月８日執行された入札に関する違反事件の告発については、先の議決のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（平間 利光君） 起立多数であります。したがって、発議第１１号は、先の議決のとおり決定しました。

次に、発議第１２号、平成１７年９月８日執行された入札に関する違反事件の告発については、先の議決のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（平間 利光君） 起立多数であります。したがって、発議第１２号は、先の議決のとおり決定しました。

次に、発議第１３号、平成１７年９月８日執行された入札に関する違反事件の告発については、

先の議決のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（平間 利光君） 起立多数であります。したがって、発議第13号は、先の議決のとおり決定しました。

次に、発議第14号、平成17年9月8日執行された入札に関する違反事件の告発については、先の議決のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（平間 利光君） 起立多数であります。したがって、発議第14号は、先の議決のとおり決定しました。

次に、発議第15号、平成17年9月8日執行された入札に関する違反事件の告発については、先の議決のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（平間 利光君） 起立多数であります。したがって、発議第15号は、先の議決のとおり決定しました。

暫時休憩いたします。再開を14時50分といたします。

午後2時36分休憩

.....

午後2時50分再開

- 議長（平間 利光君） 再開いたします。

-----・-----・-----

日程第10．議案第52号

日程第11．議案第53号

日程第12．議案第54号

日程第13．議案第55号

- 議長（平間 利光君） 日程第10、議案第52号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてから、日程第13、議案第55号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてまでの4件を一括して議題とします。

各案について提案理由の説明を求めます。総務部長、内田洋君。

- 総務部長（内田 洋君） ただいま一括して議題に供されました議案第52号から議案第55号までの4案について、その提案理由と内容を説明申し上げます。

本4議案は、本市が加入しております長崎県市町村総合事務組合の規約を、県内他市町村の合併により一部変更するため提案するものであります。

なお、4議案とも地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第52号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少については、平成18年3月31日に加津佐町、口之津町、南有馬町、北有馬町、西有家町、有家町、布津町及び深江町の南高来郡8町が合併し南島原市が設置され、宇久町及び小佐々町の北松浦郡2町が佐世保市に編入合併いたします。また、これらの町が関連いたします南高南部衛生福祉組合、深江布津衛生組合及び北松浦北松南部広域連合が解散いたしますので、平成18年3月30日をもって当総合事務組合から脱退させるものであります。

議案第53号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更については、平成18年3月31日をもって南島原市を加入させることに伴い規約を変更するものであります。

変更の内容は、次のページにお示ししておりますとおり、別表第1、組合を組織する組合市町村の表を先ほどの10町2組合を削除し、新たに南島原市を加え、「小浜地区保健環境組合」を「雲仙南島原保健組合」に改め、別表第2の組合の共同処理する事務と団体の表中「全広域連合」を「西彼・西彼杵広域連合」に改めるものであります。

附則で、施行期日を平成18年3月31日からと定めております。

議案第54号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少については、平成18年3月31日をもって長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合及び西彼中央衛生施設組合が解散いたしますので、同日をもって当総合事務組合から両組合を脱退させるものであります。

次に、議案第55号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更については、平成18年4月1日から諫早市及び松浦地区消防組合を加入させることに伴うこと、また、当組合議会議員の数の減少及び議員の選出の方法の変更等規約の一部を変更するものであります。

変更の内容は、次のページにお示ししております。水防法の改正による適用条項の改正、組合議会議員の定数を8人とすること、議員の任期を2年とすること等に変更し、別表第1の組合を組織する組合市町村から「長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合及び西彼中央衛生施設組合」を削り「諫早市」を加えるよう改め、別表第2の組合の共同処理する事務と団体から「長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合に関すること」を削り、「諫早市に関すること」を加えるよう改めるものであります。

附則で、施行期日を平成18年4月1日からと定めております。

なお、それぞれの議案ごとの末尾に新旧対照表を添付しておりますので御参照ください。

以上であります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（平間 利光君） これから各案に対する一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（平間 利光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第５２号から議案第５５号までの４件は、会議規則第３７条第２項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（平間 利光君） 異議なしと認めます。したがって、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（平間 利光君） 討論なしと認めます。これから議案第５２号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてから、議案第５５号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてまでの４件を一括して採決します。

お諮りします。各案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（平間 利光君） 異議なしと認めます。したがって、議案第５２号、議案第５３号、議案第５４号及び議案第５５号は原案のとおり可決されました。

-----・-----・-----

日程第１４．議案第５６号

日程第１５．議案第５７号

- 議長（平間 利光君） 日程第１４、議案第５６号、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について、及び日程第１５、議案第５７号、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散についてまでの２件を一括して議題とします。

各案について提案理由の説明を求めます。総務部長、内田洋君。

- 総務部長（内田 洋君） ただいま一括して議題に供されました議案第５６号と議案第５７号の２案について、その提案理由と内容を説明申し上げます。

本２議案は、本市が加入しております長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合の規約を、県内他市町村の合併により一部変更するため提案するものであります。

なお、２議案とも地方自治法第２９０条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第５６号、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更については、議案第５２号同様、南高来郡の８町と北松浦郡の２町が廃

止されることから、この１０町を平成１８年３月３０日をもって脱退させ、このことに伴い規約の一部を変更するものであります。

変更の内容は、次のページにお示ししておりますとおり、別表２の構成団体から先ほどの「１０町を削り」を改めるものであります。

附則で、施行期日を平成１８年３月３１日からと定めております。

次に、議案第５７号、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散については、市町村合併により加入団体が減少し、その事務量等も減少することから、平成１８年３月３１日をもって当組合を解散するものであります。

なお、今まで当組合が所掌しておりました事務につきましては、長崎県市町村総合事務組合が引き続き取り扱うことになっております。

また、それぞれの議案ごとの末尾に新旧対照表を添付しておりますので御参照ください。

以上であります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平間 利光君） これから各案に対する一括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間 利光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第５６号及び議案第５７号の２件は、会議規則第３７条第２項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間 利光君） 異議なしと認めます。したがって、議案第５６号及び議案第５７号の２件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間 利光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第５６号、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について、及び議案第５７号、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散についての２件を一括して採決します。

お諮りします。各案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間 利光君） 異議なしと認めます。したがって、議案第５６号及び議案第５７号は原案のとおり可決されました。

-----・-----・-----
日程第１６．議案第５８号

日程第 17 . 議案第 59 号

- 議長（平間 利光君） 日程第 16、議案第 58 号、長崎県市町村土地開発公社定款の変更について、及び日程第 17、議案第 59 号、長崎県市町村土地開発公社定款の変更についてまでの 2 件を一括して議題とします。

各案について提案理由の説明を求めます。総務部長、内田洋君。

- 総務部長（内田 洋君） ただいま一括して議題に供されました議案第 58 号と議案第 59 号の 2 案について、その提案理由と内容を説明申し上げます。

本 2 議案は、本市が加入しております長崎県市町村土地開発公社の定款を、県内他市町村の合併により一部変更するため提案するものであります。

また、2 議案とも公有地の拡大の推進に関する法律第 14 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第 58 号、長崎県市町村土地開発公社定款の変更については、当公社の設立団体から北松浦郡の 2 町が脱退し南高来郡の 8 町は南島原市として引き続き加入することから、定款の一部を変更するものであります。

変更の内容は、第 24 条第 2 項の基本財産の額を、自主的に脱退いたします宇久町及び小佐々町の出資額 220 万円を差し引いた 9,421 万 3,000 円に改め、別表第 1 の設立団体と別表第 2 の出資額をお示しいたしておりますとおり改めるものであります。

附則で、施行期日を平成 18 年 3 月 31 日からと定めております。

次に、議案第 59 号、長崎県市町村土地開発公社定款の変更については、当公社の設立団体の数が減少し 14 団体になることから、役員数等の変更を行うものであります。

変更の内容は、第 6 条及び第 18 条の役員の人数等の表記を「名」から「人」に改め、理事の数を 17 人以内とし、副理事長を 1 人、監事については 30 人以内、常任理事の定数を 10 人以内に変更するものであります。

附則で、施行期日を平成 18 年 4 月 1 日からと定めております。

なお、それぞれの議案ごとの末尾に新旧対照表を添付しておりますので御参照ください。

以上であります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

- 議長（平間 利光君） これから各案に対する一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（平間 利光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 58 号及び議案第 59 号は、会議規則第 37 条第 2 項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（平間 利光君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号及び議案第59号は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（平間 利光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号、長崎県市町村土地開発公社定款の変更について、及び議案第59号、長崎県市町村土地開発公社定款の変更についての2件を一括して採決します。

お諮りします。各案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（平間 利光君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号及び議案第59号は原案のとおり可決されました。

-----・-----・-----

日程第18．議案第1号

- 議長（平間 利光君） 日程第18、議案第1号、平成17年度対馬市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務部理事、勝見末利君。

- 総務部理事（勝見 末利君） ただいま議題となりました平成17年度対馬市の一般会計補正予算（第6号）の提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算は地方税の減額、地方交付税の追加、及び基金からの繰入金を減額し、地方バス路線維持費補助金、老人保健特別会計繰出金、生活保護費及び救急二次病院運営負担金等を計上し、その他の事務事業の執行残を調整いたしております。

第1条の歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,013万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ381億6,058万4,000円と定めております。

第2項に、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるといたしております。

第2条の繰越明許費は、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」によるといたしております。

第3条の債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」によるとしております。

第4条の地方債の変更は「第4表 地方債補正」によるといたしております。

まことに恐縮でございますが、提出年月日の訂正をお願いいたします。平成17年度を平成18年度に訂正方よろしくをお願いいたします。

8ページから12ページにかけまして、第2表繰越明許費については、用地交渉、国庫補助交付決定の遅れ、及び工事中止等により標準工期を大幅に割り込むことになりましたので、年度内完成が困難となり繰り越すものであります。林業関係で2件、水産業関係で21件、商工関係で1件、道路関係で11件、港湾関係で1件、都市計画関係で4件、住宅関係で3件、消防関係で2件、農林水産施設災害関係で6件、公共土木施設災害関係で12件の合計63件、繰越明許費額44億5,179万7,000円であります。

第3表債務負担行為補正の追加について、今屋敷地区の第1種市街地再開発事業限度額2億1,600万円計上しております。国庫債務負担行為の内示確定によるものであります。

第4表地方債補正の変更について、一般公共事業債から災害復旧事業債までについて事業費等の変更により調整し、補正後の限度額を59億5,310万円としております。

歳入予算であります。18ページの第1款市税2項の固定資産税の補正額で1,350万2,000円減額計上しています。新築家屋及び償却資産の1,332万5,000円の減によるものであります。4項の市たばこ税の補正額で1,143万3,000円減額計上しております。たばこ消費本数の減によるものであります。

8款の国有提供施設等所在市町村助成交付金1項の国有提供施設等所在市町村助成交付金の補正額で863万6,000円計上しております。陸上自衛隊対馬駐屯地対馬訓練所の車両整備工場新設、及び制度改正により航空自衛隊の春日基地海栗島分屯基地のレーダーの施設が交付金の対象となったことによるものでございます。

10款の地方交付税1項の地方交付税の補正額で2億1,375万7,000円計上しております。

24ページの14款国庫支出金2項の国庫補助金の補正額で1,262万4,000円計上しております。漁港整備事業補助金635万8,000円の増、消防防災等施設整備費補助金841万5,000円の決定によるものであります。

26ページから28ページにかけて、15款県支出金2項の県補助金の補正額で8,542万4,000円減額計上しております。福祉医療費補助金310万円の減、新山村振興等農林漁業特別対策事業補助金369万4,000円の減、林業開設事業補助金377万7,000円の減、漁場整備事業補助金316万7,000円の減、漁場環境保全事業補助金526万7,000円の減、漁港整備事業補助金2,159万3,000円の減、農地農用施設及び林業施設災害復旧事業補助金3,321万6,000円の減によるものであります。

3項の委託金の補正額で1,899万4,000円計上しております。衆議院議員及び長崎県知事選挙費委託金1,190万円の増、市道佐保田線改良事業委託金821万6,000円の増によるものであります。

28ページから30ページにかけて、16款財産収入2項の財産売却収入の補正額で3,963万円減額計上しております。美津島町担い手公社出資金返還金4,000万円の減によるものであります。17款寄附金1項の寄附金の補正額で350万円計上しております。指定寄附であります。

18款の繰入金2項の基金繰入金の補正額で8,200万円減額計上しております。財政調整基金からの繰入金6,000万円の減、減債基金からの繰入金2,200万円の減によるものであります。

歳出予算であります。36ページから40ページにかけまして、2款の総務費1項の総務管理費の補正額で1億1,714万9,000円計上しております。指定寄附による市民球団実行委員会補助金50万円と、地方バス路線維持費補助金1億3,368万円の増によるものであります。

40ページから42ページにかけて、4項の選挙費の補正額で1,195万円計上しております。衆議院議員選挙費及び長崎県知事選挙費委託金の増により、消耗品費を増額いたしております。

44ページから48ページにかけて、3款民生費1項の社会福祉費の補正額で5,294万9,000円計上しています。執行残3,139万3,000円の減と、老人保健特別会計繰出金8,434万2,000円の増によるものであります。

50ページの3項生活保護費の補正額で3,596万円計上しております。主に医療扶助費の増によるものであります。

50ページから54ページにかけて、4款衛生費1項の保健衛生費の補正額で1,847万1,000円減額計上しております。人件費378万3,000円の減、母子保健事業委託料375万2,000円の減、離島医療圏病院運営負担金614万8,000円の減、救急二次病院運営負担金2,352万7,000円の増、老人保健事業委託料など2,033万3,000円の減、合併処理浄化槽設置事業補助金326万7,000円の減によるものであります。

54ページから56ページにかけて、2項の清掃費の補正額で4,674万3,000円減額計上しております。臨時賃金685万5,000円の減、光熱水費275万円の減、ごみ積替輸送委託料2,563万2,000円の減、再商品化委託料352万2,000円の減、処理能力増加施設使用料740万9,000円の減によるものであります。

58ページから60ページにかけて、2項の林業費の補正額で2,244万9,000円減額計上しております。除草委託料など490万4,000円の減、林道南室線開設工事630万円の増、林道狩尾青海線開設工事551万9,000円の減、林道オオクラ線開設工事621万6,000円の減、対馬林業公社貸付金863万円の減によるものであります。

60ページから64ページにかけまして、3項の水産業費の補正額で4,967万9,000円の減額計上しております。漁場環境保全創造工事703万3,000円の減、小網地区漁礁設置工事379万4,000円の減、漁港整備事業3,727万2,000円の減によるものであります。

64ページから66ページにかけて、7款商工費1項の商工費の補正額で375万2,000円計上しております。上対馬町振興公社渚の湯委託料500万円追加計上によるものであります。

66ページから68ページにかけて、8款土木費2項の道路橋梁費の補正額で2,327万8,000円計上しております。佐保田線の道路改良工事775万3,000円、ふるさと本線道路改良工事286万5,000円、赤島線道路改良工事164万7,000円、建物等補償費1,663万1,000円の増によるものであります。

72ページから74ページにかけての9款消防費1項の消防費の補正額で1,143万5,000円減額計上しております。人件費974万8,000円の減、水槽付き消防ポンプ自動車購入費104万8,000円の減によるものであります。

74ページから76ページにかけて、10款教育費2項の小学校費の補正額で1,423万2,000円減額計上しております。学校備品購入費1,201万6,000円の減によるものであります。

78ページから80ページにかけまして、5項の社会教育費の補正額で382万6,000円減額計上しております。執行残682万6,000円と、指定寄附による図書購入費300万円の増によるものであります。

82ページの11款災害復旧費1項の農林水産施設災害復旧費の補正額で9,891万7,000円減額計上しております。事業費の決定による減であります。84ページの2項公共土木施設災害復旧費の補正額で3,210万9,000円減額計上しております。事業費の決定による減であります。

86ページから88ページにかけて補正予算給与費明細書を掲げております。

以上が平成17年度一般会計補正予算(第6号)の提案理由及びその概要であります。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(平間 利光君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(平間 利光君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

-----・-----・-----

日程第19．議案第2号

日程第20．議案第3号

日程第 2 1 . 議案第 4 号

日程第 2 2 . 議案第 5 号

日程第 2 3 . 議案第 6 号

- 議長（平間 利光君） 日程第 1 9、議案第 2 号、平成 1 7 年度対馬市診療所特別会計補正予算（第 3 号）から、日程第 2 3、議案第 6 号、平成 1 7 年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算（第 2 号）までの 5 件を一括して議題とします。

各案について提案理由の説明を求めます。保健部長、阿比留輝雄君。

- 保健部長（阿比留輝雄君） ただいま議題となりました議案第 2 号、議案第 3 号までの 2 件を続けて提案理由及びその概要を説明申し上げます。

議案第 2 号、平成 1 7 年度対馬市診療所特別会計補正予算（第 3 号）について御説明申し上げます。この案件につきましては、主に豊玉診療所医師の退職に伴う退職手当の支給に対する予算計上をお願いするものでございます。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 1 4 万 4 , 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 4 , 1 8 4 万 8 , 0 0 0 円と定めるものでございます。

第 2 項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

歳入について御説明いたします。

8 ページをお願いします。1 款の診療収入は社会保険診療収入で 2 2 万 8 , 0 0 0 円の減、一部負担金収入 1 5 万 8 , 0 0 0 円の減は、いずれも上対馬町一重診療所の減でございます。4 款の繰入金は 1 項 1 目一般会計繰入金を 6 5 3 万円を計上いたしております。

続きまして歳出について御説明いたします。

1 0 ページをお願いします。1 款総務費 1 項 1 目一般管理費の報償費は、豊玉診療所嘱託医師退職手当 4 9 5 万円等増減で 4 6 3 万 9 , 0 0 0 円を計上いたしております。2 款の医業費は賀谷、鴨居瀬、今里、一重診療所の医薬材料費不足により 1 5 0 万 5 , 0 0 0 円を計上いたしております。

以上、簡単ですが平成 1 7 年度対馬市診療所特別会計補正予算（第 3 号）の概要でございます。

次に、議案第 3 号、平成 1 7 年度対馬市老人保健特別会計補正予算（第 3 号）について御説明申し上げます。本案は主に補助金の決定に伴うものと医療費の増による不足分の計上をお願いするものでございます。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 , 5 7 5 万 6 , 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 3 億 1 , 5 4 0 万 2 , 0 0 0 円と定めるものでございます。

第 2 項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

歳入について御説明いたします。

8ページをお願いします。1款の支払基金交付金は2,042万1,000円で、交付金の決定に伴い医療給付費交付金2,166万5,000円を増額、審査支払い手数料交付金124万4,000円を減額いたしております。

2款の国庫支出金は交付決定に伴うもの等で、医療給付費負担金の減と適正化事業等の増減で1,551万9,000円を減額、3款の県支出金は医療給付費負担金の交付決定により524万4,000円を増額いたしております。

4款の繰入金是一般会計繰入金8,434万2,000円で、うち医療給付費繰入金8,539万6,000円、及び事務費繰入金の105万4,000円の減額分を計上いたしております。

10ページをお願いします。5款の繰越金126万8,000円は前年度分の繰り越しでございます。

続きまして歳出について御説明いたします。

12ページをお願いします。1款の総務費一般管理費は54万4,000円の減額で、レセプト点検事務委託料の契約額確定による減額分でございます。2款の医療諸費は医療給付費9,630万円、うち国保不足見込み分7,634万円と社保不足見込み分1,996万円を計上いたしております。

以上、簡単ですが議案第2号、平成17年度対馬市診療所特別会計補正予算（第3号）から、議案第3号、平成17年度対馬市老人保健特別会計補正予算（第3号）までの2件の補正予算の概要及び提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平間 利光君） 福祉部長、日高一夫君。

○福祉部長（日高 一夫君） ただいま議題となりました議案第4号、平成17年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）について提案理由を御説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ240万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億870万円と定めるものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

今回の補正は、8ページの歳入については、3款の繰入金で240万円を一般会計繰入金として減額するものでございます。

10ページの歳出については、特養「浅茅の丘」管理費で嘱託職員報酬、需要費及び便所改修工事の執行残等220万7,000円を減額し、特養「日吉の里」管理費で嘱託職員報酬等の不

用額と需要費等の増額補正分の差額１９万３，０００円を減額するものでございます。

以上、簡単でございますが議案第４号の説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（平間 利光君） 水道局長、黒瀬勝弘君。

○水道局長（黒瀬 勝弘君） ただいま議題となりました議案第５号、平成１７年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、水道施設管理費並びに水道建設事業の事業費の変更に伴います関係費用の減額補正がその主なものでございます。

まず、第１表より御説明申し上げます。２ページをお開き願いたいと存じます。

本議案に御提案いたしております歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２，０７５万５，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１２億９，２４３万４，０００円とするものでございます。

次に、４ページをお願いいたします。第２表繰越明許費でございます。

１款簡易水道費２項水道建設費のうち美津島支所管内の中部地区生活基盤近代化工事、同じく市道赤島線改良工事に伴う水道管移設工事、豊玉支所管内の塩戸地区簡易水道改良工事、上県支所管内の農道田ノ浜地区水道管移設工事、以上４件、２億２，７５０万３，０００円を年度内完成が困難な状況でございますので、地方自治法第２１３条第１項の規定により繰越明許費として計上いたすものでございます。

次に、第３表地方債の補正であります。簡易水道事業債の借り入れの限度額２億９，９４０万円を２億８，３１０万円に改めるものでございます。

それでは補正の内容につきまして事項別明細書により御説明申し上げます。１０ページをお開き願いたいと存じます。歳入につきまして御説明申し上げます。

１款分担金及び負担金１項負担金は、水道利用新設加入金の追加計上であります。３款国庫支出金は２００万円の減額、事業費の変更に伴う減額であります。８款諸収入は雑入で２６４万４，０００円の減額、水道管移設替え工事に伴う補償事業費の変更によるものでございます。９款市債１，６３０万円の減額、補助事業として取り組んでおります生活基盤近代化事業並びに統合整備事業の事業費の変更によるものでございます。

１２ページをお願いいたします。次に歳出について御説明申し上げます。

１款簡易水道費１項施設管理費６０８万円の減額であります。２３節の国費返還金７３万８，０００円の減額であります。上県支所管内の伊奈地区簡易水道施設の財産処分により国費の返還が生じる見込みであり、予算計上いたしておりましたけれども、関係する事業が県営事業であり繰り越し事業となりましたため、同予算も減額し、新年度に改めて計上いたすものでござ

います。2項水道建設費962万9,000円の減額、入札執行残並びに補償工事内容の変更に伴う減額がその主なものでございます。

2款公債費1目元金、2目利子、いずれも起債の償還金でございます。504万6,000円の減額でございます。

以上、簡単でございますが、第5号議案の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（平間 利光君） 政策部長、松原敬行君。

○政策部長（松原 敬行君） 議案第6号、平成17年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

平成17年度対馬市の風力発電事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の補正、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ142万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,682万8,000円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

今回の補正は、発電所2号機の翼損傷による休業、それと3月までの発電量予測による売電収益の減と翼損傷事故にかかわる休業補償費の計上であります。

歳入について御説明いたします。8ページをお開き願います。

1款売電事業収益450万円の減は、発電所2号機の第3翼の損傷により昨年10月22日から12月20日までの60日間休業したこと、及び12月までの売電実績からとらえた3月までの発電量予測による減であります。

この翼損傷の原因についてメーカーの三菱重工業株式会社の原因調査報告によりますと、1つには、発電所の設置場所の地形、及び1号機と2号機の風車間隔の配置から生ずる風の加重が増加したこと、2つには、翼の主軸と外被との接着部の補強措置工法によるもの、この2つのことが重なり合いまして今回の翼欠損に至ったと判断されたとの報告であります。

3款諸収入の307万7,000円の増は、1つには、先ほどの発電所2号機の翼損傷による60日間休業によるメーカーからの補償金でございます。この3点につきましては、休業月と平均風速が類似した月との比較により差額分を補償額として算定をしております。2つには、昨年7月中旬に発電所付近に落雷がありまして、その落雷の影響により電気系統機器が損傷したことによる建設災害共済金であります。

次に歳出について御説明いたします。10ページをお開き願います。

1 款電気事業費 1 項営業費 1 目一般管理費で 1 4 6 万 1 , 0 0 0 円の減は、発電所施設の保守点検業務委託料でございます。2 項営業外費用の 5 6 万 5 , 0 0 0 円は消費税の減であります。3 款諸支出金 1 項基金費 6 0 万 3 , 0 0 0 円の追加は財政調整基金へ積み立てるものであります。これによりまして本年度の財政調整基金積立金は 2 , 0 9 3 万 8 , 0 0 0 円となります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平間 利光君） 本日の会議は議事進行の都合によりあらかじめ延長いたします。

これから各案に対する一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間 利光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

なお、議案第 1 号から議案第 6 号までの 6 件を、会議規則第 3 7 条第 1 項の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり各常任委員会に付託いたします。委員長の審査報告は 3 月 2 0 日に行います。

暫時休憩いたします。再開を 4 時といたします。

午後 3 時 44 分休憩

.....
午後 4 時 01 分再開

○議長（平間 利光君） 再開いたします。

-----・-----
日程第 2 4 . 議案第 7 号

○議長（平間 利光君） 日程第 2 4、議案第 7 号、平成 1 8 年度対馬市一般会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務部理事、勝見末利君。

○総務部理事（勝見 末利君） ただいま議題となりました議案第 7 号、平成 1 8 年度対馬市一般会計予算について御説明申し上げます。

一般会計の予算説明を申し上げる前に、お手元に配付いたしております当初予算参考資料によりまして、平成 1 8 年度当初予算概要を御説明いたします。

まず第 1、当初予算比較表についてであります。一般会計予算を初め診療所特別会計ほか 1 0 特別会計の平成 1 8 年度当初予算額と前年度当初予算額を掲げております。

一般会計予算額 3 2 4 億円、前年度に比べ 1 1 . 6 % の減、診療所特別会計 2 億 2 , 4 9 0 万円、前年度に比べ 2 . 7 % の減、公共用地先行取得特別会計 5 億 4 , 9 2 6 万 9 , 0 0 0 円、前年度に比べ 1 万 3 , 2 5 4 . 5 % の増、国民健康保険特別会計 4 9 億 5 , 1 7 9 万 7 , 0 0 0 円、前年度に

比べ５．７％の増、老人保健特別会計４２億９，８４８万２，０００円、前年度に比べ２．１％の増、介護保険特別会計２９億４，６７３万２，０００円、前年度に比べ１１．８％の増、介護保険地域支援事業特別会計１億１，１８９万２，０００円、皆増、新たに特別会計を設置いたしました。特別養護老人ホーム特別会計４億８，１８０万円、前年度に比べ０．３％の減、簡易水道事業特別会計１１億９，４０６万５，０００円、前年度に比べ８．０％の減、集落排水処理施設特別会計１，４５７万７，０００円、前年度に比べ１５．７％の減、旅客定期航路事業特別会計２，９１２万２，０００円、前年度に比べ３１．３％の減、風力発電事業特別会計３，３４０万２，０００円、前年度に比べ８．５％の減。

以上、一般会計予算を初め診療所特別会計予算ほか１０特別会計の合計は４７２億３，６０３万８，０００円となっています。

次に、特別会計繰出金等についてであります。一般会計から診療所特別会計ほか１０特別会計へ繰り出す合計金額は１６億３，３９１万７，０００円で、前年度に比べ３．７％の増となっております。

次に、平成１８年度一般会計歳入歳出予算対前年度比較表を添付いたしております。歳入内訳比較表と目的別内訳比較表についてはのちほどご覧いただきたいと思います。

それでは、平成１８年度一般会計予算について御説明申し上げます。

第１条の歳入歳出予算につきましては、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ３２４億円と定めています。

第２項に、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」によります。

第２条の地方債については、地方自治法第２３０条第１項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、地方債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表 地方債」によります。

第３条の一時借入金については、地方自治法第２３５条の３第２項の規定により、一時借入金の借り入れの最高額は８０億円と定めています。

第４条の歳出予算の流用については、地方自治法第２２０条第２項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定めています。（１）各項に計上した給与、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用といたします。

２ページから８ページにかけて、第１表歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を申し上げます。

２ページの歳入、１款市税２９億２，７１５万７，０００円、１項の市民税１２億９，１７３万

9,000円、2項固定資産税12億5,851万3,000円、3項軽自動車税8,230万6,000円、4項市たばこ税2億8,224万円、5項鉦産税7万2,000円、6項特別土地保有税1万円、7項入湯税1,227万7,000円、2款地方譲与税5億2,519万2,000円、1項所得譲与税2億5,300万円、2項自動車重量譲与税1億9,200万円、3項地方道路譲与税7,200万円、4項特別とん譲与税19万2,000円、5項航空燃料譲与税800万円、3款利子割交付金2,600万円、1項の利子割交付金2,600万円、4款配当割交付金340万円、3ページの1項配当割交付金340万円。

5款株式等譲渡所得割交付金310万円、1項株式等譲渡所得割交付金310万円、6款地方消費税交付金3億4,000万円、1項の地方消費税交付金3億4,000万円、7款自動車取得税交付金8,100万円、1項自動車取得税交付金8,100万円、8款国有提供施設等所在市町村助成交付金1,130万円、1項国有提供施設等所在市町村助成交付金1,130万円、9款地方特例交付金5,360万円、1項地方特例交付金5,360万円、10款地方交付税140億5,796万6,000円、1項地方交付税140億5,796万6,000円、11款交通安全対策特別交付金440万円、1項交通安全対策特別交付金440万円、12款分担金及び負担金2億8,356万7,000円、1項分担金2,348万3,000円、2項負担金2億6,008万4,000円、13款使用料及び手数料4億129万8,000円、4ページに行きまして1項使用料2億6,457万5,000円、2項手数料1億3,672万3,000円。

14款国庫支出金36億7,307万9,000円、1項の国庫負担金14億1,360万7,000円、2項国庫補助金22億4,980万1,000円、3項委託金967万1,000円、15款県支出金28億6,065万9,000円、1項県負担金3億8,179万9,000円、2項県補助金23億7,542万6,000円、3項委託金1億343万4,000円、16款財産収入1億6,589万6,000円、1項財産運用収入5,661万9,000円、2項財産売払収入1億927万7,000円、18款繰入金15億2,143万3,000円、1項特別会計繰入金1,000円、2項基金繰入金15億2,143万2,000円、19款繰越金1億円、1項繰越金1億円、20款諸収入4億5,915万3,000円、5ページの1項延滞金加算金及び過料5万2,000円、2項市預金利子5万円、3項貸付金元利収入3億7,951万円、6項雑入7,954万1,000円、21款市債49億180万円、1、1項市債49億180万円。

歳入合計324億円といたしております。

6ページの歳出の1款の議会費、2億389万9,000円、1項の議会費2億389万9,000円、2款総務費52億2,351万4,000円、1項の総務管理費42億974万5,000円、2項の徴税費3億1,863万4,000円、3項の戸籍住民基本台帳2億2,074万6,000円、4項の選挙費2,222万円、5項の統計調査費4億2,899万

8,000円、6項の監査委員費2,317万1,000円、3項民生費56億1,063万3,000円、1項の社会福祉費28億2,998万5,000円、2項の児童福祉費14億5,084万1,000円、3項の生活保護費13億2,914万7,000円、4項の災害救助費66万円、4款衛生費26億5,709万9,000円、1項の保健衛生費15億3,537万9,000円、2項の清掃費11億2,172万円。

6款農林水産業費25億4,671万1,000円、7ページの1項農業費3億1,744万9,000円、2項林業費4億5,446万2,000円、3項水産業費17億7,480万円、7款商工費2億6,660万3,000円、1項の商工費2億6,660万3,000円、8款土木費53億9,333万8,000円、1項の土木管理費1億9,009万8,000円、2項の道路橋梁費12億448万5,000円、3項河川費4,774万7,000円、4項港湾費2億6,311万9,000円、5項都市計画費36億499万円、6項住宅費8,289万9,000円、9款消防費9億360万8,000円、1項消防費9億360万8,000円。

10款教育費21億9,530万1,000円、1項教育総務費2億9,454万円、2項小学校費3億9,412万9,000円、3項中学校費3億4,680万9,000円、4項幼稚園費1億7,460万3,000円、8ページの5項社会教育費5億1,185万7,000円、6項保健体育費4億7,336万3,000円、12款公債費73億4,748万6,000円、1項の公債費73億4,748万6,000円、13款諸支出金3,180万8,000円、1項普通財産取得費2,877万4,000円、2項の公営企業費303万4,000円、14款予備費2,000万円、1項の予備費2,000万円。

歳出合計324億円といたしております。

10ページの第2表地方債につきましては、一般公共事業債を初め長崎県自治振興資金までそれぞれ限度額を定め、合計限度額を49億180万円と定めております。

次に、194ページに特別職の給与費明細書を掲げております。なお、給与費明細書につきましては、一部誤りがありましたのでお手元に正誤表を配付いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

196ページに一般職の総括表を掲げております。198ページから201ページにかけて給与及び職員手当の状況等を掲げております。

202ページに継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額または支出額の見込み、及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書を掲げております。

204ページから209ページにかけて、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み額、及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

を掲げております。

210ページに地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を掲げております。平成18年度末現在高見込み額は639億7,932万5,000円となります。

以上が平成18年度対馬市一般会計予算の概要であります。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（平間 利光君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間 利光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

-----・-----・-----

日程第25．議案第8号

日程第26．議案第9号

日程第27．議案第10号

日程第28．議案第11号

日程第29．議案第12号

日程第30．議案第13号

日程第31．議案第14号

日程第32．議案第15号

日程第33．議案第16号

日程第34．議案第17号

日程第35．議案第18号

日程第36．議案第19号

○議長（平間 利光君） 日程第25、議案第8号、平成18年度対馬市公共用地先行取得特別会計予算から、日程第36、議案第19号、平成18年度対馬市水道事業会計予算までの12件を一括して議題とします。

各案について提案理由の説明を求めます。建設部長、清水達明君。

○建設部長（清水 達明君） ただいま議題となりました議案第8号、平成18年度対馬市公共用地先行取得特別会計について提案理由を説明いたします。

本特別会計につきましては、平成14年度に対馬交通バスセンター及び同ホテル敷地を再開発用地して先行取得したため設置されました特別会計でございます。平成18年度は取得済みの用地を一般会計の市街地再開発事業用地して売却し、その収入をもって公共用地先行取得債借り入れ分を一括償還しようとするもので、本年度をもってこの特別会計は閉鎖することとなります。

予算の内容でございますが、平成18年度対馬市公共用地先行取得特別会計予算の歳入歳出予算の総額を、第1条で、歳入歳出それぞれ5億4,926万9,000円と定めるものでございます。

第2項の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

歳入について説明いたします。

8ページをお開き願います。第1款財産収入は一般会計の不動産売却収入として5億4,830万円、第2款の繰入金は一般会計からの繰入金96万9,000円を計上いたしております。

次に10ページをお願いいたします。歳出でございますが、第1款公債費で5億4,926万9,000円を計上いたしております。内容は、公共用地先行取得債の償還金元金5億4,830万円と償還金利子96万9,000円でございます。

以上、簡単ではございますが提案理由の説明を終わります。よろしく御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平間 利光君） 保健部長、阿比留輝雄君。

○保健部長（阿比留輝雄君） ただいま議題となりました議案第9号、対馬市診療所特別会計予算から、議案第13号、対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算について、提案理由及びその概要を5件続けて説明申し上げます。

議案第9号をお開きください。議案第9号、平成18年度対馬市診療所特別会計予算について御説明いたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,490万円と定めるもので、対前年度比2.68%の減でございます。

2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条で、歳入歳出予算の流用について定めています。

歳入について御説明いたします。

8ページをお願いします。診療収入は1億3,844万7,000円で、国民健康保険診療報酬収入3,072万円、社会保険診療報酬収入1,321万4,000円、老人保健診療保険収入6,604万9,000円、一部負担金収入2,526万5,000円、その他収入が319万9,000円を計上いたしております。

使用料及び手数料は83万7,000円で、診療所の各種証明手数料等でございます。県支出金は2,333万3,000円で、へき地医療対策費補助金9カ所分を計上いたしております。繰入金は5,691万9,000円で、赤字補てん分として一般会計繰入金を計上いたしております。

10ページをお開きください。繰越金は50万円で前年度繰越金でございます。諸収入は486万4,000円で、予防接種委託料及び投薬容器代と鴨居瀬住民センターの電気料を合わせて計上いたしております。

続きまして歳出について御説明いたします。

12ページをお願いします。総務費は一般管理費として1億6,099万8,000円で嘱託職員、看護師報酬、職員給与、共済費等合わせて6,955万8,000円でございます。臨時雇い賃金371万6,000円、報償費は嘱託医2名分で3,840万円等計上いたしております。委託料は医師派遣委託料2,472万5,000円等。

14ページをお開きください。使用料は車借り上げ料192万4,000円と負担金等は96万3,000円を計上いたしております。医業費は6,330万2,000円で医療用機械器具費、医療用消耗機材費と医薬用衛生材料費5,660万円を計上いたしております。予備費を60万円計上いたしております。

16ページをお開きください。公債費は鴨居瀬診療所の償還終了に伴い廃目でございます。なお、説明書の末尾18ページ以降に給与費に関する明細書等を添付しておりますのであわせて御参照願います。

簡単ですが18年度対馬市診療所特別会計予算の概要でございます。

次に、議案第10号、平成18年度対馬市国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億5,179万7,000円と定めるもので、対前年度比5.74%の増でございます。

2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条で、一般借入金の借り入れ限度額を前年度と同額の5億3,000万円と定めるものでございます。

歳入について説明いたします。

10ページをお願いします。国民健康保険税は16億8,031万6,000円で、対前年度比4.33%の増でございます。一般被保険者医療給付費分、介護給付費分、現年分及び滞納繰り越し分含めて15億3,679万6,000円で、退職被保険者分1億4,352万円、いずれも現年滞納分を計上いたしております。使用料及び手数料は100万円で、保険税督促手数料を計上いたしております。国庫支出金は19億195万7,000円で、対前年度比7.08%の減でございます。このうち国庫負担金の療養給付費負担金9億4,230万8,000円と老人保健医療拠出金分3億911万4,000円。

12ページに移ります。介護納付金負担金1億3,241万2,000円、高額医療費共同事業負担金2,763万3,000円等を計上いたしております。国庫補助金は4億9,048万9,000円で、普通調整交付金を計上いたしております。療養給付費交付金は4億2,135万4,000円、退職被保険者の現年度分、過年度分で38.77%の増でございます。県支出金は県負担金で2,763万3,000円、高額医療費共同事業負担金に対する県の負担金を計上いたしております。県補助金は2億5,459万4,000円で、法改正に伴い普通調整交付金及び特別調整交付金でございます。

14ページをお開きください。共同事業交付金は1億3,966万5,000円で、高額療養費共同事業交付金を計上、財産収入は5万4,000円で財政調整基金利子を計上いたしております。繰入金は4億4,501万5,000円で国保基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、出産育児一時金等繰入金、財政安定化支援事業繰入金など一般会計からの繰入金3億9,501万5,000円を計上いたしております。基金繰入金は財政調整基金から5,000万円繰り入れるものでございます。

16ページに移ります。繰越金は8,000万1,000円で、療養給付費交付金、繰越金とその他繰越金を計上いたしております。諸収入は20万2,000円で、一般被保険者延滞金、退職者被保険者延滞金、過料等でございます。預金利子を1,000円計上いたしております。雑入は18ページにかけて第三者納付金と返納金、雑入を含めて5,000円計上いたしております。

続きまして、20ページからの歳出について御説明いたします。総務費は4,212万6,000円で、このうち一般管理費は事務的経費、電算システム保守料、国保ライン保険業務委託料、第三者行為救済事務費負担金など862万3,000円、連合会負担金は被保険者数割等で350万円、医療費適正化特別対策事業費はレセプト点検委託料など974万8,000円の計上でございます。

22ページをお願いします。総務管理費の合計は2,187万1,000円となっております。徴税費は1,996万4,000円で、保険税賦課徴収に要する経費と納税組合交付金過年度還付金等を計上いたしております。運営協議会費は29万1,000円で、国保運営協議会に要する経費を計上いたしております。

24ページに移ります。保険給付費は33億918万1,000円、対前年度比12.56%の増でございます。このうち療養諸費は29億6,397万9,000円で、一般被保険者療養給付費24億8,599万5,000円と、退職被保険者の療養給付費4億4,527万2,000円など、一般被保険者療養費、退職被保険者等療養費等を計上、審査支払手数料は1,108万4,000円及びレセプト電算処理システム手数料12万8,000円などを計上いたしております。

す。高額療養費は3億460万円で、一般被保険者の高額療養費2億6,750万円、退職被保険者の高額療養費3,710万円で、前年度の実績をもとに計上いたしております。移送費を2,000円計上。

26ページをお願いします。出産育児諸費は出産育児一時金110件を見込んで3,300万円、葬祭費は380件の見込みで760万円を計上いたしております。老人保健拠出金は9億8,688万1,000円を計上、うち老人保健医療拠出金は9億7,444万8,000円、老人保健事業、老人保健事務費拠出金は1,243万3,000円の計上でございます。介護納付金は3億8,944万8,000円、共同事業拠出金は1億1,053万5,000円で、高額医療費共同事業拠出金等でございます。

28ページに移ります。保健事業費は1,256万9,000円で、保健衛生普及費489万9,000円、印刷製本費及び医療費通知書の経費でございます。疾病予防費は基本検診及びがん検診受診分を767万円計上いたしております。基金積立金ですが、財政調整基金の積み立て5万4,000円、公債費は一時借入金利子を前年度分同様の100万円計上いたしております。諸支出金を2,000円計上いたしております。

30ページをお願いします。延滞金1,000円、予備費は1億円を計上いたしております。

なお、説明書の末尾32ページ以降に、給与費に関する調書等を添付していますので、あわせて御参照願います。

以上が、議案第10号、平成18年度対馬市国民健康保険特別会計予算の概要でございます。

引き続き、議案第11号、平成18年度対馬市老人保健特別会計予算について御説明いたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億9,848万2,000円と定めるもので、対前年度比2.09%の増でございます。2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

第2条で、歳入歳出予算の流用について定めています。

歳入について説明いたします。8ページをお願いします。支払基金交付金は22億9,120万3,000円で、医療給付費交付金など22億7,634万6,000円、審査支払手数料交付金などが1,485万7,000円、国庫支出金は13億2,730万7,000円で、医療給付費、医療支給費負担金などを計上でございます。国庫補助金は、医療費適正化事業補助金141万7,000円を計上いたしております。県支出金は3億3,147万3,000円、医療給付費、医療支給費負担金などを計上いたしております。

10ページをお願いします。繰入金は3億4,849万3,000円、一般会計から医療給付費、医療支給費、事務費繰入金を計上、繰越金、諸収入、雑入はそれぞれ計上しています。

歳出について説明いたします。12ページをお開きください。総務費は1,834万2,000円で、一般管理費は職員人件費、共済費、旅費等を計上、うち委託料は651万5,000円で、医療通知共同電算管理等人件費及びレセプト点検、縦覧点検委託料等でございます。医療諸費は42億8,003万7,000円で、老人医療に係る医療給付費、国保分34億1,562万円、社保分8億438万円を計上いたしております。医療費支給費は国保分4,000万3,000円で、社保分515万円。

14ページをお開きください。審査支払手数料は国保、社保、柔道整復師等14万1,000件で、1,485万7,000円計上いたしております。諸支出金は1,000円で、償還金及び還付加算金、繰出金1,000円で、一般会計へ繰り出しを計上いたしております。予備費は10万円の計上でございます。

なお、説明書の末尾に16ページ以降に、給与費に関する調書等を添付していますので、あわせて御参照願います。

以上、議案第11号、老人保健特別会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第12号、平成18年度対馬市介護保険特別会計予算について御説明いたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億4,673万2,000円と定めるもので、対前年度比11.77%の増でございます。2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものでございます。

第2条で、一時借入金の限度額を前年度と同額の2億円と定めるものでございます。

第3条で、歳出予算の流用について定めております。

歳入について御説明いたします。10ページをお開きください。保険料は4億4,825万7,000円で、そのうち介護保険料の現年分特別徴収保険料は3億6,870万3,000円で、第1号被保険者65歳以上が対象でございますが、年金年額18万以上の方の年金天引き分でございます。現年分普通徴収保険料は7,834万9,000円で、新規65歳到達者ですが、現況届の未提出等で厚労相からの天引きができない方は普通徴収ということになります。滞納繰越分普通徴収保険料は120万5,000円の計上でございます。使用料及び手数料は督促手数料1,000円、国庫支出金は8億897万5,000円で、国庫負担金は5億5,616万円で、介護給付費負担金、給付費の市町村特別給付費を減じた額の定率20%を計上いたしております。国保補助金の調整交付金は2億5,281万5,000円で、うち調整交付金2億3,247万5,000円、地域支援事業交付金、これは介護予防事業分ですが347万1,000円、地域支援事業交付金、包括支援事業と民営事業分ですが1,686万8,000円でございます。

12ページをお開きください。支払基金交付金は8億6,635万2,000円で、2号被保険

者40歳から65歳の未満の方ですけれども、給付分の給付費のルール分31%プラス法改正による改定給付分31%の合計額を計上いたしております。県支出金は3億5,776万9,000円でございます。県補助金はケアマネジャー研修体制支援事業に対する補助は、補助がなくなりましたので廃目ということでございます。地域支援事業で計上いたしております。財産収入は基金利子1,000円、繰入金で一般会計繰り入れが4億6,459万円で、このうち市の法定負担分、介護給付費の12.5%、予防給付費の12.5%、包括支援分の20.25%の合算額3億9,278万3,000円を含んでおります。それで、介護関係職員10名分の7,180万7,000円も一般会計からの繰り入れでございます。

14ページをお開きください。繰越金を1,000円、諸収入2,000円、雑入78万4,000円を計上いたしております。

続きまして、歳出について御説明いたします。16ページをお開きください。総務費は1億715万円で、うち一般管理費は8,040万6,000円で、職員給与手当共済費、郵送料等を計上いたしております。委託料で事務処理保守委託料等163万8,000円、介護認定審査会支援システム保守料123万9,000円などであります。ケアマネジャー研修体制支援事業は歳入と同様、廃目でございます。

18ページに移ります。徴収費は197万円で、保険料納付書、納入通知書等の印刷料、保険料徴収に関する費用等でございます。介護認定審査会費は2,418万4,000円で、委員報酬492万9,000円、報奨費介護認定事前審査会分383万4,000円、これは年間82回ほど計画いたしております。役務費の1,261万4,000円は、医師による意見書作成手数料等でございます。認定調査費は、住所を対馬に置き、島外に居住する方の認定調査を各医療機関等に委託する経費22万1,000円、趣旨普及費は介護保険パンフレット作成等費用で40万円を計上いたしております。

20ページに移ります。計画策定委員会費は19万円で、作成委員会会議費1回分の計上でございます。保険給付費は27億8,080万2,000円で、対前年度比9.51%の伸びとしております。介護サービス等諸費は21億8,307万9,000円で、居宅介護サービス給付費負担金、要介護度1から5までの負担分21億7,927万9,000円で、国保連合会請求分が21億6,411万4,000円、福祉用具等購入費が342万2,000円、住宅改修費が1,174万3,000円でございます。特別介護サービス給付費は380万円、設置基準未満の事業社登録にかかる契約分等でございます。介護予防サービス等給付費は3億8,992万5,000円で、居宅介護予防サービス給付費負担金は3億8,787万6,000円で、このうち国保連合会3億7,914万1,000円、福祉用具分154万5,000円、住宅改修費719万円、特別介護予防サービス給付費は204万9,000円で、1個の特別介護サービス

給付費分と同様で設置基準未満分の事業社登録にかかる契約分等でございます。その他の諸費は387万8,000円で、国保連合会に委託している審査支払い手数料分でございます。

22ページに移ります。高額介護サービス費は2,678万4,000円、特定入所者介護サービス等諸費は1億7,713万6,000円で、17年10月法改正に伴う宿泊料、食事代の補助分として計上いたしております。特例特定入所者介護サービス費は12万8,000円で、設置基準未満の事業登録に係る経費でございます。特定入所者介護予防サービス費は1,488万円、特例特定入所者介護予防サービス費は12万8,000円でございます。

介護保険条例第4条に市町村特別給付費は介護保険条例第4条の廃止に伴う廃目でございます。これはのちほど、条例改正で提案したいと思います。予算が先になった関係で失礼したいと思います。

財政安定化基金拠出金は278万7,000円でございます。

24ページをお開きください。基金積立金は1,000円、公債費は一時借入金利子5万円を計上いたしております。諸支出金は過年度分保険料払戻金、介護保険料、介護給付費国庫負担金返納金、県費返納金をあわせて40万4,000円計上いたしております。地域支援事業費は介護予防事業費として1,388万5,000円を、介護保険地域支援事業特別会計へ繰り出し、包括的支援事業任意事業費は、包括的支援事業費として4,165万3,000円を介護保険地域支援事業特別会計へ繰り出す分の計上でございます。

なお、説明書の末尾28ページ以降に、給与費に、明細費に、添付していますので、あわせて御参照願います。

以上、第12号、介護保険特別会計予算の説明とさせていただきます。

次に、議案第13号の説明に入る前に恐れ入りますが、当初予算の中の1カ所文字の挿入をお願いしたいところがございますので、1ページをお開き願いたいと思います。2段目の平成18年度対馬市の介護保険地域支援事業特別会計予算は次に定めるところによるの、「特別会計予算は」を、「特別会計の予算は」と、「の」を挿入していただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、説明させていただきます。議案第13号、平成18年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算について御説明いたします。

本案は、3月7日、明日ですけれども、議案第25号対馬市介護保険地域支援事業特別会計の制定についてという条例で、前後し説明いたしますが、介護保険法が、去る平成17年6月22日成立し、同年6月29日施行され、さらに10月1日より居住費、食費の個人負担が生じることとなり、平成17年9月定例会で補正議決いただいたところでございます。

本事業は、包括支援センターの設置を2年間の期限付きで市町村の裁量により施行延期条例制

定等の措置で施行を延期することができるというふうになってますけれども、長崎県全体見回してもそうですけれども、１８年度当初からほとんどの市町村が実施するという事で、対馬市もそれになって実施することといたしております。

また、本会計は国の補助基準で１８年度が介護保険給付費の２％、１９年度が２．３％、２０年度が３％の運営費で実施する旨決定がなされている関係上、本年度は給付費の２％を基本に予算計上し、運営することを踏まえて御説明申し上げたいと思います。

第１条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億１，１８９万２，０００円と定めるものでございます。２項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表、歳入歳出予算によるものでございます。

第２条で、歳入歳出予算の流用について定めています。

第３条で、一時借入金の限度額を１，０００万円と定めるものでございます。

歳入について御説明いたします。８ページをお願いします。繰入金は７，６０９万１，０００円で、一般会計繰入金が２，０５５万３，０００円、介護保険特別会計繰入金は５，５５３万８，０００円で、包括的支援事業運営管理費４，０７３万３，０００円、介護予防事業費７７６万円、特定高齢者施策事業費４８４万９，０００円、一般高齢者施策事業費２７万６，０００円、評価事業費１００万円、包括支援事業費３６万９，０００円、任意事業費５５万１，０００円を計上いたしております。諸収入は３，５８０万１，０００円で、介護特定高齢者施策事業の自己負担収入と５万１，０００円、介護保険サービス事業収入の包括的支援事業運営管理費１，３７５万円、介護予防委託事業２，２００万円でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。１０ページをお願いします。地域支援事業費は８，９８９万２，０００円で、地域支援事業運営費８，２７９万６，０００円は、地域包括支援センター運営関係費を報酬、地域包括支援センター３カ所設置する予定でありますけれども、その職員の給料、手当、共済費及び電話使用料、システム構築、これには対馬市社会福祉協議会より派遣を５名いただくことになっております。その経費を計上いたしております。

１２ページをお願いします。介護予防事業費は６１７万６，０００円で、介護保険事業委託料３６０万円、特定高齢者把握事業委託１３０万円等及び評価事業１００万円は、介護予防実績に対する国の評価に対するシステム使用料を計上いたしております。包括的支援事業、任意事業は９２万円で、高齢者虐待関係等の協議会開催経費及び任意事業等でございます。介護予防支援費は２，２００万円で、居宅介護支援事業所に委託する予定でしておりますが、１１カ所分を予定しております。その経費を計上いたしております。

なお、説明書の末尾１４ページ以降に、給与費に関する説明調書等を添付いたしておりますので、あわせて参照願います。

長くなりましたが、以上で議案第9号、平成18年度対馬市診療所特別会計予算から議案第13号、平成18年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算までの5件の当初予算の概要説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（平間 利光君） 福祉部長、日高一夫君。

○福祉部長（日高 一夫君） 議案第14号、平成18年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計予算について提案理由の御説明を申し上げます。

第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億8,180万円と定めるものでございます。第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によります。

第2条で、歳入歳出予算の流用を定めております。

歳入について御説明いたします。8ページをお開き願います。3款の繰入金は1一般会計から1億2,581万円を繰り入れ、前年度より1,092万3,000円の増でございます。4款の繰越金は前年度繰越金で100万円を計上いたしております。5款の諸収入は、介護給付費収入で、浅茅の丘に1億5,620万9,000円、日吉の里に1億5,217万9,000円の計3億838万8,000円を計上し、前年度より1,733万2,000円の減となっております。これは介護保険制度の改正によるものでございます。自己負担金収入で4,654万2,000円と前年度より480万9,000円の増となっております。雑入で6万円を計上いたしております。

歳出について御説明いたします。12ページをお開き願います。1款の民生費は4億1,432万5,000円で、前年度より1,703万1,000円の減でございます。特養浅茅の丘管理費に2億2,690万1,000円を計上し、人件費1億8,595万円、需用費2,885万5,000円、委託料863万5,000円が主なものであります。特養日吉の里管理費に1億8,742万4,000円を計上し、人件費1億4,649万8,000円、需用費2,930万2,000円、委託料801万2,000円が主なものであります。2款の公債費は6,747万5,000円で、前年度より1,543万1,000円の増となっております。これは、日吉の里施設建設分の元金償還開始によるものでございます。

22ページからは職員給与にかかります明細書、28ページには地方債にかかります調書をそれぞれ添付いたしておりますので御参照ください。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（平間 利光君） 水道局長、黒瀬勝弘君。

○水道局長（黒瀬 勝弘君） 議案第15号、平成18年度対馬市簡易水道事業特別会計予算について提案理由の説明を申し上げます。

平成18年度対馬市簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ11億9,406万5,000円と定めるものでございます。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算のとおりでございます。

第2条の地方債であります。地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表のとおりといたしております。

次に、一時借入金であります。第3条で最高限度額を3億円と定めております。

予算の内容について御説明申し上げますが、所管の産業建設常任委員会で十分御審査願うこととなっておりますので、その概要を御説明させていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書により御説明を申し上げます。9ページをお開き願いたいと存じます。まず、歳入であります。1款分担金及び負担金1,957万3,000円は、水道利用新設加入金並びに消火栓設置事業に係る負担金であります。2款使用料及び手数料は、その主なものが水道使用料であります。合わせて4億7,318万1,000円。3款国庫支出金2億2,000万円、簡易水道事業補助金であり、統合並びに拡張整備事業として国庫補助金を受けて施設の整備を図るものであります。

11ページをお願いいたします。5款繰入金2億776万3,000円、公債費償還並びに高料金対策として一般会計からの財政措置を受けるものであります。6款繰越金でございますが100万円、前年度からの繰越金を計上いたしております。8款諸収入814万8,000円、水道管移設工事による補償費の計上であります。9款市債2億6,440万円、簡易水道事業債として計上いたしております。

詳細につきましては、第2表に掲載をいたしております。

次に、歳出であります。13ページをお願いいたします。1款簡易水道費1項水道管理費1目一般管理費1億7,605万4,000円は、職員給与に係る経費と12節役務費の水質検査料、13節委託料の検診並びに料金徴収業務等の委託に係る経費が主なものでございます。

15ページをお願いいたします。2目施設管理費1億2,368万7,000円、浄水場と水道施設の維持管理に要する経費を計上いたしております。11節需用費のうち光熱水費4,466万8,000円は、浄水場及び配水池等にかかります動力費としての電気代でございます。13節委託料2,168万4,000円は、浄水場施設及び電気計装器機等の保守管理業務の委託に係る経費が、その主なものでございます。

以上、歳出中1款簡易水道費1項水道管理費は2億9,974万1,000円と相なります。

次に、第2項水道建設費1目水道建設費5億1,455万9,000円は、簡易水道施設整備事業にかかります工事費と事務費の計上をいたしております。

17ページをお願いいたします。15節工事請負費4億8,894万2,000円、18年度の主な事業として、美津島町の今里、尾崎の西地区、豊玉町の塩戸地区、上県町の佐須奈地区、上対馬町の豊、鰐浦地区、それぞれの簡易水道の再編推進並びに生活基盤近代化事業として、統合及び改良拡張整備に取り組むものでございます。2款公債費3億7,876万5,000円、長期債償還の元金と利子、一時借入金の利子をそれぞれ計上いたしております。3款は予備費100万円の計上であります。

19ページからは職員給与にかかります明細書、24ページには地方債にかかります調書をそれぞれ添付をいたしております。ご覧いただきたいと存じます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（平間 利光君） 産業交流部長、中島均君。

○産業交流部長（中島 均君） 議案第16号、平成18年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算について提案理由の御説明をいたします。

平成18年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算の歳入歳出予算の総額を第1条で1,457万7,000円と定めるものでございます。第2項の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページ、3ページの第1表、歳入歳出予算によります。

歳入について御説明いたします。8ページをお開きください。1款の使用料及び手数料は216万9,000円、阿連地区下水道使用料を計上いたしております。3款の繰入金は、公債費の償還金及び下水道管理費の不足により、一般会計からの繰入金1,077万1,000円を計上いたしております。4款の繰越金は、前年度繰越金で1,000円計上し、5款の諸収入で阿連地区下水道加入金を147万円、前年度の設備投資で課税いたしました企業会計消費税還付金16万6,000円を計上いたしております。

次に、歳出について御説明いたします。10ページをお開きください。1款の下水道事業費は、下水道使用水量検診及び集金委託料と目の一般管理費に16万2,000円計上、施設管理費に処理場中継ポンプ等の光熱水費、くみ取り料、施設の保守点検委託料を433万6,000円計上いたしております。2款の公債費は、償還金の元金利子で1,007万9,000円計上いたしております。

12ページに地方債の年度末現在高の見込みに関する調書を添付いたしておりますので、御参照ください。

以上で提案理由の御説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（平間 利光君） 政策部長、松原敬行君。

○政策部長（松原 敬行君） 議案第17号、第18号の2件について御説明に入ります前に、議案第17号についてはお手元に正誤表をお配りしておりますので、よろしくお願いいたします。

議案第17号、平成18年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算について提案理由の説明をいたします。

平成18年度対馬市の旅客定期航路事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2,912万2,000円と定めるものであります。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によります。

歳入について御説明いたします。8ページをお開き願います。1款事業収入1項事業収入の398万7,000円は、旅客及び貨物運賃を計上いたしております。2款国庫支出金1項国庫補助金の1,200万円及び3款県支出金1項県補助金の1,000万円は、赤字航路事業に対する国及び県からの補助金であります。4款繰入金1項他会計繰入金303万4,000円は、一般会計からの繰入金でございます。

10ページをお願いいたします。5款財産収入1項財産運用収入は基金利子を、6款の繰越金は前年度繰越金10万円を計上いたしております。

次に、歳出について御説明いたします。12ページをお開き願います。1款総務費1項総務管理費の2,128万8,000円は、職員及び船員の人件費、事務費、旅客船協会等の負担金を計上しております。2款施設費1項施設費の773万4,000円は、旅客船の運航に必要な燃料費、修繕費等が主なものであります。4款予備費として10万円計上いたしております。

16ページ以降には、給与費明細書を添付いたしておりますので、御参照方お願いいたします。

以上で説明終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

引き続きまして、議案第18号、平成18年度対馬市風力発電事業特別会計予算について提案理由の説明をいたします。

平成18年度対馬市の風力発電事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3,340万2,000円と定めるものであります。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によります。

歳入について御説明いたします。8ページをお開き願います。1款売電事業収益1項営業収益1目売電収益3,240万円は、風強調査による年間データと過去3年間の売電実績等をもとにして算定いたしております。2款繰越金は前年度と同額の100万円計上しております。3款諸収入は預金利子等を計上いたしております。

続いて、歳出でございますが、10ページをお開き願います。1款電気事業費1項営業費1,174万8,000円は、風力発電施設の適正な維持管理に必要な経費を、2項営業外費用56万5,000円は消費税を計上いたしております。2款公債費で1,508万9,000円、

3款諸支出金1項基金費の500万円は財政調整基金への積立金として、また4款予備費として100万円計上いたしております。

14ページから15ページにかけまして、給与費明細書を添付いたしておりますので、よろしく御参照方お願いいたします。

以上で御説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（平間 利光君） 水道局長、黒瀬勝弘君。

○政策部長（松原 敬行君） 議案第19号、平成18年度対馬市水道事業会計予算について提案理由の説明を申し上げます。細部にわたりましては、産業建設常任委員会で御審査願うこととなっておりますので、予算の概要につきまして御説明をさせていただきます。予算書1ページをお願いいたします。

平成18年度対馬市水道事業会計の予算は、次に定めるところによります。18年度の業務の予定量を次のとおり予定をいたしております。給水戸数6,734戸、年間総配水量216万9,850立方メートル、1日の平均給水量は5,944立方メートルであります。主な建設改良事業の事業費として2億1,749万円、その概要として施設の整備事業等は老朽管の布設替え工事でございます。1,500万円。施設の統合並びに拡張整備事業として2億249万円、佐須簡易水道未普及地域解消事業と瀬簡易水道拡張事業をそれぞれ予定をいたしております。

次に、第3条であります。収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり定めております。収益として水道事業収益2億7,488万8,000円、費用として水道事業費用2億5,403万5,000円。

第4条で、資本的収入を1億9,700万円、資本的支出を2億4,899万9,000円とそれぞれ予定額に定めております。資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足する額5,199万9,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんをいたすものでございます。

2ページをお願いいたします。第5条の企業債であります。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。本年度は、佐須簡易水道未普及地域解消事業3,000万円、瀬簡易水道拡張事業に対しまして6,850万円の借入れをそれぞれ予定をいたしております。

次に、一時借入金であります。第6条で、借入金の限度額を1億円と定めております。

第7条は、支出予定の各項の経費の流用について規定をいたしたものであります。水道事業費用のうち第1項営業費用、第2項営業外費用にかかる予算額に過不足を生じた場合における項間の流用、資本的支出のうち第1項建設改良費、第2項企業債償還にかかる予算額に過不足を生じた場合における項間の流用、資本的支出のうち第1項建設改良費、第2項企業債償還にかかる予算額に過不足を生じた場合における項間の流用をそれぞれ定めております。

次に、第8条は、議会の議決を得なければ流用できない経費の指定をいたしたものであります。
職員給与費6,505万1,000円と、公債費8万円をそれぞれ指定いたしております。

第9条につきましては、棚卸資産の購入限度額を1,000万円と定めるものであります。

以上、地方公営企業法第24条第2項の規定により御提案を申し上げます。

なお、地方公営企業法第25条に規定をされております予算に関する説明書は4ページから、
また参考資料として予算附属資料を末尾に添付をいたしておりますので、ご覧いただきたいと存
じます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（平間 利光君） これから各案に対する一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間 利光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第7号平成18年度対馬市一般会計予算は委員会条例第6条の規定によっ
て一般会計予算審査特別委員会を設置し、付託の上、審査することにしたいと思います。御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間 利光君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は一般会計予算審査特別
委員会を設置し、付託の上、審査することに決定しました。

再度お諮りします。ただいま設置されました一般会計予算審査特別委員会の委員については、
委員会条例第8条第1項の規定によって、議長を除く25人を指名したいと思います。御異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間 利光君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く25人を一般会計予算審
査特別委員に選任することに決定しました。

委員長及び副委員長の互選のため、委員会条例第10条の規定によって、一般会計予算審査特
別委員会を議員控室に招集をいたします。

暫時休憩いたします。

午後5時20分休憩

.....
〔予算審査特別委員会〕
.....

午後5時22分再開

○議長（平間 利光君） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計予算審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定した旨報告を受けたので、報告します。

委員長に吉見優子君、副委員長に兵頭榮君。

以上のとおりです。

次に、議案第8号から議案第19号までの12件を会議規則第37条第1項の規定によって、お手元に配付の議案付託表のとおり各常任委員会に付託いたします。

なお、予算審査特別委員長及び常任委員長の審査報告は3月20日に行います。

-----・-----

○議長（平間 利光君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。1時間半に及ぶ時間延長でございましたけれども、御協力ありがとうございました。明日は定刻より本会議を開き議案上程を行います。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後5時24分散会

平成18年 第1回 対馬市議会定例会会議録(第2日)

平成18年3月7日(火曜日)

議事日程(第2号)

平成18年3月7日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第20号 対馬市まちづくりコミュニティ支援交流館条例の制定について
- 日程第2 議案第21号 対馬市国民保護協議会条例の制定について
- 日程第3 議案第22号 対馬市国民保護対策本部及び対馬市緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 日程第4 議案第23号 対馬市災害派遣手当等に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第24号 対馬市簡易水道事業財政調整基金条例の制定について
- 日程第6 議案第25号 対馬市介護保険地域支援事業特別会計条例の制定について
- 日程第7 議案第26号 対馬市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について
- 日程第8 議案第27号 対馬市公園等設置条例の制定について
- 日程第9 議案第28号 対馬市法定外公共物管理条例の制定について
- 日程第10 議案第29号 対馬市準用河川占用料等徴収条例の制定について
- 日程第11 議案第30号 対馬市部設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第31号 対馬市区長設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第32号 対馬市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第33号 対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第34号 対馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第35号 対馬市まちづくり基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第36号 対馬市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第37号 対馬市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第38号 対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を

改正する条例について

- 日程第20 議案第39号 対馬市公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第40号 対馬市文化財保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第41号 対馬市住民センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第42号 対馬市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第43号 対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第44号 対馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第45号 対馬市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第46号 対馬市歯科診療所条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第47号 対馬市し尿処理施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第48号 対馬市一般廃棄物最終処分場条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第49号 対馬市定住促進住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第50号 対馬市消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第51号 第1次対馬市総合計画について
- 日程第33 議案第60号 字の区域の変更について
- 日程第34 議案第61号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（犬吠地区）
- 日程第35 議案第62号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（琴地区）
- 日程第36 議案第63号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（久田道地区）
- 日程第37 議案第64号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（久田道地区）
- 日程第38 議案第65号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（久田地区）
- 日程第39 議案第66号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（犬吠地区）
- 日程第40 議案第67号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（鴨居瀬地区）

- 日程第41 議案第68号 対馬市へき地保健福祉館の指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第69号 対馬市生活館の指定管理者の指定について
- 日程第43 議案第70号 対馬市福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第44 議案第71号 対馬市住民センターの指定管理者の指定について
- 日程第45 議案第72号 対馬市老人憩の家の指定管理者の指定について
- 日程第46 議案第73号 対馬市高齢者介護予防支援施設の指定管理者の指定について
- 日程第47 議案第74号 対馬市精神障害者地域活動所の指定管理者の指定について
- 日程第48 議案第75号 対馬市農林集会施設等の指定管理者の指定について
- 日程第49 議案第76号 対馬市漁村センター等の指定管理者の指定について
- 日程第50 議案第77号 対馬市漁民集会休憩施設の指定管理者の指定について
- 日程第51 議案第78号 対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定について
- 日程第52 議案第79号 対馬市青海ふるさと館の指定管理者の指定について
- 日程第53 議案第80号 対馬市地区体育館の指定管理者の指定について
- 日程第54 議案第81号 対馬市大增地区コミュニティー消防センターの指定管理者の指定について
- 日程第55 議案第82号 工事請負契約の締結について（内院漁港地域基盤整備工事）
- 日程第56 議案第83号 工事請負契約の締結について（阿連漁港地域基盤整備工事）
- 日程第57 議案第84号 工事請負契約の締結について（高浜漁港地域基盤整備工事）
- 日程第58 議案第85号 工事請負契約の締結について（尾崎漁港地域基盤整備工事）
- 日程第59 議案第86号 工事請負契約の締結について（赤島漁港地域基盤整備工事）
- 日程第60 陳情第1号 「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する陳情について
- 日程第61 陳情第2号 「次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」の採択に関する陳情について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第20号 対馬市まちづくりコミュニティ支援交流館条例の制定について
- 日程第2 議案第21号 対馬市国民保護協議会条例の制定について
- 日程第3 議案第22号 対馬市国民保護対策本部及び対馬市緊急処理事態対策本部

条例の制定について

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 4 | 議案第23号 | 対馬市災害派遣手当等に関する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第24号 | 対馬市簡易水道事業財政調整基金条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第25号 | 対馬市介護保険地域支援事業特別会計条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第26号 | 対馬市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第27号 | 対馬市公園等設置条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第28号 | 対馬市法定外公共物管理条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第29号 | 対馬市準用河川占用料等徴収条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第30号 | 対馬市部設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第31号 | 対馬市区長設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第32号 | 対馬市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例について |
| 日程第14 | 議案第33号 | 対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第15 | 議案第34号 | 対馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第16 | 議案第35号 | 対馬市まちづくり基金条例の一部を改正する条例について |
| 日程第17 | 議案第36号 | 対馬市手数料条例の一部を改正する条例について |
| 日程第18 | 議案第37号 | 対馬市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例について |
| 日程第19 | 議案第38号 | 対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第20 | 議案第39号 | 対馬市公民館条例の一部を改正する条例について |
| 日程第21 | 議案第40号 | 対馬市文化財保護条例の一部を改正する条例について |
| 日程第22 | 議案第41号 | 対馬市住民センター条例の一部を改正する条例について |
| 日程第23 | 議案第42号 | 対馬市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第24 | 議案第43号 | 対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例について |
| 日程第25 | 議案第44号 | 対馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第26 | 議案第45号 | 対馬市介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第27 | 議案第46号 | 対馬市歯科診療所条例の一部を改正する条例について |

- 日程第28 議案第47号 対馬市し尿処理施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第48号 対馬市一般廃棄物最終処分場条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第49号 対馬市定住促進住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第50号 対馬市消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第51号 第1次対馬市総合計画について
- 日程第33 議案第60号 字の区域の変更について
- 日程第34 議案第61号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（犬吠地区）
- 日程第35 議案第62号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（琴地区）
- 日程第36 議案第63号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（久田道地区）
- 日程第37 議案第64号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（久田道地区）
- 日程第38 議案第65号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（久田地区）
- 日程第39 議案第66号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（犬吠地区）
- 日程第40 議案第67号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（鴨居瀬地区）
- 日程第41 議案第68号 対馬市へき地保健福祉館の指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第69号 対馬市生活館の指定管理者の指定について
- 日程第43 議案第70号 対馬市福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第44 議案第71号 対馬市住民センターの指定管理者の指定について
- 日程第45 議案第72号 対馬市老人憩いの家の指定管理者の指定について
- 日程第46 議案第73号 対馬市高齢者介護予防支援施設の指定管理者の指定について
- 日程第47 議案第74号 対馬市精神障害者地域活動所の指定管理者の指定について
- 日程第48 議案第75号 対馬市農林集会施設等の指定管理者の指定について
- 日程第49 議案第76号 対馬市漁村センター等の指定管理者の指定について

- 日程第50 議案第77号 対馬市漁民集会休憩施設の指定管理者の指定について
- 日程第51 議案第78号 対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定について
- 日程第52 議案第79号 対馬市青海ふるさと館の指定管理者の指定について
- 日程第53 議案第80号 対馬市地区体育館の指定管理者の指定について
- 日程第54 議案第81号 対馬市大増地区コミュニティー消防センターの指定管理者の指定について
- 日程第55 議案第82号 工事請負契約の締結について（内院漁港地域基盤整備工事）
- 日程第56 議案第83号 工事請負契約の締結について（阿連漁港地域基盤整備工事）
- 日程第57 議案第84号 工事請負契約の締結について（高浜漁港地域基盤整備工事）
- 日程第58 議案第85号 工事請負契約の締結について（尾崎漁港地域基盤整備工事）
- 日程第59 議案第86号 工事請負契約の締結について（赤島漁港地域基盤整備工事）
- 日程第60 陳情第1号 「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する陳情について
- 日程第61 陳情第2号 「次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」の採択に関する陳情について

出席議員（25名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 小西 明範君 | 2番 永留 邦次君 |
| 3番 波田 政和君 | 4番 小宮 教義君 |
| 5番 阿比留光雄君 | 6番 三山 幸男君 |
| 7番 小宮 政利君 | 8番 初村 久藏君 |
| 9番 吉見 優子君 | 10番 糸瀬 一彦君 |
| 11番 桐谷 徹君 | 12番 宮原 五男君 |
| 13番 大浦 孝司君 | 14番 小川 廣康君 |
| 15番 大部 初幸君 | 16番 兵頭 榮君 |
| 17番 上野洋次郎君 | 18番 作元 義文君 |
| 19番 黒岩 美俊君 | 20番 島居 邦嗣君 |
| 21番 武本 哲勇君 | 23番 桐谷 正義君 |
| 24番 扇 作工門君 | 25番 畑島 孝吉君 |
| 26番 平間 利光君 | |
-

欠席議員（１名）

22番 中原 康博君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 齋藤 長生君 次長 永留 徳光君
参事 渋江 雄司君 係長 三原 立也君

説明のため出席した者の職氏名

市長	松村 良幸君
助役	永尾一二三君
総務部長	内田 洋君
総務部理事	勝見 末利君
政策部長	松原 敬行君
市民生活部理事（税務担当）	山田 幸男君
福祉部長	日高 一夫君
保健部長	阿比留輝雄君
産業交流部長	中島 均君
建設部長	清水 達明君
水道局長	黒瀬 勝弘君
教育長	米田 幸人君
教育次長	菅野 俱吉君
巖原支所長	木寺 和福君
美津島支所長	長 信義君
豊玉支所長	佐伯 勲君
峰支所長	阿比留博幸君
上県支所長	山本 輝昭君
上対馬支所長	梅野 茂希君
消防長	阿比留仁志君
監査委員事務局長	財部貴資男君
農業委員会事務局長	瀬崎万壽喜君

午前10時00分開議

○議長（平間 利光君） おはようございます。報告をいたします。22番、中原康博君、欠席、総務部次長、大浦義光君が公務のため欠席でございます。なお、12番、宮原五男君より遅刻の申し出がっております。

これから、お手元に配付の議事日程第号により本日の会議を開きます。

----- ・ ----- ・ -----
日程第1．議案第20号

日程第2．議案第21号

日程第3．議案第22号

日程第4．議案第23号

日程第5．議案第24号

日程第6．議案第25号

日程第7．議案第26号

日程第8．議案第27号

日程第9．議案第28号

日程第10．議案第29号

日程第11．議案第30号

日程第12．議案第31号

日程第13．議案第32号

日程第14．議案第33号

日程第15．議案第34号

日程第16．議案第35号

日程第17．議案第36号

日程第18．議案第37号

日程第19．議案第38号

日程第20．議案第39号

日程第21．議案第40号

日程第22．議案第41号

日程第23．議案第42号

日程第24．議案第43号

日程第25．議案第44号

日程第 2 6 . 議案第 4 5 号

日程第 2 7 . 議案第 4 6 号

日程第 2 8 . 議案第 4 7 号

日程第 2 9 . 議案第 4 8 号

日程第 3 0 . 議案第 4 9 号

日程第 3 1 . 議案第 5 0 号

- 議長（平間 利光君） 日程第 1、議案第 2 0 号対馬市まちづくりコミュニティ支援交流館条例の制定についてから、日程第 3 1、議案第 5 0 号対馬市消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてまでの 3 1 件を一括して議題とします。

各案について、提案理由の説明を求めます。政策部長、松原敬行君。

- 政策部長（松原 敬行君） おはようございます。議案第 2 0 号対馬市まちづくりコミュニティ支援交流館の条例案について提案理由の説明を申し上げます。

第 1 条は設置でございます、本施設は地域のまちづくり活動を推進する機能ばかりではなく、子育て支援活動の場として、また町の歴史、文化的資源の学習展示の場として、さらに観光客に対する地場産業の販売、情報提供の場など多面的な機能を持ち、コミュニティの醸成、交流と連携の強化を図る施設として設置するものであります。

第 2 条の名称と位置でございますが、名称は、対馬市まちづくりコミュニティ支援交流館、位置につきましては、対馬市厳原町中村 5 8 4 番地、対馬農協の裏通りで石垣、石塀等が比較的良好に保存されているとおりでございます。

第 3 条は事業、第 4 条は管理の代行等、次のページをお願いします。第 5 条は交流館の利用、第 6 条は使用料等で別表に定めております。第 7 条は使用料の減額、第 8 条は利用の制限。次のページをお願いいたします。第 9 条は遵守事項、第 1 0 条は損害賠償、第 1 1 条は委任となっております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から起算して 5 月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

- 議長（平間 利光君） 総務部長、内田洋君。
- 総務部長（内田 洋君） 議案第 2 1 号から議案第 2 3 号、議案第 3 0 号、議案 3 1 号、議案第 3 4 号及び議案第 4 9 号の 7 議案につきまして、その提案理由と内容を説明申し上げます。

まず、議案第 2 1 号から議案第 2 3 号についてであります。本 3 案は平成 1 6 年 9 月 1 7 日に施行されました武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法及び災害対策基本法の規定により、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体

及び財産を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、対馬市の責務を果たすために必要な条例を制定するものであります。

なお、3案とも施行期日を平成18年4月1日といたしております。

議案第21号は、対馬市国民保護協議会条例の制定についてであります。

本案は、いわゆる国民保護法の規定により、市がその市民を武力攻撃事態等から守るための方策を審議し、市長に意見を述べ市民の保護に関する計画を策定する機関として対馬市国民保護協議会を設置するものであります。組織の会長、委員等については、法第40条第1項から第7項までで定められており、この条例では委員の人数、その他協議会の運営に関し必要な事項を定めるものであります。

第1条で制定の趣旨を定め、第2条で委員の数を45名以内とすること。第3条で会長の職務代理に関すること、第4条で会議に関すること、第5条で委員を補佐するための幹事に関すること。第6条で部会に関することを定め、第7条はこのほか協議会の運営に関し、必要な事項は会長が協議会に諮って定めることの認定であります。

次に、議案第22号対馬市国民保護対策本部及び対馬市緊急対処事態対策本部条例御制定についてであります。

本案も議案第21号同様、国民保護法の規定に基づくものであり、武力攻撃が迫り、もしくは現に武力攻撃が発生したと認められる地域等及び武力攻撃災害に対し住民の避難、救援等を迅速的確に行うための機関として、閣議決定のあと内閣総理大臣の指定を受け対馬市国民保護対策本部及び対馬市緊急対処事態対策本部を設置したときに必要な事項を定めるものであります。本部長、本部員等については、法第28条で定められており、この条例では第1条で設置の趣旨、第2条で本部長以下本部員の職務等、第3条で本部の会議、第4条で必要に応じて部を設置すること、第5条で市対策本部の事務の一部を行う組織として、現地対策本部を設置するときの規定、第6条でその他必要な事項制定のための委任規定、第7条で緊急対処事態対策本部への準用規定を定めるものであります。

次に、議案第23号は、対馬市災害派遣手当等に関する条例の制定であります。

本案は通常の災害及び武力攻撃災害等に対し、災害応急対策または災害復旧及び国民の保護のための措置の実施のため、国や他の地方公共団体から本市に派遣された職員に対し支給する手当の額を定めるため本条例を制定するものであります。

内容は、第1条で目的を定め、第2条で派遣を受け入れたときに利用する宿泊等の施設、滞在期間により施設については2区分、機関については3区分に分け、それぞれ表に示しておりますとおりの額を定めるものであります。第3条は任意規定であります。

次に、6議案跳びまして議案第30号でございます。議案第30号は、対馬市部設置条例の一

部を改正する条例であります。本案は行財政改革推進委員会の答申を踏まえ策定いたしました行財政改革大綱に基づき、より一層の行政の効率的運営を図り、市民の皆様の行政サービスへの満足度を高める組織機構の構築を目指し、本市の喫緊の課題であります産業の振興を図るため、観光、交流、流通、企業誘致部門等を強化し、また、地場産業であります、農林水産業の振興の強化のため、現在産業交流部で所掌をしております事務を、産業交流部から部名を変更いたします観光商工部と新設いたします農林水産部の２部で所掌をするよう部設置条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、第１条第６号中及び第２条第６号中の産業交流部を観光商工部に改め、それぞれ第７号として農林水産部を加え、第２条第７号の農林水産部の所掌をする事務２項目を定めるものであります。

附則第１項で施行期日を平成１８年４月１日からと定めております。

第２項は、対馬市支所及び出張所条例の一部改正を規程するものであります。今回の機構改革により、従来より実施しております本町の部を配置する支所においては、その部の所掌事務は、本町、支所を統合して処理するとの観点から、今回機構を改革するに当たり厳原支所を本町に統合し、より効率的な住民サービスの向上を目指すものであります。このため別表第１の厳原支所の項を削るものであります。もちろんこのことにより、本庁の位置を厳原に限定するものではなく、暫定のものであることに変わりはありません。将来正式に本庁の所在地が決定されたときは、その地区に所在する支所は本庁に統合するという趣旨でございます。

第３項、対馬市議会委員会条例の一部改正。第４項、対馬市農林活性化推進協議会条例の一部改正。第５項、対馬市林業推進協議会条例の一部改正。第６項、対馬市入会林野活用促進対策協議会条例の一部改正につきましては、本則に伴い産業交流部を観光商工部、または農林水産部に改めるものであります。

なお、本条例の制定に伴い、対馬市規則の全部を改正いたします。組織機構の一覧表とともに皆様のお手元に配付しておりますので、のちほどごらんくださいますようお願いいたします。

議案第３１号は対馬市区長設置条例の一部を改正するものであります。

本案は厳原支所管内の与良内院並びに豆敷内院の両区から、区行政を進める上で両区を１区とした方が効率的であり、また両区としても望ましく、行政区を統合したいとの申請がありました。市でも検討した結果、何ら支障はないため両区を統合するものであります。このため第２条中与良内院、豆敷内院を内院に改めるものであります。

なお、附則で施行期日を平成１８年４月１日からと定めております。

次は、２議案跳びます。議案第３４号になります。議案第３４号対馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は平成１７年の人事院勧告により、国が示します給与の改正に基づき市職員の給与を改正するものであります。今回の改正は、昭和３２年に現在の給与制度が確立されて以来、５０年ぶりの大幅な改革となり、地域ごとの公務員の給与水準と民間の給与水準との格差の是正を目的とするものであります。このため行政職では平均で４．８％、中高齢職員層は７％程度の給料を引き下げるものであります。

また、現行の１号給当たりの昇給額を４分割し、勤務実績を反映できる昇給幅となるよう改正いたします。諸手当では調整手当が廃止され、民間賃金が高い地域、長崎県では長崎市のみに居住する公務員について地域手当が支給されることとなり、本市においてはこの地域手当は該当しないことから、調整手当を削除することといたしております。

また、勤勉手当の支給率を夏季においては１００分の７０、冬季においては１００分の７５でありましたが、夏季、冬季それぞれ同率の１００分の７２．５と改めるものであります。

改正の内容は、ただいま申し上げましたことをもとに、目次中の調整手当を廃止することに伴い字句を改め、第３条中の調整手当を削るものであります。第６条第４項を昇給は１年間の勤務成績に応じて行うこと、第５項を昇給させる場合の号給数を対象となる期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を４号給とし、ただし職員の級が６級以上の職員については、３号給とすることを標準とすること。第６項を５５歳以上の職員については、昇給号数を２号給とすること。第７項を職員が属する職務の級の最高の号給を超えないこと。第８項を昇給は予算の範囲内とすること。第９項をそのほか職員の昇給に関する必要な事項を規則に委任すること等におきまして改めるものであります。

以下、第２節第１４条第２項、第１５条の２、第３０条第２項、第３３条第２項から第４項まで及び別表第１から別表第４までを所要の改正を行うものであります。

１７ページほどとびます。附則になります。附則の第１項で、施行期日を平成１８年４月１日からと定め、第２項から第１１項で級の切り替え、号給の切り替え、異動者の号給の調整、切り替えに伴う経過措置等を規定し、第１２項で委任事項を定めるものであります。

次は、議案第４９号になります。恐れ入ります、４８ページほどとびます。

議案第４９号対馬市定住促進住宅条例の一部を改正する条例であります。本案は佐須奈地区と伊奈地区に設置しております定住促進住宅が佐須奈地区の住宅は建築後３６年、伊奈地区の住宅は２５年から３０年を経過し、老朽化が進んでおります。使用料についても、他の類似公営住宅と比較しても高いこと等を考慮し、使用料を減額するものであります。

また、佐須奈地区の住宅につきましては、昭和４３年に長崎県が職員住宅として建築したものを旧上県町が払い下げを受け、人口の安定、定住化の促進を目的に使用しているものであります。伊奈地区の住宅につきましては、日常生活の環境、利便性等を考慮するものであります。改正の

内容は第8条第1号を1万5,000円、第2号を1万円に改めるものであります。

なお、附則で施行期日を平成18年4月1日からと定めております。

以上であります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（平間 利光君） 水道局長、黒瀬勝広君。

○水道局長（黒瀬 勝弘君） おはようございます。議案第24号対馬市簡易水道事業財政調整基金条例の制定について提案理由とその内容を御説明申し上げます。条例案をお開き願いたいと存じます。議案第24号でございます。

これ条例案は、厳原町管内を除きます簡易水道事業の健全な財政運営を図るため、対馬市簡易水道事業財政調整基金を設置する目的で本条例を制定するものでございます。その内容でございますが、第1条で、ただいま申し上げました設置の目的を、第2条で積み立てる額を定めております。第3条は、基金の管理をお示しをいたしております。第1項につきましては、保管の方法、第2項で現金を有利な有価証券に替えることができるとした保管規定であります。第4条は運用基金の処理方法であります。第5条につきましては、繰り替え運用を定めております。第6条は基金の処分を明確にお示しいたすものでございます。第7条で当条例の施行につきまして、必要な委任規定を設け、附則で施行期日を定めるものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（平間 利光君） 保健部長、阿比留輝雄君。

○保健部長（阿比留輝雄君） おはようございます。議案第25号、議案第44号、議案第45号、議案第46号、4件続けて御説明申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

対馬市介護保険地域支援事業特別会計条例の制定について提案理由及び概要を説明申し上げます。

本案は、昨日議案第13号で予算上程し、前後いたしましたけれどもよろしくお願い申し上げます。皆様既に報道等で御承知のとおり、介護保険法改正が平成17年6月22日に成立し、同年6月29日施行され、来る平成18年4月1日より地域支援事業の実施が決定いたしました。地域包括支援センターの国の設置要件では、1号被保険者人口1万5,000人から3万人に1カ所の設置要件等からして、本市では2カ所設置すれば十分でございますが、対馬島の面積及び住居の散在並びに高齢化率25.6%等を勘案し、3カ所設置することを計画いたしてるところでございます。また、予算については、介護保険特別会計に勘定科目の設定による運営を考えましたが、現在の市の財務会計システムでは、介護保険特別会計と同一内の勘定科目の設定が不可能ということで、新たに特別会計を設置する運びとなりました。

第1条で、地域包括支援センターの円滑な運営と経理の適正を図るための特別会計の設置を、

第2条で会計の歳入は介護サービスの収入、国県支出金、繰入金、その他の収入とし、歳出は管理費をもって歳出とする旨の条例設置をお願いするものでございます。

なお、附則で平成18年4月1日から施行する旨を記しております。

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第44号対馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由及び概要を御説明申し上げます。

本案は、合併時に国民健康保険運営協議会委員の定数を被保険者を代表する委員を旧各町単位で1名の選定方法により6名、保健医または保健薬剤師を代表する委員、広域を代表する委員も各6名、計18名と定めていましたけれども、合併後本協議会を運営していく上で、必ずしも旧各町ごとに1名の配置を必要とするものではなく、各3名、計9名で十分その機能を果たし得るとの判断から委員数の減による提案をお願いするものでございます。

なお、附則で平成18年4月1日から施行する旨を記しております。

以上、簡単ですが提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第45号対馬市介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由及び概要を御説明申し上げます。

本案は、議案第25号で説明のとおり、介護保険法改正が施行されたのを受け、市の条例を改正するものと、対馬市独自の旧町時代の訪問看護を行う事業所に対して、現在2事業所ですけれども、旧各町に出向く場合の移動費の援助、即ち車代を補助していたものを廃止等を行うための一部改正でございます。目次で第3章保険給付、訪問看護にかかる事業者移動援助サービスの市町村特別給付を削除し、第2条で介護認定審査会委員の定数「50人」を「50人以内」とし、保険料の「5条」を「4条」とし、第3期介護保険計画平成18年から20年までの介護保険料を段階ごとに改正するもので、基準額、現在3,400円ですけれども、これを4,500円に改正し、第1段階から第5段階までの段階ごとの金額を新第1段階で2万400円を2万7,000円に、新第2段階も第1段階と同額の2万4,000円を2万700円に、新第3段階で3万600円を4万500円に、新第4段階で4万800円を5万4,000円に、新第5段階で5万1,000円を6万7,500円に改正し、新第6段階で6万1,200円を8万1,000円と改めるものでございます。

第7条を第6条とし、同条3項中「または第4号口」「第4号口または第5号口」の改正は、保険料段階が5段階のもののうち、金額を減額することによりまして、被保護者、即ち生活保護になるというのをそういう方を防ぐために規定されたものでございます。

また、第4号を第5号に変更するのは、介護保険法改正による介護保険料段階が5段階から6段階に細分化されたことに伴う減額分の改正でございます。

第9条の督促手数料を税にあわせて80円を100円に改め、以下削除に伴う条の整備を行うものでございます。なお附則で平成18年4月1日から施行する旨を記しております。

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第46号対馬市歯科診療所条例の一部を改正する条例について、提案理由及び概要を御説明申し上げます。

本案は、佐須歯科診療所の受診者数が、17年実績で1日1.40人と極めて少なく、そのため歯科診療所の医師より当地への診療日の減を行い、居住地である豆酏歯科診療所の充実を図りたいという申し出がございましたので、検討の結果、本人の申し出に沿う形で佐須歯科診療所の週3日の診療日を週2日に、豆酏歯科診療所の診療日を週3日を週4日にふやすため、別表対馬市歯科診療所条例第8条関係の診療日の変更をお願いするものでございます。

なお、附則で平成18年4月1日から施行する旨を記しております。

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（平間 利光君） 福祉部長、日高一夫君。

○福祉部長（日高 一夫君） おはようございます。議案第26号、第33号、第41号、第42号、第43号の5議案について御説明申し上げます。

議案第26号対馬市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

障害者施策3障害、身体、知的、精神を一元化し、制度格差の解消を図るとともに、実施主体を市町村とする障害者自立支援法が平成17年11月7日に公布され、平成18年4月1日から一部施行されます。このため本案の制定をお願いするものでございます。

第1条で障害者自立支援法第15条の規定により、対馬市障害程度区分認定審査会を設置すること。同法第16条の規定により委員の定数は10人以内とすること。第2条で委任規定を定めるものであります。

なお、この条例は平成18年4月1日から施行するものであります。

続きまして、議案第33号対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

本案は、議案第26号で御提案いたしました障害程度区分認定審査委員の報酬及び費用弁償について別表に加えるもので、報酬額は医師及び歯科医で日額1万8,300円に、薬剤師で日額1万4,000円に、その他の医院で日額1万1,000円に、旅費額は対馬市職員の旅費に関する条例に規定する職員相当額とするものであります。

なお、この条例は平成18年4月1日から施行するものであります。

議案第41号対馬市住民センター条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由及び

内容の概要を御説明申し上げます。

本案は、昭和46年4月1日から根緒児童館として利用されていましたが根緒住民センターが平成18年3月28日までに解体されるため、第2条の表から根緒住民センターの項を削るものがあります。

なお、この条例は平成18年4月1日から施行するものであります。

議案第42号対馬市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

本案は、障害者自立支援法の施行に伴い、知的障害者施設入所者にかかる公費負担医療費が廃止され、その一部が自己負担になることにより、施設入所者の医療費を福祉医療費で補い個人負担の軽減を図るものであります。

また、福祉医療費補助金制度にかかる市町村の負担額の均等化を図るためのものでもあります。このため第3条の一部を改正するものであります。

なお、附則で施行期日と経過措置を定めております。

第43号対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

平成17年度から国は特別保育事業補助金を廃止し、次世代育成支援対策交付金を創設しております。その中でへき地保育所運営費補助金の改正があり、市の一般財源負担が3,083万4,000円の負担増となる状況であります。行政改革大綱においても公共施設利用料等は、市民負担の公平性の確保や受益者負担の原則により公益の度合いに応じた適正な使用料見直しを行うこととなっております。本案は以上のことを踏まえて、平成18年度からへき地保育所の保育料月額6,000円から月額9,000円に改めるため、第1条及び第7条の一部改正をお願いするものであります。

なお、附則において施行日を定めております。

以上であります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（平間 利光君） 産業交流部長、中島均君。

○産業交流部長（中島 均君） おはようございます。議案第27号対馬市公園等設置条例について提案理由の御説明をいたします。

本条例は、現在制定されております公園の条例を一本化するとともに、公園等の使用料を統一し、利用者の利便性向上に寄与するため提案するものでございます。

条例の内容について御説明いたします。第1条は公園等の設置目的を定めております。第2条は施設の名称及び位置について定めておりますが、該当施設が多いため別表第1にて詳細は記載しております。第3条は管理の代行等即ち指定管理者による管理運営を行わせることができると

定めており、第2項において業務の内容を定めております。第4条は休園日について、第5条は公園等の利用に関する申請書の提出について定めております。第6条は使用料の納付及び指定管理者に管理をさせる場合の使用料の取り扱いについて定めております。なお、本条に基づく使用料につきましては、別表第2に記載しております。

第7条は使用料の減額について、第8条は公園等の利用の制限について定めております。第9条は公園等の利用者の遵守事項について定めております。第10条は公園等利用者による破損、汚損等への損害賠償について定めております。第11条で委任事項について定めております。

なお、附則におきまして、条例の施行日及び今回の一本化に関する廃止される条例と経過措置を定めております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議されますようお願いいたします。

- 議長（平間 利光君） 建設部長、清水達明君。
- 建設部長（清水 達明君） ただいま一括して上程となっております議案28号、29号について説明を申し上げます。

まず、議案第28号対馬市法定外公共物管理条例の制定についての提案理由及び条例の内容について説明いたします。

本案につきましては、平成12年4月1日に施行されました地方分権一括法により、道路法河川法等の適用をされない公図上の里道、水路、通称赤線、青線等の国有財産が市町村に無償譲与されることになり、その管理事務が実施事務となったことから、対馬市においても国有財産特別措置法の規定に基き、平成17年6月末までに国からの無償譲与が完了いたしております。このため今回法定外公共物の維持管理等に必要な条例を制定しようとするものであります。

条文の説明に入ります前に、申しわけございませんが、条文の記載に間違いがございますので、配付いたしております正誤表のとおり御訂正をお願いいたします。第2条第3号で水路、ため池、その他の土地または水路となっておりますが、最後の水路を水面に御訂正願います。申しわけございません。

それでは、条例の内容について説明いたします。第1条目的には、今回国から譲与を受けた法定外公共物の機能管理環境の整備保全を図り、公共の福祉の増進に寄与することと定めております。第2条に法定外公共物の定義として、1号で道路法が適用されない道路と定めております。これは国、県道、市道を除く先ほど申し上げました構図上の里道であります。次に、2号で河川法が適用、または準用されない河川で、公共の用に供されている河川と定めておりますが、これは国県が管理する1級、2級河川と市が管理しております準用河川を除いたもので、現在市の管理となっております普通河川でございます。3号、4号では公図上の水路、ため池等、またこれ

らに附属する工作物等と定めております。第3条では法定外公共物に關しての行為の禁止事項、第4条から第7条までは法定外公共物の占用等について定めております。第4条では法定外公共物内で行おうとする行為の許可であります、土地流水等の占用、土地の形状変更、採取物の採取等については市長の許可を必要とすること。第5条、国または地方公共団体については市長と協議し、その同意を得れば足りること。第6条には市長が第4条各号の許可に対し、必要な条件を付すことができること。また、許可の期間中のものであっても、新たな制限を付すことができることと定めております。

第7条、許可の期間につきましては、3年間といたしております。市長が特に認めるものは10年以内といたしております。2項、3項で占用等の許可の継続、占用等の廃止についてもそれぞれ定めております。第8条、第9条では、占用料について定めております。第8条では、第1項で納入方法を、第2項の占用料については、里道につきましては、対馬市道路占用料徴収条例を、水路等につきましては、次に提案いたします議案第29号対馬市準用河川占用料等徴収条例の規定をそれぞれ準用することといたしております。第9条では占用料の減免について定めております。第10号から15号につきましては、第10条に占用者等の管理事務を、第11条にはその地位の継承について、第12条では権利の譲渡等の禁止について、第13条は許可の取り消し等を含む市長の監督処分について、第14条には現状回復義務について、第15条では、現状回復の措置の代行についてそれぞれ必要な事項を定めております。第16条には法定外公共物の適正管理に必要な場合には、市長は他人の土地に立ち入り調査ができることと定めております。第17条用途廃止、第18条の処分につきましては、第17条で法定外公共物はその用途目的を喪失した場合等、市長は行政財産の用途を廃止し、普通財産とすることができること。また、第18条では、用途廃止した普通財産には別の規定により市長が処理することができることと定めております。第19条は規則等への委任について定めております。20条では、過料について定めております。この条例に定める各規定に違反したものは5万円以下、また詐欺その他不正な行為により占用料等の徴収を免れたものについては、その金額の5倍に相当する額の過料を果たすことができるよう定めております。

附則で、第1項に施行期日は公布の日からと定めております。2項の対馬市河川管理条例の廃止につきましては、先ほど申し上げましたとおり、普通河川には河川法の適用がなく、法定外公共物としての取り扱いとなりますので、今回対馬市河川管理条例は廃止するものであります。3項は経過措置でございます。

次に、議案第29号対馬市準用河川占用料等徴収条例の制定についての提案理由及び条例の内容について説明いたします。準用河川につきましては、市町村長が指定し、その管理占用料の徴収につきましては、河川法第100条第1項の規定により行うこととなっておりますが、占用料

等の額の基準、徴収方法等については、市町村長が定めることとなっておりますので、今回条例を制定し、また先ほど議案第28号で説明いたしましたように、法定外公共物管理条例第8条第2項の水路の占用料についても準用するものであります。

条例の内容でございますが、第1条にただいま申し上げました条例制定の趣旨を定めております。第2条の占用料の徴収であります。第1項の条文中法第23条から法第25条までの規定は、法第23条が流水の占用許可、法第24条が土地の占用許可、法第25条が土石等の採取の許可の規定で、法第32条第1項は法第23条から第25条までの許可を受けたものから占用料の徴収ができるとされた規定であります。これらの河川法の諸規定に基づき占用料等の徴収方法を定めるものであります。2項の占用料の額の算出方法、第3項、2項が占用料の額の算出方法、第3項は占用料等の還付について定めております。第3条の占用料等の額の減免につきましては、第1項で国または地方公共団体が行う事業での占用、土石の採取等またかんがい飲用水として占用する場合、2項では市長が特に公益上必要と認めたときの占用料等の全部または一部を免除することができるものと定めております。第4条は委任事項であります。

附則第1項で、この条例の施行期日は公布の日からと定め、第2項で経過措置を定めております。

第2条2項の別表の規定であります。次に示しておりますとおり、別表第1の土地占用料、次のページの別表第2準用河川産出物採取料につきましては、前の議案28号で廃止しようとしております対馬市普通河川管理条例第14条の規定に定める土地占用料普通河川等産出物採取料の表と同様といたしております。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（平間 利光君） 政策部長、松原敬行君。

○政策部長（松原 敬行君） 議案第32号及び第35号の2件について御説明いたします。

まず、議案第32号対馬市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例案について、提案理由の説明を申し上げます。

この条例案は本年度移動通信用鉄塔施設整備事業により、厳原町の東海岸に位置します尾浦、安神、久和、内院地区に携帯電話の通話が可能となる基地局が設置されましたので、この基地局の追加に伴う改正案でございます。現在、移動通信用鉄塔施設整備事業により、旧基地局が設置されておりますが、これにこの4基地局を追加することにより、携帯の基地局は13ということになります。

附則といたしまして、この条例は平成18年4月1日から施行することにいたしております。

続きまして、議案第35号対馬市まちづくり基金条例の一部を改正する条例案について提案理

由の説明を申し上げます。

今回の改正案は、財政上の必要性から基金の運用を図るべく繰替運用に関する条項を加えるものであります。第5条として、繰替運用の条文を加え、それに伴いまして現行の第5条を第6条に、第6条を第7条に、それぞれ1条ずつ繰り下げるものであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することにいたしております。

以上で説明を終わります。御審議の上、よろしく御決定くださるようお願いいたします。

○議長（平間 利光君） 消防長、阿比留仁志君。

○消防長（阿比留仁志君） 続きまして、議案第36号及び議案第50号の説明をさせていただきます。

まず、議案第36号対馬市手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由及びその概要を御説明いたします。

本改正は、危険物の規制に関する政令の一部改正がなされ、給油設備を備えた移動タンク貯蔵所から船舶の燃料タンクに直接給油できるようになりました。この改正に伴い審査手数料及び増量する事務量に対し、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正がなされ、対馬市手数料条例の一部改正が必要となり、改正するものでございます。

概要は、別表第2の項（2）サ中「航空機」の次に「若しくは船舶」を追加するものでございます。

附則で18年4月1日から施行するにいたしております。

続きまして、議案第50号対馬市消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由及びその概要を御説明いたします。

本改正案は、消防団員が火災、警戒、訓練等に出動したときに、それぞれの出動に対し出動報告書を提出していただきました。この出動報告書に基づき出動手当を支給していましたが、火災以外の出動については、現在支給している分団運営費に定額を加えることにより、事務の簡素化を図るものであります。

概要は第14条第2項出動手当は消防団員が火災出動した場合に1回につき2,000円を支給すると改正するものでございます。

附則で、平成18年4月1日から施行するにいたしております。

なお、本改正案は、各地区の分団長会議及び幹部会議等で、消防団員の同意を得ていることをつけ加え、簡単ではございますが、その提案理由及び概要の御説明といたします。何とぞどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（平間 利光君） 教育次長、菅野俱吉君。

○教育次長（菅野 俱吉君） 議題となりました議案第37号対馬市学校給食共同調理場条例の一

部を改正する条例についてから、議案第40号対馬市文化財保護条例の一部を改正する条例までの4件について、その提案の理由を御説明申し上げます。

まず、議案第37号対馬市学校給食共同調理場の条例の一部を改正する条例について、その提案の理由を御説明申し上げます。

この一部改正条例につきましては、行財政改革の一環として厳原地区事務所及び上県地区事務所管内の学校給食業務を市直営から学校給食会委託方式に変更し、あわせて本町直轄の上対馬南部学校給食共同調理業務と上対馬北部学校給食共同調理業務を1カ所に集約し、上対馬学校給食共同調理場に名称を変更するものです。

また、第4条のとおり、厳原事務所管内の三つの学校給食共同調理場運営委員会を一つに統合し、仁田学校給食共同調理場運営委員会を上県学校給食共同調理場運営委員会に名称変更するものであります。

なお、この条例は平成18年4月1日から施行するものであります。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

続きまして、議案第38号対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由を御説明申し上げます。

この一部改正につきましては、平成18年度からスクールバスを利用する峰町、津柳地区の児童生徒がいなくなるため、西小学校区の津柳、三根の区域に運行しているスクールバスをこの路線に変えて、下校時の児童生徒の利便性向上を図るため、現在路線バスを利用している青海、木坂、狩尾地区へ運行するため、この路線を条例第3条に規定する運行区域に追加し、同条第17号の富ヶ浦を富浦に字句の訂正を行うものであります。そして、同条第14号の津柳、三根の運行区域は今後運行の必要性が生じたときを考慮し、条文の削除はしなくてそのまま残すことといたしております。

なお、この条例は平成18年4月1日から施行するものであります。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

続きまして、議案第39号対馬市公民館条例の一部を改正する条例について、その提案理由を御説明申し上げます。

この一部改正条例につきましては、行財政改革推進委員会の答申に基づき、対馬市行財政改革大綱において、効率的で効果的な事務事業の推進に当たり、対馬市の組織機構の見直しが検討されています。その一環として公民館を生涯学習課の所管とし、生涯学習課長の指揮下に置くことにより、中央公民館を削りすべてを地区公民館とするものであります。

また、行政改革大綱実施計画において、効率的で効果的な組織機構とするため、公民館運営審議会委員の縮小とが掲げられ、これにより各地区公民館運営審議会を一本化し、あわせて審議会

の委員定数を１４名以内とし、経費の節減を図るとともに地域の代表としての委員の意識高揚を図るものであります。

なお、この条例は平成１８年４月１日から施行するものであります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

最後になりますが、議案第４０号対馬市文化財保護条例の一部を改正する条例について、その提案理由を御説明申し上げます。

この一部改正条例につきましては、文化財保護法の一部を改正する法律が、第１５９回通常国会において成立し、平成１６年５月２８日法律第６１号をもって公布され、平成１７年４月１日に施行されました。内容の主なものは社会の変化に対応した文化財保護制度を目指して、国民の生活に密接に関係した文化的な所産を新たな保護対象分野とし、その主な点は、１に文化的景観の保護制度を設けたこと。２に民俗文化財の定義に民俗技術を新たに追加したこと。３番目ですが、建造物以外の有形文化財、有形の民俗文化財及び記念物にも登録制度を拡充したことであり

ます。

以上、３点、また必要な事項を含めて法律全体にわたる大幅なものであります。また、追加条文が多くありますが、対馬市文化財保護条例の関係部分の整理を行うために改正するものであります。

なお、旧条文の第９８条は、地方公共団体の事務、第５６条は重要無形文化財の指定及び第６９条は指定の規定であり、条文の改正はないことを報告いたします。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平間 利光君） 市民生活部理事、山田幸男君。

○市民生活部理事（税務担当）（山田 幸男君） 議案第４７号対馬市し尿処理施設条例の一部を改正する条例及び議案第４８号対馬市一般廃棄物最終処分場条例の一部を改正する条例、この２件につきまして、提案の理由及びその概要を説明申し上げます。

まず、議案第４７号対馬市し尿処理施設条例の一部を改正する条例でございますが、本案は平成１６年度、１７年度の継続事業といたしまして建設いたしております対馬北部衛生センターが今月中に完成をいたします。平成１８年４月からその運用を開始することとなりましたので、所要の改正を御提案申し上げます。第２条の表中对馬北部衛生センターの位置を新しい施設の建設地であります対馬市上対馬町唐舟志４６番地に変更するものでございます。

なお、本条例の施行期日は、平成１８年４月１日からとするものでございます。

以上が、議案第４７号対馬市し尿処理施設条例の一部を改正する条例につきましての提案の理

由及びその概要であります。

続きまして、議案第４８号対馬市一般廃棄物最終処分場条例の一部を改正する条例であります。ごさいますが、本案は最終処分場の処理手数料を他の３施設の処理手数料と統一を図るために所要の改正を御提案申し上げるものでございします。

対馬市一般廃棄物最終処分場は、豊玉町貝口に設置しておりまして、その処分場の処理手数料は平成７年の施設設置から現在まで車種による料金設定を行っているところでございします。一方、対馬市一般廃棄物処理施設条例に定めております対馬クリーンセンター中部中継所及び北部中継所の廃棄物処理手数料につきましては、トラックスケールによる重量制により料金設定を行っております。それぞれの条例で異なった料金設定となっておりますので、この際別表を対馬市一般廃棄物処理施設条例に指定している内容にあわせることとしたものでございします。

なお、本条例の施行期日は平成１８年４月１日からとするものでございします。

以上で、議案第４８号対馬市一般廃棄物最終処分場条例の一部を改正する条例につきましての説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平間 利光君） 暫時休憩いたします。再開を１１時２０分といたします。

午前11時08分休憩

.....
午前11時20分再開

○議長（平間 利光君） 再開いたします。

これから各案に対する一括質疑を行います。議員各位にお願いをいたします。議案が大幅な議案でございしますので、質疑の際は議案番号提示の上質疑をお願いしたいと思います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間 利光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

-----・-----
日程第３２．議案第５１号

○議長（平間 利光君） 日程第３２、議案第５１号第１次対馬市総合計画についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。政策部長、松原敬行君。

○政策部長（松原 敬行君） 議案は別冊の方に計画案がありますので、そちらの方を見ていただきたいと思ひます。

議案第５１号第１次対馬市総合計画案について提案理由の説明を申し上げます。

本件は、対馬市のこれから１０年間の市政運営の基本指針となります第１次の総合計画を策定

いたしましたので、地方自治法第2条第4項の規定により議会の議決を求めるものであります。

お手元に配付いたしておりますA3版のカラーの説明資料もあわせて見ていただきたいと思います。対馬市は平成16年3月に合併をいたしました。新市の将来ビジョンや施策の方向性等を示したものとしては、平成14年に6町合併協議会において策定されました新市建設計画があります。今回の総合計画はその新市建設計画をベースとしながら、今後の対馬市としてのまちづくりの方向、将来像、基本理念、施策の展開方向など市政運営の指針となります計画を策定したものであります。

まず、策定体制でございますが、別冊の総合計画の末尾でございます参考資料の資料の1も見ていただきたいと思います。今回は特に本格的な地方分権を迎える中で、地方自治の原点であります市民主体のまちづくり、つまり住民自治を推し進めていくために市民アンケートの実施をはじめ、各種の委員会、審議会など多くの市民の方々の参画を求め、意見、提案等を十分に反映できる体制を構築する中で、住民の方々と共同でつくり上げる計画としたものであります。

それでは、計画の概要を御説明いたします。表紙を開けていただきますと、目次がございますが、今回の総合計画は序論、基本構想、基本計画の3点から構成いたしております。序論におきましては、1ページを見ていただきたいと思います。1ページの第2節に計画の構成と期間がありますが、期間につきましては、基本構想を平成18年度から平成27年度までの10年間といたしております。基本計画につきましては、社会情勢の変化や新たな政策課題への対応を図るため、前期、後期の5年後との計画が策定できる仕組みといたしております。2ページから10ページまでは、対馬市の現状、課題について述べております。11ページから18ページまでが基本構想でございます。対馬市のまちづくりの方向、将来像、基本理念、施策の大綱などを示しております。

恐れ入りますが、1枚もののカラーでお渡ししている資料を見ていただきたいと思います。右の方を見ていただきますと簡単なこの基本構想の組み立てがわかると思いますが、まちづくりの方向としまして、3項目の方針を掲げております。一つには、若い人が定着をするまちづくり、二つには地域も人も一つになって進めるまちづくり、三つには豊かな地域資源を生かしたまちづくりであります。

続いて、その下に将来像としては地理的、歴史的な特性を生かして新市建設計画と同一のアジアに発信する歴史街道都市対馬を理想の町として目指します。その目標を推し進めていくために三つの基本理念として、一つ、多彩な自然を生かした元気産業づくり、一つ、東アジアに輝く交流の島づくり、一つ、安心して快適に暮らせる生活環境づくりを掲げております。

この基本理念のもと新しい対馬づくりの重点施策として6項目を示しております。一つ、創造的な産業と次世代の担い手を育むひととまち、二つ、豊かな自然との調和を図り、地球環境にや

さしいひととまち、三つ、固有の歴史文化を発信し、交流の活発なひととまち、四つ、地域が連携して支える教育・文化の充実したひととまち、五つ、思いやりと健やかさを育む健康・福祉のひととまち、六つ、快適な暮らしを支える生活基盤の整ったひととまち、であります。

以上が、基本構想の骨子であります。

また、別冊の総合計画に戻っていただきまして、１９ページからが基本計画でございます。この基本計画は基本構想の実現に向けて基本的な施策や事業を体系的に示しますとともに、重点的に取り組むべき事業や施策を掲げております。そして、今回初めて可能な限り各項目ごとに計画目標数値を示しております。来年度以降、特に厳しい財政状況下ではありますが、市政経営指針となりますこの総合計画の基本構想、基本計画をもとに既存事業の一層の見直し、行政体制のスリム化などを行いながら新しい視点や発想に立った先駆性、戦略性のある施策を重点かつ効率的に推進し、元気で活力のある島づくりを進めていかなければならないと考えております。

以上、概略ではございましたが、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（平間 利光君） 市長。

○市長（松村 良幸君） 補足説明をいたします。ただいま説明をいたしましたように、今回の総合計画は今までかつてどこの市町村もしたことのない手づくりの総合計画を仕上げたつもりであります。延べ数百人、数千人の市になろうかと思いますが、いろんなアンケートを初め、いろんな会合、いろんな各種各層の意見を取り上げましてつくり上げた総合計画であります。なお、説明にもありましたように、合併協議会でつくりました計画がございましたが、それと大きく隔たりのある部分もあれば、基本的なものは一緒のものもあろうかと思いますが。これは時代が急速に変わりましたし、また、世界のかつて先進国のどの国も経験したことのない高齢化社会へ突入したのも我が国であります。それを受けて私どもの対馬市も同じように今高齢化の道をひた走っているわけですが、ただ今までのその総合計画というのは、極論ですけども、どこがどうだって言いませんが、全国的な市町村というのはコンサルにこういった意向でこういったことをしたいと思いますが、よろしくつくってくださいよということで、そういうことが多ございまして、ただ形だけ審議会をつくったというくらいもなきにしもあらずでありましたので、今回は全世帯にアンケートを求めるつもりでありますし、あるいは各階各層からの皆さんの意見もそれぞれのパーティーを開きまして、まさに市民共同という形でやっていったつもりであります。まさに手づくりの総合計画でございますので、いろんな立派さとか、あるいは今までの皆さんが経験されたことの総合計画からは稚拙なところも感じられるかも知れませんが、まさに手づくりの計画であります。それに向けてもう既にこの４月からの機構組織も説明をいたしましたように、市民協働班という組織もつくりますし、組織機構というのは毎日変わってもいいんですが、やっぱり部

課の設置条例というのは議決をいただくわけですから、場合によっては半年で変わるかも知れません、3年続くかも知れませんが、やっぱり生きた組織機構にしなければならないと思っております。その都度片々めまぐるしいくらい組織機構が変わっていく可能性も無きにしも非ずだと思います。いろんなそういったものをはらんだ総合計画づくりで政策部の方でも部長以下本当に大変めまぐるしいことをやってきております。そういう点で少し今までの手法とは変わっておりますし、時代の変化、あるいは国の財政適用、行政財政的な変化の中での対応も含めたこれからの新しい島づくりということでの総合計画でございますので、本当によろしく御議論を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（平間 利光君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間 利光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

-----・-----・-----

日程第33．議案第60号

日程第34．議案第61号

日程第35．議案第62号

日程第36．議案第63号

日程第37．議案第64号

日程第38．議案第65号

日程第39．議案第66号

日程第40．議案第67号

○議長（平間 利光君） 日程第33、議案第60号字の区域の変更についてから日程第40号、議案第67号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてまでの8件を一括して議題とします。

各案について提案理由の説明を求めます。産業交流部長、中島均君。

○産業交流部長（中島 均君） 説明に入る前に申しわけございませんけど、正誤表のとおり「国有地」を「市有地」に訂正をお願いいたしたいと思います。

それでは、一括上程されました議案第60号字の区域の変更について提案理由の御説明をいたします。

本件は、県営中山間総合整備事業に伴います下県地区阿連工区の換地処分を実施するに当たり、字界の変更を行う必要が生じたので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。変更の内容につきましては、添付図面に表示しております字界変

更図のとおりでございます。対馬市厳原町阿連字瀬戸原に阿連字久奈 2 2 8 + 2 2 9 の 1 の一部、2 2 9 の 2 の一部、2 2 9 の 4 の一部を編入し、また阿連字久奈に 2 2 9 の 4、2 2 9 の 5 に隣接する字瀬戸原の道路であります市有地の一部を編入するものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（平間 利光君） 総務部長、内田洋君。

○総務部長（内田 洋君） 議案第 6 1 号から議案第 6 7 号の 7 件について提案理由とその内容を説明申し上げます。

本 7 議案は、すべてあらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてであります。したがって、地方自治法第 9 条の 5 第 1 項の規定により、あらたに生じた土地を確認し、同法第 2 6 0 条第 1 項の規定により字の区域を変更するものであります。

また、それぞれの土地の位置につきましては、それぞれの議案の末尾に字図を添付し、黒く塗りつぶして表示しておりますので、御参照ください。

議案第 6 1 号は三浦湾漁港区域内公有水面埋め立てにより、美津島町犬吠字タツサコ 9 0 番 1 の地先に 6 0 1 . 0 5 平方メートルの土地があらたに生じたので、この土地を字タツサコに編入するものであります。

議案第 6 2 号は、琴漁港区域内公有水面埋め立てにより、上対馬町琴字柳ヶ浦 4 3 番 8 から字ゴウノ浦 1 9 番 1 に至る地先に 3 , 4 4 5 . 8 4 平方メートルの土地があらたに生じたので、この土地を 1 工区については字ゴウノ浦に、2 工区については字柳ヶ浦にそれぞれ編入するものであります。

議案第 6 3 号は、厳原港内公有水面埋め立てにより、厳原町久田道 1 6 5 7 番から 1 6 6 5 番に至る地先に 4 , 7 4 9 . 5 7 平方メートルの土地があらたに生じたので、この土地を久田道に編入するものであります。

議案第 6 4 号は、厳原港内公有水面埋め立てにより、厳原町久田道 1 6 6 5 番から 1 6 6 6 番に至る地先及び 1 5 6 8 番 3 と 1 5 7 1 番 4 の地先に 8 8 3 . 8 5 平方メートルの土地があらたに生じたので、この土地を久田道に編入するものであります。

議案第 6 5 号は、厳原港内公有水面埋め立てにより、厳原町久田字向山 7 8 8 番 2 5 及び 7 8 8 番 3 2 の地先に 3 , 5 9 4 . 0 1 平方メートルの土地があらたに生じたので、この土地を字向山に編入するものであります。

議案第 6 6 号は、三浦湾漁港区域内公有水面埋め立てにより、美津島町犬吠字在所 2 0 1 番 3 から字黒崎 1 4 9 番に至る地先に 1 , 4 7 7 . 2 7 平方メートルの土地があらたに生じたので、この土地を字黒崎地先は字黒崎に、字在所地先は字在所に編入するものであります。

議案第67号は、鴨居瀬漁港区域内公有水面埋め立てにより、美津島町鴨居瀬字飛渡378番から407番1に至る地先に1万3,314.18平方メートルの土地があらたに生じたので、この土地を字飛渡に編入するものであります。

以上であります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（平間 利光君） これから各案に対する一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間 利光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

-----・-----・-----

日程第41．議案第68号

日程第42．議案第69号

日程第43．議案第70号

日程第44．議案第71号

日程第45．議案第72号

日程第46．議案第73号

日程第47．議案第74号

日程第48．議案第75号

日程第49．議案第76号

日程第50．議案第77号

日程第51．議案第78号

日程第52．議案第79号

日程第53．議案第80号

日程第54．議案第81号

○議長（平間 利光君） 日程第41、議案第68号対馬市へき地保健福祉館の指定管理者の指定についてから日程第54、議案第81号対馬市大増地区コミュニティ消防センターの指定管理者の指定についてまでの14件を一括して議題とします。

各案について提案理由の説明を求めます。総務部長、内田洋君。

○総務部長（内田 洋君） ただいま一括して議題に供されました議案第68号から議案第81号までの14件について、提案理由とその内容を説明申し上げます。

本14議案は、市が設置しております公の施設126施設の管理について、より効率的・効果的な管理をするため指定管理者を指定するものであります。今回指定管理者を指定する施設は、市内の各地区に住民のための集会施設、地域の福祉センター及び精神障害者地域活動所として設置している施設であります。これらの施設は従来その施設が所在する区や漁業協同組合、社会福

祉協議会等に管理を委託し、その地区の住民皆様で施設の運営をしてまいっております。また、これらの施設は他の民間企業等の参入による収益性が認められる施設でもなく、住民サービスの向上にもつながると思いません。このようなことを勘案し、対馬市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条第1項第4号の規定により、従来その管理を無償で委託しておりましたその施設が所在する区、または漁業協同組合、関連する社会福祉法人等を指定するものであります。

なお、指定の期間は平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間としております。

それでは、議案に沿って説明申し上げます。

議案第68号対馬市保健福祉館の指定管理者の指定については、表に示しておりますとおり阿連へき地保健福祉館から水崎へき地保健福祉館までの6施設について、それぞれの施設が所在する区を指定するものであります。

議案第69号対馬市生活館の指定管理者の指定については、曲生活館から芦浦生活館までの4施設と濃部生活館から唐舟志生活館までの17施設を施設が所在する区、高浜生活館を高浜漁業協同組合を指定するものであります。

続きまして、議案第70号対馬市福祉センターの指定管理者の指定については、豊玉町福祉センターから上対馬町地域福祉センターまでの3施設について対馬市社会福祉協議会を指定するものであります。

議案第71号対馬市住民センターの指定管理者の指定については、尾崎住民センターから琴住民センターまでの5施設について施設が所在する区を指定するものであります。

議案第72号対馬市老人憩の家の指定管理者の指定については、尾浦老人憩の家から加志老人憩の家までの6施設については、施設が所在する区、伊奈老人憩の家については地区の老人クラブを指定するものであります。

議案第73号対馬市高齢者介護予防支援施設の指定管理者の指定については、美津島町女護島ふれあいセンターから上県町ふれあいプラザまでの3施設について施設が所在する区を指定するものであります。

議案第74号対馬市精神障害者地域活動所の指定管理者の指定については、厳原町地域活動所「きらり」について、精神障害者家族会对馬ひまわり会を指定するものであります。

議案第75号対馬市農林集会施設等の指定管理者の指定については、下原地区活動促進施設から一重地区集会施設までの45施設について、施設が所在する区を指定するものであります。

議案第76号対馬市漁村センター等の指定管理者の指定については、南室地区漁民研修集会施設から芦見研修集会施設までの17施設について施設が所在する区または漁業協同組合を指定す

るものであります。

議案第 77 号対馬市漁民集会休憩施設の指定管理者の指定については、佐須奈地区漁民集会休憩施設から鹿見地区漁民集会休憩施設までの 3 施設について、施設が所在する漁業協同組合を指定するものであります。

議案第 78 号対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定については、対馬市竹敷地区コミュニティーセンターから対馬市糸瀬コミュニティーセンターまでの 10 施設について、施設が所在する区を指定するものであります。

議案第 79 号対馬市青海ふるさと館の指定管理者の指定については、対馬市青海ふるさと館について青海区を指定するものであります。

議案第 80 号対馬市地区体育館の指定管理者の指定については、対馬市緒方体育館について緒方区を、対馬市西地区体育館については竹敷区をそれぞれ指定するものであります。

議案第 81 号対馬市大増地区コミュニティー消防センターの指定管理者の指定については、大増地区コミュニティー消防センターについて大増区を指定するものであります。

なお、今後これらの指定管理者と協定書を締結し、管理に万全を期するものであります。また、御質疑につきましては、それぞれの担当で回答させていただきます。

以上であります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（平間 利光君） これから各案に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間 利光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

昼食休憩をいたします。午後は 1 時より再開いたします。

午前 11 時 51 分休憩

.....

午後 1 時 00 分再開

○議長（平間 利光君） 再開いたします。

----- . ----- . -----

日程第 55 . 議案第 82 号

日程第 56 . 議案第 83 号

日程第 57 . 議案第 84 号

日程第 58 . 議案第 85 号

日程第 59 . 議案第 86 号

○議長（平間 利光君） 日程第 55、議案第 82 号工事請負契約の締結について（内院漁港地域基盤整備工事）から日程第 59、議案第 86 号工事請負契約の締結について（赤島漁港地域基盤

整備工事)までの5件を一括して議題とします。

各案について提案理由の説明を求めます。産業交流部長、中島均君。

- 産業交流部長(中島 均君) ただいま一括議題となりました5件につきまして、その内容を御説明いたします。

議案第82号内院漁港地域基盤整備工事請負契約の締結について、提案理由の御説明をいたします。

平成18年2月16日、22社により一般競争入札を執行いたしました。その結果、長崎県対馬市厳原町日吉303番地大石建設株式会社対馬支店支店長主藤庄八郎様が落札されました。契約金額1億4,880万9,150円、うち消費税708万6,150円をもって請負契約を締結いたしたく提案するものでございます。工事の場所と内容につきましては、お手元の参考資料及び平面図に表示しております赤塗りの部分でございます。工事内容につきましては、A防波堤34メートル、基礎工53メートル、堤体工34メートル、上部工34メートル、消波工23メートルを施行する内容でございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第83号阿連漁港地域基盤整備工事請負契約の締結について、提案理由の御説明をいたします。

平成18年2月16日、22社により一般競争入札を執行いたしました。その結果、長崎県対馬市上県町犬ヶ浦317番地2株式会社三槻組、代表取締役三槻孝彦様が落札されました。契約金額2億3,337万4,050円、うち消費税1,111万3,050円をもって請負契約を締結いたしたく提案するものでございます。工事の場所と内容につきましては、お手元の参考資料及び平面図に表示しております赤塗りの部分でございます。工事内容につきましては、B防波堤60メートル、基礎工30メートル、堤体工20メートル、上部工60メートル、消波工42.7メートルを施行する内容でございます。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第84号高浜漁港地域基盤整備工事請負契約の締結について、提案理由の御説明をいたします。

平成18年2月16日、22社により一般競争入札を執行いたしました。その結果、長崎県対馬市上県町檜滝1050番地、株式会社小宮建設、代表取締役大串益美様が落札されました。契約金額2億4,796万2,750円、うち消費税1,180万7,750円をもって請負契約を締結いたしたく提案するものでございます。工事の場所と内容につきましては、お手元の参考資料及び平面図に表示しております赤塗りの部分でございます。工事の内容につきましては、外防波堤120メートル、基礎工60.4メートル、堤体工60メートル、上部工120メートルを施

行する内容でございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第85号尾崎漁港地域基盤整備工事請負契約の締結について、提案理由の御説明をいたします。

平成18年2月16日、20社により一般競争入札を執行いたしました。その結果、長崎県対馬市美津島町鶏知乙481番地9、株式会社早田組、代表取締役早田豊様が落札されました。契約金額1億9,252万1,700円、うち消費税916万7,700円をもって請負契約を締結いたしたく提案するものでございます。工事の場所と内容につきましては、お手元の参考資料及び平面図に表示しております赤塗りの部分でございます。工事内容につきましては、沖防波堤132メートル、基礎工一式、堤体工66メートルを施行する内容でございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第86号赤島漁港地域基盤整備工事請負契約の締結について、提案理由の御説明をいたします。

平成18年2月16日、22社により一般競争入札を執行いたしました。その結果、長崎県対馬市上対馬町一重142番地株式会社イチケン、代表取締役古賀浅治様が落札されました。契約金額が1億4,402万6,400円、うち消費税685万8,400円をもって請負契約を締結いたしたく提案するものでございます。工事の場所と内容につきましては、お手元の参考資料及び平面図に表示しております赤塗りの部分でございます。工事内容について御説明いたします。沖防波堤40メートル、基礎工20.6メートル、堤体工20メートル、上部工40メートル、消波工49メートル、附属工一式を施行する内容でございます。

以上、簡単ではございますが、5件の提案理由の御説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（平間 利光君） これから各案に対する一括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間 利光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

なお、議案第20号から議案第51号までと議案第60号から議案第86号までの59件を会議規則第37条第1項の規定によって、お手元に配付の議案付託表のとおり各常任委員会に付託します。委員長の審査報告は3月20日に行います。

-----・-----・-----

日程第60．陳情第1号

日程第61．陳情第2号

○議長（平間 利光君） 日程第60、陳情第1号「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充

実を求める意見書」提出に関する陳情について及び日程第 6 1、陳情第 2 号「次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」の採択に関する陳情についての 2 件を一括して上程します。

ただいま上程いたしました陳情 2 件は、お手元に配付の陳情文書表のとおり総務文教常任委員会に付託します。委員長の審査報告は 3 月 2 0 日に行います。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 09 分休憩

.....
午後 1 時 10 分再開

○議長（平間 利光君） 再開いたします。

-----・-----
○議長（平間 利光君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

明日は定刻より市政一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後 1 時 10 分散会

平成18年 第1回 対馬市議会定例会会議録(第3日)

平成18年3月8日(水曜日)

議事日程(第3号)

平成18年3月8日 午前10時00分開議

日程第1 市政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 市政一般質問

出席議員(24名)

1番 小西 明範君	2番 永留 邦次君
3番 波田 政和君	4番 小宮 教義君
5番 阿比留光雄君	6番 三山 幸男君
7番 小宮 政利君	8番 初村 久藏君
9番 吉見 優子君	10番 糸瀬 一彦君
11番 桐谷 徹君	12番 宮原 五男君
13番 大浦 孝司君	14番 小川 廣康君
15番 大部 初幸君	16番 兵頭 榮君
17番 上野洋次郎君	18番 作元 義文君
19番 黒岩 美俊君	20番 島居 邦嗣君
21番 武本 哲勇君	23番 桐谷 正義君
25番 畑島 孝吉君	26番 平間 利光君

欠席議員(2名)

22番 中原 康博君	24番 扇 作工門君
------------	------------

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 齋藤 長生君 次長 永留 徳光君

参事 渋江 雄司君

係長 三原 立也君

説明のため出席した者の職氏名

市長	松村 良幸君
助役	永尾一二三君
総務部長	内田 洋君
総務部理事	勝見 未利君
総務部次長（総務課長）	大浦 義光君
政策部長	松原 敬行君
市民生活部理事（税務担当）	山田 幸男君
福祉部長	日高 一夫君
保健部長	阿比留輝雄君
産業交流部長	中島 均君
建設部長	清水 達明君
水道局長	黒瀬 勝弘君
教育長	米田 幸人君
教育次長	菅野 俱吉君
巖原支所長	木寺 和福君
美津島支所長	長 信義君
豊玉支所長	佐伯 勲君
峰支所長	阿比留博幸君
上県支所長	山本 輝昭君
上対馬支所長	梅野 茂希君
消防長	阿比留仁志君
監査委員事務局長	財部貴資男君
農業委員会事務局長	瀬崎万壽喜君

午前10時00分開議

○議長（平間 利光君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1．市政一般質問

○議長（平間 利光君） 日程第１、市政一般質問を行います。

本日の登壇者は６名を予定しております。

それでは、届け出順に発言を許します。

２番、永留邦次君。

○議員（２番 永留 邦次君） おはようございます。通告外ではございますが、まず初めに、競売入札妨害事件に係る問題につきまして、質問の通告はいたしておりませんでしたけれども、ナンバー２の廣田助役外幹部職員２名が逮捕され、こうした異常事態を受け、通告外ではありますが、この件に関しまして質問をさせていただくことをお許しをいただきたいと思います。

議員として、今一番関心のあることはこの問題でございますので、どうかお許しをいただきたいと思います。

１月下旬から、この３月初めにかけて、談合あるいは設計価格の漏えいによる競売入札妨害の容疑で３業者４名、あろうことか、廣田助役、市民生活部長、市民生活次長の計７名が逮捕されましたことは、まことに遺憾であります。市の発注工事に関する入札疑惑は、指名のあり方など、種々うわさされてきたところではございますが、昨年１０月の１００条調査特別委員会の設置に尽きるわけでございます。これが端緒となり、市幹部による設計価格漏えい容疑事件にまで発展し、いわゆる官製談合の構図が明らかになりつつある状況にあります。

また、漏えいを受けた者が１００条委員で、疑惑追求の先頭に立っていた現職議員であることに、驚きと同時に怒りを禁じ得ないところであります。市民の怒りも、今頂点に達しているところでございます。

市長は、入札については助役に任せている、指示はしていない、関与は否定などと、全面的に否定をされておりますが、信頼をする助役、信頼して幹部に登用した職員が逮捕されましたことは、任命権者としての市長の選任は重大であります。まもなく、司法の手で全容が解明されるものと思っておりますが、この際、市民の前にすべてを明らかにされることを強く望むものであります。

そこで、二、三、市長に御質問をいたします。

管理監督者である市長の責任の取り方、そしてまた、助役と２名の幹部職員の処分について、この２名、助役以下２名につきましては、今後の推移を見て、処分は考えているとのことでしたが、逮捕されました現実、また、市民感情からして、そんな悠長な考え方でよろしいのかどうか、１点、お伺いをいたします。

もう一つには、指名委員長である廣田助役が逮捕されたことで、これまでの入札が適正、公平に行われてきたかどうか、疑いがますます強くなってきたところでございます。本議会に契約違反が提案をされておるところでございますが、そこら辺を考慮して、取り下げはできないものか

ということをお尋ねを申し上げたいと思います。

それでは、通告しておりました、1つ大きくは、行革大綱の市民生活への影響、それから、温泉施設の建設について、この2点についてお尋ねをいたします。

行革大綱の策定、これが実施により、市民生活にどう影響するのかということでございますが、一昨年11月、行政改革大綱を策定され、平成21年度までの5カ年間で、とりあえずの財政危機を切り抜けていこうとされております。もちろん、このことだけではないことは十分理解はいたしております。現状を思えば、大綱の策定は当然であります、その結果が、市民生活や子供やお年寄りにしわ寄せが来ている。一方で、危機的な財政状況の中で、ケーブルテレビに70数億円を超える莫大な投資がなされようとしております。少なくとも、私は、財政再建期間中は、こうした事業は凍結すべきであり、福祉、保健、医療の問題などソフト事業に重点を置くべきではないのか、そのように思っております。

そこで、行革大綱の名のもとに改悪されております具体的な問題について、四、五点ほどお尋ねをいたします。

まず、1つ目に、支所の見直しに関する件であります。

本議会に組織機構の改正案が提案されておりますが、支所機能が大幅に縮小される状況にあるようであります。今現在の支所は、相談をしても何も期待にこたえてくれない、本庁に聞かなければ事は進まないといった、不平不満がうっせきをしている状況にあります。

今回の改正案では、1本庁5支所として、巖原支所を廃止をし、上県支所に建設事務所を設置、5支所職員20数名程度と大幅に機能が縮小されるような状況も聞いております。まだまだ学校に多くの市民が不満を持っている現状においては、むしろ、支所機能を充実することが優先されるべきじゃないか、そのように思っております。各支所の権限を強化することが、これは住民との約束であり、それが合併の条件ではなかったのか、そのように思っております。

大綱が当面目標とする660名体制までには、5年間で要します。この間、どのような組織機構に改めても、どうあがいても、人件費の削減はできないのであります。むしろ、財政難の中で職員の通勤手当、あるいは、住宅手当などの増嵩を招くだけではないのか、そのように思っております。

したがって、私は、今回なされようとする組織体制の改革については、第1次行革大綱の終了時点で、その成果を踏まえて実施しても遅くはないのではないかと思っておりますが、いかがでありましょうか、市長の見解を求めます。

それから、小さな2点目でございますが、福祉保健サービスについてお尋ねいたします。

まず、高齢者に対する給食サービスの件であります。現在、65歳以上、約570名の方々に、週最大6回の給食サービスが実施されております。これを、平成18年度から週3回、助成額も

650円から350円に、対象者についても、70歳以上の独り暮らし世帯、夫婦世帯で一方が要介護認定3以上の世帯、そして、同一地区内に子または孫が居住してる者は対象外とするなど、大変厳しい制度改正の状況にあるようであります。

果たして、どれほどの高齢者がサービスを受けることができるのか、そしてまた、4月1日からサービスを打ち切られる方はどうなるのでしょうか。保育料については、子供にかわり、親がさまざまな運動抵抗いたしますが、恵まれない多くの高齢者は、泣き寝入りしかできないのでしょうか。再考の余地はないのか、再度御検討をお願いをしていただきたいと思います。と思っています。

それから、3点目でございますが、高齢者にかかわるデイサービスについてお尋ねをいたします。

高齢者生きがい通所事業のデイサービスは、現在、週1回利用できるようになっております。この事業につきましても、月2回を助成対象として、しかも、助成額も大幅にカットされるというような、そういう話も聞いております。そしてまた、対象者についても、配食サービスと同様に大変厳しい制限があるようではありますが、せめて週1回の楽しみを奪わないでほしい、再考の余地はないのでしょうか、お尋ねをいたします。

4点目でございますが、住民検診についてお尋ねをいたします。

住民検診については、現在、受診者の希望に応じて市が直接行う集団検診と、病院で行う施設検診があります。施設検診について、18年度から大幅な受診者の負担増がなされるところであります。住民検診の目的は、早期発見早期治療、これにより住民の健康を守る、ひいては、医療費の削減にもつなげていこうとするものであります。そのためには、住民が受診しやすい環境でなければならないと思っています。

今回、施設検診について3割負担を求めるということでございますが、受診率の低下は避けられない、医療費にも影響が出てくると思いますが、いかがでございましょうか。

次に5点目であります。包括支援センターの件であります。

本年4月から、北部、中部、南部のそれぞれの地域に包括支援センターが設置されることになっておりますが、これまでの在宅介護支援センターにかかわるものと理解をいたしております。

設置について異論を申し上げつもりは全くございませんけれども、運営については、在宅介護支援センターを運営する社会福祉法人に委託することができることになっておるようではありますが、なぜ直営で行わなければならないのか、なぜ、委託はできないのか、直営で24時間体制、土・日・祭日の対処はどのようになされるのかお尋ねをいたします。

現在、在宅介護支援センターの運営は、社会福祉協議会、社会福祉法人などが行っているところでございますが、それぞれ二、三名程度の職員の雇用がございます。社会福祉法人については、事業に見直し、人減らしをしなければならない、そこら辺をどのように配慮されるのかお尋ねを

いたします。

市長は、常々、「民間でできることが民間に」と口癖のように言っておられますが、いかがでございましょうか。

それから、最後の質問になりますが、温泉施設の建設についてであります。

巖原町の野良に漁火温泉が掘削をされてから、2年が経過をいたしました。現在、温泉販売スタンドと足湯の施設が整備されているだけであります。地域の皆さんの声は、いつになったら入浴施設を建設してもらえるのか、期待感が大変強いところであります。

大方の方々が言われますことは、市長が巖原から出なかったからだとか、あるいは、湯多里ランドがさらに赤字がふえるからつくってくれないとか、そのようなことを言っておるところでございます。

私は、今の財政状況では大変厳しいことは重々わかっておりますが、湯多里ランドのような贅沢な施設には、私は及ばないと思っております。身の丈の採算の取れる入浴施設でいいのではないかと、そのように思います。いつごろ建設の予定があるのか、これについてお聞かせをいただきたいと思います。

以上、大きく3点にわたって御質問をいたしました。答弁によりましては、再度質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（平間 利光君） 市長。

○市長（松村 良幸君） 2番、永留議員の質問にお答えいたします。

質問通告以外のことがたくさんありまして、まず、今回の不祥事につきましては、もう再三冒頭から申し上げておりでございまして、同じことを繰り返すことはいたしません。ただ、皆さんに多大な不信感と迷惑をかけたということについては、これは、もう重々何度も申し上げたとおりでございまして、非常に憂慮にたえないところであります。

それから、この通告外、行財政改革大綱と温泉施設の建設とだけ聞いてたんですが逆の方が多いようですけども、それはそれでお話しようと思います。

まず、常々指名委員会に任せてるとか、助役に任せてるちゅうことでございますが、つかさつかさに私は任せてることを常々言っておりました。これは、もうよく永留議員も御承知のとおりだと思います。すべて824名の職員が合併当初ありまして、それから、1年契約の契約社員が164名おったんですが、そういう中で、1人で何もかもすることはできませんし、これは、たとえ50人でも、100人でも、そうだと思います。やはり、部下を信頼し、部下に任せてやっっていく、それを常にチェック・アンド・バランスを高めていくということが、それが欠けていたんじゃないかということで、こういったことができたと思っております。

そういった中で、助役に任せてるということじゃないわけです。それは、つかさつかさに任せ

てる、指名委員会に任せてるということでもありますから、それはいささかも間違いありません。これは、美津島町20数年の間、すべて、そうしてきたので、今回も1つそれは間違いのないところであります。

それから、行革大綱の話も出ておりますが、そういった悠長なことで、第1次の計画、その推移を見てからでもいいじゃないか。改革とか、物事を変えるということは、悠長なことではなかなかめり張りがつきませんし、進まないと思います。やっぱり痛みを感じながら、だから、市民協働ということは、そういったところにもあるわけですが、これは、だれかが憎まれ役がちゃんと出てこない、社会の改革も政治の改革もできない。そういうことで、一気果敢にやらなければ対馬のあしたはないということで、進んでいることは御理解を賜りたいと思います。

それから、まず、昨年8月31日に、対馬市の行財政改革推進委員会より、最終答申を受けまして、同年11月に行財政大綱を策定いたしました。

本大綱では、市役所を市民に信頼される対馬地域経営戦略本部とすることを、最上位の目標にいたしております。その下位の目標として、市民ニーズへの適確な対応と、市民参画の行政システム、あるいは、効率的で効果的な行財政システム、地域経営戦略の立案と実行の行財政システムを定めまして、先ほど言いました、市民協働の推進、あるいは、組織運営の効率化、安定した財政運営、人材育成、政策立案能力の向上、あるいは事務や事業の見直し、こういったことを進めていこうとしているのが、その対馬市行財政改革大綱、11月の策定したものでございます。

御承知のとおり、行財政改革は、住民福祉の向上や地域の活性化を図るための、これは手段であって、目的ではないことは、私が申し上げるまでもありません。改革を進める過程で、一部においては、今、先ほど指摘がありましたように、利用者の負担がふえることも否定できませんが、行財政改革を通じまして、市民の皆様の御理解と御協力を賜りながら、サービスの質の向上、雇用や所得の向上につながる振興策を一刻も揺るがしにできませんので、スピーディーに、そういった施策を展開をいたしまして、市民の皆さんの満足度の向上に努めていかなければならないと思っております。

それから、温泉施設の建設についてのお話がありますが、御存じのとおり市内には5カ所の温泉施設がありまして、漁火の湯は4番めの温泉として、平成16年8月にアルカリ性単純泉の無料の足湯と有料の温泉スタンドを、漁火公園内にオープンをいたしておることは、もう私は申し上げるまでもありません。

この施設は、近接する、先ほど指摘がありました美津島町に既に真珠の湯、湯多里ランドつしま、2つの温泉場が設置されておりまして、同じ利用圏内に施設があるため、地域の資源を生かして、町全体の魅力を引き出そうという、当時の、旧厳原町の計画であります。

原湯施設での動向を見ながら、中期計画での露天風呂、またリピート率、新規利用者の状況を

見極めての施設拡張の検証をするということが計画されておりました。私有地の有効利用、周辺施設、高齢者・障害者施設の連携を視野に入れて、温泉施設を核とした一体的な政治を考えなければならぬということが、旧厳原町の計画であります。こういったことを私どもも長期的な取り組みと位置付けております。

しかしながら、現在の漁火の湯は、収入源が温泉スタンドの売り上げしかなく、また、源泉の温度が大体32.9度と低いわけですが、屋外にある無料の足湯のためにも42度まで加熱をしなければなりません。燃料費が発生することは当然のことです。

また、本年度民間の専門機関に委託しまして、5温泉施設の今後のあり方についても検証をしてもらい、報告書を提出いただきましたが、それを参考にどうするか、今検討しております。

そういった中で、漁火の湯は、観光素材として現状のまま維持すること、しかし、他の施設を含め、成果が見られない場合は、廃止も視野に入れるべきじゃないかという報告はいただいております。

しかし、こういった施設をできるだけ有効に活用していくために、その報告は報告として参考にとどめながら、今後検討してまいりたい、どうすべきか、まだ結論を出すに至っておりません。

御指摘の湯多里ランドもやっと再開をしまして、軌道に乗りつつありまして、何とか採算が取れるんじゃないかと思っております。

それから、あとは、担当者もしくは自席の方で答弁をさせていただきます。

○議長（平間 利光君） 2番。（発言する者あり）

○議員（2番 永留 邦次君） いえいえ、結構です。（発言する者あり）いや、この行革関係につきまして、大まかな、そういう通告をいたしております。

しかし、この行革大綱による市民生活の影響ということになりますと、先ほど来、質問をしております、その内容が当然に入っていくわけですので、これは決して私は通告外ということにはならないと思います。

それで、（発言する者あり）担当はよろしいと申し上げましたのは、私は、そういう数字とか細かい話は結構なんです。市長の腹の中をお伺いをしたいという、そういうことでございますので、改めて個別にお尋ねを一問一答でさせていただきますので、お答えをいただきたいと思います。

それでは、まず、再質問をさせていただきますが、今回の事件について、初日にいろいろ答えたから、再度ここで答えるつもりはないというような……

○市長（松村 良幸君） そうじゃない（ ）……

○議員（2番 永留 邦次君） どう言われましたか。（発言する者あり）いやいや、結構です。いや、それで、そうでしょうけれども、再度お尋ねをいたします。

やはり、この問題については、今が最大の関心事なんです。そして、市長がどういう身の処方をされるのかということが、今皆さんが一番知りたいところなんです。

そこで、前から市長はおっしゃってありましたように、やはり部下の責任が自分の最終的な責任であると、そりゃ、市長が申しますように、つかさ、つかさで任せておる、これは当然でございますが、そういう中で、こういうような大きな事件が起きた、これをどういうふうに責任の取り方として考えてあるのかということを、再度お尋ねを申し上げたいと思います。

それから、その処分問題につきまして、つまり、綱紀肅正に当然尽きるわけでありますけれども、脱法行為については、だれであろうとも厳罰に処すべきであろうというふうに思っております。

例えばの話でございますが、飲酒運転をしても免職にもならない。そのような甘さが、今回の部下のこういう事件を招いてきたのではないか、そのようにも感じておりますが、この綱紀肅正について、あるいは、その職員を、やはり違法な行為をした者については厳罰に処するという、そういう考え方、これについてはいかがでございましょうか。

○議長（平間 利光君） 市長。

○市長（松村 良幸君） まず第1点の、今回の不祥事につきましては、もう再々新聞でも、あらゆる機会、インタビューにおいては、また議会の冒頭におきまして、毎日話をしておりでございますので、皆さんには理解をしていただいておりますが、まだ、それじゃだめだということでございますので、何度でも、そりゃ、言います。もう、そりゃ、ほんとに、こういった不祥事を招いたことは、私の帰するところ、結果責任は私にあるわけです。だから、責任は、私は責任ないというようなことは言いません、前から言っております、責任はあります。事件の全容が解明され次第、出处進退については、責任取ることはいいろいろあるでしょうと、即座にやめることも、これも責任の取り方かもわかりません、あるいは、信頼回復に与えられた任期、そういった中を務めることも責任の取り方、いろいろ選択肢はあると思いますが、これは皆さんと相談しますということは、再三再四言っておりますので、私はあなたにはわかってあるだろうと思いますが、あえて言われるから、また同じことを言うんですが、それに尽きます。

だから、責任は十分結果責任として感じておりますし、非常に遺憾なことだと思っております。再三再四の、こういうことでございますので、非常にじゅくじたるものもありますし、まさに、残念至極の一語に尽きるということで、市民の皆さんには申しわけないということを、これは、もうインタビューのたびたび繰り返しておりますが、しかし、非があることですから、何度でも言われても、同じように何度でも答えていかんやいかんという、これは責任があると思っております。

まあまあ、今までも、きのうもお話をしたとおりでございまして、余りこれ以上、ちょうちょ

うすると弁解がましくなりますので申し上げますが、先般来、ことあるごと、機会あるごとに申し上げておりました。非常に遺憾なことでありまして、ざんきに堪えなく思っております。

それから、信賞必罰ということは、これはもう申し上げるまでもなく、あなたのおっしゃっております。そういった信賞必罰が寂れたから、こういったことが起きてくるんだらうとも思いますし、その全部ではないが、一つの遠因があろうかと思えます。

当時、旧町のときは、飲酒運転でということは、もう飲酒運転そのもので発見次第、わかり次第、即刻解雇というのが、美津島町と豊玉町でありました。ただ、この対馬市には、これが明記されてなかったということであります。それで、就業規則のできる範囲の中で、最大の厳罰に処したつもりであります。すぐ、即刻そのときから、その事後、旧美津島町、豊玉町と同じように飲酒運転逮捕即解雇ということで明記をいたしておりますので、その点は御理解を賜りたいと、このように思います。

福祉協議会の方でも、そういったことがありましたので、そういったことになろうかと思えます。これは、そういった対馬市の規定に準じて、規定もされておると思えますので、そういうことになろうかと思えます。

それから、この行財政改革、確かに、こういったことをすると、皆さんに大変痛みを生じることもあろうかと思えます。

しかし、これ乗り越えなければ、対馬の明日もないし、子や孫の代に価値ある遺産づくりもできない、ずっとその部分を背負って、引きずっていく、そうすることによって、今以上の、逆に、市民の皆さんに苦痛をあわせるようなことになっちゃいけないということで、ここで、とにかく可能な限りのことをやっていこうということで、御承知のとおり今説明責任もありますので、比田勝小学校校区を皮切りに、比田勝、上県と置いてますが、あと峰、豊玉、美津島、厳原と、小学校区単位で説明会を開いておりますけども、そういう中でお話を申し上げております。

とにかく、3年間辛抱をしてくださいと、3年過ぎますと、収支均衡の財政が何とか構築できるんじゃないかと、このように思っておりますということで、今、それに向かって、ばく進をいたしておりますので、補助金等の5割カット、あるいは管理職手当等の30%カット、あるいは、職員のいろんな特殊勤務手当などのカット、島内旅費のカット、三役はもちろん、特別職は言うに及ばすでございますが、そういったことで、お互いが傷みを分かち合えなければ、この危機が乗り切れませんので、そういったことで、今御指摘のように、皆さんに、ある程度の痛みを分かち合ってもらおうということになろうかと思えます。

保育所の点につきましても、これはのちほど質問が出ておりますので、あとでと思っておりますけども、これも御承知のと通りの措置費等介護保険の状況も変わってきます。御指摘のとおり

りであります、こういった中で、実は、吉見議員の質問のときにお答えしましたように、保育所の父兄の方々がおいでになりまして、それで、第3子の無料、これは、それしながら元に戻すと、それはできませんと、お互いが分ち合わないいけませんので、これは第3子の人も保育所に通わせる人の第3子は、この人も皆さんには痛みを分ち合ってもらいながら、できるだけ痛みの分ち合いが等しくなるようなことで検討いたしますということで答えたとおりでございまして、第3子の方も半額にさせていただくと、子育て支援といろんな観点から非常にない中でやっていくわけですから、非常にむずかしゅうございます。

そういうことで、御指摘のように、行財政、財政再建、行政の改革、これを進めていくためには、非常に痛みが伴いますので、これは、今説明を十分しなければいけないと御説明をしてるわけでございます。

それから、支所機能等の話も出ておりましたが、支所に聞いても本庁に聞かにゃわからない、最初のうちはそんな話はあったと思います。今は、そういう話は、そうないと思っております。これは、御承知のように、合併協議会では、支所機能の充実ということで、6町のそれぞれの振興計画、そういったものを具現化していこうということで、それでは、もう財政が持てないんです。ちょうど、そのときの時代と時点と現在とでは大きく変わりました、これはもうよく御承知だと思います。三位一体改革の会議等が示すとおり、交付税の縮減がもう非常に勢いで進んでおります。加えて、いろんな三位一体会議の改革のもとに、いろんな助成金、あるいは、補助金、こういったものが交付金、あるいは一般財源化されまして、実質上は去年だけでも、二十四、五%の交付税の減になっております。

そういう中でのやり繰りです、しかし、やっていかなければならない、やっていくために、やっぱりどこかをどうかしていかなければならないということで、それは御理解を賜りたいと、このように思っております。

○議長（平間 利光君） 2番。

○議員（2番 永留 邦次君） 次に、次の質問をさせていただきたいと思いますが、温泉施設の問題でございしますが、先ほどの市長のお話の中で、漁火公園については、将来的には廃止も視野に入っておるといような、そういうニュアンスの……（「報告はです」と呼ぶ者あり）ええ、ございましたが、私は、特に、いろいろ、その検討会、かれこれ、そういう難しい話ではございません。やはり、地域に、やっぱり一刻も早く入浴施設をつくってほしいといような、そういう非常に要望がございしますので、何とかこころ辺については、ひとつ御検討をお願いをしたいと思います。決して、贅沢な施設には及ばないと私は思っておりますので、そこら辺で再度御検討をお願いをしたいと思います。

○議長（平間 利光君） 市長。

○市長（松村 良幸君） これは、湯多里ランドの温泉でもそうですが、やっぱり、我々行政が反省しなければならないことは、この前から御指摘を受けてますとおりでございまして、やっぱり温泉の熱源あるいは経営効率、こういったことを計算は数字の上でするんですが、なかなか実際そうはならない、それは、検証の仕方が悪いからだと思っております。

したがって、今回の場合でも、関係があるから申し上げますが、湯多里ランドの委託者募集をしましたところ、どこも私どもの条件を満たすところがありませんでした。熱源を変えなければ採算は取れないわけですから、4,000万、5,000万を超えるような水道光熱費で、これでは8万人、10万人入っても取れません、採算は。

そういったことで募集をしたんですけども、市の方で熱源を変える、システムを変えてくれ、そしたら受けましょうということでしたけど、市には一銭も金がありません。そういった中で、私どもの出してる条件というのは、委託を受ける先で、その熱源も何とかやってもらえないでしょうかということのできたのが、御承知のように、今スタートができたということであります。

これは、名前を言ったら申し上げないんですが、熱源アドバイザーとしての、阿比留萬通男さんという原子力機構の中におられた方が入られまして、上対馬の人ですが、そういった中で、委託先が1基が6,000万ぐらいしたのかな、スイス製のようにございまして、これは、0.1ナノグラムをクリアするものでございまして、恐らく、2基要ります。サポートシステムも要りますし、そういうことで2基だから、一億四、五千万かかるということでしたが、そしたら、それを5年間で償却するよにということで、御承知のとおり皆様に3,000万の委託料を出したわけであります。

だから、本来は何も出さずにやっていただいておりますが、それぐらいやって、初めて、今、当時月額400万を超えてた熱源が、100万ちょっとでできてるような状況です。だから、創意工夫をすればいろんなことができるわけですし、今、あなたの御指摘のように、いろんなコンサルの専門家の計算、報告では、そういったことで、これはもうやめるべきだということですけども、それは参考にいたしておりますが、せっかくあるものですから、どう有効利用するか、今のところは足湯と温泉のスタンドでの温泉湯の販売ということになっておりますけども、こういうことで進んでおりますが、これは、今具体的なものの見直しから始まって、すべて検討が進んでおりますので、報告書は報告書として、先ほど言ったような点ですが、それを参考に検討をしていかなければならないと思っております。

それから、こういった財政難の中で、70億何々とするような多元情報システム、テレビは要らないんじゃないかというお話を聞いて、今けげんに思ってるんですが、これは、皆さん、最終的には全会一致でやるべきだということで、ゴーサインが出たからやってるわけですが、そういったものが途中でぶれてきますと、やることがどうなんだろうかということになります。これは、

21年デジタル化、22年、23年ということになるわけですが、テレビのアナログからデジタルにかわっていく、そうすると、テレビを替えていったり、交換機をつけたり大変な経費もかかります。そういったことも解消されます。御承知のとおり、今まで説明してきましたように、電話料も大体1億5,000万ぐらい年間ありますから、島内の電話料がです。そういったものも15億、10年間では、そういったことになりますので、投資するものも、それでアップパーになるかなあ、委託料等がゼロになるようにということでの、それで事業費がF T P A方式ということで、少し高くなってる。

しかし、これはまた逆に、光ファイバーなんか、少しずつ下がっておりますので、そういった点で、また、これも何とかかなろうかと思えます。これは、もう皆さんとお話をしたことなので、それを進める、これも財源的なものも御説明したとおりでございますので、これは御理解を賜りたいと思います。

それから、行財政改革は、ほんとにこれは、もう一刻もゆるがせにできませんので、だれかが、やっぱり悪態をたたかれようとも、ばかな、あほの言われたも、早く、一日も早く軌道に乗せて、まず財政の収支の、この歳入歳出が、ほんとにバランスの取れる形で、基金の繰り入れができなくても、できるようなことを早くして、なおかつ、3年、4年、5年の間に650名、最終的には450名にしたいと思っておりますので、御承知のとおり800数十万の給与でしょうが、こういった共済費から何から市が人に掛ける経費を聞きますと、1人1,100万かかるわけですから、650、そういった中までもにせにやいかんと思っておるんですが、要は、集中管理をする以外ないわけです。支所機能が違うじゃないか、最初話とちゅうことですが、そういう状態が、国あるいは県、あるいは私どもの条件も変わってきましたので、合併協議会の時点と大きく変わっております。

したがって、支所機能というのは、市民の皆さんがしょっちゅう訪れられる窓口を、かゆいところに手が届くようにすべきじゃないか、今まで、市民の皆さんを動かして、水道はあっちですよ、年金はあっちですよということを、逆に職員が動いてやっていく、そういったことで窓口を、逆にかゆいところに手が届くような充実をして、あとは集中管理をする以外、経費を削減する道はないということで、管理部門も、総務、企画、財政あるいは出納室、そういった管理部門が、仮に二百五、六十人、6町であったはずであります。そうしますと、それが集中管理をすることで60人でできるようになれば、200人はいなくても仕事は回っていく、200人の経費というのは、1人1,100万といたしますと22億、ここに財源が浮いてくるわけです。

したがって、合併協議会のときにお話と、現実には、この行財政改革を進めていく上においては、これは支所の充実の仕方が変わっていくということになったわけでございますので、そういうことで御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（平間 利光君） 2番。

○議員（2番 永留 邦次君） 温泉の問題でございますが、厳原の温泉につきましては、やはり、あれだけの市街地があるわけでありますので、背景人口がございますので、十分に、やはり、それなりの施設で、採算の取れるような計画というのはされるかと思っておりますので、そこら辺で、ひとつ早急に御検討をまたお願いをしたいと思えます。

それから、機構改革の問題でございますが、財源、こういう状態だから、ケーブルテレビのちょっと話を入れましたけども、私はケーブルテレビを決してやめろとかいうことは言ってないんです。こういう財源状態でありますから、しばらく凍結をしたらどうでしょうか、財政が改善をされて、その後で検討されてもいいのではないかという、そういう考え方でございます。

それで、具体的に、行革大綱について、あるいは、市民生活の影響という形で、再度質問をさせていただきますが、話聞くとところによりますと、美津島以北の支所については、5つの支所については、20数名程度になるというようなお話を聞いております。それじゃ、先ほど申しますように、建設事務所を上県に置くというような、そういうことも申し上げたところでございますが、やはり、その660名、とりあえずの660名体制というのは、平成21年度に完了するんです。約200名近くの職員が削減されていくわけですが、今年から、すぐ、その660名体制ということになりますと、市長のおっしゃることは十分に理解はできますけれども、申し上げますように、21年度にならないと、その660名体制にならない。その間、どこに職員を配置しようとも、その人件費というのは支払いが出てくるわけでございますので、その効率的な面で、多少経費的には削減できるかわかません。しかし、その分、申し上げますように、住宅手当とか、あるいは、通勤手当、そこら辺がかなり財源的に出てくるものと思っておりますので、そこら辺から時期尚早ではないかというふうなことを申し上げております。

それから、もう1点、その上県に建設事務所を置くというような、そういうことで、これは上3町包括をするというような、そういうことのようにございしますが、私は、むしろ、地域振興、そういうものを考えますと、上に1つ、それから、中部に、そういう建設事務所を1つ、そういう形が一番住民にも理解しやすいのではないかと、納得しやすいのではないかなあというふうに考えておりますが、そこら辺はいかがでございましょうか。

○議長（平間 利光君） 市長。

○市長（松村 良幸君） 御承知のとおり、効率、まあまあ目標は、地域を運営し、運営というよりも、地域を運営していくわけですから、目的、住民サービスをより一層充実をしていくということが、この行政の目的ですから、そうしますと、目的に対して、最小の投資で最大の効果を上げていくということは、これは目標にしなければいけない、なかなか言うは安く、行うは難しで

すが、しかし、それに向かってやっていく、ということは、実は、巖原支所も今年4月から廃止するということで決めておりますが、これは、本庁と支所が同居すること自体不自然なんですけど、これは御承知のとおり、当分の間という形の中でのものでございますので、仮に、本庁がどこになろうとも、本庁所在地の旧町は支所としての機能をなくすということにつながろうかと思えます。

そういうことで、効率的に、よく皆さんから支所は何もせんで、遊んでばかりおるじゃないか、あれだけの人数がおって何してんだというお声があることも、あなた方も聞いてあるとおりでと思います。逆に、またいろんなシステムをしっかりと集中管理をしていくということになりますと、やっぱり本庁機能を充実させなければ、いろんなそごが生じてきたりいたします。

そういったことで、支所機能の充実というのは、先ほど申しましたように、市民の皆さんが直接出向いて行かれる、その窓口業務を、逆に充実をしていくことが、こういった三位一体改革、あるいは、交付税の縮減の嵐が吹く中では、これはやむを得ない変更じゃないかなという気がいたしております。

したがって、皆さん、議員の皆さんとか、業者の皆さんとか、お仕事でという人は、やっぱり本庁に、済みませんが、来ていただけませんかということで、身近な生活の延長線上にあります窓口業務を充実することで、支所の充実ということでの考え方でございますので、そうして行かないとやっていけない。だから、そうかと、そのときやればいいじゃないかというお話、そのときやってちゃんに合わないんです。それから、今から、そういったことを状況をつけて、研修にも出していくということで、今方々に研修に出して、人材の確保をいたしております。

そういうことですので、改革とか、皆さんに我慢を強いるということで、大変皆さんから抵抗があることはもうよく存じ上げてありますが、しかし、だれかがそれをやっていかないきませんので、それに20数年お世話になりました私が憎まれ役、ばか役にとわれようとも何しようとも、これは私がすべきじゃろうと思っております。そして、次の世代に、本当に新しい方向づけができるように、基礎をつくっていかねばならないと思っておりますので、御叱正は重々理解はできますが、そういったことで何と言われようとも、早く基礎づくりをして、皆さんと市民協働の社会ができるような、そういうシステムづくりの一助として御理解を賜りたい、このように思っております。

○議長（平間 利光君） 2番。

○議員（2番 永留 邦次君） この広い対馬、それから、130もの集落があるわけです。やはり、今回の機構改革については、やはり慎重に検討させるべきであろうというふう考えております。

特に、合併後わずか2年でございますので、やはり時期尚早というのは、そういうことにもな

るんじゃないか、今後、やはり、地域からの相当の苦情、不満が出てくるかとは思っておりますが、そこ辺を踏まえて、やはり慎重な対応を求めたいというふうに考えております。

それから、給食サービスでございますが、非常に大変厳しい条件が設定されております。今まで受けられた方も受けられないという方が多分出てこられるんじゃないかないうふうに思っておりますが、そこで、例えば、具体的な事実でございます。高齢者になりますと、しかも、独居、この場合に食事をつくるのが非常に厳しいようでございます。そういう中で給食サービスを受ける、それで、そういう方については、1食の給食を昼と夜2回に分けてとってあるという、そういう例もあるようでございます。そこら辺を考えますと、やはり、これは4月1日の実施段階で、もう少し、具体的に、そういう実態を調査をした中でやっていただきたいと思いますと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（平間 利光君） 市長。

○市長（松村 良幸君） それもよく検討もしてるし、毎日毎晩、ずうっと夜遅くまで各部は検討したしております。その上で出してるわけですが、永留議員のおっしゃることもよくわかります。しかし、こういった介護関係の措置、そういったものが、もうどんどん本庁の予算が削られております。単独でやってた部分をやり切れなくなるわけです。だから、このデイサービスなんか、給食サービスのことだろうと思いますけども、これも、ぎりぎりの中で、最低限どうしても自分でどうにもならないという人を選択をしていかざるを得ないということになるわけです。

もう御承知のように、私が言うまでもないんですが、もうわかってて、御質問だろうと思いますが、29億2,000万、3,000万の税收の中で、これは、もう人件費が66、今、62億ぐらいになりましたけど、66億、それから、公債費6兆の支払いが72億、今、73億になってます。今年73億になると思います。そうすると、もうこれだけで138億、それまたごみが5億、6億、7億6,000万、それから、し尿が2億2,000万で9億9,000、もう、こうすると、148億、150億近くになるんですが、交付税、これは飛んでしまうわけです。

○議長（平間 利光君） 市長の発言中ですが、制限時間が参っておりますので、答弁を簡潔にお願いいたします。

○市長（松村 良幸君） そういうことで、御指摘はよくわかりますので、そういう中で、できるだけということで、ここまでは、ここまではと言いながら、非常に苦渋の選択をしながら来てるわけですが、御意見は十分承っておいて、検討をしていきたいと思っております、再度。

○議長（平間 利光君） 2番。

○議員（2番 永留 邦次君） もう、これで時間が来ましたので終わりでございますが、包括支援センターの件について、もう少し具体的に突っ込んだお話をさせていただきたいと思っておりますけども、ただ1つ、これがどうして法人に委託はできないのか、そこら辺の問題について

は、今後の委員会の中で十分詰めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、質問を終わります。

○議長（平間 利光君） これで、2番議員の質問を終わりました。

.....

○議長（平間 利光君） 暫時休憩いたします。

再開を11時15分といたします。

午前10時53分休憩

.....

午前11時13分再開

○議長（平間 利光君） 再開いたします。

まず、議長の方から皆様に発言をさせていただきます。

先ほど2番議員の一般質問の中で、発言中、「予定価格」という字句が発言されたということでございます。本人の申し出により、間違いであったということで、「設計価格」に変更していただきたいという申し出がありましたので、議長は配慮し、これを許可いたしたいと思います。

次に、9番、吉見優子君。

○議員（9番 吉見 優子君） おはようございます。私は、次の3点について御質問させていただきます。

まず1点につきましては、対馬市立図書館の将来構想について、2点目に、指定口座から振替の各種納入金については、領収書の発行を省略することはできないかについて、3番目に、保育料の見直しについて、以上の3点について伺いたします。

まず、第1に、対馬市立図書館の将来構想について伺いたします。

対馬交流センターが今年の10月にオープンする予定になっていますが、この施設の中には、旧厳原町民が待ちに待った文化ホール施設があり、また、対馬で初めての図書館が誕生します。近代的な設備が整った交流センターができるものと楽しみにしています。

さて、この図書館は、幼児から高齢者、また、障害者等幅広い年齢層の人たちが日常的に利用する施設だと思っております。調べものをしたり、学習をしたり、また、くつろいだり、対馬島民の生涯学習活動の中心的な役割を担う拠点となる場所だと思っております。社会のさまざまな変化に伴い、市民の学習要求に対応するために、図書館機能を充実させる必要があると思います。

これからの住民サービスを考えたとき、望まれる図書館像はどれぐらいのデータを持って、どれぐらいの情報が提供できるかということになります。図書館が単なる本を置く場所、借りる場所ではなく、メディアを置く場所という形に変わっております。そのためには、拠点となる図書

館と各地区公民館の図書室、また、学校の図書室などと連携を密にし、情報交換を積極的に行い、利用者の要望に対応できるシステムづくり、ネットワーク化が必要だと思います。将来構想について、どのようにお考えなのかお伺いいたします。

次に、2点目ですが、私は17年第2回定例議会の一般質問に引き続き、指定口座から振り替えの各種納入金については、領収書の発行を省略することはできないかについて、再質問させていただきます。

内容は、各種納入金について、納税者からの申し出による各金融機関の指定口座から引き落とした場合、通帳の記帳を領収書がわりにして、経費節減のため再度領収書を発行することを省略できないものだろうかということを質問しましたが、そのときの市長の答弁は、事務の合理化並びに経費節減、住民サービスを考え合わせ、検討してみたいとのことでしたが、その後検討されていたら、その結果をお伺いいたします。

3番目に、保育料の見直しについてですが、これも17年定例議会の一般質問に引き続き、再三質問させていただきます。

保育料の値上げは、16年度に引き続き、17年度も大幅な値上げがされました。また、子育て支援として第3子目以降は1人預けても、2人預けても、保育料は無料となり、また、2人しかいない幼児の保育料は全額負担という矛盾したことに対して、見直しの質問を、私は已年ですのでしつこくしてきました。市長の答弁は、その都度検討してみたいということでしたが、やがて18年度になります。市長の好きな言葉に「熟慮」という言葉がありますが、保育料の見直しについてまさに熟慮されていると思います。施政方針の説明にもありましたように、保護者の方からも、また耳にしましたが、その保育料の見直しについて、詳細についての検討の結果をお伺いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（平間 利光君） 教育長。

○教育長（米田 幸人君） 9番、吉見議員の御質問にお答えをいたします。

質問内容は、図書館のオープンに向けて、各種地区公民館や学校図書とのネットワークの問題であります。

今屋敷地区市街地再開発、名称を「対馬市交流センター」となっておりますが、躯体工事、骨組みも見え、急ピッチで施工中でございます。

議員御案内のとおり、図書館は幅広い年齢層の人たちが日常的に利用する施設であり、地域内のだれもが集まりやすく、明るく親しみの持てる施設であるという願いを、という気持ちを申すまでもありません。

新しい図書館は、4階の最も静かな階にあり、面積1,890.9平方メートルの広さで、明る

い陽光の差し込む大きなガラスによって、開放感を演出し、利用者は館内でゆっくりとくつろぎ、本を探し、読書を楽しんだり、学習したり、また、フロアーの段差もなくし、書架の通路も広く取るなど、バリアフリー対応のつくりになっております。

今まで離島に住んでいる私たちとしては、文化的な面では、いつも寂しい思いをいたしてまいりました。建設工事が順調に進行している市立図書館の存在は、将来に明るい展望が開け、対馬市民の生涯学習活動の中心として、さらには、コミュニティーの拠点となる施設として御利用いただきたいと考えております。

現在、厳原地区公民館の図書室は、約3万1,000冊の蔵書で運営をいたしております。施設整備計画のもと最終目標は13万3,000冊ということですが、オープン時には9万3,000冊と設定をいたしております。今のところ、開館時の蔵書数は、これは図書の寄附も、実は300万円個人からいただきました。そしてまた、今ロータリークラブも寄附の申し込みがあっておりまして、約2万冊ほど寄附ということでありまして、それをトータルしますと、開館時には6万1,000冊というような予定であります。

今後、蔵書数も増大し、視聴覚コーナーの新設、図書館内蔵書の検索、貸し出し、返却、在庫管理等の一連業務が、現在の手作業による処理形態では、処理、検索等に時間を要し、住民サービスの低下を招く恐れがありますので、より以上に業務の効率化を図り、住民サービスの向上に努めなければならないと考えております。

また、個人情報保護法が平成17年4月1日に施行され、利用者情報の管理強化面も検討していかねばならないと考えております。

近年の情報化の進展には目を見張るものがあり、図書館においてもコンピューターネットワークを通じて、自宅にしながら図書館の提供する情報を得ることや、図書館において館内のさまざまな情報を得ることが可能など、今後、図書館の提供するサービスは多様化、高度化することが予想されます。

社会のさまざまな変化によって、人々の要求も変わってまいります。市民の学習要求に対応し、図書館サービスを発展させるためには、図書館、各地区公民館の間の連携、協力やネットワーク化の整備が必要であります。地域情報ネットワークの拠点として整備を進めている市立図書館が、コンピューターやネットワークを介して、利用できる膨大な情報資源の窓口となり、地域の人々が自分の求める情報を自ら探し出すことができるよう、支援していくためには、何よりも、まず情報機器や通信回路といった情報通信基盤の整備を進めることが不可欠であります。市民が自由に使えるコンピューターやインターネットへ接続できる環境の整備についての取り組みが重要であります。

現在の厳しい財政状況から、オープン時には整備することは困難ですが、市立図書館と各地区

公民館や学校図書室を結ぶネットワーク化については、平成17年度から市長部局において実施している地域イントラネット基盤整備事業及びCATV整備事業により、ネットワーク網の構築を進めております。

供用開始は平成22年となる見込みであります。平成18年度からは、市立図書館、各地区公民館、各小中学校図書室の蔵書のデータベース化による図書館システムの構築やパソコン等の情報機器の整備を図ってまいります。

コンピューターによる図書館システムの最大の目的は、利用者サービスの向上とセキュリティーの強化であり、本蔵本の全資本資料を総体的に把握し、図書館サービスを質、量ともに向上させて、利用者のサービスの拡充を図りたいと、そのように考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○議長（平間 利光君） 市長。

○市長（松村 良幸君） 私は、吉見議員の2番の、各種納付金を指定口座により振り替えをした場合、領収の発行については省略することはできないかということでしたね。まず、この点につきましては、平成17年の第2回の定例会の一般質問で、各種納付金の口座振替領収発行を省略できないかという質問に対しまして、御指摘のように答えたのは、事務の合理化及び経費の節減効果等を考え合わせ、検討しますと、こう言ってたと思います。

そういう趣旨の答弁をいたしました。このことにつきましては、口座振替を実施している担当課の意見も、また、現況等の取りまとめもいたしまして、総合的に判断いたしました結果、口座振替済通知書の発行回数を見直していくと、そして、平成18年度から年1回発行することに決めております。

具体的には、現在口座振替後に毎回発行いたしております口座振替済通知書、これを最終の口座振替した後に、1年分の明細を記載した口座振替通知書を発行するという方法に変更するように、これもいたしております。

なお、口座振替を利用させている皆さんには、毎回の口座振替の結果は、預金通帳の記載事項で御確認をいただくということで、御理解を賜られなければならないと、こういうことになろうかと思います。このことについての周知方法としては、広報紙の3月号に掲載を既に予定をしております。

それから、次に保育料の見直しについて、その後の検討結果はということで、17年度の第2回、第4回定例会で聞いたと思います。

1つのものの施策をして、年度内に2転、3転することはできませんので、そういったことで第2回と第4回、2回も言ったが、再三にというのが出てきたと思いますが、これは、やっぱり1年やってみてということもありますし、御理解をそれは賜りたいと思います。

もう、御承知のとおり、国の三位一体改革を受けての、この地方交付税補助金等が縮減をされていく、あるいは、保育所の国庫、あるいは、県費の保育所運営負担金の一般財源化ができたことももう御承知のとおりで、保育所だけでも1億3,000万ぐらい交付税がマイナスになっております。今まで、運営補助金等でできたものが、それが一般財源化したことで、ここでも交付税の縮減がうまく計算してみると、それだけ、1億3,000万ぐらいマイナスなってる、そういう状況下にあります。

平成17年度から保育料、国の保育所の徴収基準額、表のとおりにしたということを、この前申したとおりです。それで、また、少子化対策といたしまして、今言われた子育て支援の一つにもなるんですが、やっぱり3人は重たい、3人目も保育所にとすることはどうなんだろうかと、1人、2人入って、また3人目、1歳、2歳とできますと、その子育て支援あるいは少子化対策の一環としては、3子目は無料にしたかどうかということで、それも試行錯誤の中ですがやってみました。ところが、第3子は、この前から申し上げましたとおり、とらえ方が。同じ家族で2人保育所に入っていて、3人目の子供というとらえ方と、いや、最初から1人、2人じゃ、もうおじいちゃん、おばあちゃんが家で保育してても、とにかく3番目だったらいいよという、こういうとらえ方で、少しばらつきもあったことは、もうこの前から御議論のとおりでございます。

そういった中で、父兄の会からも皆さんもおいでになりましたから、よくお話をいたしました。おっしゃることはよくわかります。それで、どうするんですかということです。皆さんには、そんなことは言いませんけど、これもせんにゃならん、これもこれもやらんにゃいかん。それをやるためには、どこかを削らにゃいかなのですよと。そんなら、どこを削ってやりますか。それはなかなか難しい。あなた方にそれは言えませんが、そこはよく、公平性が保たれるような形でやっていかにゃいけませんということでお話ししたんですが、第3子の児童を養育する世帯の児童の保育料については、1人だけの入所だっても保育料は無料としてきたという、そういったことがございました。

それで、平成17年11月に、実は、財政改革の大綱を策定したわけですが、その中で、公共施設使用料とは指針を策定をし、市民負担の公平性の確保や受益者負担の原則により、受益度合に応じた適正な見直しを行うということになっております。

こういったことに基づきまして、第3子以降の入所児童を養育している世帯と、一般の入所児童を有する世帯との利用料金の公平性を、先ほど申しましたように勘案いたしまして、少子化対策もやっぱり推進していかないかないということで、施政方針説明で申し上げましたとおり、平成18年度から保育料は国の保育所徴収基準額の90%といたしております。そして、第3子以降の児童を養育している世帯につきましては、対馬市第3子以降児童保育料軽減実施要綱を定めまして、軽減額を2分の1とすることにより、保育料の負担軽減をより幅広くできるように見直

しをすることといたしましたので、予算施政方針で説明したとおりでございます。見直しをすることいたしましたので、御理解を賜りますようお願いをいたします。

図書館は、先ほど教育長の方から話がありましたとおりですが、あれも図書館という、再開発設備じゃなかったものですから、健康保健センターですか、あれをこっちに持ってくるということでしたから、そりゃ、病院の近くにあったがいいと、何で、そんな感じにするんですか言うたら、便利がいいからって、その当時私が、就任して聞きましたら、そういうことでした。なら、病院もこっちにもってこにゃいかんじゃないの、便利が悪かろうばってん、こう言ったんですが、まあまあできれば、文化会館はリニューアルすれば立派になりますからと思ったんですが、それも1割以上の変更は、また最初からやり直したことですから、大変な手戻りがあります。もう、既に10数億のものが投資されてるわけですから、それなら、どうするかということで、図書館に変更したりしたいきさつがございまして、最初からの図書館オンリーの図書館じゃないだけに、なかなかうまくいかない部分もあると思いますが、しかし、図書館がないわけですから、図書館機能、先ほど教育長が説明したとおりですが、これがケーブルテレビとの多元情報システムの中で、全部双方向になりますから、すべて、そういった学校とのつながり、図書館、公民館ともつながっていくというようなことで、実は蔵書も、今教育長、お話ししましたように、相当2万冊等も超えてると思います。それぞれの篤志家の皆さんから御寄附をいただいたりして、増資に努めております。

また、最近では、鳥栖市の篤志家の方がありまして、何か御主人が亡くなられたそうですが、相当な蔵書があって、それを寄贈したいということもちょっと個別にあっております。鳥栖との場合は、御承知のとおり対州藩の飛地で、田代藩としての中での、今は本家が没落して、分家がどんどん今、日の出の勢いですが、あそこも200数十の企業誘致もできておりますし、そういった中での交流をということで、そういう中で、妙善寺とあるんですが、菅原道真公の太宰府のあそこと本家争いをしてるところ、古いお寺なんですが、その関係で、何か相当な価値のあるものらしいですが、その方の文庫としての機能するならよく検討してみましようということでお話になっておりますが、要は、蔵書をとにかく大きくせないかんことと、要は、図書館としての、今さっき御指摘のあったようなメディアのことも必要です。いろんな多機能的なものが出てきますから、まあまあ図書館オンリーでの建物じゃないですけども、図書館の機能ができるだけ皆さんに利用しやすく、また図書館の機能が最大限に発揮できるように、今金がありませんので、金のない部分だけでいろんなことをやっております。

だから、今施策を進めているのは、全部金が後年度でいいとか、財政再建できてもいいとか、特例債が使えるもの、使えないものがありますので、先ほどの有線テレビの話も一緒ですが、特例債が使えるもので、現在金を出さなくてもいい、あるいは、後年度交付税の算定ができる、そ

ういった残りの生の借金はどうするか、それが、こういうことになるという計画のもとでやっておりますので、ほんとに御不満、不平があると思いますが、それは全体のバランスの中でやっております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（平間 利光君） 9番。

○議員（9番 吉見 優子君） 今、公民館の関係もいろいろ説明を受けましたが、市長の方も言われておりましたが、図書館が4階に、もうほとんどが図書館に使われるわけなんです。そして、もと、健康管理センターが入る予定だったのが、図書館ということで、市長の提案で、このようになったようなことを聞いておりますが、教育長も言われましたように、ロータリーさんから2万冊寄附をいただくとか、開店時はどうの、最終的には13万3,000とか、これは、対馬新聞に載っておりますし、私も把握しておりますが、要は、ケーブルテレビ成就した21年か、22年のときに、このネットワークかシステム化をしたいと、そしてまた、市長も、やっぱりいろいろ財政難でなかなか難しいということで、早くした方がいいけど難しいということなんです。そこでちょっとお金がないないということで、ちょっと市長にお尋ねいたしますが、私たちみんな市民の方も補助金をカットカットされて、18年度の予算も、17年度に比べて11.6%の一般財源予算となっておりますが、そんな中で、施政方針の中にもありましたが、昨年度に引き続き、市民球団「まさかりドリームズ」を運営していくとありましたが、市民の皆様からは、これはちょっと、今大変なときに不必要じゃなかろうかという声をよく耳にいたします。市長の選挙公約でもありますし、また、私たち議会人も承認を得ての施策でございますから、いろいろと言えないわけですが、今は財政難で大変困っているときですから、その点をちょっとどのくらい、発足したときが16年の3月でございましたが、そのときからの、この「まさかりドリームズ」について、どのくらいの支出があるということをちょっと私なりに勉強したんですが、17年度の3月6日に結成されまして、設立記念事業がありました。このときに、これにかかった金額は約500万円、17年度の支出は、丸1年間1,069万6,000円、18年度の予算額は941万7,000円ぐらいとなっておりますのでございます。約毎年1,000万ぐらいの費用がかかっています。

しかも、対馬市民球団は、プロ野球OBによる球団を自治体で保有するのは全国で初めてということですが、今、対馬市が火の車になっているのに、外見だけよくって中身がぼろぼろ、何も日本一になる必要はないと私は思っております。

今、市民の皆様も、予算がないからと財政再建のため耐えて頑張っているときに、選挙公約とはいえ、また、議会の承諾は得るとはいえ、設立された市民球団を解散し、財政立て直しの一助にするつもりはありませんか、お伺ひいたします。

○議長（平間 利光君） 市長。

○市長（松村 良幸君） 一つ一つの事象をとらえていくと、どなたかの国会でのお話じゃないですが、人生いろいろ、考え方もいろいろだと思います。それぞれに考え方があろうかと思います。しかし、このまさかり球団というのは、御承知のとおり、皆さん、対馬には非常に野球に関心の多い人が多いということですから、それなら、兆治島に行くということで、日本離島センターの事業として215勝か、自分の勝率だけ島を回って、島の青少年の育成に努めたいということで、相当数を回っておりました。

そういう人が、ひとつ対馬、そんなに野球が盛んなちゅうことで、うん、野球は盛んよと、だから、やっぱり6つのそれぞれ個性のある町が一つになる、やっぱり、これから対馬市として産声を上げていく、そのためには、6つの町がそれぞれの違い、良きも悪しきも乗り越えて、それで対馬の一体感を醸成をしていかなければならないということの中で、何がいいかなあ、スポーツか音楽、こういったものは共通のものだから、一体感の醸成がないと、対馬のこれはあしたはこりゃ難しいなあということで、それなら、青少年の育成も含めまして、あの子供が生き生きとして、プロ野球往年のブラウン管から輝くプロの連中から手取り足取り、バッターはこう握るんですよとか、スイングの仕方はこうだよとか、もっと投球はもっと肩を引いてとか、手取り足取りやって、あの輝くような……

○議長（平間 利光君） 傍聴人に申し上げます。私語は慎むように協力を願います。

○市長（松村 良幸君） そういった輝くような目の輝きを見たときには、これは本物だと思います。だから、やっぱり青少年に夢や希望を与えることも、これは政治の大事な一つであります。

そういった中で、確かに、この国、県、市町村というのは、私もそう思います。民間から比べ、非常に広報宣伝が下手だなと思っております。そういう点、広報が予算を生み出すということはお聞きになったと思いますが、これはもう時間がありませんからあえて言いませんが、そういった点で、非常に私は「まさかりドリームズ」の設立というのは、これは補助金を、今お金を言われましたけど、佐渡と壱岐と対馬と、こういった合併を3月1日にしたんですが、合併記念大会ということでやっています。これは、国土交通省の2,000何百万の交流事業の中の1,100万かな、そういった形で補助金でやってるわけですが、将来、これを離島甲子園、そういうことにもっていこうということで、皆さんが燃えてあるわけでございまして、あと、お金というのは、必要なものは使っていくのかんわけですが、それぞれ、これは要らんよ、これはいいよというのは、それぞれの考えがあろうかと思うんです。私は、やっぱり子供に夢や希望を持たせる一つの方法もこれだと思います。

まして、このようにスポーツの分野あるいは文化の分野で、今、高校生をはじめ小学生、中学生、対馬の活躍は非常に目覚ましいものがあります。私どももやっぱりそれに触発されてるわけで

ございますが、そういった点では、私は決して我流の低いものじゃないと思っておりますので、これはぜひ続けていきたいと思っております。当時は、こんなものをして、もう何億もかけて、ばかじゃないかという話も聞いております。しかし、それは、いろんな考えがあるでしょうから、そんな当初は700万かな、ぐらいの前後で発足したと思いますけども、これは、これでやっていけると思っておりますので、まさかり球団については、このまま、これだけ期待が多い皆さんが、夢や希望を持つ、対馬の一体感も醸成される、そういった中で情報の共有もできていく、こういうことは、これが大切なことで、皆さん、羨望の的で、逆に我々もしたい、したいと言ってますが、そうはゆきませんということでして、多分、全国の皆さんがそうっておるわけですが、私は対馬のために、これは必要なことだと思っておりますので、ぜひ御理解を賜りたいと、このように思っております。

○議長（平間 利光君） 9番。

○議員（9番 吉見 優子君） これは、不必要だということじゃなくして、やはり、今対馬市が予算的に、金額的に大変ひっ迫してるときですからとって、私も、そういうことを思ってるんですが、家庭的に例えてみますと、子供がいろいろ欲しがることを、家庭で計画をしてるということとありますが、諸条件の中で何ができるかという家庭に入れたときには、やはり家庭の中で考えたときに、そういうことにもなろうかと思っております。

ただ、やはり今市長も言われましたが、いろいろ当初はいろいろと言われたと言われますが、現在も、そういう声がくすぶっているということだけは、ちょっと知っていただきたいと思っております。

じゃ、次に御質問いたします。

この対馬市立図書館ですが、最終的には、このイントラネットができたときにということですが、今なかなかしてこないとできないんじゃないかという気もしますが、そういう計画があれば、ぜひとも対馬市民の生涯学習活動の拠点となるように、総合的な情報センターを目指して、図書館のサービス提供に努力していただきたいと思います。

次に、2番目ですが、今領収書の省略の関係ですが、年1回、最終の月にまとめて発送しますということですが、私は、これ自身さえも省略されるんじゃないかなと思ってるんです。省略されるような広報紙に書いていただきたいと思うんですが、記帳してるわけですから、それを見ればわかるわけです。多分、民間的ないろいろの口座引き落としについても、領収書は来ません。そういうことで、何も私たちは自分が口座引き落としを申し出てるわけですから、不満も不平も何もありません。そういうことに思っておりますので、ぜひとも、またそこ辺はひとつ考え直していただきたいと思いますし、美津島町のケーブルテレビの領収書の関係ですけれども、この前もちょっと話しましたが、郵便局の口座引き落とし、領収書が年間12枚でできますが、それも、

やはり最終3月最終のときに、領収書を一括12枚発送されるということで、これまた美津島町の住民の方から、こんなもう不必要なことはなくていいというありがたい意見なわけでございまして、こんな財政がひっ迫してるときに、市民の皆様も節約、節約といって頑張っておられますので、いま一度考え直していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（平間 利光君） 市長。

○市長（松村 良幸君） 財政のひっ迫ということは、もう皆さん御指摘のとおりでありまして、もう先ほど家庭に例えられましたが、全く一緒です。地域経営ですから。地域をマネジメントしていくんですから、家庭を運営していくのとひとつも変わらない、御指摘のとおりです。御指摘のとおりですが、そういったことがなかなかやっぱりいろんな難しい点が出てくるから、こういったことになるんでしょうけども、もうその点は最も憂慮いたしております。今の図書館の話もそうですが、図書館というのは、ケーブルテレビの多元情報ですから、多元情報システムの構築ですから、今手戻りのならないように、図書館をつなぐ場合必要なものは、今しておくわけです。そして、そのときまで、そのときまたやり直して、回線をしていということのないようにということで、そういう基礎的な部分は前もってやっておくということで、あとは予算あるいは財源の伴うものですから、それができるようになってからするという、そういうことは検討しております。既に、その話も聞いております。

それから、いずれにいたしましても、経費の節減ということは、もう御承知のとおり、金がない、金がない、まして、こうした不祥事続きで本当に申しわけないことばかり起こってるんですが、そういった中で、日曜日はもう役所に来られると真っ暗になっておりますから、ますます暗くなる感じがすると思いますが、昼休みの消灯からすべて徹底しておりますし、紙もチラシの裏を使ったりとか、あるいは、予定表なんかも表裏を使うと、可能な限りやってるわけですが、できることは節減には、これからは機能かな限り進めていかないかんと思っております。

ただ、そういう中で、財源がないから、ないからということで、やっぱり政治とかいうものは子供に夢や希望を与えるものであるし、将来を考えないのは、これは政治じゃないと思います。現在だけですれば。だから、現在も考え、将来も布石を打ち、バランスをとったところに難しさがあるわけでございますので、人それぞれに考えが違ふと思います。だから、そういったことはよく意見は聞きながら、やっぱりどうしたが一番いいのか、そこから最大公約数が出てきます。

したがって、情報の共有がないと、そういったことがうまく政策の実現もできません。俺は左だ、俺は右だということになるわけです。

しかし、情報知識が共有、同じぐらいレベルで持ってあると、1つの課題に対してはも、俺は右だ、左だではなならないと思います。小さからず、大きからず、少なからず、こまからずの、大きからずの最大公約数が出やすいはずで。

よく私どもがいつもいいますが、口論をします。酒飲んで、仲直りするときによく出る言葉は、お前があのとそれを言ったらけんかにならんのではない、なぜそれ言わなんだ、俺は知らなんだもと、こう言う。そういうことが如実にわかるように、やっぱり情報の共有というのは必要ですから、ぜひ多元情報システムの中での図書館の組み入れも、そういったことの中でやっていかなければいけないと思っております。

だから、その口座振替につきましては、そういったことでございます。

○議長（平間 利光君） 9番。

○議員（9番 吉見 優子君） 今、市長のおっしゃったようないろいろ節約の関係、コピーの裏を使ったり、いろいろ使ってるということで、私も、この前、コピーしてもらうときに、裏を使ってありましたので、わあ、うれしいなあちゅうことをついつい言ったわけですが、もう一つ、またうれしく思ったことが、私、社会教育委員をしております、会合のあるときに、封筒を、このごろ出させてないんです。これまたいいなあと思って、皆さんがほんとに節約ムードで頑張っているなあちゅうことで、これは大変いいことだなと思っておりますので、ちりも積もれば山となりますので、ぜひともさらなる節約をしていただきたいと思います。

次に、保育所の関係ですが、保育料が高くなったり、安くなったり、それぞれ不満はあるかと思いますが、それぞれがこういう財政の中で、痛みを分け合った結果だろうかと思っておりますが、市当局に対しても、1年前に実施されました施策を1年後に見直しされるという、この勇気に対して、私は評価してと思っておりますが、今から先も、各制度の見直しや新しい施策を考えると、その都度、その都度の思いつきではないとは思いますが、現場の人たちが一番よく仕事のことをよく御存じでありますので、各支所の現場の人の意見をよく聞き、それこそ熟慮に熟慮を重ねて、検討すべきだと思っております。そんな意見の出やすい職場づくりにしていただきたいと思います。

それと、去年の保育料が値上がりになったときに、保育料の説明会というのが施行日ギリギリの日に開催されて、大混乱を招きました。そういうことがありましたので、今年は、そのようなことのないように、説明をぜひとも早目にしていただきたいと思います。その計画があれば教えていただきたいと思います。

○議長（平間 利光君） 福祉部長。

○福祉部長（日高 一夫君） お答えいたします。

現在、既に、議決後は本当かもしれませんが、期間が短いということで、早いところで2月17日に周知説明文書、3月2日から説明会等見込みということで、開催をいたしております。

以上ですが、よろしいでしょうか。

○議員（9番 吉見 優子君） 最終説明日はいつですか。

○福祉部長（日高 一夫君） 今月の第3週が最終となっていますが――17日までには終わります。

○議長（平間 利光君） 9番。

○議員（9番 吉見 優子君） 保育料の見直しした金額の再確認でございますが、3子以上の保育料は今まで無料でしたが、これが2分の1の50%の支払いということで、それと、へき地保育所が今まで6,000円だったのが一律9,000円ということ、それと、普通の保育料、基準の保育料が今まで100%の保育料でしたが、これが1割安くなって、90%の保育料ということになるわけでしょうか。

じゃ、そういうことで、じゃ、次について、保育料の未納についてちょっとお尋ねいたします。

私が第3回の定例議会のときに質問いたしました、17年3月末までの未納金は45万7千830円でしたが、その後、未収入保険料事務取り扱い内部規定が昨年8月から施行されておりますが、その後の未納金についてありましたら、お知らせいただきたいと思います。

また、その未納金がもしあれば、今から、それをどのようにしようと思ってあるか、未納金の理由についてもちょっとお尋ねいたします。時間がはしょってありませんが、なるべく簡単をお願いいたします。

○議長（平間 利光君） 福祉部長。

○福祉部長（日高 一夫君） お答えいたします。

過年度分が45万7千830円ありまして、前回、吉見議員さんが御質問の折には、9月20日現在で107万8,520円の収納がありまして、残額が34万9千231円であったと思います。その後、130万7,800円収納がありまして、現在、218万4,510円の未納となっております。

今後も、収納向上のため努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議員（9番 吉見 優子君） すみません、理由を。未納の理由がわかりましたらお願いします。

○福祉部長（日高 一夫君） 未納の理由につきましては、家庭的に経済の問題が多くあります。財政状況が厳しいということです。家庭の。

○議長（平間 利光君） 9番。

○議員（9番 吉見 優子君） もう最後ですが、財政的に厳しいと言ったって、それこそ、この前も言いましたが、共稼ぎしてあるわけですから、もう払えない人は厳しいような言い方しても、もう子供さんを預けられないというぐらいの気持ちで、かわいそうですけども、そのぐらいの気持ちでやっぱりしていただかないといけないと思いますので、今度から、この未納金がゼロになるように努力をしていただきたいと思います。

これで、私も長々と保育料の問題を質問しましたが、もう今回で一定の成果といえましょうか、

出ましたので、これで私は保育料は終了させていただきます。

そしてまた、口座引き落としの関係ですが、これもまた、私が提起したことに対して、素早く対応していただきまして、ほんとにありがとうございました。

今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（平間 利光君） これで、9番議員の質問が終わりました。

.....

○議長（平間 利光君） 昼食休憩いたします。

午後は1時より再開いたします。

午後0時01分休憩

.....

午後0時59分再開

○議長（平間 利光君） 再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

15番、大部初幸君。

○議員（15番 大部 初幸君） 昼からのトップバッターですので、張り切っていきたいと思えますので。（笑声）

私の質問は、今対馬を新聞紙上、また、テレビなどで非常に島民が感心を持っておる入札の問題で、入札の見直しについてということで質問をさせていただきます。

4つの質問で、まず1番に、現在の一般競走入札を指名競争入札に戻す考えはないか、2番目に、陸上工事の入札については旧上県地区と旧下県地区の2つに分け、地区に在住の業者を優先する考えはないか、3番目、海上工事の入札については、厳原町に業者が多いことから対馬島内の業者を一つとした入札の考えはないか、4番目、地元企業を育成するために、島外からの企業は一定の規定を定める考えはないかの4つをお尋ねいたします。

現在の一般競走入札を指名競争入札に戻す考えはないかということで始めます。

全国的に、一部地域に限り緩やかな景気回復が進む中、対馬市においては非常に厳しい状況にあります。市の財政も限られた財源で、厳しい状況が続いていることから、公共事業の効率化やコストの縮減を図り、限られた財源を有効に活用し、事業の継続を行わなければならない。入札の透明性、公正性、適正、公平な競争性を確保するとともに、工事の品質を確保し、入札における優良な企業を選別するために、現在の一般競争入札を元に戻して、指名競争入札、県の用いているランダム方式に戻す考えはないかをお尋ねいたします。

2番目、陸上工事の入札につきましては、今は1つの工事入札に旧上県地区、旧下県地区関係

なく一般競争入札に実施されております。工事入札によっては、何十社の業者が参加をし、やっとの思いで落札をしても、距離的に上県地区の業者が下県地区の工事をしたり、また、下県地区の業者が上地区の工事をしたりして、今現在はやっております。競争率が激しく、最低価格に近い業者が当然落札するわけですが、中身のない仕事、要するに、利益の少ない、下手をすれば赤字の出るのを覚悟でやっている状況であります。これを、旧上県地区と旧下県地区の2つに分け、その地区に在住している業者を優先した指名競争入札にする考えはないかをお尋ねいたします。

3番目、海上工事の入札につきましては、対馬島内を見回したときに、厳原町に在籍の業者が数多くおります。海上工事入札は、陸上工事入札と違い、対馬を一つとした入札の考えはないかをお尋ねいたします。

4番目、対馬島民の期待は大きく、対馬は一つになって動き出しましたが、その期待は大きく裏切られ、ここ1年のうちに何社の倒産があったでしょうか。それも、考えられない多額の負債を抱えた大型倒産です。理由は何でしょうか、仕事は少ない上に、島外からの業者の参入です。確かに、島外からの業者の参加により、工事金額は安くなることはあります。しかし、その落札した金額のほとんどが、また対馬等外に出ていってしまうのも事実です。何のメリットが対馬にあるでしょうか。できるならば、対馬で長く生活をし、経済を支えている地元企業の育成をし、対馬の景気回復を願わなければならないと思います。

公共工事が減っていく中、対馬に期待をし、本社を対馬に移そうかという話も出てきております。このままでは地元企業の発展はなく、それどころか自然消滅に入り、対馬が沈没をしてしまいます。何とか食いとめるには、島外からの参入をふさがなければならないと思います。また、現段階では、島外からの企業は何らかの規定を設定するお考えはないかをお尋ねいたします。

○議長（平間 利光君） 市長。

○市長（松村 良幸君） 15番、大部議員の質問にお答えいたします。

現在の一般競争入札を指名競争入札に戻す考えはないかということですが、これは、皆さんも御承知のとおり、できるだけ裁量権のない形でしたらどうかということが、90名の議会のときから、1年間かかって、その話がありました。それは、裁量権を持つから、こういうことになるんだということですから、今、御多分に漏れず、対馬に限らず、ほとんどか一般競争入札という趨勢にあることは、もう御承知のとおりと思います。

16年の12月の定例会で、一般競争入札の方法で執行することになったことは、もうよく御承知と思います。

その後、一般競争入札の導入について検討した結果、対馬市としては、平成17年度から制限付き一般競争入札を導入することを決定したことも御承知のとおりと思います。

この制限付き一般競争入札の導入に当たっては、その対象となる建設工事は、設計金額

2,000万円以上の建設工事と定めたことも、これもよく御承知のことと思います。

当分の間、そういったことで、とにかくやっ払いこうじゃないかということで、皆さんの同意も得たと確信をいたしております。その結果、こういった不祥事を招いてしまったことに、大変じくじたるものを感じておるわけですが、先ほど言いました設計金額2,000万円以上の建設工事については、制限付き一般競争入札の対象となりますので、入札公告条件等を満たす入札参加希望者の中から、入札参加資格確認申請書に基づきまして、入札参加資格を確認の上、入札執行通知書を送付をしていく。そして、入札を実施しているというところで、審査を基準にのっとった人らが参加するわけであります。

制限付き一般競争入札の対象外の建設工事については、工事の種別、あるいは、設計金額、技術的な条件、ランク及び工事箇所等、今幾つ持ってるのか、そう要ったものを考慮して、多角的に旧町単位での選定を、御指摘のように今まで優先してきておるつもりであります。

また、旧町単位で同等程度の業者数が不足する場合は、旧町ベースで行きますと、隣町からの業者を含めて選定しているということも、もう御承知と思います。

それから、海上工事の入札については、厳原の業者が多いから、対馬島内の業者を一つとした入札の考えはないかということです。

この種の工事につきましては、御指摘のとおり制限付き一般競争入札の対象工事となるのがほとんどです。金額が大きゅうございますので、対馬島内に本社または支社等を有する業者で入札を執行している現況であることはよく御承知と思います。制限付き一般競争入札の対象外の工事については、可能な限り、陸上工事の入札と同様の考え方で業者選定をしてるものと思います。

それから、地元企業を育成するために、島外からの企業は一定の規定を設ける考えはないかということですが、これは、もう島内の業者でできる工事については島内業者を優先しようということで、最初から進んでるわけでございますので、いささかも変わりはありません。また、島外からの企業は、入る場合は、一定の、あなたが言うような規定、基準を決める考えはないかということですが、制限付き一般競争入札の対象工事については、入札の参加条件、こういう中で、一定の条件をつけて入札公告をしてることも御承知と思います。

本社を、先ほど、本社の移転が対馬に相次いでいるということですが、なぜ対馬に相次ぐのだろうかと思いますけれども、対馬はまだまだ公共事業が出ると思ってるからでしょう。これは、全国的に公共事業はもう半減してるわけです。半分以上になってるわけですから、皆それぞれに、そういったことを予測して、各業者はウイングを広げ、いろんな多機能的にいろんな業種展開をやってる。ウイングを広げて、こういったことに対処してるということですが、対馬の人は、そういったことがあってなかったようございまして、一挙に來たということで、こういった混乱もあるのかなという、一面では、そういったことも考えられます。

だから、例えば島外業者で、ここに支店やら出先を出すだけでは、そういったことはしてないはずですよ。例えば、島内に5人以上とか、あるいは、10年以上とか、どういう規定になっているか、よく精査せないけれども、何人以上でないとか資格条件として適合しませんよ、ただ、何人雇ってるだけじゃだめですよと、ちゃんと雇用保険も入ってる、払ってるよという形での一つのものが証明されて、初めて、そういった中で雇用の場がつくってる、貢献してるところがあるということですよということになるかと思います。

一般競争入札を指名競争入札に戻す考えはないかということ、今のところ、私は逆に、できるだけ皆さんからいろいろ御指摘も受け、今回、こういった不祥事が続いているわけですから、本来ならば、私がいつも申しておりますように、もし予定価格も全部事前公表すればいいと思っております。制限価格もなしにすりゃ、だあれも人為的に手がかかるところがありません。そうしたときにどうなのか、いい部分と負の部分とプラスの部分も考えていかないかんです。制限価格をなくしてしまったらどうなる、予定価格の3分の2以上をもって制限価格が設定していくということになっておりますが、66.666%以上でしょうけども。

それを取っ払ったときにどうなるか、極端な例を申しますと、以前、コンピューター関係で1,000万のが5円か10円で落ちたと、というようなことも起きる可能性があります。なぜ3分の2以上にするかということ、御指摘のように、いい成果品、いい工事が、目的に対してできなければならないわけですから、もう3分の2を切ったら、いい成果品は無理だろうという中で、制限額が設けられると思います。

したがって、これを外すことは、非常にいかなもんかなあと。なら、あとはランダム方式はどうかというようなことが出てきます。もう人為的に裁量権をなくして、皆さんに制限額も予定額も入れてもらう、そういった形で果たしてどうなんだろうかと、いろんなことを検討は初めて、もう既におりますから、新年度に向けて、要は、基本的にはできるだけ、裁量権のないようにしたい、だれがどうするかは、だれが漏らしたとか、漏らさんとか、そういう話が実は100条の委員会でしたから、ぴったんこということでした。談合で今起こってるのは全然違うわけですが、それはそれ、これはこれとして、それもすべて人為的にかかられない要素、そういったものをつくる入札はできないかなということで、今検討をしておるところであります。

一応、以上。

○議長（平間 利光君） 15番。

○議員（15番 大部 初幸君） 市長の目を見とったら、だんだんと言いにくなるのが本音なんですけど、やはり、この一般競争入札ももう早1年になるわけなんですけど、市長の言われるとおりにやってみて、今の現段階の状況では、実際的に対馬になにか200前後の業者がいるらしいんですけども、1年に1回も仕事に当たってない、やっぱり業者もおるらしいんです。というこ

とを振りかえれば、やはりどこの企業でもそうですけど、従業員を抱えております。やはり、その従業員に飯を食わせるのは、やっぱり最大の努力をしなくちゃいけないわけなんですけど、これをやってみて、こういう結果が今出てきとるわけです。やはり、一つの工事に50も、60も多いときは参加があつてます。その中で、やっぱりやっていくちゅうことは、ほんとに宝くじ引くような状態でやってるのが現状です。それを何とか、指名競争入札を元に戻してもらって、それをなくなしてもらうためには、指名競争入札をしてもらい、そして、そういう不信感といいますが、今度の不祥事みたいなことがないように、やっぱりこの県の方式で、ランダム方式……入札を指名方式を取って、ランダム方式をとっていったらどうかなあと思うんです。そうすることによって、200が、例えば3つに別れた場合やったら30分の1に、幾らか、60分の1になるとですか、3つに別れた場合。そうすることによって、業者さんが割り振りちゅうか、当たる数も、変な意味で談合みたいな形になるかもわかりませんが、その指名をしてもらえれば、当たる確率も高くなって、一企業が救われる体制が整えられるんじゃないかということで、この指名競争入札に戻していただけないかということなんです。

○議長（平間 利光君） 市長。

○市長（松村 良幸君） 指名競争入札にせよ、制限付き一般競争入札にせよ、今まで100出たものが、今40何ぼになってるわけです。これは、全国的な補助事業の予算の点から見ても、国から見ても、そうなってるわけ。ということは、半分以上に事業が、公共事業がなってるということです。そうすると、数が、一つも変わらないということになると、だれが考えても当たる率が少なくなります。ただ、大部議員が言ってるのは、もっとそれを皆さんに当たるようにせんかと、そういうことになると、これは、まさに何か入札を主導していくような形で裁量権が働いてる。それが、今問題になってるわけです。

今までは、指名競争入札だから、何でこれを指名せんのか、何でこれをしたのか、何でどうしたのかという、人為的なものが働いた。だから、そういった裁量権をなくそうということで、それなら、一般競争入札に、だれがどうということをなくしましょう、一定の資格要件を備えた人であれば、だれでも皆さんが参加できるようにしましょうというのが、今度の一般競争入札です。

しかし、そこには、島内業者優先という形の中だから、島外の方は資格要件、要は、入札参加申込書をしてる人の中から、それは業者選定をしていくわけでしょうが、資格要件を満たした人が、満たした人が資格要件満たした人が50人おれば50人、80人おれば80になっていく、3人にしかおらねば、困ったなあ、どうするかなということになっていくわけです。それは、特殊なものがどうだこうだということになっていくでしょうけども、いずれにいたしましても、そういう中でも資格審査要件があつてやっていく、したがって、業者数が多ければ、入札参加申し込みの一定の資格要件の備わった人を受け付けてるわけですが、その中から選んでいくわけです。

から。そうすると、数が多くなるのは、これは、皆さんがおられるから一緒です。出るパイは、こんなにあったのが、こうなっていくんですから、当然、今の御指摘のように、宝くじで表現が出たことあるかどうか、くじに当たるといのは難しいです。だから、それを限定したらどうかというような話も、今されましたけども。そうしていくと、どうしても私意が働いていく、意味わかりますか。だれかがそれをやってる。だれもやっていける状況をつくった入札ができないかということで、今模索してるんです。全く公平に、透明に、平等を欠いてる。もう、こういうことがやかましくなればなるほどそうやって、今全国の趨勢では、ほとんどそうしょう。壱岐もやっぱり一般競争入札してる、どこともそんなふうななっていくわけです。

だから、皆さんに疑惑を持たれない入札制度をやっていく、ということになると、やはり、そう言いながらも、今指摘があったように、島外よりも島内の人を優先するということで、一定の制限付き一般競争入札ということを採用したわけでしょう。だから、島外からの人は、従業員が5人以上ないとだめですよ、なら、5人臨時的に、はい、きのう雇いました、それだめですよということでしょうから、1年間の雇用保険を払って、何年おられるんですかということから始まるんですが、そんな審査要件を満たした人が、島外の人が入っていくと、こういうことになるわけです。

だから、今これを大部議員が指摘のようにまた元に戻したりしたら、指名権というのが出てきます。何でこれを指名したのか、何かあるのかと、そういう疑惑を持たれることはもういやじゃというのが、皆全国の入札担当者の考えだろうと思います。私も、全く思います。全然裁量権が及ばない形、それが一つはランダム方式、あなたが指摘される、それは、私も検討に値する価値があると思います。一番いいことは、もう先ほど言いましたように、予定価格も、事前公表も、はい、敷礼こうですよ、それから、もう制限価格もないですよ、どうぞ、こりゃ、何にも要りません。ただ、そうしたときに、予定価格の事前公表はいいでしょうが、制限付きというよりも、最低制限を外したときにどうなるか、そうすると、何だこの事業、途中でケツ割る人もおるだろうし、場合によっちゃ、前渡金だけ取って、どうかなる人もおるだろうし、あるいは、つくってみたけども、いろんな姉齒事件みたいな、ああいった手抜きやったりする。それがいかんということで、最低制限制度というのができてきてるわけでしょう。それは、あなたもよく御承知のとおりです。

その最低制限も、ぎりぎり不良成果品のないところは3分の2以上、最低3分の2ということでの特定の中から予定最低制限価格を設ける場合は、予定価格の3分の2以上という中で、制限価格がされるわけです。

今回、いろいろ問題になりましたように、入札の情報公開ということで、入札のあったことは全部公開します。入札調書の後。そうすると、予定価格が幾らだった、最低制限価格が幾らだっ

た、落札額は幾らだった、これは全部皆さんに公表されるわけですから、予定入札調書、全部閲覧してるね。そうしますと、対馬市の制限価格の傾向は、大体こりゃ82から85の間で、それぞれ制限価格が設定されてるなど、見りゃ、わかるはずですよ。予定価格も大体このあたりなのかなあとか、推測がつくはずですよ。今度、我々は、それを、結果的には怠ってるちゃうことになるわけです。結果的に。なぜそれを皆さんに見破られんようなスパイの乱数表じゃないですけども、66.66以上なんだから、3分の2以上なんだから、67から89ぐらいまでウイングを広げたらいいじゃないかと、こういう方、論議が出てきます。そうしたら、82から85じゃないか、70でやってみたり、89でやってみたり、69でやってみたり、71.559でやってみたり、80.6681だって、見ておられんようなことを、それが怠ってたんじゃないかと、こりゃ、反省ですけど、そう言ってるんです。

県の場合はランダムは大体85のどうがこうだとか、皆さんいろいろ言うじゃないですか、どうか知りません、そりゃ。それぞれの傾向というのは、入札するたびわかっていくじゃないですか。それに持ってきて、積算技術が進んでるわけですから、ソフトも売ってあります。問題は、制限価格を幾らにすること、わからんです、これは。皆さん、幾ら積算技術進んでると言っても。

しかし、設計単価がある程度さぐりあてられる、そんなことをしていく、ちゃんと計算すれば、大体近いところが出てくるじゃないですか。それが、項目の少ないところ、多いところで漁港港湾に、工種が少ないだけに、そういった率が全国的にいろいろ出てるということ。それに加えて、そんなら、それだけじゃだめじゃないかと、制限価格はそれにかけていかにやいかんじゃないかと、制限価格、だれか漏らしてるんだらうと、こうなってくるわけです。そういう疑惑が持たれる。

だから、ほんとに制限価格も外せばいいと思うんですが、外したときに、不良成果品が、さっきも言いますように、出たときに、手抜きがあったり、そんなときにはだめじゃないかということで、これも外されん。そうすると、今あなたの提案のように、やっぱりランダム方式なのかなあというようなことも、選択肢の一つになろうかと思います。

以上です。

○議長（平間 利光君） 15番。

○議員（15番 大部 初幸君） 今の市長の苦しみちゅうのはわかるわけです。人間の手が携わりたくないという、一般競争やったら、だれを指名する、だれを指名する、その苦しみから逃げられるわけですけども、そういう疑惑から外れたいちゅうのはわかるんですけども、しかし、今1年やってみて、結果的に対馬の業者が苦しんで、もう……（発言する者あり）全国は、僕ら是对馬市議ですから、市議の話しかしませんけど、対馬の市会議員代表で、今こういう質問してるわけですから、どうしても地元の業者が苦しんでるちゅうのは、もう私たちもよく耳にするわけです。今、先ほど言いますように、1年に1回も当たらんかったとかいうのもあります。

だけど、その中をやってみて、どうしてもこれじゃまずいということで、僕も一般競争になったときの、ああ、これでいいかなあというのを実際に思いました。しかし、結果的には、最悪な事態も発生するし、やっぱり人の手がどこかに加われれば、こういうことも出てくっとうでしょうけど、その中で、当初指名を、指名委員会に、元に戻した場合やったら、その中でランダムやれば、僕は、そういう今度のような不祥事はなくなると思うわけです。それで、何とか元に戻して、ランダム方式をとっていただきたいというのが、要望です。

○議長（平間 利光君） 市長。

○市長（松村 良幸君） 新市が発足してから、最初の予算が382億6,900万、その中の投資的経費というのは相当なものがあつたことは、皆さん、もうあえて言いませんが、よく御承知のとおりです。

それから、17年が364億6,600万、一般会計です、これは。そして、今度は324億と、うちだけでも、それぐらい下がってきてるわけです。それは投資的経費です。ほとんど。

だから、国そのものはもっと下がってるんです。もう50%割ってるはずですよ。ずうっと最初から続けていきますと。

そういう中で、パイがもう、先ほども言いましたように、こんなあつたパイがこれだけなってるんですから。競売入札ですから、競争するんですから、競争にタガはめる自体が、これまたおかしくなっていくと思うんです。今まで指名競争入札ということで、指名権の中で、これとこれとこの人に信頼ができるから、この人にしてもらいましょうというのが指名じゃないですか。もう、この前から言ってる、信頼が何だかんだとちゅうことで、それがどうだこうだ、ああ、もうそんならそういうことやったら、信頼の原則の上とかいう話があつたじゃないですか。今、まあおらんけど、ここの議会の中には、信頼の原則で、信頼は信頼する人間とがあるじゃないですか。ちゅうたら、わからんから、私は言ったでしょう。そんな言うなら、例えばですよちゅうて言った、自分のうちを建てるのに、しょっちゅう悪さされたり、批判ばっかりされたり、敵対関係にある人の家を、そんな大工さんに建てさせますかと。何をされるかわからん、やっぱ信頼がなからんにやいかんじゃない。それが信頼のある人に頼むでしょうがちゅうたら、このほか市長のやつは、自分の家を建てるのと、公共のを一緒にたにしてる、言葉で言うたら、これが盛んになりました。説明ももちろんされないじゃない、わかりやすくせいちゅうからわかりやすくしただけで、そういうこともありまして、やっぱりこれは、そのときも思いました。1年間ずうっと指名入札、指名入札だけの論議はされました。ほとんどが。そういうことで、こりゃもう全然、人の手のかからん、人為的なものがせんに入札にせないかなんたということで、もうあれは、柚原議員の質問のときに私は答えたと思います。（笑声）ちゃんと覚えております。それは、その間ずうっと検討しとったんです。この間どうしたらいいかということで、それで、そんなら、もうこの

際、そこまで言われるんなら、一般競争入札にしましょうと。そのかわり、混乱も起こるだろうけど、これはもうやむを得ない、これが時代の趨勢かなあと。もう、そうすると、全国がみんなそんなふうに、やっぱり同じようなことが起こってるわけですから、疑いを持たれるよりは疑いを持たれん方がいいということで、そういうふうに一般競争入札にしました。

さてさて、そのときはあなたと一緒に、これいいなと思った。まさか、制限価格がぴったんこだとかいう話が出ようとは思いません。また、そうやってきた、これは、長崎県内でも大分随所に起こっております。国内、全国でもいっぱいあります。それは、ほとんど項目の少ないところに集中してるようですが、それだけ積算技術が進んでることも事実ですし、私は決して偶然とは申しません。偶然と言ったことは、私は1回もありません。

そういう積算技術が進んだことと、制限価格の傾向が入札調書で全部公開するんですから、わかるわけですから、それをかけていくとおのずから出る場合もあるし、出らない場合もある、それは私は定かに言えませんが、いずれにしても、もう私は皆さんに言ったのは、何をしてもびったんこになったら、もう何か疑惑が持たれると思う。びったんこにならんような、対抗手段をすべきじゃないかと言ってたんですが、だから、来年度は、そういったものも来年度から含めて、今、あなたの提案のあったランダム、こういうのも含めて、地域割りをどうせいとか、あるいは、区割りをどうせいとか、あるいは、海は全部にし、陸は区割りをし、どうだて、そういいよったら、また人為的なものが加わってきます。そういった点では、だから、そういう点でも、今も同じように、できれば、例えば旧豊玉町だったら、業者の数がなかったら、峰町、美津島町まで包含する。あるいは、さっき話があましたように、下県まで数が足りんときは上県も入っておる、上県足りんときは、下も入ってる、全部でやらないかんとは全部でやってる。そういったことは、ある程度状況を見ながらしておるんじゃないかと思うんですけど、そのこのところはよく精査してみにやいかんですが、今一般競争入札と、それをまた指名に戻せというのは、時代に逆らうことになるんじゃないでしょうか、時代の趨勢というのはそうなっておりますから。できるだけ、人為的に裁量権のないようにしようということですから、ただ、あなたが言うように、何100、200何十社があるわけですから、一つも当たってないということもあるかもわからん。これは、競売入札というのは、本来そういったこと、今まではたくさん事業が出よったから、競売入札の中でもちゃんととらえる人もあったということでしょうが、それが当たらんなら、取れんことは事実です。そのパイが少なくなったら、余計当たる率が少なくなるということになりましようから、そういう点で、非常に難しい問題だと思ってます。

しかし、まあまあ検討はよく今しよりますから、あなたのお話も含めまして、この次どうするか、まあまあ、当面ランダム方式で行くべきじゃないかなということは固まりつつ、皆さん、お話を聞きますとあるようにありますから、できるだけ、もう裁量権のない、人の手が加わらんで

できるような入札をしたがいいよと。もう、ああだこうだ疑惑を持たれるようなことがあると、もう、そんなことをしよったら、もう、そのことだけで、もう停滞してしまうよと。今実際、あなた、仕事するどこかにコピー取りにいかんや、もう3回も押収されて、書類なんですから。全部コピーしながら仕事していかんかということです。どっかに行きながら。

そういう制約の状況の中で、いいまちづくりもできません。これは、私どもの不徳の致すところと思っておりますので、皆さんがおっしゃってるように、もう松村は執行力がないからリコールしよう、それも結構です。しかし、だれかがやらにゃいけません。これ、乗り切らにゃいから、私はやらにゃいからと思っておりますが、これは、冒頭申しましたように、事件の全容解明後、私の出处進退は、よくそういったことも含めて、しかし、与えられた任期の中ですから、だれかがどうかしていかんやい、財政再建と基本的なものをやっていくということについては、私も責任があるなことだから、皆さんにそのときは相談をして、出处進退を明らかにせなにかんと言っておりますので、こういったものを含めて、その間、どうやっていくのか、いろいろなことを今急ピッチで、皆さん、検討をいたしております。

今のところ、入札という意識は、あなたの指摘のようにランダムで行くべきじゃないかな、そうすると、人為的に手を出してないということになりますから、そういったことも検討の視野の中に入れて、よく検討してみたいと思っております。

以上です。

○議長（平間 利光君） 15番。

○議員（15番 大部 初幸君） やはり、この入札方式ちゅうのは、どっかの形で人間の手がやっぱり加わるわけです。指名にしても、一般競争入札にしても、最低価格、やっぱり人間の決めることですので。

ただ、その中で、やはりどっかで加わるんなら、今の世の中の流れに反するというような考え、市長言われましたけども、やはり、私としては指名入札を戻してもらって、そして、ランダム方式をとってもらって、そうすることによって、対馬の本当の業者の方々が、多くの方々が助かる方式は出ると思うんです。何とか、市長、これを元に戻してもらって、指名競争入札に、もういろんな、また戻せばまた元に戻したとかいう、こういう意見も出ると思いますけども、やはり地元企業を助けるためには、やはりもうほんとに太っ腹になった気持ちで、一つの改善をしていてもらいたいわけです。

そうしないと、この前みたいに、予定価格ちゅうんですが、設定価格ですか、今度の廣田助役みたいな、やっぱり何らかの形で入るわけでしょう。業者の委託が絶対ないという、言い切った話が。やっぱり、こういう形になって。私は、やっぱり話をずうっと自分なりにやっていく中に、ほんとに絶対に、そういう形はないと思ってたんですけど、やはりこういう結果となって

しまつて、ほんとに情けない気持ちです。これを、どうだこうだ指摘しとっても前に進みませんので、やはり、これをほんとで地元企業を助けるために、もうほんとにくどいようにありますけれども、指名入札に戻してもらつて、ランダム方式をとっていただきたいというのが要望です。

○議長（平間 利光君） 市長。

○市長（松村 良幸君） そういうことないと思つてたことがあつたということでしょうけども、あるという確信を持つたから、あなた方告発されたんでしょう、そうでしょう。あるという確信があるから。根拠がなかったら、告発なんかできないわけですから。それはもうやめておきましょう、水掛け論になりますから。

しかし、あなたが言うように、これじゃどうにもならんと、皆さん、全国がそうなんです。だから、業界は業界として努力をしてもらわにやいかんです。何らかの形で。やっぱり雇用の場を掲げてるんですから、運営運動を広げて、何か公共事業は公共事業で頑張ろう、その間は、こういったことでやろうというようなことで、だから、企業努力をやれば業界もしていただかにやいかんが、皆よそは見てください、この１７年の予算でも。長崎、佐世保、ここが約１３０億、投資的事業が。対馬市が１１０何億ですか、あとは大村も、いいですか、島原市も、諫早も、平戸も、あるいは、五島市も、壱岐市も、皆３０億台です、事業は。それだけ減つてしまつてんです。そのうちに、長崎、佐世保が国の補助事業としては５０億から６０億です。対馬市は９０億です、国の補助事業は。あと単独を入れて１１０数億だつたと思います。長崎、佐世保と変わらんぐらい去年も出てるはずですよ。それが、これなんです。よそは、もう皆早くからいろんな生き残りをかけた業界も努力をしてます。サバイバルの。傷の少ないうちに業種を変換するとか、また、他業種に乗り入れるとか、そして、公共事業のときには公共事業をやっていくとか、それぐらい努力があつてますけど、対馬の人は、そういった転換してる人は、ウイングを広げてる人は少ないじゃないですか。皆無とは言いませんけど。

だから、やっぱり業界も努力をしてもらわないかんと思いますし、あなたが言われたように、やっぱりできるだけ指名基準にのつとつた作業は、例えばランクが何点以上とか、あるいは、その会社の経営指数から、そういったものは全部資料がありまするか、資料にのつとつて、条件に合う人は全部拾ひ上げます、これは一つ要件がかかります。そういう人の中からの作業ですからいいわけです。ただ問題は、制限価格を漏らしたじゃないか、いろいろあるわけですから、疑惑があつたわけでしょうから、だから、それがもう制限価格をしないようにするという、それがもう皆入札に参加させた人が、今回はこれで行きましよう、自分が参加した人がボタンを押していく、そういったことで制限価格がおのずから決まる、そういうランダム方式が一番いいんじゃないかなあと。そうすると、人手を煩わせないじゃない、人手を煩わせることはない、仕事は煩わせていきます、全部。しかし、裁量権はなくなるじゃないですか。だれがしても一緒、参

加した人が、はい、これで行きましょうとやるんですから。ああ、そうですかと。それが一番だと思うんです。

しかし、今現在やってるのは制限価格だけです。最低制限価格だけでしょう。私は、予定価格まで全部なくしてしまえばいいと思っておるんです。そうもいかんでしょう。それには、いろいろ問題も出てくる。だから、できるだけ裁量権がないような形で、皆さんから疑惑を持たれない、ああ、それでぴったんこ、たくさん出てるじゃないですか、県でも。それでも、だれも何も言わんじゃないですか、あれは機械がしとるからとか、いや、だれがしとるからだろうち。そういう私は裁量権といいますが、よし、これで行こう、これはだれかが1人が決めるとか、だれかが決めるということじゃなしに、そういったことのないような入札条件というのが、あなたの提案されたランダム、これは非常にいいことだと思います。

ただ、いろんな点で、指名に戻すというのは非常に難しいんじゃないかと思いますが、これも含めて、よく検討したいと思います。

○議長（平間 利光君） 15番。

○議員（15番 大部 初幸君） ほんとに気持ちはよくわかります。しかし、ただ申し添えておきたいのが、今、言いますように、上の業者が豆酏の突端を仕事をしたり、下の業者が上に行つて、やっぱりやってるんです。それで、業者さんにいわせれば、燃料高騰化でダンプ走らせるといっても、大川海運の沿岸の船を走らせた方が安いから、そうしよるとか、やっぱり苦肉策をやってるようになりますけど、ふたをあけて仕事を終わってみれば、ほんとに利益がついてないと。会社内にも、手元には何にも残らんかった、ということは、従業員にも跳ね返りができないと。また元に戻せば、いつか僕が言ったように、ブーメラン政策というように、投資はしても、手元に戻ってくるような政策取る方法をとってくださいちゅうのが、そうです。やはり、地元企業がもうかることによって法人税も上がりますし、やっぱ社員にもいろんな給料とか報酬が出れば、それなりの税金で、また市にも戻ってくるわけですから、そこんこと、市長、よく考えてもらって、やってください。

○議長（平間 利光君） 市長。

○市長（松村 良幸君） 大部議員の言うことはわかるんですが、極端には、鰯浦の人が豆酏の仕事をしても大変です。そんな指名競争に入らない。一般競争でも何でも。私は、そりゃ、入札に参加しませんと言えばいい。自分が入札に参加して、落札した限り、地の果てまでも行かには。責任持ってやってもらわには。それを言うのは、ちょっとおかしい業者の人じゃないかなと思います。それなら、最初から入札に参加せにゃいかん。取った限りは、落札した限りは、それはやってもらわには、そりゃ、結果は、あなたの言うことはよくわかるよ。

だから、そういう地区割りをしたらしいんじゃないかということは、そこから出てきたと思い

ます。そういうところからか。だから、本来、やっぱり、まあまあ生き残りをかけた、こういうサバイバルが続くわけですから、命がけで皆さんがやられるんですから、私のところにも脅迫状が来るような、殺すぞ、殺さんぞという電話がしょっちゅうあるわけですから、そんなことにひるんでたら、これは何もできないわけですが、そういうところまで来てるという現実、あなたが言うことでよくわかります。

しかし、やっぱり従業員の生活も、社長としては面倒見られないかん、会社の経営もしていかにやいかんわけですから、その状況をよく見ながらやっていかれないことには、非常にこれから経営は、業者だけじゃない、皆さんが苦しいんですから、だれもが。

だから、各、この前もある人が再開とか、いろんな形で事業の再開を始め、いろんな団体の人が陳情に来られます。水道協会だの、何だの。私は、その都度皆さんに言ってる。そしたら、こんなことを言う人がいた。談合したら、あなた、会社はつぶれると思わんと、今だめですよ。古きよき文化だとか、古きよき習慣だとか、日本のこれは商いの智慧だとか、そんなことは国際入札じゃ通用しませんよ。だから、いや、古き文化だと言われるます。そりゃ、あなた考え方を変えにゃ、私は言ってるじゃないですか、業界も、我々職員も、首長も皆さん考え方を変えん限り、対馬の明日はないですよと、私はこう言ってますよと言ったら、いやいや、これはもう談合はどうだこうだ。そういう世界はないじゃないですかと言うけど、まだまだそれが抜け切れてないです。だから、もう実際問題、もう談合したらもう会社がつぶれると思わにやいかん。しかし、それをやっぱ反論される業者の人もたくさん、公然と言われますから、そりゃ、おかしいんじゃないですかと、日本の古きよき文化、そういう考えは早く改められないともうだめじゃないですか、もっとウイングを広げて、経営があり、従業員の生活を抱えてあるんですから、公共事業をいただいたときは、それに全力を向ける、それ以外には、こういったことで従業員の生活も、経営も安定させるようにせにやいかん、皆さんが、それぞれが各分野で大変だと思いますけど、業界だけじゃないじゃないですか、大変なのはと言ってますが、今、あなたは、そういったことをいろんな点で考えた上で言っていると思いますので、ほんとによく、基本的には、さっき言った、ランダムという、一つの、できるだけ作爲的な裁量権の及ばない形で、仮にぴったんこが出た、ああ、これは機械がしたんだなあ、自分らが決めとるんだかなあというような、そういう形でできればなあと思っておりますので、その検討を今しております。

ただ、あとのこと、また、指名に戻せば、非常にこれは難しいことだと思っておりますが、まあまあすべて急がば回れ、原点に帰って、すべて検討していくということは検討していかにやいかんと思っております。私の気持ちとしては、そういうような気がいたしております。できるだけ、人手を、人の意が入らない、裁量権のないようにと思っておりますので、御理解を賜りたい。提言は提言として、検討してまいりたいと思います。

○議長（平間 利光君） 15番。

○議員（15番 大部 初幸君） よくわかります。

最後に、市長、地元企業育成ということで、これはほんとに重視してもらいたいわけです。今島外からの企業に進出によって、ほんとの長年、やっぱり地元に、対馬で生まれ育った企業ちゅうのが、危機感に入っておるわけです。

さっき、市長は地元企業の努力も足りんということは言われますけれども、その中に、この前、和板の入札があったんです。トンネルの工事が。これは、なかはら建設が取って、五島の坂口さんがという、この話も聞いております。これはどこまで、3月2日の入札ですから。これはどんななるかわかりませんけども、……（発言する者あり）ということになれば、これ4億ちょっとでから落札があつてるとい話も聞いてます。しかし、この4億の金が、壱岐のなかはらさんが上で取る分は構いませんけど、下が、今度また五島の坂口工業さんとかいう話ですから、これが本当なら、全く対馬には4億の金が島外に出ていって、何のメリットもないわけです。地元企業は何も利点を食わんで、こういう大きい金が出ていってしまうわけです。

だから、こういうことのないように、地元企業を助けるためには、一定企業、島外から来てる人には、例えば10年以上とか、15年以上在籍しとる人とか、何らかの規定を多く持っていつてもらいたいわけです。

この壱岐市や五島市の入札では、島内業者優先が完全に打ち出されておまして、10年以上支店や営業所を置いていても、置ける業者でもなかなか壱岐や五島の入札には参加できないという保護政策をとってあるそうですので、ぜひ、対馬の方も、そういう島外からの地元企業を外す……外すと言うたら、またあれでしょうけど、厳しく何らかの規定で、地元企業の育成を要望したいわけです。

○議長（平間 利光君） 市長。

○市長（松村 良幸君） もう時間が残り少ないですが、それは、もう当初から各旧町、そうしてると思います。あとは、美津島で、よく一番知ってあるように、ほとんど美津島以外のところはなかった。どうしても技術的にできないとこだけは、そういったことにやってきた、あるいは、金額の5億以上は国際入札ちゅうのも出てくるわけですから。そういうことは、今でも同じことで、島内業者優先というのは、いささかも揺るぎもしませんし、皆さんからそう言ってる。ただ、指名競争入札の中で、そういったことが出てくるから、一般競争に、一般競争になっていくと、ある一定の条件を満たして、指名願いを登録してるところは、皆、そこから選んでいくわけですから。その中でも、そういうことがあるから、例えば支店を壱岐や五島は、そりゃ、あんた10億か20億しか出らんとこと、110億も出るとこと量が違います。

そうすると、仮に、壱岐なんかに、そんなありますか。五島なんかに。私どものところは、もち

ろん、その上で支店を出してるだけ、１０年出そうが、２０年出そうが、出先をつくっても関係ないです。結局、代表権者として入札会場に行く人とか、あるいは、雇用を常に５名以上してなかったら、店を何十年出してもだめですよとか、そういったくくりをくくってるはずですが、それをクリアした人が来よると思いますけど。それ以外だったら、まだそれをくくりをせいちゅうたら、そりゃ、もちろん検討してみないけません、要は、一般競争入札ちゅうのは、その一定条件を満たした人には、全部入れていかにゃいかんわけですから、だから、そういうことです。

だから、よく検討してみたいと思います。いずれにしても、その地元業者育成というのは、いささかも揺るぎがありませんので、それでも、やっぱりちゃんと理の整然としたものはないといかんわけですから。

○議員（１５番 大部 初幸君） 最後にいいですか。

○議長（平間 利光君） １５番。

○議員（１５番 大部 初幸君） もう時間もありませんので、短く言います。

いろんな厳しいところもあるでしょうけども、何らかの形で、やっぱり何をするにしても地元が優先ですので、地元企業を育てるため、助けるためには、市長のその何らかの厳しい規定というか、それなりの規定を設けていただいて、地元企業が育つことを要望いたしまして、質問を終わります。

○議長（平間 利光君） これで、１５番議員の質問が終わりました。

.....

○議長（平間 利光君） 暫時休憩いたします。

再開を２時５分といたします。

午後１時５０分休憩

.....

午後２時０５分再開

○議長（平間 利光君） 再開いたします。

次に、２１番、武本哲勇君。２１番。

○議員（２１番 武本 哲勇君） 静かにしてください。

私は、１０年余りの議員生活の中で、今回の定例会ほど重要な定例会はなかったと、もちろん、これまでもありませんでしたし、これからもないに決まっております。

私は、２項目６点にあたって、市長及び教育長に質問をいたします。

質問に入る前に、１点、訂正及び取り消しをさせていただきます。

それは、保育所にクーラーを設置するという問題であります。

私が、ある保護者から聞きまして、よし、これは取り上げるという約束をしておりました。と

ころが、その直後ぐらいに、保護者を通じて、保育所の方に連絡があり、支所にそれが届きまして、本庁が対応させて設置をされたというふうに伺いましたので、一定の評価をし、取り下げをしたいと思います。

では、質問に入ります。

合併後、2年を経過して何が起きているのか、6町合併に一貫して疑問を持ち、反対してきた私の予想をはるかに越えるスピードで疲弊をしていく対馬市の姿を見せつけられております。言うまでもなく、今回の廣田助役の逮捕に至る経過から、今後何が起こるのか、まさに、爆弾を抱えながら迷走をしている松村市政の姿がここにあります。

順を追って、質問をいたします。

まず、この2年やってきたこと、また、今やろうとしていること、その中に敬老祝金の大幅カット、各種団体への補助金カット、老人バス無料化及び上対馬高通学費補助の廃止、保育料の値上げ、支所職員の大幅削減などなど、枚挙にいとまがありません。

一方、市民にとって何かプラスがあるのか、若干の水道料金の引き下げが思い出されるくらいであります。この件についての、市長の所見を伺いたいと思います。

次に、これは、午前の永留議員の質問とダブルかもわかりませんが、簡潔に答弁をお願いいたします。

支所機能の低下が著しい点、財政再建のためには支所を縮小し、一極集中することにより経費を削減し、住民サービスの低下はやむを得ない、そういうことだと思います。あの2年前の住民サービスの低下はさせないとの公約は、ごみ箱に捨て去られたのでしょうか。その責任をどのように感じておられるのか、市長の見解を伺います。

3点目、今、文字どおり、対馬市に激震をもたらしている公共事業の助役問題であります。

議会初日に、私を含む5人の議員と市長との質疑の中で、この問題に対応する事の重大さについての認識に欠けているのではないかと、そのような印象を持ちました。

昨年9月の定例会で、9月8日に執行された入札で、3件もの最低制限価格と落札価格が一致したと、このことについて、私は次のように質問しました。

「この結果は、幾ら考えても官製談合、つまり市当局の方から最低制限価格が漏れていたのではないかと考えられるのが、私の見解であります。」と、また、「これは皆さんが官製談合と疑わざるを得ない、そういう数値なんですよ。」とも言いました。それに対して、市長は、「官製談合って、あなた、大変なことを言いました。今でこそ、疑いがあると言いました。最初は官製談合って言い放たれました。だから、そんなことを言っちゃいかん」と、（笑声）私を諭されるような答弁でした。

私の指摘どおりの疑惑が今ますます深まってきている、そのように感じるわけであります。そ

してまた、「１００条調査をされるなり、警察に告発されるなり、予算は幾らでもつけます。」などとたんかを切られたのも、その時でした。身から出た錆にならないように注意をしていただきたいと思います。

現在の捜査の段階は、マスコミ等の報道で知る限り、廣田助役をはじめ市の担当部課長から、中原に設計価格が漏れた、つまり、競売入札妨害容疑ということでありますので、行政、つまり、官が主導権を持って取り仕切るパーフェクトな官製談合でないにしても、官が設計価格なり、予定価格や最低制限価格を漏らすということは、市民にとっては官製談合と５０歩、１００歩であります。

市の幹部職員が、つまり、市長の片腕の廣田助役が捕まり、対馬市に大混乱が起きているのは、現状であります。その原因をつくった一番の責任者は、何を隠すこともなく、あなた、松村市長であります。いかがですか。明快なる御答弁をお願いいたします。

２項目めの、身近な問題にもっと目を向けるべきである、との質問をいたします。

１点目は、粗大ごみの収集の件ですが、去る９月の議会で、吉見議員が質問をされ、市長もぜひ検討していきたいと答弁ををされています。お年寄りの世帯が多い今日、一時も揺るがせにできない問題であり、強く要望するものであります。

２点目は、以前にも要望してきた多目的広場等の使用料は無料にすべきだ、ということであります。

このような施設は、使用することによって何ら費用がかかるわけでもない、市の負担がかかるわけではありません。むしろ、市民の健康増進のためにも、積極的に使ってください、という奨励をすることこそが、市の取るべき態度ではないかと思います。

３点目は、これも一度お尋ねした、給食センター職員の身分と待遇改善についてであります。

その後の改善と、今後の計画的な見通しがあると思いますので、その点について教育長にお尋ねをいたします。

以上であります、いつも申し上げますけれども、御答弁は簡潔にお願いをいたします。

○議長（平間 利光君） 市長。

○市長（松村 良幸君） 答弁を制約されるような答弁はいたしません。簡潔にせいと、そんな失礼な話があるね。そりゃ、わかるように説明せないかん。最初から夕がしめることがあるもんですか。（発言する者あり）あなたはわかって、ほかの人わからにゃいかんじゃない。（発言する者あり）そんな、簡潔にせいとか、長いとかいうことがあるもんか、そんなら、私ども注文つけたらどうするんです。

○議長（平間 利光君） ちょっと暫時休憩いたしますが。

午後２時１６分休憩

午後2時17分再開

○議長（平間 利光君） 再開いたします。

市長。

○市長（松村 良幸君） 武本議員の質問にお答えをいたします。

合併後2年を経過して、市民に痛みを押しつけるばかりでよいと思うのかということでございます。6町合併に自分は反対したが、疲弊のスピードがすごいじゃないかというような話のようでした。迷走している松村市政をどう思うのか、あるいは、敬老祝金のカットか、マイナス要因ばかりじゃないかという、今初めてお話を聞きましたが、所見をとということでございますので、また、それは逐次自席からお話をしたいと思います。

御承知のように、2年を経過してということでございますので申し上げますが、昨今の社会環境の変化と厳しい財政状況ということは、以前と大いに変わってることは、武本議員もよく御承知と思います。

市民に開かれた行政を目指しまして、適確な市民ニーズの把握と市民満足度の向上のために今行政改革と財政再建に取り組んでおるってことも、よく御承知と思います。補助金の見直し等で一部に今言われたような御不満が生じてることも承知しているところであります。行財政改革は、住民福祉や取得向上など目的を達成するための手段でありまして、目的ではないと思っております。

そのため、職員数の抑制、あるいは簡素で効率的な組織機構への改革、財政改革、人材育成、事務や事業の見直しなどを実行して、早急に健全な行財政体制を実現するよう取り組んでおるところであります。所信の一端に変えさせていただきます。

それから、市民の皆さんの御不満につきましては、市の政策や、あるいは財政状況についての御説明や対応の努力不足によるのではないかと考えまして、先般から御承知と思いますが、上対馬町比田勝小学校区を皮切りに、上県まで今進めたところでございますが、また議会が終わり次第説明はしてまいりたいと思います。

先般から地域に出向いた市政説明会を開催して、その一環であります。

今後とも、市民の皆様の御理解を賜りながら、行財政改革大綱に基づきまして、各種改革を実施をしていき、対馬の元気づくりの実現のために、努力をしてまいりたいと思います。

次に、支所機能が低下の一途をたどっているということでございますが、合併条件に反しないのか、住民サービスの低下の責任はだれにあるのかということですが、すべて結果責任は、市長である私にあることは、もう皆さん、あなたが御指摘のとおりであります。

危機的な財政状況の中で、地域間競争に勝ち残っていく、そして、対馬の元気づくり、対馬を

活性化をしていくためには、効率的で効果的な組織機構とすることが不可欠であります。

合併時の協定につきましては、真摯に受け止め、尊重しておりますが、助役7人制の廃止、地方交付税交付金の抑制など、合併を決断したときの想定をはるかに超える環境変化が、国、県、市ともに生じてることも、よくおわかりのことと思います。

加えて、今後とも厳しい財政状況が見込まれる中で、職員数の抑制は避けられない課題となっております。少人数による効率的、効果的な行政運営を行う上で、今までとおりの組織機構では、対馬市を活性化し、住民満足度を向上させるには、その限界があります。すぐにはできませんが、少なくとも、そういう体制づくりを基礎的に、この残る任期の間にはしなければならないと思っております。

そのため、本庁企画立案とその実行、支所を市民サービスと市民ニーズ把握の拠点と位置づけていかなければならないと思っております。

先ほど言いましたように、限られた人材や財源といった経営資源を、市の重要施策や政策に投入いたしまして、刻々と変化する社会情勢、そういったものに対応した、適応力のある、効率的で効果的な組織運営に展開することをしなければ、今、この時期が乗り切れません。

御承知のとおり、もう何度も申しません。簡潔にという要望がありました。要望として受け止めておりますが、29億数千万そういった中での公債費、人件費、548億も抱えております。そういう中での財政繰り、行政組みだから、まともに行けないことはもうよくわかっておりますので、できるだけ早く、あと3年間待ってくださいということで、説明会では皆さんにしております。3年後には、収支均衡の予算が組めるように、何とかしたいということで、今頑張るところであります。

それから、身近な問題にもっと目を向けるべきということで、多目的の広場等の使用料、これは、教育長の方が話すと思います。

粗大ごみの収集につきましては、対馬6町合併協議会の住民環境部会におきましては、旧6町の現況を踏まえ、合併時に調整するという決定を見ております。

皆難しいことは新市で調整、新市で調整との結果が、一つここに出てるわけであります。旧6町におきましては、美津島、豊玉だけが収集運搬の委託業者によりまして、月1回の不燃ごみの収集の日に粗大ごみを一緒に収集してまいったわけですが、それができない状況の中で、対馬市として、今後全域に実施することは非常に能力上困難と思われますが、よくよく精査してみますと、いやいや能力は困難なことじゃないということが、今、この前ちょっと話を聞きました。それまでは、もうこれ以上の粗大ごみはだめだという、いろんな機能的な問題もあったようにありますが、これは必要であれば、のちほど担当課の方に話をさせます。

今後の高齢化社会、4人のうち1人が65歳以上になるわけでございますので、高齢者単身世

帯が増加することを考えますと、御指摘のように、半年に1回、または4カ月に1回程度、あるいはもっとかもわかりませんが、新たな粗大ごみ収集日を設けまして、自分で処理施設まで持ち込めない高齢者の皆さんの世帯に対する住民サービスの一つとして、検討していかなければならない課題だと思っております。

あと、もう一つ私の方では、……これは、もう保育所の冷房はいいということでしたね。これは、全部できてるのは上対馬町だけがちょっとなくて、今度したようでございます。

以上です。

あんまり簡単過ぎますか。（笑声）

○議長（平間 利光君） 教育長。

○教育長（米田 幸人君） 武本議員の御質問にお答えをいたします。

多目的広場の使用料を無料にということで、市長答弁になっておりましたが、私の方から、教育委員会の管轄の方が箇所が多い関係で答弁させていただきます。

この件につきましては、平成16年度第2回の定例会でも御質問を受けたところであります。多目的広場と呼ぶ施設が旧4町――巖原、豊玉、上県、上対馬にございました。機能、施設はそれぞれ違っておりまして、中には、野球場を含めた中の名称が多目的広場というようなことでありまして、その野球場を含めた多目的広場ということで、実は有料であったわけでありまして、

そういう意味で、合併調整の中で、多目的広場という名称のみで調整されまして、有料として料金が統一になったわけでありまして、

合併後、名称の統一を図るために、野球場を含めた多目的広場は野球場ということで、名称に変更をいたしております。この件につきましては、いろいろ協議をいたしました結果、やはり受益負担の考え方からも、占用して利用する場合を有料といたしたところであります。

そういう意味で、今後有料について、減免措置はございますが、事情を御賢察の上、御理解をいただきたいと、そのように思います。

また、この減免措置の中で、市及び教育委員会が主催、共催、講演する事業、また、小・中学生が利用する場合などの使用料の減免措置を講じて、利用促進を図ってということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

それから、学校給食会の職員の身分、待遇改善をということでありますが、学校給食の運営につきましては、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達と、住民の食生活の改善に寄与するということを目指して、目標達成に努力してるところであります。

学校給食の運営については、合併協議の中で、合併後に調整するとなっておりますが、議員も御承知のとおり、対馬市の学校給食の運営は、共同調理場方式、旧調理場、単独自校方式3調理場の12調理場がございます。学校給食共同調理場の施設につきましては、市内の学校は大部

分が散在した集落の中にある小規模校がほとんどであり、単独自校方式より旧町枠を取り払い、調理場配食区域の見直しや、配送経路の効率化を図るために、すべてを共同調理場方式へ移行すべきであると考えて、今いろいろ協議をいたし、１８年度に学校給食共同調理場方式でやっていきたいと、そのように思います。

この共同調理場方式への完全移行と老朽化した共同調理場の統廃合を進める必要がございます。老朽化の著しい施設については、毎年の維持補修にも多額の費用を要します。何よりも、児童生徒の健康管理とバランスの取れた安全安心でおいしい給食を提供することが大切であります。

対馬市の財政状況を踏まえながら、早急な対応が必要であると考えております。

また、運営につきましては、厳原事務所、上県事務所管内の直営方式、美津島事務所管内の民間委託方式並びに豊玉、峰及び上対馬管内の学校給食会委託方式等あるわけですが、現在、今採用をいたしておりまして、これを１８年度中に厳原、上県につきましては、学校給食方式で進めるように準備をいたしてるところであります。（発言する者あり）はい、わかりました。

この中で、運営方式もいろいろありますが、調理員の職員の雇用体系についても、平成１７年の第４回の定例会においても、答弁をいたしましたように、いろいろ差異がございます。御指摘のとおりであります。

この問題につきましては、美津島の民間委託を含めた、市内一本化した学校給食会設立を含めて、今やっております、当面、１８年度から現在準備中の厳原学校給食会の調理員につきましては、旧厳原町で雇用条件でありました雇用更新最高５年の規定を、対馬市の委託事務の執行に関する要綱の規定に準じまして、学校給食会の委託職員と市、必要に応じ、継続契約できるものと、取り扱いと考えております。これにつきましては、厳原町時代５年ということでしたが、これについて、その職員が成績がよければ、継続雇用をしたいということです。

今後については、学校の適正な配置計画及び老朽化した調理場の統合共同調理場の建設により、給食の充実と安心安全で効率的な学校給食会運営を推進していくため、対馬市としての総合的な基本計画を検討していきたいと、このように考えております。

○議長（平間 利光君） ２１番。

○議員（２１番 武本 哲勇君） 市長は、午前中から、質疑の中でも、合併前と合併後には、状況が非常に変わってきたと言われました。大体、そこから間違ってるんです。合併前から、このようになることは、私は予想してました。あなた、国の経済状況とか、そういうことは詳しいはずですよ。このようになるちゅうのは、ずうっと、そういうことを協議をされていたわけです。地方交付税はどうなるかとか、この国の莫大な借金をどうするかとか、地方に痛みを押しつける、大体三位一体の改革とかいうのは、もうそれがそのことを言ってるわけです。地方行政の合理化、これが一番根本にあるわけですから、こうなることはわかった。

ところが、今度の施政方針説明の中で、市長は、こういうふうに言っている。合併前の建設事業の推進により、多額の市債が発行され、平成17年度末の市債現在高見込みは652億7,216万円の巨額に達し、財政負担となっています。これは、財政構造の硬直化を示すもので、まさに、危機的な状況であります。これは、何か人ごとみたいに書いてありますけども、松村旧町長を筆頭として、ほとんどの町が競って、箱物をつくったり、そのしわ寄せが、今は来ている。それは全部ではありませんけれども、大きな負担になって、今覆いかぶさってきてるわけです。湯多里ランドがいい例であります。われは、私も、ここの席で何度となく申し上げましたけれども、これは、幾ら言っても言い過ぎることはない。典型的な合併に向けてのむだ遣いだ、そのように思います。

しかも、これが、今から七、八年償還が続いていくわけです。市民に負担がかかっていく、これは、美津島だけじゃなくって、上対馬もそうです。そのような責任があって、その結果、大きな一つの原因として、今日に至っているということを指摘しておきたいと思います。

何か意見がありますか。（笑声）ないですか。（発言する者あり）いや、質問に答えりゃいいんです。あなた。

そして、合併協議会のあとに各町を回られて市民、町民の声を聞かれております。これは集計されたものですが、この中でやっぱり市民の中から、そのころは町民の中から合併したら支所機能がどうなるのかと、そういう危惧の声があがっております。それに対して、ある合併委員の方は、「本庁機能は人事、管理、予算等に限られ、6つの支所についてはそれぞれ従来どおりの機能を持たせるという考えの中で出てきたわけであります」という発言をされたり、廣田助役は、「今の役場を拡張、そのまま支所として残して、そこに管理者を置いて、その中で地区の要望について答えていくという流れになるものと思う」。まだあります。米田町長は、「支所機能を相当な権限を持って、支所ですべて済むというような行政組織ということで1本庁6支所となったわけであり、御理解願いたい」と。このようなことをですね、これは理事者がつくった資料ですが、例えば各町の中で、議会の中で私は米田町長しかわかりませんが、支所機能は低下させない、充実させると言ってこられた姿が現在であります。もう既に2年たって、なんとなんと上対馬の支所は今五十数名いるのが28名になる。上県は本庁機能が行きますので、支所機能としては26名になる。そのような計画があってるわけです。

このようにですね、支所機能充実どころか、これから出張所になるんじゃないかと、特に上対馬は峰もそうかもしれませんけれども、豊玉もわかりません、どうなるか。少なくとも上対馬ではですね、これはいずれ何年かすると出張所になるんじゃないだろうかと。もう考えられないような、その将来を想像するのが怖くなるような状況が今生まれているわけです。その責任をですね、その今まで言ったこととやtingることが全然違う。これはですね、執行者として住民に

対して非常に「うそをついた」と言われても仕方がないことだと思うんです。その点について市長の考えを伺いたいと思います。

○議長（平間 利光君） 市長。

○市長（松村 良幸君） 合併日においては今御指摘のようなことがあったと思います。ただ状況変化はそれだけ私どもの予想以上の国の状況変化、600兆を超える国債、地方債の120兆といわれる650兆、770兆といわれるそういったものですね、あなたが御指摘のように予測がされたにもかかわらず三位一体改革があいって形で流れていった。私どもは、まあ言い訳するわけじゃないんですが、これは財務省の交付税縮減にありと、補助金カット、あるいはその税金移譲、3兆2,000億の補助金カット、それに税源移譲、これはあくまでも外側の内堀に過ぎないと、交付金の縮減にこそ本丸であるという財務省の考えにいろいろやってたんですが、案の定、今御指摘のようにそういうふうになってきてるわけです。それぐらいきょうも先ほどなたかの質問で申しましたように、すべて補助金カット、あるいは運営費補助のカット、交付税一般財源化します言うて全くいいようにありますが、実際計算しますと保育所だけでも1億3,000万の交付金のマイナスということが去年出てきたようにですね、御指摘は十分わかります。ただそれぐらい変化が激しい中だったということです。しかしこのままいきたら、ほんならどうするかということで皆さんの助役7人制は必要ないということで当時からもう合併協議会が始まりまして、結局3人以内ということで2人の助役でやってるという、そこから合併協とは全然大きく離れたわけでありまして。加えてこういった国、地方の財政難に直面しておりまして、このまま行きますと、もう座して死を待つだけになるわけですから、逆に今まで以上の財政負担、あるいは生活の支障を来すようなことをやらすわけにはいきませんので、私どもはここで何とかということで、確かに御指摘のようなことはあったと思いますが、総論的にですね、そのとおりだったと思いますけども、ここまですら私どもも予測はできなんだ、こういった点での責任云々ということについては、これはもう御指摘のとおりだと思っております。

そんなら今どうするかって、このままずっと行っておりましたら、もうどうしようもない状況になることは必至であります。そこでこれは何とかしなければならないということで、財政再建あるいは行政改革あるいは機構改革、そういった中で、やっぱり少数精鋭でやっていくためにはどうするか。今までの合併協議会の考え方も少し変わっていかざるを得ないということで、これはもう御指摘のとおり、ありません。6町合併反対をされ、疲弊のスピードはこれだけ早いと、あと迷走している松村市制のことを言われましたが、責任については、これはそう言われても私はやむを得ないことだと思っておる。ただ願うべくはですね、今からでも遅くない、何とかこの対馬市の財政再建と行政改革、これもいつ果てるともなく続くんじゃないということで、数値化をちゃんとしまして、3年間辛抱してもらえれば歳入歳出、こういった基金の繰り入れなしに予

算が組めるような状況までなる、そして住民サービスの低下も、それ以上のことはできていくようになるということで、今それをめどに3年、5年、10年という形でのものを今努力をしているところであります。

で、確かに御指摘のように6町が競って公共事業、結局、公共事業とか道路をつくったり溝をつくったりとかが行政の目的じゃありませんのでね、これは選挙で皆さん聞かれているように、それぞれ皆さんもそうですし、私どももそうですが、明るい活力ある対馬市づくりを目指します。これが目的であります。そのためには産業基盤整備、あるいは学校教育機関基盤整備、生活環境基盤整備等で公共事業ができ、そこに雇用の場がつけられるわけですが、これが余りにも大きかったということは御指摘のとおりであります。ただ美津島、上対馬だけ下げまして、ほかの町はどうなったんですかと言ったんですが、これは6町とも同じような形で公共事業に突っ走った、まあそういうことだと思いますが、しかし、そういった中でもちゃんと合併協定出たようにね、ちゃんと考えながらやっぱり起債もやっていたところもあるし、そうでないところもあるし、それはこの前から話をしたとおりでございましてね、いろんな負の部分があったと思います。しかし、そういったことで財政的に逆に公共事業の4%という事務費の中で何百人かの人件費が賄われていたことも事実です。公共事業が減ることによって事務費がなくなる、そうして一般財源からそのまま人件費を見ていくということになると、ますますそれに拍車をかけて財政が困窮してきたと、こういうことになるわけですので、その点につきましては責任は重々感じております。（発言する者あり）はい、もういいですか。いいですね、都合がよくなったらそう……はいはい、どうぞ。

○議長（平間 利光君） 21番。

○議員（21番 武本 哲勇君） まだ肝心な問題が残ってますので。

その前に、大型ごみの収集についてはですね、担当部長の話も前向きでした。私個人的に聞きましたらそういうことでしたので、ぜひそのようにやってほしいと思うんです。先ほどしかし、市長はですね、合併が今度はね、合併協議会の中でもうそれをやらないと決まったとか言われましたけども、いいことはですね、決まっても変えればいいんです。今決まって悪い、いいことをずっとやめておるのにですね、合併のときの条件は美津島やっとなと、そのときは、しかし、合併前はですね、美津島やってた。で、それをやめて、やめてもうチャレンジしようじゃないかというような話になったというあれだけれども、そんなことはどうでもいいんです。いいことは合併の条件であろうと悪かろうと、いいことはやればいいんです。現にいいことをやめておるのが今の松村市政なんです。そのことを指摘しておきたいと思います。

そして教育長の問題、ちょっと最後に若干ありますが、松村市長はですね、この広報つしま2月号でこういうことを言っておられます。3人と話し合い、まあ定番というか、やっておられ

ますね。「市政をただす」とかいう。（「ああああ、はいはい」と呼ぶ者あり）「はいはい」じゃないけませんよ。（笑声）今まで二十数回時間と経費をかけた１００条委員会の審議は何だったんですかということですね。１００条委員会という最高の伝家の宝刀を抜いて通常の委員会に付託する、それはどういうことなのだろうかと、人を告発して今さら「もういっぺん調べてみます」はないだろう、今私どもどもが動きますと泥仕合になりますから、白黒がつき次第、この件については徹底的にすべてをかけて責任を追求していくつもりです。

これはまさに１００条委員会に対する挑戦状であります。もう１００条委員会は解散していますので、１００条委員会を代表して言っているわけじゃありません。私は１００条委員会のメンバーとして、そして一市議として市長の市政を正したいと思います。市長が県の市町村課長に協議をしておられました。その文書もありますが、それは地方自治法に抵触してると、違反しておると、１００条委員会のやり方は間違っておると思うがいかがでしょうかというような協議でしたが、その回答はなるほど市長、地方自治法には違反しておるというような回答がありましたですね。それを主な根拠として再議にかけられたと思うんですけども、私たちの告発はですね、そういうことじゃないんです。地方自治法に違反しとるから告発したんじゃないんです。公平な競売入札を妨害している、そういう疑いがあるので司直に裁いてくださいというのが告発の趣旨であります。それがどういう法律に該当するのか、それは司直が決めることでありまして、私たちが県の市町村課長と話し合った中でそのことを指摘しましたら、市町村課長は刑法、刑事訴訟法については部外ですので何とも言えませんが。しかし地方自治法には該当しているとおりでありますというような回答でした。だから、今ですね、それは司直が決めることであって問題ない。そうしたら総務部長でしたか、刑事訴訟法でも法人でない自治体が告発するのは違法であるというような説明をされたと思いますけれども、これはいろいろな判断があります。学者によっても意見が違ふところでもあります。最高裁の最後の判例は昭和３６年の１２月に弁護士会が告発をしたときに弁護士会が法人ではないそうです。そのときの判例は法人だろうと何であろうと告発権はあるんだという判定を下しております。だからですね、意見は分かれるところでもありますけれども、私たちは一番新しい最高裁の判例をちゃんと踏まえて、そして告発したわけですから。それを警察が受理したわけです。あとは警察、検察、裁判所の判断を仰ぐわけです。

- 市長（松村 良幸君） 言うことわかりました、どうするんですか。
- 議員（２１番 武本 哲勇君） だから、それに対して市長は（発言する者あり）挑戦状を叩きつけられたような形になってますので、再度どういうふうな体を張ってね。
- 市長（松村 良幸君） 何でもいいですから早う言ってくださいよ。
- 議員（２１番 武本 哲勇君） あなたも長いけど。
- 市長（松村 良幸君） 長いじゃないね、あなたも。早く言わんね。

- 議員（２１番 武本 哲勇君） すべてをかけて責任を追求していく。
- 市長（松村 良幸君） 当たり前。
- 議員（２１番 武本 哲勇君） どういう対策をとろうとしていますか。
- 議長（平間 利光君） 市長。
- 市長（松村 良幸君） あなたとそのね、法論争してもしゃあないんですが、私の見解は一つも変わっておりません。あくまで憲法上も許されている、何人といえども訴求件はあります。だからこれは刑法、あるいは刑事訴訟法の範疇でありますから。ただ我々は地方自治体としての動いているわけですから、あなた方はそれを１００条の調査権を発動されました。根拠はどこにあったんですかと言ったらね、私は業者と偽計を図り、競売入札の妨害をしたということ。どこの業者とどうしたんですか、全く根も葉もないこと。それで告発をする。余り乱暴じゃないんですかということと言った。いいですか。そうすると、何人といえどもというのがそれはそうですよ。刑法、刑事訴訟法の範疇ですよ。今言われた自治法の中では１００条の７項と３項でしかないじゃないですか。証言拒否とあとは書類の提出の拒否と、それから出頭拒否と、あとは７項の偽証罪とこれだけじゃないですか。これ以外はされませんよという私の見解ですから。あなた方はそれをされると言ったんですから。だから、いいですか、だからそのことで私はこれはおかしいということですから、それは見解の相違はあると思います。見解の相違、いいじゃないですか。人を告発しといて、そんな再議入りしてなぜイエスノー言いませんか。イエスノー言わなんだから私は乱暴じゃないかと、こう言ったので、人を告発するときはどういうことかということ。人を告発してもういっぺん信用させてくれ、そんなばかなことがあるかと私は言うんですよ。だから、こういったことに対しては、私はちゃんと一連のこういったものが終わり次第、ちゃんといたしますということですが、それはいささかも変わりはありません。

以上です。

- 議長（平間 利光君） ２１番。
- 議員（２１番 武本 哲勇君） あのですね、入札を公告されて、また申請公告をされております。これはすべて「松村良幸」でされている。そして私たちが告発したのは、こういうふうに特定業者が有利になるような、内容まで変えて、下請まで入れてね、変えて、そしてやったことが偽計に当たると。そこを告発してるんです。地方自治法で告発してるんじゃないんです。
- 市長（松村 良幸君） いいえ、何言ってるんですか、あなた。
- 議長（平間 利光君） 市長。
- 市長（松村 良幸君） 何が変えてるんですか。それはまた論議をせにゃいかんようになるじゃないですか。県の基準に準ずるということは県とイコールじゃないですよ。市の基準は県に準じてということ、県と同じものがあれば市独自のものもあるということじゃないですか。そんな

ことの議論を私はしたくないんですが。あなたは大体そのこと今からまたやるなら時間延長してもらいましょう。延長お願いします。（発言する者あり）

○議長（平間 利光君） 21番。

○議員（21番 武本 哲勇君） 午前中でしたかね、市長は廣田助役に全面的に任せていると言ったことはないと言われました。ただ指名委員会に任せていると言われたですね。

○市長（松村 良幸君） 司直、司直。

○議員（21番 武本 哲勇君） 言われました。そしてそれは指名委員会の委員長は廣田なんです。ところがそこで決まったことは全部あなたの名前で公告をしたり、そして業者に通知をしたり全部してある。

○市長（松村 良幸君） それは言わんでもそんなことわかつとるっちゃね。

○議員（21番 武本 哲勇君） だから、同罪なんです、あなたは。

○市長（松村 良幸君） それをもって根拠というのはおかしいじゃないね。

○議長（平間 利光君） はい、静かに。

○議員（21番 武本 哲勇君） おかしくないじゃないですか。

○市長（松村 良幸君） 見解の相違で言ってるんじゃない、それは。

○議員（21番 武本 哲勇君） すべて任せたものがこのような状態になってね。

○市長（松村 良幸君） だから責任があるって言ってるじゃないね。

○議員（21番 武本 哲勇君） あったといえばあったと言いわけしてるんじゃないですか、いつも。（「静粛に、静粛に」と呼ぶ者あり）

○議長（平間 利光君） 静粛に。

○市長（松村 良幸君） 時間延長してください、まだやりますから。

○議員（21番 武本 哲勇君） そういうね、あなたの発言をあなた、いつも言いわけです。

○市長（松村 良幸君） 言いわけじゃないよ。主張をしてるんです、主張を。

○議員（21番 武本 哲勇君） そこを指摘しておきますよ。

○市長（松村 良幸君） あなた何でも反対してるじゃない、ほんなら。

○議員（21番 武本 哲勇君） するわけないじゃないですか。

○議長（平間 利光君） その程度にとどめておきたいと思います。（「まだ十分ある」、「まだ十分あるよ、やらんね」と呼ぶ者あり）2分間ありますが、答弁しますか、市長。

○市長（松村 良幸君） 私はね、そういうね、固定観念に、思い込みに基づいた形でね、議会をね、政争の場にしてもらっちゃ困ると思うんですよ。

○議員（21番 武本 哲勇君） だれがしてる。

○市長（松村 良幸君） してるよ、あなた見解の相違じゃないね、おれのことをどんなした、何

て言った、今まで。ええ、迷走して、松村市政、どこが迷走してるの。ほんならあなたならどんな予算をつけるのだよ。対案を出したどうね。対案を出してください、対案を。あなただったらちゃんと予算組んでくれるんね、今度から。そしたら比較してやるから。（「いいことじゃ」と呼ぶ者あり）

○議員（２１番 武本 哲勇君） いいですよ。

○市長（松村 良幸君） 組めるなら組んでごらん。

○議員（２１番 武本 哲勇君） 組みますよ。

○市長（松村 良幸君） よし、今度組なさいよ、それ待ってるから。（笑声）あなたが組むなら組んでごらんよ、金のないのどうするの。２９億数千万の予算の中、税收の中で１４８億、やっ
と交付税もらって、あと諸支出金で……（「何回聞いても一緒や」と呼ぶ者あり）何遍聞いても
——そんなあなただったらどうするの。全部それから老人祝金やら全部できるね。あとツケを回
して皆さんが負担せないかんようになったらどうするの。

○議員（２１番 武本 哲勇君） 今日のそれは主題じゃないから。

○市長（松村 良幸君） 主題じゃないこと言ってるじゃないの、あなたが。そうでしょう、もっ
とあなた見識を持って物を言ってくださいよ。

○議長（平間 利光君） ２１番。

○議員（２１番 武本 哲勇君） 以上をもって私の質問を終わります。（笑声）

○議長（平間 利光君） これで２１番議員の質問が終わりました。

.....

○議長（平間 利光君） 暫時休憩いたします。再開を３時１０分再開いたします。

午後２時５５分休憩

.....

午後３時１０分再開

○議長（平間 利光君） 再開をいたします。

一般質問に入る前にお諮りをいたします。本日の一般質問の登壇者は６名予定をいたしております。よって、４時の時間を過ぎますので、ここで時間延長の宣告をいたしたいと思います。御
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間 利光君） それでは本日の会議はあらかじめ延長いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に１番、小西明範君。１番。

○議員（１番 小西 明範君） 一番眠たい時間の一般質問になりましたが、しっかり目をあけて

質問を聞いてほしいと思います。この通告は先月24日までにするようになっておりましたので、いろいろ初日の市長のあいさつとか、あるいはその後の質問と重なるところがありますが、続けてやりますので御了解ください。

まず通告どおり、最初に職員の綱紀粛正についてお伺いいたします。

私は対馬市において、昨年より連続して発生しました市職員の不祥事は、市助役の逮捕まで発展し、合併後の市政に期待と信頼を寄せる4万島民の絶大なる信用を根底から崩壊させる結果となり、非道極まりない、また公務員として許すことのできない行為であります。このような不祥事が繰り返されるたびに、市長は議会や市民に謝罪をし、職員の綱紀粛正を図り、再発防止に努めることを約束されます。しかし、現在に至ってはこのようなたび重なる謝罪を形骸化し、不祥事の再発防止に何ら効果があらわれていないのが現状ではないでしょうか。昨年の100条委員会の調査の中で、支所職員による見積もり違算の問題が発覚いたしました。公務員としての使命感や執務における緊張感に欠けた結果がこの違算につながったと思っております。しかも、この違算後は、十数人の職員が決裁しております。にもかかわらず、だれ一人違算に気づかなかつたという現状に公務員としての資質が問われる重大な事件であると考え次第です。市役所や支所の職場内に不祥事を発生させる風潮や温床があるのではないかとさえ覚えてなりません。違算した職員は懲罰委員会にかけ、処分を検討することを市長は私の質問に対し、証言されておりましたが、その後どの範囲の職員がどんな処分を受けたのか答弁をお願いいたします。また今後は、不祥事を発生させないための具体的な対策がありましたら、あわせて答弁をお願いいたします。

私はこの機会に市の監査制度の見直しを進めることを提唱いたします。合併前の旧町時代、それぞれ各2名の監査委員、計12名で実施していた監査を、合併後は同じ事務量をわずか2名の監査委員で審査しなければなりません。これもちょうど地方自治法に明記されておりますので、これ以上ふやすわけにはいきません。当然無理も出てきますし、おのずと審査範囲も限られてまいります。幸いにして平成9年、地方自治法の改正があり、平成11年4月から監査制度の改革が行われております。この改革の中身は外部監査制度の導入であります。外部監査は包括外部監査と個別外部監査のどちらでも導入できることとなっております。対馬市としてもぜひ条例を改正し、税理士や弁護士、公認会計士等による専門家による外部監査制度を導入されることを望みます。このことで未然に職員の不正を防止し、チェック機能の役割を果たすことができると確信を持っております。市長の考えはいかがでしょうか。

さらに市長は、100条委員会の武本委員の質問に対し、「部下を信頼しますから、部下のしたことは最終帰するところは私に責任がある」と、当然のことですが、そう答弁されております。しかし、あなたが指名された助役があなたを裏切ることになり、結果としてあなたが市民を裏切った形になるのではないのでしょうか。市民、執行者、議会の信頼関係は崩れ去りました。

さらに市長は、本定例会の初日、事件の全容が解明されるまで待ち、結果が出てから自分の出処進退をみんなに相談したいとのんきなことを発言されております。既に事件にかかわった２業者はそれぞれ指名停止１２カ月及び９カ月という厳しい処分を有無を言わず即刻受けております。しかし、同じ事件にかかわっていた行政側は、いまだかつて何の処分も受けず、結果が出るまで責任の判断を待ちますという矛盾した対応で市民の理解が得られるのか、甚だ疑問であります。このような市政に対する不信を招いた責任は私にありますと、はっきりと市民に対し、説明と謝罪をして、早急に出処進退を明らかにされることを多くの市民は待望していると私は思っておりますが、いかがでしょうか。

次に、市財政の再建策についてお伺いいたします。

本定例会に平成１８年度予算案が提出されておりますが、一般会計の予算においては、昨年度と比較して１１．６％減の厳しい予算編成となり、今後ますます各種事業に対する見直しを迫られることは必至であります。

また歳入に占める地方税収の割合は１割にも出ない現状であります。この税収も徴収率等の関係で落ち込むことは十分予想されます。対馬市における税収率の割合は平成１６年度は市、県民税、固定資産税、軽自動車税等のいわゆる一般税と国保税を合わせた平均徴収率は８２．６％となり、平成１５年度より１．２％悪化しております。長崎県内の市では、私の知る限り最下位の徴収率という不名誉な結果となっているのではないのでしょうか。市長はこの現状をどうお考えになるのかお聞きしたいと思います。

さらに徴収率を上げるためにどのような指示を職員にされたのか、また税収を増加させるために特別な対策や方法が施されているのか、あわせてお伺いしたいと思います。

この定例会に第一次対馬市総合計画の議案も提出されております。施策の大綱の中で地産地消に取り組みますーがあります。非常に期待の持てる施策であると思っております。小さいようにはありますが、例えば宴会等があれば島外の酒ではなくて、「白嶽」や、「こっぼうもん」を飲む、皆さんが飲むように努めれば、地元企業の反映につながり、やがて市税の増収にもつながってくると思っておりますが、いかがでしょうか。

ただ残念なことに、この大綱の中での地産地消は、職員と対馬木材だけの設定となっていることとあります。もっと視野を広げ、例えば市が発注する公共工事においては、対馬産の砕石を優先して使用するか、仕様書等に記載すれば砕石企業は潤い、雇用の確保にも貢献できると思うのでありますが、市長の考えをお聞きしたいと思います。

現在のような厳しい財政事情では、個々の事業に対する評価も技量であろうと思っております。いろいろな部署において各種事項が展開されておりますが、事業ごとに具体的な数値目標を掲げ、目標達成のために職員全員が努力し、その結果を市民や職員で評価し合い、さらに充実した事業

へと推進していく、いわゆる政策評価制度であります。この制度は、目標を一定期間にわたり、達成できない事業や施策については予算を大幅に削減したり、事業を廃止するなどの見直しをすることで、税金のむだ使いを省く効果があります。なかにはやまぶき政策と言われるような事業もないとは断言できません。長崎県もこの政策評価制度を平成13年度より採用し、確実に事業予算効果が上がっているという結果が出ております。対馬市としても条例等を整備し、ぜひこの制度を活用して予算の有効的活用に努めてほしいと思いますが、市長のお考えはいかがでしょうか。

税収を上げてても市の財政に値して影響ないよと考える人もあろうかと思います。しかし、真剣に1円の増収を考える職員であれば、予算の、むだ遣いをしない、費用対効果の上がる事業の発案者になれると確信しておりますが、いかがでしょうか。

3つ目に厳原港駐車場の現状についてお聞きいたします。

昨年6月に開催された第2回定例会において、同じ緑風会に所属する糸瀬一彦議員が質問された件の再質問であります。厳原港の海上保安部背後の駐車場に放置されている廃車の件であります。定例会の質問のあと、対馬市としてどのような措置を講じたのかお伺いいたします。市長は関係車両以外は排除できるものは排除していく、少しでも駐車スペースが確保できるよう管理面で充実を図っていきたい旨答弁されておりましたが、どんな充実策がとられているのかお伺いいたします。

またターミナル側や合同庁舎側の駐車場も全く問題解決に至っていないようではありますが、なぜなのかお聞きします。

以上のことについて、どうか市長の御答弁をお願いし、その後は一問一答で進めたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（平間 利光君） 市長。

○市長（松村 良幸君） 小西議員の一般質問にお答えいたします。

もう再三、次から次のですね、昨年から相次ぎました職員の不祥事につきましては、1番議員御指摘のとおり誠に異常な事態でありまして、市行政をあずかるものといたしまして、誠に遺憾な出来事であります。市民の皆さん、あるいは議会議員各位に対しましても全く弁明の余地のないところでありまして、残念至極、毎回申し上げておるとおりでございます。全く結果責任は私にあるわけですから、これはもう問われるまでもありません。私も不徳のいたすところと深く反省をし、おわびを申し上げる以外何物もありません。

そういった中で、このような不祥事を防止する基本は、私どもを含め職員自身の自覚によるものであることはもちろん言うまでもありません。公務員は公務員法にちゃんと明記されてますとおり、全体の奉仕者としての使命感に徹しなければならないし、また自らに厳しい倫理道德観を

というよりも道德律を課すべきだと思っております。また職務の遂行に当たっては、些細な油断もしないよう自戒する必要があります。このことは再三再四申し上げ、言う私も自戒をしてきたところでもあります。憂慮すべき事項については、再三にわたり綱紀の保持について等の通達を発しまして、全職員に対し周知してきたところでもあります。今後も御指摘のように、私も含め、職員に対しては公務員としての自覚を促す研修を今盛んにやっておるわけですが、ますます研修に力を入れていきたいと。その研修の実施、また服務の手引きの作成などあらゆる配慮と手段を講じまして、こういった不祥事が二度と起こらないよう、そういった環境をつくり上げていかなければならないと思っております。その防止に努めまして、私ども対馬市行政に対し、失われたこの信用を一日でも早く回復をさせるということが揺るがせにできないことでありまして、先ほど小西議員から話がありましたように、業者の処分はすぐ、談合決定次第すぐ処分をするが、市側がそうじゃないじゃないかと。何を躊躇するんだというようなお話でしたが、全くそのとおりだと思います。責任とることが、結果責任として、これは管理不行き届きも含めましてすべて私にあることはまごうべくもない事実であります、ここでそれではいい、やめますということでやめてしまったときどうなるのか、逆に今一刻も揺るがせにできない状況だという御指摘もありましたから、放り出して辞任するのも責任のとり方かもしれません。しかし、まだ事件の全容の解明もない中で、まして一刻の猶予もないこの島の元気づくりに対してですね、果たして軽々に物事を判断していいのか、いろいろじくじたるものがあります。この前から申しておりますように、もう本心としてあしたでもやめたい、これはもう間違いない、しかしそれで果たして責任を果たせるのかということもまた一つ事実であります。だから、再三新聞でもテレビでも皆さんにでもずっと再三再四言いますように、事件の全容が解明され次第、私なりの判断をしていきたいと思えます。いかに責任をとるべきか、言いわけでも何でもありません。よくその時点で皆さんに相談もし、いろんな人に御相談しながら自分の出处進退、とるべき責任の仕方、とり方、これはいろんなことがあると思いますが、何度も申し上げて同じことを繰り返すようですが、即刻、申しわけございませんでしたと放り出したとき、責任のとり方もあるでしょう。即刻辞任するという、あるいは信頼回復まである程度のとこまで頑張ることは責任のとり方か、これはよく皆さんに相談したいと、繰り返しですがそういうことでございます。

それから市財政の再建策ということですね。厳しい再建状況が続いているということですが、これはもう御承知のとおりでして、議員も御承知のとおり、逼迫した市財政の再生と活性化のためには、今行財政改革に取り組んでいるところでもあります。危機的な財政状況っていうのはもう私が申し上げるまでもなく、市民や職員に不安を与え、政策的な事業展開を制限するなど地域経済に与える影響も大きいということから昨年9月に策定いたしました対馬市中期財政計画、これに基づきまして、平成22年度までに基金繰り入れゼロとなるような歳出の抑制と財源の確保の

努力を通じ、安定した財政運営を実現いたします。

具体的にはもう今までずっとやってきておること、いちいち時間がありませんで申し上げますが、雇用や、一番必要な良質な市民の皆さんへのサービスの提供、それから雇用の場、所得の向上というこの行財政改革の目的に十分留意しながらですね、職員数の抑制、それから事務や事業の選択と集中によるゼロベースからの再構築などを通じまして、今までの経過、経緯、経過はありますが、とにかく現状から、ゼロベースからの再構築などを通じまして財政規模の抑制を進めてまいらなければならないと思っております。

また市の根幹的な財源であります市税は、税收確保アクションプランを作成しておりまして、どんなことをしているかという話でしたが、徴収率の向上を図っていこうということで、より成果のある滞納処分を積極的に実施するなど自主財源の確保に努めていっております。アクションプランの概要は、またあとでお聞きになって、時間がないからこれは具体的に申しません。組織人材の育成、適正な課税、自主納税の促進と納税環境の整備と徴収の管理ということで、これは各項目細部にわたってあっております。滞納処分ということもやっております。計画を実施することによる効果額も今目標管理ということをおっしゃいましたが、これも挙げておりますので、ぜひ後で資料を目を通していただきたいと思います。

それから九州郵船駐車場の現状と将来計画でしたね。これは糸瀬一彦議員からの一般質問でありましたが、昨年6月に開催されました第2回定例会だったと思います。これは厳原港の駐車場問題、あるいは福岡栈橋のカート設置につきまして答弁をいたしておりましたとおり現場対応をいたしております。

まず駐車場問題ですが、野積み場用地の手詰まりで利用は大変混雑している現状では、抜本的な対策となる駐車場の拡大は不可能であることはこれは御承知のとおりであります。現在整備が急がれております岸壁築造により、新たな用地ができれば、現在使用中の野積み場用地を駐車場として要望していくということで御理解をいただいていると思います。ただし、現状の駐車場の混乱と複雑を緩和するための方策を実施をしていこうと、また厳原港のすべての利用者とターミナルや用地を含めまして、現在と将来にわたる利用の形態を模索できる検討会を行うことを御返答申し上げていたと思いますので、現在取り組んでいる状況を御説明いたします。

駐車場の混雑の緩和につきましては、週に1度駐車場の巡回を行いまして、駐車されている車輛のナンバーを控えていく、4週目の巡回時に、4週間連続で同じ場所に駐車している車輛に移動を促す張り紙を行っております、長期に駐車する車輛を今排除しております。さらに指摘のあった各駐車場に放置されたナンバーのついた車6台につきましては、所有者を把握し、県と市の連盟により撤去通知を郵送しており、撤去される予定であります。（発言する者あり）してまずからそのようになりますと思います。通知をやっております。

また第3駐車場に放置されているナンバーのない車輛2台につきましては、県の方で撤去方法を今検討中であります。

また駐車場所の案内につきましては、平成18年度予算によりまして、3カ所の駐車場に表示板を設置をいたしております。さらにターミナルビル側の駐車場には他の2カ所の駐車場のうちわかりやすく明示した案内板をこれは設置をする予定にいたしております。

それから厳原港の現在と将来にわたる利用計画の検討会ですが、昨年7月に第1回目の質問により現在での問題点の抽出を行うためにターミナルビルの利用状況に関する事、駐車場の利用状況に関する事、あるいは野積み場使用に関する事、あるいは海上保安部等の駐車場の借りに関する事、国際ターミナルに関する事を協議しました。

第2回目の8月に県を交えた検討会を行いまして、県から今後のスケジュール等に関する説明を受けております。また現状で追加できる駐車スペースの確保ができないかの検討もこの中で行っております。行いました。この2回の検討会により注視された問題点をもとに、現時点で対応できる方策で現在の駐車場問題をどれだけ解消できるのか、前述しました毎週の駐車場における車輛のチェック、長期に駐車する車輛への撤去通知、放置車輛の撤去など半年間を通して行ったその効果を見極め、改めて検証し、さらに検討会を実施していく計画でございます。

また福岡桟橋のカート設置につきましては、私も12時ですか、あのフェリーに何回か乗りまして検証いたしました。昨年7月21日にカート設置要望を九州郵船株式会社に提出をいたしまして、9月22日に九州郵船よりカート6台を設置した旨の報告を受けております。設置状況写真をいただいております。今後も皆様方が国県からの助言をいただきながら、市民に優しく利用のしやすい厳原港の利用計画を図っていこうと考えております。その点はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（平間 利光君） 1番。

○議員（1番 小西 明範君） 私がいろいろこう質問をしております。懲罰委員会に、いろいろ不祥事をした職員を懲罰委員会にかけてされたのか、その辺の話をまたお聞きしたいと思います。そして、外部監査制度ですが、これ非常に有効な制度であります。専門化の目でいろいろチェックをするわけでありまして。そういうことで、これは条例さえ整備すればきちんとできるようになっております。その辺の話をもう少し聞かせてほしいと思います。

市長もいろいろ職員の不祥事のために頭を悩まされておると思いますが、残念ながらきょうのこれ長崎新聞です。いろいろ発注工事の談合事件の初公判の記事が出ておりますが、悲しいことにこの検察の冒頭陳述で、「対馬市内では落札予定業者をとり決める談合は常態化。工事が行われる地元業者が落札する慣習があった」と指摘されております。検察のこれは冒頭陳述ですが、こういうことが日常でやられていたのかなと思うと非常に強い怒りを覚えるわけでありまして。非

常にこう残念な記事であります、恐らくこれはそういうふうな証言に基づいた検察の陳述だろうと思います。

とりあえずその懲罰委員会と監査制度の件でお願いします。

○議長（平間 利光君） 市長。

○市長（松村 良幸君） 綱紀の肅正はこの前から申し上げましたとおり、前日のとおりですが、とにかく信賞必罰というのはこれは世の流れです、特にこういった混乱期にはそれは必要だと思っておりますので、担当部の方へちゃんとそのこともしたいと思っております。

○議長（平間 利光君） 総務部長。

○総務部長（内田 洋君） 違算をいたしました職員につきましては、口頭での戒告処分をいたしております。

○議長（平間 利光君） 市長。

○市長（松村 良幸君） そうですね、今地方自治法では監査委員ってのはそういった自治省上の形でやっておりますが、その上に外部監査ということになりますとどうということなのかなと思いますが、自治省とよく整合性を保ちながらですね、検討できるのかどうか、整合性がとれるのかも含めまして、果たしてまたそうすると、現在自治省上の監査委員を否定することにならないのかも含めましてですね、よく検討してみたいと思っております。

○議長（平間 利光君） 1 番。

○議員（1 番 小西 明範君） ぜひお願いしたいと思っております。

次に、先ほど地産地消の件でお話をいたしました。大部議員の質問に対して、大部議員が地元企業を育成するためにも公共事業をできるだけ地元企業に発注するような方法をとってほしいという話がありました。それに対して市長は、きちんと指名基準をクリアした業者がとってるから、私の方としては何も言えないよという話がありました。もちろんそうでございます。やはりちゃんとそれは市の指名基準をクリアした業者が落札しておりますから、とっただけいけないとか、そういうことは言えません、もちろん言えませんが、しかし条例や規則を変えて、規則でしたらすぐ変えることもできます。やはり地元企業が工事を受注すれば、非常に法人税等が地元に入ってまいります。これは法人税が非常に率も高うございますので税収としては非常に魅力のある部分だろうと思います。それである程度の決まりをつくって、そうすることによって地元企業も受注できるような方法になると思いますので、よくその辺は相談をしてほしいなと思います。どうでしょうか。

○議長（平間 利光君） 市長。

○市長（松村 良幸君） 地元業者育成ということはいつも申し上げておりますように、これはもう言わずもがなでしてね、そういったことで今までも対処しておりますし、だから外からの一般

競争入札ということになりますと、指名入札じゃないわけですから、競争入札の参加条件をクリアしたところは全部これは言うていけません、これはもう御承知のとおり。そうすると、そういった中でも、だからよそから事務所を出したり支店を出したりというところについては従業員が何名以上ということでのですね、この縛りをかけて地元業者育成優先ということは図っておると思います。そういう点で、それはいささかも違いないように、だれにとらせるとかだれがとるとか、そういうことはあり得ないわけですからね、そういったこと事態が起こること自体がおかしいんでございまして、逆に地元の参加する条件が外よりも多いようにいたしております。技術的なものがあれば別ですけどね。そういうことで御理解を賜りたいと思います。

○議長（平間 利光君） 1 番。

○議員（1 番 小西 明範君） 地産地消の――これは先ほどの話ですが、いろいろと地元産を優先的に使用するという話が最近非常にこう、よく出てきております。これは長崎県が平成 16 年に調査したのですが、学校給食における地域作物の利用状況というのを平成 16 年に調査しております。対馬市の場合、農産物、これの地元の分の採用は 13.5%です。平成 16 年のこれは 10 月と 2 月に実施されておりますこの平均ですが、13.5%です。そして県内産ですと 36.7%が対馬の学校給食で使われております。しかし水産物です。対馬の非常にこう基幹産業であります水産業のこの水産物ですが、わずか 0.3%にしか利用されておられません。学校の方で利用しにくいのか、あるいはそういった商品がないのか、その原因はよくわかりませんが、わずか地元の水産物が 0.3%しか学校給食には使われていないという現状であります。県内産ですと 24%、24.8%です。こういったものが使われている中で地元産は対馬産は 0.3%です。非常に少なくなります。こういうこともそれぞれ教育委員会なり相談されて、少しでも地元産の消費をふやし、あるいは利用をふやすような方法をとっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（平間 利光君） 市長。

○市長（松村 良幸君） それも言わずもがなのことだと思いますし、御指摘のとおりだと思います。ただどうなのでしょうかね、メニューのつくり方にもよって農産品と水産品のね、水産物の使い方の数字上の差はあると思います。

あるいはまた主体者であります学校給食法人とかいろんな、給食友の会とかいろんな形態で行われております主体者の問題も出てきましようからですね、その話はよくお話をしてみたいと思います。

なお、県産材、対馬産材、そういったことが一番地産地消でいいわけですが、残念ながら木材にしましてもうまくいきませんね。だから、対馬の家を建てるのが対馬の木材で使われるというのが少ない、自分の山を持っている人以外は家を建てるのはほとんど大工さんが向こうから、島

外から輸入をしている。調べてみますと、やっぱりヒノキでも2割安いんですね、外から入る方が。そういったところもございます。もちろん育林の仕方が悪いんでしょうか。そういった点で手入れが悪いから節が多いわけですが、節が多ければ多いなりですね、またいろんな美術シーンに使うようなつくり方等もあるんでしょうが、いずれにしましてもいろんな原因があるのかなと思いますけどもね、それはもうできるだけいろんな形でそうしていただきたいと思います。先ほどの話の石にしましても、JIS規格等もございますが、合うものであればそういった形でね、できるだけ使用をしていくと、使用基準の中にそこを入れていく、対馬産の石ですよとかね、そういったことはJIS規格等の規格の問題もありましようけども、そういったものを含めまして、それは努力していくべきだと思っております。

以上です。

○議長（平間 利光君） 1番。

○議員（1番 小西 明範君） 長崎県も非常に県内産の消費については力を入れております。きょうは教育長も来られておりますが、教育委員会の中で学校給食についてそういう運動がされたりとか、あるいは話し合いがされて対馬産をふやそうということになっているのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（平間 利光君） 教育長。

○教育長（米田 幸人君） お答えいたします。

教育委員会としましてはですね、地産地消、全く基本的には推進ということは重要な事項だと、そのように考えております。これ前回の議会のときですね、この地産地消の利用ということで質問があっておりまして、その後農業改良普及所等と協議をしてですね、進めるようにしております。ただ問題はちょっと市長も答弁しましたが、ある程度の量の確保というのが必要になってくるんですね。ですから、そういう意味で非常に生産者の方も学校給食に提供するようになれば、それだけの供給体制をどうしても進めてもらわないと、これはありません、あれはありませんということではですね、問題があるわけです。ただ基本的にはですね、やっぱり島内産を使用することは今後とも考えていかなければいけないと、そのように思っております。

○議長（平間 利光君） 1番。

○議員（1番 小西 明範君） 地産地消については、いろいろ今言われたような安定供給ができないとか、そういう話があるのかなと思います。それがやはり一番の原因になってると思いますが、ある分だけを使えばいいんです。ある分だけを使って足りない分をよそから持ってくることもできます。そうしないときちゃんと安定供給ができないから使えないよということであれば、対馬産のものはいつまでたっても使えません。やはりその辺を少しでもあるものから使う、そういう考えでやってほしいなと思いますが、ちなみに米ですと佐護米は上県の方で使われておりますが、

対馬の米は佐護米だけです。上県が使ってる分だけです。ほかの旧5町は使っておりません。その辺の現状はどう思われますか。

○議長（平間 利光君） 教育長。

○教育長（米田 幸人君） あのですね、今少し改善されてね、先日学校給食の関係で聞きましたところ、対馬農協に発注をするということですね。それで対馬農協の方が各生産者と連携をとってですね、ある程度数をまとめるということでもあります。そういう意味で地産地消に向けてですね、努力をしているというようなことでもあります。

ただ給食センターとしましてはですね、単品の発注ちゅうのはちょっと問題があると思うんですね。ですからある程度野菜なら野菜で1カ月、2カ月分の発注するわけですから、献立によってですね、ですからある程度数をまとめんといかんということもあります。その意味でですね、今後生産者、また農協等ともですね、協議をしながら進めていかなければいけないと、そのように思っております。

そして米の問題につきましてはですね、これは上県町が地産地消ということでやっておりました。で、上対馬町に話がありましてですね、上対馬町にそれにお付き合いをして、2町で佐護米を使っております。ただし単価的に高いんですね。これを地産地消でも単価的には高うございます。ただ政治的判断としてですね、米だけは従来2町が使ってたということです。そういう意味でこの価格の問題等についてもですね、やはり地元産ということでコストの面で努力をしていただかなければいけないと、そのように思っております。

○議長（平間 利光君） 1番。

○議員（1番 小西 明範君） 次に、市長に政策評価制度の件でお伺いいたします。長崎県が平成13年度より政策評価制度を採用して、非常に効果的な結果が出ております。いろいろと各種事業を市民や職員が評価をするわけですが、その評価をしてその結果やはり費用対効果が上がってないとか、そういう事業については予算を削減したり、あるいは廃止をしたりする制度であります。この制度を対馬にも取り入れる予定はありませんでしょうか。考えは。

○議長（平間 利光君） 市長。

○市長（松村 良幸君） 県は内部でのその政策評価、なるほどそれぞれのセクションでかつてやった人もおるでしょうし、新たな人もセクションにおるでしょうし、そういったそれぞれ資質を持った人が政策評価としてのセクションセクションで動いていっていると思います。ただね、内部でやったのを内部で評価することはいかなものかと私はと思いますが、それも必要でしょうが、やはり外部の政策評価が必要だろうと思います、外からもですね。そのことは検討してたのかな。事務事業の見直しの中でそれも検討いたしておりますので、小西議員のおっしゃるとおりこの点は今後検討していかないかんと思いますが、本当は目標管理制度がですね、あれば一番いいんで

すが。そうすると数値目標も出していく、そして皆それぞれが、これは企業がよく使ってる手法ですから、目標管理をすることによって自分が何をどうするかということはわかりますし、こうすればこうなると、そうすると私はこれだけになりますよと、これだけやればこうなります、給料はこうはね返ってきます、もうすべて目標管理が今から必要だ、その数値からできる、することは難しいセクションが多いですからね、そういった点で非常に難しい点がありますが、それはやっぱり目標管理をベースにした今から形態としての動きをしていかなければならないと思っております。努力をいろんな形でしてみにやいかんと思ってますね。

○議長（平間 利光君） 1 番。

○議員（1 番 小西 明範君） 目標管理という話もありますが、この政策評価もそれぞれ数値を目標として掲げてある制度で、あんまりこう変わらない制度であります。

で、次に、巖原港の駐車場の件ですが、昨年6月に質問があつて、この2月まで全く廃車の車も動いてない状況であります。これは海上保安部の一番奥の駐車場の分ですが、まあそれもいろいろ市の方でその車については、対応して、あるいは県の方で対応しているという話ですが、9カ月もたってまだその廃車はふえる一方で減っておりません。それ把握されてるんですか、市の方としては。

○議長（平間 利光君） 市長。

○市長（松村 良幸君） 先ほど申したとおりです。先ほど演壇から申したとおりです。

○議長（平間 利光君） 1 番。

○議員（1 番 小西 明範君） 先ほどの答弁で通達、あるいは通知をしているという……

○市長（松村 良幸君） もういっぺん言いますか。

○議長（平間 利光君） 市長。

○市長（松村 良幸君） 駐車場の混雑の緩和ですが、週に1度各駐車場の巡回を行いますと。また駐車されている車輛ナンバーを控えまして、4週目の巡回時には4週間連続で同じ場所に駐車している車輛に移動を促す……（「話が違う」と呼ぶ者あり）張り紙を張ってる。いや、それ続いているんですよ、違うの。はいはい。

○議員（1 番 小西 明範君） ちょっといいですかね。

○議長（平間 利光君） 1 番。

○議員（1 番 小西 明範君） これ写真を私はとってきておりますが、いいですか、ちょっと見て。

○議長（平間 利光君） 時間が迫っておりますので。（発言する者あり）

○議員（1 番 小西 明範君） そういう廃車があるんですよ。それを昨年糸瀬議員も質問をされたんだから。糸瀬議員の質問ですが、一番先の駐車場のことですが、廃車同然の車にごみ捨て場

同然であります。これをどうされるのか質問がっておりますが、その廃車の車はもちろんごみ捨て場みたいになっておりますが、9カ月たっても何も改善がされておられません。それを私はきょうは質問、一番質問したいところなんです、市の対応として敏速に対応されているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（平間 利光君） 市長。

○市長（松村 良幸君） だからさっきから申し上げてたんですが、まず4週目にそうする。その次に指摘のあった各駐車場に放置されたナンバーのついた車6台については所有者を把握をしました。そして県と市の連名による撤去通知を郵送しておりますと、こうして続くわけですね。で、撤去される予定であります、また第3駐車場に放置されてるナンバーのない車輛2台については県の方で撤去を、これも確定しておりますから今検討しておりますと、これが動きですということです。

それからあとは案内板の中の話ですね。以上です。

○議長（平間 利光君） 1番。

○議員（1番 小西 明範君） あの非常にいろいろ市の方としても抱える問題は多うございます。そういうことでこの中で頻繁に起こる不祥事は出てくるし、市長も大変頭を悩まされていると思いますが、やはり残念なことに少し議会と執行者との信頼関係も損なわれているんじゃないかと思っておりますが、これからはお互いができるならば手を取り合って市民のためにそういった正常な市政を取り戻したいと思っております。どうか今後ともお互い義務を果たし合ってやれるようにぜひお願いして私の質問を終わります。

○議長（平間 利光君） これで1番議員の質問が終わりました。

.....
○議長（平間 利光君） 暫時休憩いたします。再開を4時15分といたします。

午後4時02分休憩

.....
午後4時14分再開

○議長（平間 利光君） 再開いたします。

次に13番、大浦孝司君。13番。

○議員（13番 大浦 孝司君） 本日ラストバッターでございます。なるべく早く、急ぎます。

一般質問をいたしますが、美津島にございますグリーンピアの開発地の今後の計画について市長の方にお尋ねをいたします。通告に従いまして市政一般について質問を行います。

質問事項は、グリーンピアつしまの今後の開発計画についてでございます。旧町時代、美津島町においては、対馬島の活性化の拠点となる新しいまちづくりを行い、地域経済の培養及び

21世紀のグローバルな社会に対応すべきを基本として、美津島町浅茅湾に面した鶏知、ナゲイタ地区に平成7年度より土地の基盤整備及び拠点施設の整備が精力的に実施されたのであります。平成15年度段階までにおおむね80億円の巨費が投入され、福祉保健センターの建設をはじめ、湯多里ランド、全天候型ゲートボール場、体験伝承展示販売施設等の大型施設が次々に整備され、現在に至っているところであります。当初の計画から見ますと、さらに大規模な開発を今後予定している内容となっておりますが、途中町村合併を迎え、市の運営となっているところであります。今後の開発計画について2点ほどお尋ねしたいと存じます。

まず浅茅湾に面した半島の一角に位置する、既に関収済みの山林に別荘地の造成計画が以前提案されておりました。現在までに進められている計画の概要について、開発の規模等資本計画、最終的な土地の分譲計画等はどのようなになっているのかお尋ねいたします。

次に、グリーンピア造成敷地内に、企業誘致によるケアハウスの建設計画を進める構想で、既に県との協議がなされているとお聞きしております。調べによりますと、現在島内には社会福祉法人は8団体、その他福祉事業に携わる有限会社等4団体が存在しており、介護老人福祉施設、養護老人ホーム、グループホーム等の運営に取り組んでおられるところであります。これらの施設は公営を含め、島内に15カ所存在しており、延べ572名が入所できる規模となっております。平成18年度対馬市介護保険特別会計当初予算では、介護保険給付費の総額は約27億8,000万円に及んでおります。今後さらにこの負担は増加するものと思われます。

ところでケアハウスの定義について触れますが、60歳以上でかつ身体機能の低下が認められる、または高齢者のため独立して生活するには不安が認められるもので、家族による援助を受けることが困難なものを低額な料金で利用させる施設の整備を行うとうたわれております。このたびのケアハウスの計画概要がどのようなになっているのか市長にお尋ねいたします。

そのうち対象となる団体の名称、敷地及び施設の規模、施設の運営方針はどのようなになっているのか、なぜ企業誘致でこのことを行おうとしているのか、市長の考えについて伺いたいと存じます。

これまで対馬島においては、平成15年度に民間により具体的な実施の取り組みがございましたが、その内容は50人規模でこの申請行為があり、たび重なる慎重なる審査の結果、残念ながら県段階での採択ができず断念したと聞いております。当時対馬の枠は1施設50人規模で平成15年度、16年度と確保されておりましたが、平成17年度、本年度は県が財政のいわゆる理由により、凍結して枠組みはゼロとなっておりますとのことであります。

このような中で、昨年10月ごろより県への協議にいわゆる対馬市が働きかけをしているとのことでございますが、地元の関連する会社、社会福祉法人からのケアハウスの実施の希望は全くなかったのか、あるいは確認もなしに一方的に市のいわゆる申請行為は行っているのかその点に

ついてお尋ねをいたします。

また県の枠組みや財政事情の厳しい中、平成18年から20年までの計画にせめて1施設ができるか否かとのことを認識しておりますが、今後その点がどうなるのか、市の見解について伺いたいと思います。

最後に、これに関連する用地の計画と処理方針をできれば詳細に説明を願いたいと思います。

○議長（平間 利光君） 市長。

○市長（松村 良幸君） まず第1点のグリーンピアつしまの今後の計画ということですが、これはもう大浦議員よく御承知のとおり旧美津島町の時代に日韓交流を核とした国境の新しいまちづくりとしてグリーンピアつしま計画は策定されました。そういった新しいまちづくりの計画のもとに島外からの来訪者を対象とした出会いの場、あるいは交流の場、就労の場、そういった形で整備を進めてきておりまして、拠点施設の整備事業と基盤整備事業の2本立てにより各施設の整備を進めてまいっていたわけでありまして、これが旧町のことで、ほかの方がおわかりにならないかと思いますが、用地買収は当時十何年前でしたかね、大体公有水面まで入れますと、ハウステンボスと同じぐらいの130ヘクタールぐらいの用地の確保を当時ここにおられます黒岩議員さんらの御協力のもとに、大変ないろんなことがあったんですが、できました。そして御承知の、今指摘のとおり、湯多里ランド、あるいはプール、これは御承知のとおりですね。あとあそこに経済再生でいたしました、ふれあいプラザってのが、これちょうど経済再生予算が出ましたので、12月の末に繰り越して1億4,000万ぐらいでしたかね、これも全額国費でしたが、それができました。そして、ゲートボール場、老人議会のときに、皆さんからの提案でしたから、またこれも経済再生ということでこれも全額国費の補てん、オールシーズンのゲートボール場できました。あとはあそこの整備の中ではマリンタウンプロジェクト事業っていいまして、運輸省の当時事業でございます。これは県営事業でございます、岸壁ができ、キャナルっていうんでしょうかね、水路ができ、そしてあそこに土地を埋めて、あれだけの土地ができました。今中央に残っている土地が国際交流センターということで、実は30億ということであそこに交流センターができるようになってたんですが、それがいろんな事情の中で、実施計画に至ってあと消えてなくなったわけでありまして、

そういう計画だったんですが、先ほどの質問にもありましたように、当時合併時いろんな問題もありました。ちょうど私どもが八十数億だったと思います、当時の合併する前の皆さん持ち合わせの起債がですね。そのうちの元利償還できるものが60%、65%弱、64%強でしたから、五十二、三億のもので、実際は起債が、生で返さなきゃいかんのが二十二、三億ありましたね。八十何ぼですか、五十何ぼですかね。だから、それに見合うだけの38億の基金をつくったということでございまして、皆さんの合併した対馬の美津島の借金返しなるよってというのがも

ろくも崩れているわけですが、そうしたふうにはいろんな問題を指摘されながら、実はあそこまで来たわけであります。

それで今御指摘のように、別荘地造成ということが出てきております。もう市でするよりもということで、たまたまそういったこの有限会社対馬による別荘地の計画は自然をそのまま崩さんでやっていこうということで、今県の方との計画用地のことで開発許可申請の手続が開始されつつあるんじゃないかと思っております。開発計画の事前審査の申出書が県に提供されまして、先日第1回の事前審査の協議が各関係機関の間でなされている状況であります。

なお現在計画されております内容を聞きますと、敷地面積は百十……とにかく33戸のようですね、計画予定コースが。で、計画人口132人となっておるようでして、費用が約2億8,000万余りでなんか自己資金をもって対応されるという計画を聞いております。今後はこの計画に対して道路の問題、水道等をはじめとする各工種ごとのですね、協議が関係機関においてなされていくのではないかと思っております。

なお、この土地の払い下げ等につきましては、現申請の計画に沿って事前審査、あるいは許可申請の手続を進めていかれる中で、自然保護法との制限行為の関係をどのように展開していくのか、関係各機関との調整はどうか、いや売するのか、貸すのか、いやそれだったら別荘にならないとか、貸し別荘だとかいろんなことが言われているようで、担当の方で協議がなされているように聞いております。

それからあとは何だったか、企業誘致のことかね、ケアハウスでしたね、はい。

これは旧町時代にもいろんな話が、はっきりした計画じゃないんですが、したいですが土地はないだろうかというような話もありました。それは開業するに当たっての。それからあとケアハウスだったかグループホームだったよく記憶ないんですが、ぜひしたいというようなこともありまして、それ以後あんまりなかったんですが、これはぜひ企業誘致として進出をしたいということで、ケアハウスだけではだめですよということを言ったケアハウスプラス有料老人ホームとか、グレードの高いいろんな複合施設で企業誘致に応じたいということですね、今医療、島外の医療法人によりますが、あれは如水会っていうんですかね、医療法人が企業誘致の申請を申し込んでおりまして、もう去年あたりだったでしょうか、もともと旧町時代にもそういった話があったんですが、具体的なものはなかったのものでそのままにしておりました。新市になって具体的な計画書が出されまして、県との合議とかがなされるように――新市になって1年、半年ぐらいになってからでしょうか、そういったことがなされております。

それから、これは何だったかな、島内に福祉業者がおるのになぜなのかということです。それは島内であれ島外であれですね、皆それぞれ企業誘致についてはこちら積極的にやっていくわけですが、新しい20人、30人の雇用ができていくわけですから、雇用の場づくりということで

どこでも申し入れがあればやっていきたいと思って、企業誘致の一つとしてとらえております。

はい、あとでまた。以上です。

○議長（平間 利光君） 13番。

○議員（13番 大浦 孝司君） ええと、中身を今から質問する中で、今の市長の答弁に私まだ不十分な、もっと中身が欲しかったんですが、足りませんので、一問一答で行きたいと思います。

現在のケアハウスの実施が対馬島でどういう状況にあっておるかということは認識されておると思います。長崎県がこの枠組みを決定する理由は、国が昨年までこの旗を振ったわけですが、県へ移譲したというふうなことで長崎県が今後その枠をですね、さらにやっていくということですが、聞くとところによりますとですね、15年度、16年度は対馬の枠を1施設50人規模であったと。その中で民間のある方がアタックして努力したけども、最後には許可がおりんやったということがございました。それと本年度17年度については、あえて長崎県は対馬地区を枠をゼロにしたと。県の財政が関与できないから対馬島はいわゆるないですよと。その中で市はですね、この企業誘致というふうなことでひそかに県にアタックしていったというふうなことが聞かれています。

で、市長、ただこの中でですね、枠がないのに企業誘致の申請があったから県へそれを働きかけた、それはわかりますよ。しかし、地元の社会福祉法人がこのケアハウスの実施ということについてどれほど認識の中で全くないというふうな考えを持ったのか、この辺についてのですね、これは担当課の方にもお尋ねしますが、部長、もしあればですね、市長を含めて、このところ大きな大事なことと思いますよ。この点についてですね、ないがしろにね、地元で事がありながら枠組みは一つしかないのに、それをいきなり本土の企業誘致の申請があったからやりますよ、これは私はちょっと市長に直接聞きます。お願いします。

○議長（平間 利光君） 市長。

○市長（松村 良幸君） 「ひそかに進めた」って何か奥歯に挟まったものの言い方をしますね。ひそかになんかしてません、堂々と進めてますよ。具体的に企業誘致の申し入れがあったらそれは進めていく、当然じゃないですか。雇用の場もどんどんつくらないかんし。あなたがそれが理解まさにできないっていうならそれはせんでいいんですよ。どんなことでも企業誘致今全力を尽くしてるんですから、いろんな形で。だから今までそういった申し入れなかったじゃないですか、具体的に。だから、別にね、あなた方がそんな外から入れるのまかりならんと言うならやめればいいんですよ。企業誘致をとにかく早く、一人でも雇用の場をつくらないかんということだね、何もかもいつでもそういった形でね、話が持ってこられたって何もできませんよ。だからやられるなら皆さん出されればいいじゃないですかーと私は思っております。

以上です。

○議長（平間 利光君） 13番。

○議員（13番 大浦 孝司君） 私はケアハウスというふうな建物の、いわゆることとその運営がよそのいわゆる島外業者からこれをお願いせんとできん代物かというふうな中で、地元のいわゆる社会福祉法人の皆様がやってもできる内容でありながら、それを確認したかという話を私は言っているんですよ。それが2年前に手が挙がったからそれやれるんだということじゃなくて、一つしかない枠組みを今から平成18年以降一つしかないんでしょう。どうも話聞いておれば、ようつくってしまい、一施設50人、これは内容と聞いております。そのわずかが一つをですね、地元の皆様に十分、いわゆる確認を、いいのかということととらずに企業誘致があったからそれを申し込みます、これを私は市長、今の答弁としては不十分だと思いますよ、どうですか。

○議長（平間 利光君） 市長。

○市長（松村 良幸君） 不十分なことはあなたが不十分と思ってるんだ。やめるならやめていいんですよ、別にそれすることは要らないんですよ。企業誘致申し込まればいいじゃないですか、島内の人あれば、そうするとその中ですればいいじゃ。あなたないですか、ないですかということがありますか。企業誘致で進出をしたいと、ケアハウスだけじゃなしにグレードの高いものでここに福祉の拠点を作りたいということだから、ケアハウスプラス有料老人ホームやら含めたものでやりましょうということで検討した結果、それならということでしたわけですね、そんなおかしいことを。何でもね、そんなことして何もされませんよ。だから別にあなた方がすると言うならせんでいいんですよ、企業誘致は、企業誘致でしてますから。ほかの人が申し込み、島内からあればされればいいじゃないですか。それどれでも調整できるじゃないですか。あなた方そういうことでして何もできませんよ、別にやめていいんですよ。

○議長（平間 利光君） 13番。

○議員（13番 大浦 孝司君） 市長、そういう言い方を私はしてないですよ。

○市長（松村 良幸君） そういう言い方……

○議員（13番 大浦 孝司君） いやいや違うでしょうがね。

○市長（松村 良幸君） 何が違うか。

○議員（13番 大浦 孝司君） 17年度は長崎県はゼロにしたと。対馬地区はつぶしたと。こうなるとるわけです。その中で地元の皆さんは、これは県はこの事業を着手することを非常にためらっておるという中で遠慮しとるかもしれんじゃないですか。ただよそからこの種のやつを入れるならば、地元のことをよう確認して事をやらないと、これあなた地元から言わせれば特別優遇の取り扱いじゃないかというふうに思われますよ。いやいや、首ひねるけどそう私も思います。

あのですね、もう一つ言いますよ、なぜ企業誘致ですか、これが。これは地元でできるじゃないですか。この種のその内容のやつは。私はそう思いますね。社会福祉法人の資格があればこれ

はできるようになっていますよ、どうですか。

○議長（平間 利光君） 市長。

○市長（松村 良幸君） 大浦議員、あなたは何が言いたい。申し込みがあればちゃんと平等にするじゃないね。申し込みないじゃないね。企業誘致で今血眼になって雇用の場を探そうとしてるんじゃない。そういうところで企業誘致の中で何十人の雇用ということだから、それなら企業誘致で検討しましょうということじゃない。その島内の福祉法人から何も言ってきてませんね、具体的に。だからありませんか、ありませんかってせっかく企業誘致やろうっていうのがそれは進めるの当然じゃない。それが島内がせんからだめならそれやめればいい、簡単、単純なこと。何の約束もあるわけじゃないわけだから。そういう物の言い方はおかしいんじゃないですか。ねえ、ずっとそんな話ばかり今まで美津島町でもしてきたじゃないですか、ねえ、皆さんが。（笑声）（発言する者あり）いやいや、同じこと同じこと。だからこういったことで皆さんが希望があればされたら結構、今からでも遅くないよ。だれも言ってこないで、なぜあなた方ありませんかというそんなことがなぜ言わないかっていうのはおかしいじゃないね、逆に。

○議長（平間 利光君） 13番。

○議員（13番 大浦 孝司君） あのね、この話をやりおうても市長がそう言う以上は話が譲らんみたいんですからね。ただ地元の皆さんはそう思っとらんということを言ってるんですよ。あなたの言うようなことではないと。だからそこらのことがですね、（発言する者あり）いや、そういう言い方はする必要ないじゃないですか。いわゆるーいやいやそういうふうなね、ことが外から入れるにはもっと違う企業のその取り組みならともかく、地元の業者があなたそんなことができるのに、それが私はね、非常に重みとしてはちょっとおかしゅうないかなということを個人的には思っております。

そしてもう一つ先に進ましちゃいけませんか、市長、いいですか。ええと、一つ申し上げますが、介護の給付費が27億相当今年度特別会計の歳出の方に計上されて、非常に市の財政も苦しくて、まあ何と言いますか、施設の対応については今後グループホームを含めて許可を出さないよというですね、方針を出しておられますね。これ部署の中での発言ですから、市長の耳にわたっとらんかもしれません。平成20年度まではこの許可を出しませんというふうなことをですね、これは財政事情の中からそういう発言をされております。仕方なく数名の方が相談に行ったけども20年まで受け付けません、こういうふうに言っております。ところがよくよく聞いてみれば、現状の中でこの17年度の当初80人から100名の方が入所を待っておられる方がおるそうでございます。この辺に私は非常に矛盾を感じるわけですが、その点、もしわかっておられればですね、今のことについて市長は回答はいいですが、そのことを認識されておりましたか。お願いします。

○議長（平間 利光君） 市長。

○市長（松村 良幸君） 回答はいいですが、認識したかと聞いているわけだから言わないかんじやろう。グループホームが今9ユニットだったのかな、10ユニットか、8ユニットで1ユニット9というわけですから、これ以上ふえると介護保険のはね返りがあるからということの事情も一つはあるでしょう。そしてそういったいろんな県の事情もございます。これ以上しばらくふやすことはいかなものかということで、次の新しい対応といえましょうか、そういったことができるまで今はやるべきじゃない。大体見込みが4,500円になってると。こういう今度の介護保険でもそういったことを、そういう説明をね、政策説明をしたときに話したとおりであります。あと詳しいことは保健部長から話させます。どうぞ、話してください。

○議長（平間 利光君） 保健部長。

○保健部長（阿比留輝雄君） 先ほど話がありましたグループホームに80人ぐらいの方が待機してあるというお話ですけれども、グループホームの方じゃないと思います。（「ないですね」と呼ぶ者あり）それは勘違いだと思います。18年度の予算につきましては、法改正で1号被保険者の方が18%から19%に上がるということで金額が236円、これは8,331万5,080円なんです。それと税の改正に伴いまして、本人非課税世帯の収入が80万円未満の方に対する減額というのがございまして、これが379円、1億3,378万8,370円になるんですけれども、それとグループホームが2ユニットから8ユニットにふえたということで、金額上昇分が240円、これが8,472万7,200円です。それと先ほど申しましたいろいろ話題になった件がございまして、そのケアハウスの20年度ぐらいだろうという予想を立てて、30ですけども、ケアハウスの件はですね。基本的に介護で利用するのが28ぐらいじゃないかという計算をいたしまして、それをあわせた給付費の伸びが245円、8,649万2,350円、全部あわせて18年度1,100円上がるという計算をいたしております。

以上でよろしいですか。

○議長（平間 利光君） 13番。

○議員（13番 大浦 孝司君） 介護保険の圧迫、これによってグループホームの申請についてはその一環で止めたという現実、そして片や企業誘致について実施が20年か知りませんが、そこらについては片やいわゆる県のそのヒアリングを昨年の10月から進めておると。まあ島外のそれに事をやろうとするものは余りいい話としては受けんとですよ。その辺についてですね、市長がまあどう思われとるかなということで先ほどですね、知っとったら、そのことをわかっておるならばその辺についてですね、率直に意見は聞きたいというのがさっきの言葉です。

で、それで今のことは先に進みます。で、計画の概要をもう少し市長の回答でほしかったわけですが、そのグリーンピア敷地のどのぐらいの場所にどのぐらいの規模の土地をいわゆる使って、

どのぐらいの建物をつくるか、このぐらいのことができずに、出らずに50人という数字を出すわけですから、今の段階でその数字が出てもいいんじゃないかということでお聞きしたわけですが、いかがでしょうか。担当部局の方でも結構です。

○議長（平間 利光君） 市長。

○市長（松村 良幸君） 数字が出てたらいいいじゃ、あなたが一般質問したわけだから今出すわけじゃないですか。計画を申請している計画があるでしょう、企業誘致の方でどうぞ話をしてください。

○議長（平間 利光君） 産業交流部長。

○産業交流部長（中島 均君） お答えいたします。私有地のグリーンピア内の敷地面積につきましては、今のところ契約といたしまして、9,360平米でございます。それと建物等につきましては、まだ概算等でうちの方に構想が来てる関係で、面積等についてもここに概略が来ておりますけども2階建てで、一応計画といたしまして、建築面積で528.19坪ということで契約書が参っております。具体的に間取り等につきましてはまだ若干構想の段階でございますので、具体的にはうちの方には来ておりません。以上です。（発言する者あり）

○議長（平間 利光君） 産業交流部長。

○産業交流部長（中島 均君） 土地につきましては、無償貸与でございまして、造成等につきましては一切市の方は関知しておりません。

○議長（平間 利光君） 13番。

○議員（13番 大浦 孝司君） 今市長が企業誘致条例があるからそれ見りゃわかると、こう言いましたね。これ見りゃわかりますが、そんなこと書いてませんよ。（発言する者あり）いや、いや、あなたそう言うたでしょう、これ見りゃわかるって。（発言する者あり）いやいや、見りゃわかるって話言うたじゃないですか。（発言する者あり）いやいや、そういう話をしたから言いよるわけで……

○議長（平間 利光君） 先に進むような進行であってほしいと思いますので……

○議員（13番 大浦 孝司君） 部長、その条例のどこにその無償で貸すとか書いてますか、それを一つ持っておれば説明してください。私はこれ見てですね、そのことは書いとらんから聞きようですよ。

○議長（平間 利光君） 産業交流部長。

○産業交流部長（中島 均君） 土地につきましては、私たちが企業誘致の設置条例を持って条例をつくってる中身につきましては、5年間の固定資産税等の課税免除、それから法人、市町村民税に相当の額の範囲内での奨励金ということで企業誘致として認めておるということでございます。

- 議長（平間 利光君） 13番。
- 議員（13番 大浦 孝司君） そのことじゃなくて、土地のいわゆる払い下げを無償とすることがですね、今その話しましたね。どこに載っておるかということを言ってるんですよ。優遇措置はここに書いていますよ。資産税やら云々のことは。そして敷地を造成するがためのいわゆるその補助的なことは協力するとか書いてます。ただ今の9,000平米にも既に敷地造成されておるその土地については無償払い下げができるというのはここにどこに書いとるかを説明してくれということを言いやるわけです。わかりました。いや、無償ちゅう話が出ましたから。
- 議長（平間 利光君） 産業交流部長。
- 産業交流部長（中島 均君） 無償払い下げじゃなくて、無償貸与でございます。
- 議員（13番 大浦 孝司君） 無償貸与ですか。
- 産業交流部長（中島 均君） そうです。
- 議長（平間 利光君） 13番。
- 議員（13番 大浦 孝司君） 無償貸与ということで、和田松の例がございました。で、話は最初は非常によく思うしなで、結果としてまあ会社が倒産した、建物が建った、その後の始末ができない、できなかった、こういうふうな事例が過去にございますが、もしそういうふうなことになる場合、また同じようなことになるのか、その辺にまだ詰めておらなんということになればですね、それでも結構ですが、その辺のところを部長でも市長でもひとつお願いいたします。
- 議長（平間 利光君） 市長。
- 市長（松村 良幸君） なんかおかしい話ばかり。企業誘致条例5年間無償貸与という、その企業誘致条例に載せてやっていくんじゃないですか。だから、それについてね、払い下げとかそういういったことがありようもないし、そういう中でやっていく、それに疑義があるっていったらもう何もされないじゃないですか。だから5年間たったら、和田松でも有償にしていって、5年間あそこに200人ぐらいの雇用でしたから、そうですね、給料支払いでも十数億になってると思いますが、何年続きましたかね、5年ぐらいだったかな、そういう中で例えばグランドホテルにしても同じことです。条件ですね。だから企業誘致条例に基づいてしか企業誘致せんわけですから、条例の変更をするときは企業誘致条例に乗って変更するわけですからね、今のところそういうことで5年間の無償貸与の企業誘致条例だと思っておりますよ。
- 議員（13番 大浦 孝司君） ちょっと、市長いいですか。無償貸与ということは企業誘致条例に書いてますか。
- 市長（松村 良幸君） 企業誘致条例に書いてる書いてる。
- 議長（平間 利光君） いや、貸与ということで書いてますか。土地の貸与というのを書いてますか。

- 市長（松村 良幸君） ちょっと議長、議長いいですか、こっちから答弁して……
- 議長（平間 利光君） 市長、説明してください。
- 市長（松村 良幸君） 企業誘致条例とはあなたが知ってるように（発言する者あり）わかってる、だから言いよるんじゃないですか。土地の分は無償貸与になるようにしましょうということだから、例えば固定資産税とか還元するものをそれやって、土地にかえてるじゃないですか。だからそれはもうあなたが美津島のときから全部それで企業誘致条例してるじゃないですか。（発言する者あり）ああ、市の条例ね。市の条例にその貸与というのは書いてないかわからんな、それは。しかし、企業誘致条例だから５年間しか土地は貸さんということですよ。
- 議員（１３番 大浦 孝司君） そういうふうなことは書いとらんですよ、条例は。貸すとかいうことは入っちゃらん。
- 議長（平間 利光君） 時間にとるよ。１３番。
- 議員（１３番 大浦 孝司君） 今の件は部長の方から後で事務的に確認をとって前へ進めます。
市長に基本的なことをお聞きしたいんですが、私はその建てる場所が非常に湯多里ランドの前の場所、真向かい、一番グリーンピアで残された重要な場所、大切な場所と思います。で、この数年前につくられたこの概要書、これは私はよく見ておると思いますが、この民間のホテルの誘致ということがありました。私は非常にあの場所はいろいろ考えた場合、ホテルの誘致が一番最適な政策であろうというふうにですね、今までの流れから見て思っておりましたけども、この点についてはその現在のところ今までの努力されたところはあると思いますが、計画あるのかなのか、今後。ホテルのその対応、ここに対して。それについてお伺いします。
- 議長（平間 利光君） 市長。
- 市長（松村 良幸君） それはもう言わずもがなのことで、そのためにあのあそこにね、マリータウンプロジェクト事業という国の事業の県営事業として用地をつくり、この前ゲートボール場―全国大会をしたあの用地、それから県との間の用地―雨が降って向こうに移動した、そういったところが国際交流センター用地、そしてシティーホテルの用地ということで企業誘致の用地だから、それは変わっておりません。今どこがあるかな、企業誘致するとして開業できるのはということで考えたのが、武道館とかそれから図書館とかということで、ちょうど県と旧町でつくってありましたふるさと伝承館が右にありますね。そしてそこを真っすぐ通るとキャナル―水路がありまして、水路の何も建ってない、樽ヶ浜側の左側の湯多里ランドに向かって上がっている左側の手前の方がそうだと思います。もうこの確かにその旧町のときにそれは武道館と図書館をつくるようになっておりましたが、箱物協議でこれはもう一切、１億以上のものはしないということだったからそれは保留してたところです。

ところが一つになったら、武道館も厳原町にはあれだけの武道館があるし、だから図書館も今

度つくるわけですから、この用はないなど。で、その土地を利用する以外ないのかなということ
とで急きょそういう企業誘致の場所に割り振ったということであろうと思います。

以上です。

○議長（平間 利光君） 13番。

○議員（13番 大浦 孝司君） 先ほどやりとりで忘れておりましたから、ちょっと思い出して
2点。このケアハウスをつくることによって、どれぐらいの効果が上がるように計算、概略でも
結構ですが、どのように思われておるのか、その点をケアハウスだけに限ってお願いいたします。
ほかのことは別。

○議長（平間 利光君） 市長。

○市長（松村 良幸君） 今回の企業誘致はケアハウスだけではそれだけの雇用の人員、雇用はや
っぱり30人以上やっぱりできるだろうということで、あそこ雇用の場としてなればいいなとい
うことで、ケアハウスだけじゃないんですね。そうした特別有料老人ホームも計画もしているよ
うですし、またいろんな福祉のグレードの高い福祉施設をつくるということだから、私どもは雇
用の場として、これはいいなということで進めていると、こういうことですよ。だから皆さんが
しないことはだめだということはせんわけです。皆さんがだめだって言ったらやめればいいんで
す。何もそういうふうに制約されるものはないんですから。

以上です。

○議長（平間 利光君） 13番。

○議員（13番 大浦 孝司君） 特老まで計画されてるんですか。いやいや、話じゃそういうふ
うに、（発言する者あり）いや、私はですね、計画の話は担当部署に、どこまで行っとるん
ですかという話までは聞いたんですよ。そういう中でそういう話は出てこんやったからね、（発言
する者あり）いやいや、あのですね、市長、その知らんぐらい思うてもやっぱりですたい、いっ
ちよいっちょ話をしよるわけですから、聞いた話はあなたと話せんでも部署に行って聞けばわか
るわけですからね。そして皆さんが施設が満杯、対応できない、あるいは負担が多いという中で抑
えておる中で、この種の話を外から来た方々に部分的に進めるということは問題だということ
で言われておるわけですから、その辺が特老までやる話は私は聞かんやったですよ。それをこの場
でぱっと出るっちゃうこと事態がおかしいなと思いますけどもね。いやいや、そうでしょう。

○議長（平間 利光君） 市長。

○市長（松村 良幸君） すいません。さっきから言ってるじゃない。自分の思い込みでそれは聞
いてないって。おれが今言ったじゃないんね。ケアハウス、あるいは有料特老、有料の老人ホー
ムか、小型のあるいはその他、いろんなグレードの高い福祉施設ということだけを聞いておりま
すよ。だから、企業誘致やっぱり30人以上の雇用がないとこれは意味がないですよということ

を言ってるんですが、そういったことでそれは大丈夫、できますということでのことから、あとでまた雇用の場がふえていくということでやっているわけですから。私は言うたように、いや、それは聞いてないって今言うたじゃないですかっちゃんこと。今まで言ったことない、話したことないもん、あなたと。今言ったじゃないですか。そういうことですよ。

だから、ケアハウス、なんか有料の老人ホームも言っておったようですね。そんなことの計画があとで第2次、第3次の計画の中でいろんな提案がされたようですから、そんなら企業誘致で行けるなということ、雇用の場が欲しいというだけのことで、あなた方が、いや、島内でそんなことをされる人はいますので島内で結構、別にそこに拘泥するわけでないんですからどうぞお好きなように、あなた方が決めてください。（笑声）何てことないですよ。

○議長（平間 利光君） 13番。

○議員（13番 大浦 孝司君） あのですね、計画というのはきちんとしとるしなですよ。県まで行く書類をつくるちゃんことは既に固まってくしなですよ。で、担当部署に聞いたらそういう話は聞かんやったですよ。で、私はですね、まあ今言うたから聞いた、初めてやちゃん話はね、それはめちゃくちゃやないですか。（発言する者あり）まあいいです、いいです。私はですね、この計画の概要は非常に私はもう1回見詰め直す、練り直す必要があるかと思います。指摘します。

それと最後にですが、この件について、定義によりますと、この建物を設置については市もしくは社会福祉法人となっており、こう定義がございます。で、先ほど佐賀から来る、該当する団体等は、法人等は、医療法人となっております。社会福祉法人のこの資格ちゃんのはこの団体にありますか。担当部署の部長の方からお願いします。

○議長（平間 利光君） 福祉部長。

○福祉部長（日高 一夫君） 現在のところは医療法人だけであります。

○議長（平間 利光君） 13番。

○議員（13番 大浦 孝司君） そうなれば今の形では建てることはできないということでございますか。今のままでは、該当にならないということですか。

○議長（平間 利光君） 福祉部長。

○福祉部長（日高 一夫君） 設置主体は市社会福祉法人となっておりますが、今後県と協議しながら社会福祉法人の設立申請等を進めていかれるものと思っております。

○議長（平間 利光君） 13番。

○議員（13番 大浦 孝司君） 今の中では資格はないが、先々は資格をとらせて許可をとらせて対応するというようにございます、聞いた範囲。非常に優遇された扱いかなと思います。地元から言わせれば、非常にうらやましい話と私は指摘したいと思います。で、もう少しこの計

画は地元のことも含めて私は検討を値するという一議員として思っております。ケアハウスのことについてはそういうふうな思いでございます。

最後に、もう一つの別荘地の件は非常に画期的で、たしか旧町時代の議会に当時の助役から説明がございました。ただ心配することは、浅茅湾の排水に対して地元の漁協、漁民のいわゆる確度の了解を最初に得ることが一番重要であると思っております。その点をひとつ慎重な対応をされることをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（平間 利光君） これで13番議員の質問が終わりました。

本日の登壇者は6名でありました。以上で市政一般質問を終わります。

明日から予算審査特別委員会及び各常任委員会に付託されました案件を十分審査いただきますようお願いいたします。

-----・-----・-----

○議長（平間 利光君） 本日はこれにて散会いたします。お疲れでございました。

午後5時03分散会

平成18年 第1回 対馬市議会定例会会議録(第15日)

平成18年3月20日(月曜日)

議事日程(第4号)

平成18年3月20日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第7号 平成18年度対馬市一般会計予算
- 日程第2 議案第1号 平成17年度対馬市一般会計補正予算(第6号)
- 議案第6号 平成17年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第17号 平成18年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算
- 議案第18号 平成18年度対馬市風力発電事業特別会計予算
- 議案第20号 対馬市まちづくりコミュニティ支援交流館条例の制定について
- 議案第21号 対馬市国民保護協議会条例の制定について
- 議案第22号 対馬市国民保護対策本部及び対馬市緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 議案第23号 対馬市災害派遣手当等に関する条例の制定について
- 議案第30号 対馬市部設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第31号 対馬市区長設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第32号 対馬市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第34号 対馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第35号 対馬市まちづくり基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第36号 対馬市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第37号 対馬市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例について
- 議案第38号 対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第39号 対馬市公民館条例の一部を改正する条例について
- 議案第40号 対馬市文化財保護条例の一部を改正する条例について

- 議案第49号 対馬市定住促進住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第50号 対馬市消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第51号 第1次対馬市総合計画について
- 議案第61号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（犬吠地区）
- 議案第62号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（琴地区）
- 議案第63号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（久田道地区）
- 議案第64号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（久田道地区）
- 議案第65号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（久田地区）
- 議案第66号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（犬吠地区）
- 議案第67号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（鴨居瀬地区）
- 議案第78号 対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定について
- 議案第79号 対馬市青海ふるさと館の指定管理者の指定について
- 議案第80号 対馬市地区体育館の指定管理者の指定について
- 議案第81号 対馬市大増地区コミュニティー消防センターの指定管理者の指定について

- 日程第3
- 議案第1号 平成17年度対馬市一般会計補正予算（第6号）
 - 議案第2号 平成17年度対馬市診療所特別会計補正予算（第3号）
 - 議案第3号 平成17年度対馬市老人保健特別会計補正予算（第3号）
 - 議案第4号 平成17年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）
 - 議案第9号 平成18年度対馬市診療所特別会計予算
 - 議案第10号 平成18年度対馬市国民健康保険特別会計予算
 - 議案第11号 平成18年度対馬市老人保健特別会計予算

- 議案第12号 平成18年度対馬市介護保険特別会計予算
- 議案第13号 平成18年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算
- 議案第14号 平成18年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計予算
- 議案第25号 対馬市介護保険地域支援事業特別会計条例の制定について
- 議案第26号 対馬市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について
- 議案第33号 対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第41号 対馬市住民センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第42号 対馬市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第43号 対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例について
- 議案第44号 対馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第45号 対馬市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第46号 対馬市歯科診療所条例の一部を改正する条例について
- 議案第47号 対馬市し尿処理施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第48号 対馬市一般廃棄物最終処分場条例の一部を改正する条例について
- 議案第68号 対馬市へき地保健福祉館の指定管理者の指定について
- 議案第69号 対馬市生活館の指定管理者の指定について
- 議案第70号 対馬市福祉センターの指定管理者の指定について
- 議案第71号 対馬市住民センターの指定管理者の指定について
- 議案第72号 対馬市老人憩いの家の指定管理者の指定について
- 議案第73号 対馬市高齢者介護予防支援施設の指定管理者の指定について
- 議案第74号 対馬市精神障害者地域活動所の指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第1号 平成17年度対馬市一般会計補正予算(第6号)
- 議案第5号 平成17年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第8号 平成18年度対馬市公共用地先行取得特別会計予算
- 議案第15号 平成18年度対馬市簡易水道事業特別会計予算
- 議案第16号 平成18年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算

- 議案第19号 平成18年度対馬市水道事業会計予算
- 議案第24号 対馬市簡易水道事業財政調整基金条例の制定について
- 議案第27号 対馬市公園等設置条例の制定について
- 議案第28号 対馬市法定外公共物管理条例の制定について
- 議案第29号 対馬市準用河川占用料等徴収条例の制定について
- 議案第60号 字の区域の変更について
- 議案第75号 対馬市農林集会施設等の指定管理者の指定について
- 議案第76号 対馬市漁村センター等の指定管理者の指定について
- 議案第77号 対馬市漁民集会休憩施設の指定管理者の指定について
- 議案第82号 工事請負契約の締結について（内院漁港地域基盤整備工事）
- 議案第83号 工事請負契約の締結について（阿連漁港地域基盤整備工事）
- 議案第84号 工事請負契約の締結について（高浜漁港地域基盤整備工事）
- 議案第85号 工事請負契約の締結について（尾崎漁港地域基盤整備工事）
- 議案第86号 工事請負契約の締結について（赤島漁港地域基盤整備工事）
- 日程第5 陳情第1号 「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する陳情について
- 日程第6 陳情第2号 「次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」の採択に関する陳情について
- 日程第7 議案第87号 工事請負契約の締結について（市道板系瀬線道路改良工事）
- 日程第8 同意第1号 対馬市教育委員会委員の任命について
- 日程第9 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 陳情第3号 患者・国民負担増の「医療制度改革関連法案」反対の意見書採択を求める陳情について
- 日程第11 発議第1号 イノシシ等被害対策特別委員会設置に関する決議について
- 日程第12 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第7号 平成18年度対馬市一般会計予算
- 日程第2 議案第1号 平成17年度対馬市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第6号 平成17年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算（第2号）

- 議案第17号 平成18年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算
- 議案第18号 平成18年度対馬市風力発電事業特別会計予算
- 議案第20号 対馬市まちづくりコミュニティ支援交流館条例の制定について
- 議案第21号 対馬市国民保護協議会条例の制定について
- 議案第22号 対馬市国民保護対策本部及び対馬市緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 議案第23号 対馬市災害派遣手当等に関する条例の制定について
- 議案第30号 対馬市部設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第31号 対馬市区長設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第32号 対馬市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第34号 対馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第35号 対馬市まちづくり基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第36号 対馬市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第37号 対馬市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例について
- 議案第38号 対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第39号 対馬市公民館条例の一部を改正する条例について
- 議案第40号 対馬市文化財保護条例の一部を改正する条例について
- 議案第49号 対馬市定住促進住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第50号 対馬市消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第51号 第1次対馬市総合計画について
- 議案第61号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（犬吠地区）
- 議案第62号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（琴地区）
- 議案第63号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（久田道地区）

- 議案第64号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（久田道地区）
- 議案第65号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（久田地区）
- 議案第66号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（犬吠地区）
- 議案第67号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（鴨居瀬地区）
- 議案第78号 対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定について
- 議案第79号 対馬市青海ふるさと館の指定管理者の指定について
- 議案第80号 対馬市地区体育館の指定管理者の指定について
- 議案第81号 対馬市大増地区コミュニティー消防センターの指定管理者の指定について

- 日程第3
- 議案第1号 平成17年度対馬市一般会計補正予算（第6号）
 - 議案第2号 平成17年度対馬市診療所特別会計補正予算（第3号）
 - 議案第3号 平成17年度対馬市老人保健特別会計補正予算（第3号）
 - 議案第4号 平成17年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）
 - 議案第9号 平成18年度対馬市診療所特別会計予算
 - 議案第10号 平成18年度対馬市国民健康保険特別会計予算
 - 議案第11号 平成18年度対馬市老人保健特別会計予算
 - 議案第12号 平成18年度対馬市介護保険特別会計予算
 - 議案第13号 平成18年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算
 - 議案第14号 平成18年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計予算
 - 議案第25号 対馬市介護保険地域支援事業特別会計条例の制定について
 - 議案第26号 対馬市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について
 - 議案第33号 対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
 - 議案第41号 対馬市住民センター条例の一部を改正する条例について
 - 議案第42号 対馬市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条

例について

議案第43号 対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例について
議案第44号 対馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第45号 対馬市介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第46号 対馬市歯科診療所条例の一部を改正する条例について
議案第47号 対馬市し尿処理施設条例の一部を改正する条例について
議案第48号 対馬市一般廃棄物最終処分場条例の一部を改正する条例について

議案第68号 対馬市へき地保健福祉館の指定管理者の指定について
議案第69号 対馬市生活館の指定管理者の指定について
議案第70号 対馬市福祉センターの指定管理者の指定について
議案第71号 対馬市住民センターの指定管理者の指定について
議案第72号 対馬市老人憩いの家の指定管理者の指定について
議案第73号 対馬市高齢者介護予防支援施設の指定管理者の指定について

議案第74号 対馬市精神障害者地域活動所の指定管理者の指定について

日程第4 議案第1号 平成17年度対馬市一般会計補正予算(第6号)
議案第5号 平成17年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

議案第8号 平成18年度対馬市公共用地先行取得特別会計予算
議案第15号 平成18年度対馬市簡易水道事業特別会計予算
議案第16号 平成18年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算
議案第19号 平成18年度対馬市水道事業会計予算
議案第24号 対馬市簡易水道事業財政調整基金条例の制定について
議案第27号 対馬市公園等設置条例の制定について
議案第28号 対馬市法定外公共物管理条例の制定について
議案第29号 対馬市準用河川占用料等徴収条例の制定について
議案第60号 字の区域の変更について
議案第75号 対馬市農林集会施設等の指定管理者の指定について
議案第76号 対馬市漁村センター等の指定管理者の指定について
議案第77号 対馬市漁民集会休憩施設の指定管理者の指定について
議案第82号 工事請負契約の締結について(内院漁港地域基盤整備工事)

- 議案第83号 工事請負契約の締結について（阿連漁港地域基盤整備工事）
- 議案第84号 工事請負契約の締結について（高浜漁港地域基盤整備工事）
- 議案第85号 工事請負契約の締結について（尾崎漁港地域基盤整備工事）
- 議案第86号 工事請負契約の締結について（赤島漁港地域基盤整備工事）
- 日程第5 陳情第1号 「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する陳情について
- 日程第6 陳情第2号 「次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」の採択に関する陳情について
- 日程第7 議案第87号 工事請負契約の締結について（市道と板糸瀬線道路改良工事）
- 日程第8 同意第1号 対馬市教育委員会委員の任命について
- 日程第9 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 陳情第3号 患者・国民負担増の「医療制度改革関連法案」反対の意見書採択を求める陳情について
- 日程第11 発議第1号 イノシシ等被害対策特別委員会設置に関する決議について
- 追加日程第1 発議第2号 公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書について
- 追加日程第2 発議第3号 次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について
- 追加日程第3 発議第4号 平成17年9月8日執行された入札に関する違反事件の告発に対する審査申立がされたことにかかる弁明書の提出に関する決議について
- 日程第12 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

出席議員（24名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 小西 明範君 | 2 番 永留 邦次君 |
| 3 番 波田 政和君 | 4 番 小宮 教義君 |
| 5 番 阿比留光雄君 | 6 番 三山 幸男君 |
| 7 番 小宮 政利君 | 8 番 初村 久藏君 |
| 9 番 吉見 優子君 | 10 番 糸瀬 一彦君 |
| 11 番 桐谷 徹君 | 12 番 宮原 五男君 |
| 13 番 大浦 孝司君 | 14 番 小川 廣康君 |

15番 大部 初幸君	16番 兵頭 榮君
17番 上野洋次郎君	18番 作元 義文君
19番 黒岩 美俊君	20番 島居 邦嗣君
21番 武本 哲勇君	23番 桐谷 正義君
24番 扇 作工門君	26番 平間 利光君

欠席議員（２名）

22番 中原 康博君	25番 畑島 孝吉君
------------	------------

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 齋藤 長生君	次長 永留 徳光君
参事 渋谷 雄司君	係長 三原 立也君

説明のため出席した者の職氏名

市長	松村 良幸君
助役	永尾一二三君
総務部長	内田 洋君
総務部理事	勝見 末利君
総務部次長（総務課長）	大浦 義光君
政策部長	松原 敬行君
市民生活部理事（税務担当）	山田 幸男君
福祉部長	日高 一夫君
保健部長	阿比留輝雄君
産業交流部長	中島 均君
建設部長	清水 達明君
水道局長	黒瀬 勝弘君
教育長	米田 幸人君
教育次長	菅野 俱吉君
巖原支所長	木寺 和福君
美津島支所長	長 信義君

豊玉支所長	佐伯 勲君
峰支所長	阿比留博幸君
上県支所長	山本 輝昭君
上対馬支所長	梅野 茂希君
消防長	阿比留仁志君
監査委員事務局長	財部貴資男君
農業委員会事務局長	瀬崎万壽喜君

午前10時00分開議

○議長（平間 利光君） おはようございます。日程に入る前に報告をいたします。

本日の欠席は22番、中原康博君、25番、畑島孝吉の2名であります。定足数に達しておりますので、これからお手元に配付の議事日程第4号により本日の会議を開きます。

----- ・ ----- ・ -----

日程第1．議案第7号

○議長（平間 利光君） 日程第1、議案第7号、平成18年度対馬市一般会計予算を議題とします。

本案について一般会計予算審査特別委員長の審査報告を求めます。一般会計予算審査特別委員長、吉見優子君。

○議員（9番 吉見 優子君） おはようございます。平成18年度一般会計審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

平成18年度第1回定例会において、会議規則第37条の規定により、当委員会に付託されました議案第7号平成18年度対馬市一般会計当初予算についての審査報告を、同規則第103条の規定により次のとおり御報告をいたします。

当委員会は、3月9日、10日及び13日の3日間にわたり、対馬市議会議場において理事者側より部長をはじめ関係職員の出席のもと、細部にわたる説明を受け、慎重に審査を行いました。

欠席委員は、9日及び10日は三山幸男委員と中原康博委員、13日は宮原五男委員、黒岩美俊委員及び中原康博委員でした。

3日間の審査の中で、理事者側の説明を受けた後、委員と理事者との質疑応答を行った結果、平成18年度対馬市一般会計予算については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程で次のような意見や要望があり、今後の事業推進に反映できるよう検討願いたいとの強い要請がありました。

1 番目に、ケーブルテレビ事業推進に当たっては、既存の施設撤去費用については各関係の有線テレビ組合との交渉と説明を密にして、円満解決を図ってほしい。また、既存の施設が利用可能であれば、検討すべきだと考えます。

2 番目に、ケーブルテレビ事業推進及び市民球団事業運営活動については、多額の費用を要する事業だけに、費用対効果等十分に検討され、あらゆる機会をとらえて市民に再度明確な説明を行うよう強く要請いたします。

次に、母子家庭に優遇措置があるように、父子家庭についてもその実態を考えると、経済的負担等考慮し、何らかの対策が必要と考えます。

次に、平成 18 年度 4 月からの介護保険制度改正については、食の自立支援事業や高齢者生活障害活動支援助成金の大幅な削減によるサービスが現況より低下しないよう、再度検討願います。

次に、シイタケ生産推進補助の補助金の種ごま数の基準については、生産者の規模に配慮し、利用しやすいよう検討願います。

次に、外国人観光客の増加は歓迎すべきですが、一部磯釣りの客のマナーの悪さは問題です。関係機関と協議をすると同時に、地元漁民との摩擦の防止について協議、検討がなされていますが、今後とも実効あるよう努力をお願いいたします。

最後に、老朽化による幼稚園建設に当たっては、小学校の空き教室を活用するなど、検討願います。

以上ですが、最後に理事者側におかれましては、御承知のとおり一般会計は昨年度に比べて 11.6% の減額予算であり、来年度はなお一層厳しい財政運営を強いられます。予算執行に当たっては、17 年度にもまして効率的運用及び費用対効果に十分留意され、市全体で市民の福祉増進と対馬市振興発展に努力されますよう要望し、委員長報告といたします。よろしくお願いいたします。

- 議長（平間 利光君） 委員長の審査報告が終わりました。これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（平間 利光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、反対討論の受け付けをいたします。1 番。

- 議員（1 番 小西 明範君） おはようございます。平成 18 年度対馬市一般会計当初予算案に対しまして、反対の立場から討論させていただきます。

今回の対馬市の当初予算案は、率直に申し上げまして弱者切り捨ての思い上がり予算であると思っております。理由といたしましては、介護保険制度の改正に便乗して、高齢者事業等に対する市の補助金を大幅に削減しております。また、補助対象事業も多くのメニューが削除されてい

るのが現状です。

さらに、現在対馬島民で県内の養護学校等に通学している児童生徒は11名おります。この子供たちに対する市の助成は、教育委員会より支給される年間4万円の就学助成のみであります。保護者は2週間おきに、週末になると飛行機で養護学校まで迎えに行かれております。時間的にも、また経済的にも大きな負担であろうと予測できます。航空料金についてのみ、長崎県からの助成制度があると聞いておりますが、その他の交通費については、全く助成はありません。こうした現状を考えると、私はもっと教育や福祉事業に関し、市として大幅な予算の増額をすべきだと思っております。

次に、削除すべき予算について述べます。今回の予算案に対馬市ケーブルテレビ施設整備工事12億6,000万円が計上されております。私は費用対効果の全く期待できない、さらに将来において対馬市の財政を圧迫するであろうこのケーブルテレビ事業を、即刻中止、または見直しを市議当選後から一貫して主張してまいりました。現在もその考えは全く変わっておりません。

市でこの事業を実施しないと、あたかもテレビが見られなくなると思わせるような、これまでの市側の説明でありました。実際、多くの議員がそのようなとらえ方をしていたのも事実であります。市が実施しなければ、国やNHK及び民放で責任をもって視聴できるようにすることとあります。全く心配はいりません。

さらに、対馬振興プロジェクト東京会議の廃止も主張したいと思っております。昨年から発足したこの会議は、何ら設置の必要性もなく、時代に逆行しております。今対馬市の審議会や協議会、あるいは各種委員会は見直しを進め、役割の終わった会議は廃止するなどの措置が重要であると思われます。対馬市には総合計画等審議会もあります。東京会議は早い時期に解散して、予算のむだ遣いをなくしてほしいと思っております。

また、対馬市民球団についても、同様の考えで廃止を主張します。年間この関係費用は941万7,000円となっております。市長は、青少年に夢と希望を与えるため設立したと言われておりますが、反面では中学校体育連盟などの各種団体への補助金は大幅に削減されているのです。全く矛盾した市のやり方であります。果たして何人の子供たちが市民球団とかかわっているのでしょうか、疑問であります。

また、イベントやお祭りが大好きな市長のおもてなし予算は、いろいろな事業でのむだ遣い予算でもあります。昨年から実施されております対馬シーカヤックマラソン大会にも、400万円の補助金が計上されております。

実行委員会の昨年の支出を見ますと、後夜祭の支出として131万円の費用が使われております。49名の参加ですから、1人当たり約3万円の打ち上げ費用が使われており、まさに上げ膳据え膳の接待であります。参加者からも1万円の参加料は徴収されております。果たしてど

のような後夜祭が開催されたのか、見てみたいものです。韓国から4名の参加があり、国際色豊かな大会であると思ったのですが、何とその中の2名については、わざわざ旅費まで支給し、招待されておりました。こんな予算の使われ方に私は怒りさえ覚えております。

多くの対馬市民が、このような予算の執行を理解されていたでしょうか。私はこの現実を多くの市民にわかっていただき、問題提起をするため、今回あえて当初予算案に反対することといたしました。

以上が思い上がり予算だと考える最大の理由であります。どうか議員各位におかれましては、熟慮の判断をお願いし、私の反対討論といたします。

○議長（平間 利光君） 次に、賛成の討論があれば許可します。4番。

○議員（4番 小宮 教義君） 私は議案第7号、平成平成18年度対馬市一般会計予算に賛同するものであり、これより賛成討論をさせていただきます。

市税が約29億円という非常に厳しい財政状況の中、予算編成においてはまさに握り絞り、さらに握り絞り、握りしぶるということすらも握り絞った予算であります。しかも、次年度、平成19年度も考慮し、財調、減債、振興の3つの基金を一定限度確保したものであり、非常に高く評価するものであります。

予算額は324億円、字のごとくさんざん握り絞った予算でありますから、下の方の端数は当然ございません。どうか良識ある議員の皆様の賛同をお願いを申し上げます。

以上。

○議長（平間 利光君） 次に、反対討論がありますか。21番。

○議員（21番 武本 哲勇君） 私は、本予算案が前年度に比べて42億4,600万円、率にして11.6%も減額せざるを得ない厳しい財政状況の反映の姿がここにあるわけであります。

減額の主なものは、農林水産業費の30億円、それと衛生費の14億5,000万円です。農林水産業費の中でも、漁港建設費が25億6,000万円、衛生費の中では北部汚泥再処理センターの12億2,000万円、これが主なものであります。この2目で予算減額の大部分を占めているわけであります。特に、漁港建設費の大幅削減は、起債制限比率、財政状況が非常に厳しいので、なかなか国が金を貸さない、そういうことが反映しているものと思われます。

私が特に問題にするのは、先ほど反対討論者の小西議員が言われましたこと以外に、次の1点を指摘したいと思います。

それは、市の補助団体に対する補助率の大幅削減であります。補助団体に対する市の補助金削減というのは、市とそういう団体の中がだんだん遠ざかっていく。お互いに協力しあっていこうじゃないかというこの姿勢が、市の方からどんどん離れていこうとする、そのあらわれであると考えております。

例えば、商工会、これは今非常に厳しい状況にあります。その削減が特にひどいと思います。
例えば、合併する前の6町が商工会に補助しとった合計は、約2,200万円でした。ところが、16年度合併の最初の年度は、1,830万円に減額され、そして17年度は1,360万円に減額され、18年度は何と680万円、合併前の3分の1を大きく割り込むこういう状況になっております。

私は小西議員が指摘されたもろもろの案件に同調すると同時に、今申し上げました各種団体への補助の大幅削減、なかんずく商工会に対するこの大幅削減は絶対に許されない、そういう立場から反対討論を行うものであります。

以上で終わります。

○議長（平間 利光君） 次に、賛成の討論がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間 利光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号、平成18年度対馬市一般会計予算を採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平間 利光君） 賛成多数であります。したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

----- ・ -----
日程第2 . 議案第1号・第6号・第17号～第18号・第20号～第23号・第30号～第32号・第34号～第40号・第49号～第51号・第61号～第81号

○議長（平間 利光君） 日程第2、議案第1号、平成17年度対馬市一般会計補正予算（第6号）から議案第81号、対馬市大增地区コミュニティ消防センターの指定管理者の指定についてまでの32件を一括して議題とします。

なお、念のため申し上げます。各常任委員会に分割して付託しております議案第1号、平成17年度対馬市一般会計補正予算（第6号）は、産業建設常任委員長の審査報告の後に、一括して審議することにいたしますので、御了承願います。

それでは、各案について総務文教常任委員長の審査報告を求めます。総務文教常任委員長、小川廣康君。

○議員（14番 小川 廣康君） おはようございます。総務文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

平成18年第1回定例会において、会議規則第37条の規定により、当委員会に付託されまし

た議案第1号、平成17年度対馬市一般会計補正予算（第6号）のうち、歳入は当委員会にかかわる歳入と、歳出中、1款議会費、2款総務費、9款消防費、10款教育費、議案第6号、平成17年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算（第2号）、議案第17号、平成18年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算、議案第18号、平成18年度対馬市風力発電事業特別会計予算、議案第20号、対馬市まちづくりコミュニティ支援交流館条例の制定について、議案第21号、対馬市国民保護協議会条例の制定について、議案第22号、対馬市国民保護対策本部及び対馬市緊急対処事態対策本部条例の制定について、議案第23号、対馬市災害派遣手当等に関する条例の制定について、議案第30号、対馬市部設置条例の一部を改正する条例について、議案第31号、対馬市区長設置条例の一部を改正する条例について、議案第32号、対馬市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例について、議案第34号、対馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第35号、対馬市まちづくり基金条例の一部を改正する条例について、議案第36号、対馬市手数料条例の一部を改正する条例について、議案第37号、対馬市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例について、議案第38号、対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第39号、対馬市公民館条例の一部を改正する条例について、議案第40号、対馬市文化財保護条例の一部を改正する条例について、議案第49号、対馬市定住促進住宅条例の一部を改正する条例について、議案第50号、対馬市消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第51号、第1次対馬市総合計画について、議案第61号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（犬吠地区）、議案第62号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（琴地区）、議案第63号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（久田道地区）、議案第64号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（久田道地区）、議案第65号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（久田地区）、議案第66号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（犬吠地区）、議案第67号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（鴨居瀬地区）、議案第78号、対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定について、議案第79号、対馬市青海ふるさと館の指定管理者の指定について、議案第80号、対馬市地区体育館の指定管理者の指定について、議案第81号、対馬市大増地区コミュニティー消防センターの指定管理者の指定について、以上32件の審査報告を同規則第103条の規定により次のとおり行います。

当委員会は、3月14日及び15日に豊玉支所3階会議室において委員は全員出席し、理事者側からは内田総務部長外、消防長、教育委員会次長、議会事務局長並びに担当部課長の出席を求め審査を行いました。

まず、議案第1号、平成17年度対馬市一般会計補正予算（第6号）については、それぞれが

事業の決定、あるいは見込みによる補正であり、異議なく全会一致で可決すべきものと決定をいたしました。

議案第6号、平成17年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ142万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,682万8,000円とするものであります。

これは、風力発電2号機プロペラの破損による売電収益の減額によるものであり、メーカー等からの補償額を補てんした補正で、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定されました。しかし、その破損原因については、今後も精査されることを要望いたします。

議案第17号、平成18年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,912万2,000円と定めるものであります。一般旅客は減少傾向にありますが、貸し切り運航による観光面での利用収益が増加傾向にありますので、今後においても関係業界と連携を図りながら、さらなる努力を望みます。

また、本事業は交通弱者にとって医療機関等々利用の生活路線でもありますので、一般会計からの繰入金の圧縮に努力され、可能な限り存続されるよう要望を付し、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第18号、平成18年度対馬市風力発電事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,340万2,000円と定めるもので、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第20号、対馬市まちづくりコミュニティ支援交流館条例の制定については、厳原町中村地区に整備中の交流館が7月に開館予定であるため、条例を制定するものであり、原案のとおり全会一致で可決すべきものと決定しました。なお、名称については、その地区並びに環境に応じたものにとの意見が述べられたことを申し添えます。

議案第21号、対馬市国民保護協議会条例の制定については、国民保護法の規定に基づき本条例を制定するものであり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第22号、対馬市国民保護対策本部及び対馬市緊急対処事態対策本部条例の制定について、議案第23号、対馬市災害派遣手当等に関する条例の制定についての2件は、議案第21号の制定に基づき制定する案件であり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第30号、対馬市部設置条例の一部を改正する条例については、行財政改革推進委員会の答申を踏まえ、将来の展望に立った改正案であります。支所機能の縮小により、市民サービスの低下につながりかねないとの意見が出され、採決の結果、賛成少数で否決することに決定をされました。

議案第31号、対馬市区長設置条例の一部を改正する条例については、厳原町内院地区を一つ

の区に改正するものであり、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第32号、対馬市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例については、厳原町の尾浦、安神、久和及び内院の4基地局を加える改正であり、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第34号、対馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、公務員と民間との給与格差を是正する改正案であり、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第35号、対馬市まちづくり基金条例の一部を改正する条例については、振り替え運用を追加するものであり、全会一致で可決すべきものと決定をいたしました。

議案第36号、対馬市手数料条例の一部を改正する条例については、消防法の規定に基づく所蔵所設置の許可申請に対する審査に、船舶を加えるものであり、全会一致で可決すべきものと決定をいたしました。

議案第37号、対馬市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例については、厳原町及び上県町事務所管内の学校給食業務を、市直営方式から学校給食会委託方式に変更し、あわせて上対馬町の2調理場を1カ所に集約し、名称を変更し、さらにそれぞれの運営委員会も統合した上、名称を変更するものであり、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第38号、対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、峰町西小学校区の児童生徒の利便性向上のため変更するものであり、全会一致で可決すべきものと決定をいたしました。

議案第39号、対馬市公民館条例の一部を改正する条例については、公民館を生涯学習課の所管とし、すべてを地区公民館とするものであり、あわせて各地区公民館運営審議会を一本化するので、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第40号対馬市文化財保護条例の一部を改正する条例については、文化財保護法の一部が改正されたことに伴って、本条例を改正するものであり、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第40号、対馬市定住促進住宅条例の一部を改正する条例については、老朽化により使用料を減額するものであり、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第50号、対馬市消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、出勤手当の改正であり、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第51号、第1次対馬市総合計画については、この計画の策定は市民アンケートをもとに、地域委員会をはじめ各組織で検討され、対馬のこれからの10年間のまちづくりの指針と施策を示した計画であり、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、計画の中に数値目標が示されておりますが、まず現況を的確にとらえ、目標達成に市民共同を図りながら努力されるよう意見が出たことを申し添えます。

議案第61号から議案第67号までの7件のあらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更については、いずれも埋め立てにより生じた土地の確認及び字の区域の変更であり、ともに原案のとおり全会一致で可決すべきものと決定をいたしました。

議案第78号、対馬市コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第79号、対馬市青海ふるさと館の指定管理者の指定について、議案第80号、対馬市地区体育館の指定管理者の指定について、議案第81号、対馬市大増地区コミュニティ消防センターの指定管理者の指定については、それぞれの施設管理を所在地の区に指定するものであり、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

- 議長（平間 利光君） 委員長の審査報告が終わりました。これから議案第1号を除く31件について一括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（平間 利光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第21号、議案第22号及び議案第23号の3件について、反対討論の通告があります。21番、武本哲勇君。

- 議員（21番 武本 哲勇君） 私は、本案をはじめ22、23号は関連した条例案であります。もともとこれらの条例案の大本をなす法律は、武力攻撃事態法など、関連した7つの法律によっているわけであります。この武力攻撃事態法は、アメリカが現在やっておりますようなイラクに対する攻撃をやっておりますような、あのような海外での武力戦争に自衛隊を引き込み、その支援活動に罰則つきで国民を動員する、こういう極めて危険な内容の法律であります。

戦前に、国民を侵略戦争に動員するためにつくられた国家総動員法をはじめ、戦時立法がつくられてまいりました。それらの法律に基づき、警防団とか国防婦人会とか、そのような末端組織がつくられていったわけであります。そして、大政翼賛会に合流し、侵略戦争へと突き進んでいった歴史があります。

この条例案は、あの忌まわしい戦争の歴史を思い起こさせるものであります。また、今大きな国政問題となっております憲法改悪、教育基本法の改悪、このような動きとも連動しているわけであります。

以上、本案は大変危険な法律に基づき制定されるものであり、平和を願い、国際紛争はあくまで平和的な外交交渉によるべきである、そういう立場から反対するものであります。

- 議長（平間 利光君） 賛成討論はありませんか。4番。

○議員（４番 小宮 教義君） 私は、議案第２１号、２２号、２３号について賛成でありますので、賛成討論をさせていただきます。

まず、議案第２１号、この条例の制定は、平成１６年４月１４日、国会において武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、すなわち国民保護法として法案が成立をし、同月１８日には公布され、同年９月１７日より施行されているものであり、同法４０条８項による対馬市国民保護協議会条例を制定するものであります。

アジアに発信する歴史海道都市対馬は、韓国までわずか４９．５キロ、その隣国は北朝鮮であります。冷戦時代が終わった今日、アジアの脅威は今北朝鮮にあります。もし政治的異変が起きたとき、最初に武力攻撃を受けやすいのは国境の島、この対馬であります。遅すぎたとも言うべきこの国民保護法の成立ではありますが、この条例の制定を一日も早く成立させ、武力攻撃事態等に対処すべきは、この議会の責務でもあります。どうか御賛同をいただきたいと思います。

続きまして、第２２号議案、この条例は先ほど説明いたしました２１号による国民保護法に基づくものであり、その根幹をなす対策本部の組織構成等に関するものであります。特に国境の島、対馬の有事の際は、強硬な対策本部が必要であります。組織の充実を図ることこそが、武力攻撃事態等に対応する第一歩であります。これにつきましても、御賛同のほどをよろしくお願いをいたします。

次が、第２３号議案、この条例案は、災害対策基本法、国民保護法により市の職員を派遣した場合に、これに係る派遣手当を支給するものであります。派遣に必要な経費であり、特に災害対策基本法による派遣の場合が一般的と考えられ、他の地方公共団体に派遣したり、派遣されたりすることにより、互いの交流にもなり、行政的にも意味をなすものであります。これにつきましても、同様御賛同いただきますようお願いをいたします。

以上。

○議長（平間 利光君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間 利光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第１号、平成１７年度対馬市一般会計補正予算（第６号）及び委員長報告否決の議案第３０号、対馬市部設置条例の一部を改正する条例についての２件を除く議案第６号、平成１７年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算（第２号）から、議案第８１号対馬市大增地区コミュニティ消防センターの指定管理者の指定についてまでの３０件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。３０件に対する委員長の報告は可決であります。各案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（平間 利光君） 起立多数であります。したがって、各案はそれぞれ委員長報告のとおり可決されました。

次に、委員長報告否決の議案第30号、対馬市部設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決します。（発言する者あり）

暫時休憩します。

午前10時49分休憩

.....
午前10時50分再開

- 議長（平間 利光君） 再開いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（平間 利光君） 起立少数であります。したがって、議案第30号は否決されました。

暫時休憩いたします。再開を11時5分といたします。

午前10時51分休憩

.....
午前11時05分再開

- 議長（平間 利光君） 再開いたします。

-----・-----
日程第3、議案第1号～第4号・第9号～第14号・第25号～第26号・第33号・第41号～第48号・第68号～第74号

- 議長（平間 利光君） 日程第3、議案第1号、平成17年度対馬市一般会計補正予算（第6号）から議案第74号、対馬市精神障害者地域活動所の指定管理者の指定についてまでの28件を一括議題といたします。

各案について厚生常任副委員長の審査報告を求めます。厚生常任副委員長、糸瀬一彦君。

- 議員（10番 糸瀬 一彦君） 厚生常任委員会の審査報告をいたします。

平成18年第1回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託された案件について、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

議案第1号、平成17年度対馬市一般会計補正予算（第6号）歳入は、所管委員会に係る歳入歳出中、3款民生費、4款衛生費、議案第2号、平成17年度対馬市診療所特別会計補正予算（第3号）、議案第3号、平成17年度対馬市老人保健特別会計補正予算（第3号）、議案第4号、平成17年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）、議案第9号、平成

18年度対馬市診療所特別会計予算、議案第10号、平成18年度対馬市国民健康保険特別会計予算、議案第11号、平成18年度対馬市老人保健特別会計予算、議案第12号、平成18年度対馬市介護保険特別会計予算、議案第13号、平成18年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算、議案第14号、平成18年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計予算、議案第25号、平成18年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計条例の制定について、議案第26号、対馬市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について、議案第33号、対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第41号、対馬市住民センター条例の一部を改正する条例について、議案第42号、対馬市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、議案第43号、対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例について、議案第44号、対馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議案第45号、対馬市介護保険条例の一部を改正する条例について、議案第46号、対馬市歯科診療所条例の一部を改正する条例について、議案第47号、対馬市し尿処理施設条例の一部を改正する条例について、議案第48号、対馬市一般廃棄物最終処分場条例の一部を改正する条例について。

ここでちょっとおことわりを申し上げます。先ほど議長の方から議案第68号から74号までということで報告がありましたけど、厚生常任委員会の方でこの案件については、私の不手際で審議未了でありますので、のちほど審議をしていただきたいと思います。のちほど説明を申し上げます。

以上、補正予算4件、18年度当初予算6件、条例の改正及び制定11件について、3月14日火曜、15日水曜日、両日の豊玉支所会議室において中原委員長欠席の中、各所管部長、理事、課長の出席を求め慎重審議、また各案件に十分な説明を受け、審査の結果、当委員会としては原案のとおり全案件可決すべきものと決定いたしました。

以下、その審議概要について御報告いたします。

議案第1号、平成17年度一般会計補正予算（第6号）歳出中、3款民生費について、1項社会福祉、2項児童福祉、3項生活保護費で、主な補正は扶助費の過大見込みによる減額と、老人保健特別会計への繰出金の増額が主であります。4款衛生費については、救急2次病院運営費負担金の増額と、老人保健事業会計の減額が主なものであります。原案のとおり可決。

議案第2号、平成17年度対馬市診療所特別会計補正予算（第3号）、豊玉診療所嘱託医の退職謝礼金が主なものであり、ほかは年度末の微調整であります。

議案第3号、平成17年度対馬市老人保健特別会計補正予算（第3号）、医療給付費の予想以上の伸びに対応するための9,575万6,000円を追加するものが主であります。原案のとおり可決。

議案第4号、平成17年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）、年度を見越した最終調整による減額であります。原案のとおり可決。

議案第9号、平成18年度対馬市診療所特別会計予算、10施設分の予算計上であり、昨年度比2.68%の減であります。2億2,490万円の予算であり、豊玉診療所の後任医師確保もできており、原案のとおり可決をしております。

議案第10号、平成18年度対馬市国民健康保険特別会計予算、昨年度予算5.7%増の49億5,179万7,000円であります。国民健康保険税で4.2%の増、診療給付費交付費及び県支出金の増ではありますが、国庫支出金の大幅な減が主なものであります。歳出については、保険給付費の伸びが12.5%、ほかの費目については、例年並みの計上であります。現年度課税滞納繰越分に徴収率向上に努力されるよう強く要望が出たことを申し添え、原案可決であります。

議案第11号、平成18年度対馬市老人保健特別会計予算、昨年度予算額に2.09%の増で、歳入歳出42億9,848万2,000円であり、歳出では医療諸費の42億8,003万7,000円が主なもので、特筆すべき事項はありません。原案可決であります。

議案第12号、平成18年度対馬市介護保険特別会計予算、歳入歳出それぞれ29億4,673万2,000円で、前年度比11.8%の伸びであり、歳入の主なものは被保険者保険料国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金であり、歳出では総務費並びに保険給付費が主な歳出であり、原案可決をしております。

議案第13号、平成18年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算、歳入歳出予算の総額は、それぞれ1億1,189万2,000円、介護保険法の改正により、新年度より開始される事業であり、対馬市は人口規模の基準では2カ所の設置が原則であるが、地域性が考慮され、3地区に包括支援センターを設置し、地域住民へのサービスと円滑な運営を目的に開設されるものであります。原案可決。

議案第14号、平成18年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計予算、歳入歳出予算総額をそれぞれ4億8,180万円と定め、前年度とほとんど同額であり、歳入については一般会計繰入金、介護給付費収入、自己負担金収入が主なもので、歳出は特養浅茅の丘、特養日吉の里、両施設のそれぞれ30名の人件費及び管理費が主なものであります。原案どおり可決。

次に、条例制定及び改正について報告をいたします。議案第25号、平成18年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計条例の制定について、原案どおり可決。

議案第26号、対馬市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について、原案どおり可決。

議案第33号、対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を

改正する条例について、原案どおり可決。

議案第41号、対馬市住民センター条例の一部を改正する条例について、原案可決、議案第42号、対馬市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第43号、対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例について、本案件については、委員会として過去の経緯も十分踏まえ、一度に50%の値上げは余りにも保護者の立場は無視した改正案との強い意見があったが、既に一般会計予算審議の際、多少議論がなされた程度で了解された経緯があり、今回は以下の強い要望を述べ改正やむなしといたしました。

1、市の少子化対策の一環からも、50%については段階的な方法を考えることはできなかったのか。2、財政が厳しいという理由で痛み分けをしてほしいとかではなく、市独自の優遇策を考えることはできなかったのか。3、保育所の環境整備、保育士の良心的な対応等、値上げに見合うサービスの向上に努力されるよう強く要望し、原案が認められたことを申し添えます。

議案第44号、対馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第45号、対馬市介護保険条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第46号、対馬市歯科診療所条例の一部を改正する条例について、本案件について佐須歯科診療所の現在の診療実績状況では、今後存廃を含め検討する必要があると考えられます。

議案第47号、対馬市し尿処理施設条例の一部を改正する条例について、本案件について設置箇所の変更については、何ら異議はなかったが、旧施設の解体について安全面及び個人有地の借地の関係等を考えた場合、解体できないことは一般常識では考えられることがあることであり、早急な対応を検討するとのことで了解をいたしました。原案可決。

議案第48号、対馬市一般廃棄物最終処分場条例の一部を改正する条例について、本案件についての改正は当然のことで、何ら意見はなかった。ごみ運搬の地域割等について、行政当局として当然検討されるべきことについて、厳しい意見が出た。

1、1町1業者は廃止し、対馬を3地域に分け特殊な作業について減価償却など十分に考慮し、委託業者の立場にもなり、契約期間等3年ないし5年にするとか検討され、競争の原理が働くよう早急な対応が必要である。

また、関連ごみ袋についての意見があり、全員の意見として独占にならないようにとの要望をし、一般競争入札で実施することを行政側も約束をし、いろいろな点で改善、改良を求めた。

以上、厚生常任委員会の審査報告といたします。

先ほどおことわりしておりました68号から、ちょっと説明をいたします。

議案第68号、対馬市へき地保健福祉館の指定管理者について、議案第69号、対馬市生活館の指定管理者の指定について、議案第70号、対馬市福祉センターの指定管理者の指定について、議案第71号、対馬市住民センターの指定管理者の指定について、議案第72号、対馬市老人憩

の家の指定管理者の指定について、議案第73号、対馬市高齢者介護予防支援施設の指定管理者の指定について、議案第74号、対馬市精神障害者地域活動所の指定管理者の指定について、以上7件、本議会で説明があり、当委員会で詳細審議することでありましたが、私の不手際で審議をしておりませんので、大変申しわけありませんけど、本会議で審議をしていただきたいと思います。

以上で厚生常任委員会の報告を終わります。

なお、議員諸氏の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（平間 利光君） 暫時休憩いたします。

午前11時26分休憩

.....
〔厚生常任委員会議案審査〕
.....

午前11時44分再開

○議長（平間 利光君） 再開いたします。

審議に入る前にお願いを申し上げます。先ほどの審議の途中で、議長が発言いたしました委員長報告後の発言は、全部削除させていただきます。お認めいただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間 利光君） それでは、議事録から削除いたします。

次に、副委員長に追加審査の報告をお願いいたします。糸瀬一彦君。

○議員（10番 糸瀬 一彦君） 失礼いたします。先ほどおことわりいたしましたように、議案第68号から74号までの報告をいたします。

議案第68号、対馬市へき地保健福祉館の指定管理者の指定について、原案どおり可決であります。

議案第69号、対馬市生活館の指定管理者の指定について、同原案どおり可決であります。

議案第70号、対馬市福祉センターの指定管理者の指定について、原案可決。

議案第71号、対馬市住民センターの指定管理者の指定について、原案可決。

議案第72号、対馬市老人憩いの家の指定管理者の指定について、原案可決。

議案第73号、高齢者介護予防支援施設の指定管理者の指定について、原案可決。

議案第74号、対馬市精神障害者地域活動所の指定管理者の指定について、同じく原案可決であります。大変副委員長ということで、皆さんに御迷惑おかけいたしました。今度委員長になりましたら、ぴしゃっとやります。（笑声）お許しを願いたいと思います。

なお、当管轄の厚生常任委員会の方から議員も事故者が出、行政側も事故者が出て大変市民の皆さんには申しわけないと思いますけど、今まで以上に気を引き締めて頑張っていきたいと思います。どうかお許しのほどをお願いいたします。

○議長（平間 利光君） 副委員長の審査報告が終わりました。これから議案第1号を除く27件について一括質疑を行います。質疑ありませんか。質疑を認めます。13番。

○議員（13番 大浦 孝司君） 委員長にお尋ねいたします。

4ページの議案43号、対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例について、これは予算でも関連がございましたが、この取り扱いは現行の6,000円の保育料金を9,000円にする、いわゆる50%アップ。ここに書かれておる3項目が委員会の話で、苦肉の中、いわゆる承認したと、こう書かれてます。

ただ、この経緯を再度確認しますと、一昨年に各町ばらつきがございましたが、おおよそ5,000円の1人の保育料金を6,000円にアップしております。そして、2年の経過の中でその50%アップ、これは内訳を調べれば、県費、国費の削減ということは調べたことでわかりますが、市長の平成18年度の予算方針の中で、少子化対策の地域の課題に重点を置き取り組むと、こう書かれております。非常にこのことは逆行する予算のいわゆる位置づけでございます。これは、少子化に対する市の対応、このことの責任はどこにあるのか、そこらの論議は委員会の中でなされたのか。

それともう一つは、公共料金を上げることは非常に慎重にする必要がございます。ところが、2年前に上げたばかり。さらに50%アップ、このことについて議会にも責任がございます。子を持つ親の立場から、これは受け入れられる内容ではないと思われませんが、その辺の委員会としての詰めが、理事者側としてどう話されたのか、その辺について委員長の報告を求めたいと思います。

○議長（平間 利光君） 副委員長、糸瀬一彦君。

○議員（10番 糸瀬 一彦君） 御質問にお答えしたいと思います。

大浦議員が指摘されますように、一昨年、第3子についてはゼロ円にしようということで予算化されて、そして多少の持ち出しになったことは御承知のとおりだと思います。今回も当委員会じゃなく、本会議の中でその質問がありまして、説明が詳しくあったと思います。

認可保育所の現在の保育料、それからへき地保育所の保育料の格差において、私どもとしては、委員会としてはどうしても50%の値上げは承認はできないという意見を述べましたけど、行政側の詳しい説明を受けまして、私どもの方としてはやむなく認めざるを得ないと、こういう結論を出しております。

その主な内容は、ここに書いておりますように、本来ならば3,000円全部個人の負担とい

うことでありますけど、痛み分けをしてほしいということで、3,000円の内訳は1,500円が市の負担、1,500円を実質父兄負担と、こういう考え方で増額やむなしという説明でありました。（発言する者あり）そういうことだと思います。3,000円値上げは非常に50%ということですけど、私どもとしましては、認可保育所の方は平均でも6、7万か、そういう金額になるそうでありまして、仕方がないというようなことで、やむなく了解しております。

○議長（平間 利光君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間 利光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間 利光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号を除く議案第2号、平成17年度対馬市診療所特別会計補正予算（第3号）から、議案第74号、対馬市精神障害者地域活動所の指定管理者の指定についてまでの27件を一括して採決します。

各案に対する副委員長の報告は可決であります。各案は副委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間 利光君） 異議なしと認めます。したがって、各案はそれぞれ副委員長報告のとおり可決されました。

昼食休憩いたします。午後は1時より再開いたします。

午前11時54分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（平間 利光君） 再開いたします。

----- . ----- . -----

日程第4 . 議案第1号・第5号・第8号・第15号～第16号・第19号・第24号・第27号～第29号・第60号・第75号～第77号・第82号～第86号

○議長（平間 利光君） 日程第4、議案第1号、平成17年度対馬市一般会計補正予算（第6号）から議案第86号、工事請負契約の締結について（赤島漁港地域基盤整備工事）までの19件を一括して議題とします。

各案について産業建設常任委員長の審査報告を求めます。産業建設常任委員長、大部初幸君。

○議員（15番 大部 初幸君） こんにちは。ただいまより産業建設常任委員会審査報告をいた

します。

平成18年第1回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により本委員会に付託されました案件は、議案第1号、平成17年度対馬市一般会計補正予算（第6号）、歳入は所管委員会に係る歳入、歳出中、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費、議案第5号、平成17年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第8号、平成18年度対馬市公共用地先行取得特別会計予算、議案第15号、平成18年度対馬市簡易水道事業特別会計予算、議案第16号、平成18年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算、議案第19号、平成18年度対馬市水道事業会計予算、議案第24号、対馬市簡易水道事業財政調整基金条例の制定について、議案第27号、対馬市公園等設置条例の制定について、議案第28号、対馬市法定外公共物管理条例の制定について、議案第29号、対馬市準用河川占用料徴収条例の制定について、議案第60号、字の区域の変更について、議案第75号、対馬市農林集会施設等の指定管理者の指定について、議案第76号、対馬市漁村センター等の指定管理者の指定について、議案第77号、対馬市漁民集会休憩施設の指定管理者の指定について、議案第82号、工事請負契約の締結について（内院漁港地域基盤整備工事）、議案第83号、工事請負契約の締結について（阿連漁港地域基盤整備工事）、議案第84号、工事請負契約の締結について（高浜漁港地域基盤整備工事）、議案第85号、工事請負契約の締結について（尾崎漁港地域基盤整備工事）、議案第86号、工事請負契約の締結について（赤島漁港地域基盤整備工事）の計19件でございます。

その審査の経過と結果を、同規則第103条の規定により、御報告をいたします。

当委員会は、3月14日、豊玉支所3階第1会議室にて、黒岩委員欠席、ほか全委員出席のもと、本庁産業交流部長、建設部長、水道局長をはじめ、各担当次長、各課長の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第1号、平成17年度対馬市一般会計補正予算（第6号）、歳入は、所管委員会にかかる歳入歳出中、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費。

議案第5号、平成17年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についての2議案の歳入歳出の主なものは、事業の完了・見送り等による不用額の減額であります。

議案第8号、平成18年度対馬市公共用地先行取得特別会計予算、議案第15号、平成18年度対馬市簡易水道事業特別会計予算、議案第16号、平成18年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算、議案第19号、平成18年度対馬市水道事業会計予算の4議案につきましては、財政状況の厳しい中において、各担当部局からの説明のとおり、適正な予算計上がなされております。

議案第24号、対馬市簡易水道事業財政調整基金条例の制定については、6町合併後、簡易水道事業に財政調整基金がなかったため、条例を整備し、簡易水道事業を実施する際の財源不足等

に対処できるようにするものであります。

議案第27号、対馬市公園等設置条例の制定については、現在、それぞれで設定されている公園条例の一本化と、利用者の利便性の向上を図ることを目的としています。

議案第28号、対馬市法定外公共物管理条例の制定については、地方分権計画に基づき、現に機能している国有財産である里道・水路の法定外公共物の無償譲渡の申請事務が終了し、今後は市の自治事務となるため、その機能管理及び財産管理を行うための条例整備であります。

議案第29号、対馬市準用河川占用料等徴収条例の制定についても、地方分権の推進に伴い、その管理が市の自治事務になるため、河川の占用料の額及び徴収方法について、定めるものであります。

議案第60号、字の区域の変更については、県営中山間地域総合整備事業に伴う地方自治法260条第1項の規定による阿連工区内の字の区域の変更です。

議案第75号、対馬市農林集会施設等の指定管理者の指定について、議案第76号、対馬市漁村センター等の指定管理者に指定について、議案第77号、対馬市漁民集会休憩施設の指定管理者の指定についての3議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定によるものです。

以上、議案第1号、第5号、第8号、第15号、第16号、第19号、第24号、第27号から29号、第60号、第75号から77号までの計14議案につきましては、慎重に審査した結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第82号、工事請負契約の締結について（内院漁港地域基盤整備工事）、議案第83号、工事請負契約の締結について（阿連漁港地域基盤整備工事）、議案第84号、工事請負契約の締結について（高浜漁港地域基盤整備工事）、議案第85号、工事請負契約の締結について（尾崎漁港地域基盤整備工事）、議案第86号、工事請負契約の締結について（赤島漁港地域基盤整備工事）の5議案につきましては、競売入札妨害容疑で逮捕された廣田助役が、指名審査委員長のときの入札執行であり、指名審査委員会が、公正・公平に機能していたのか疑問がある等の意見がありました。

採決の結果、議案第82号から86号までの5議案につきましては、いずれも賛成少数であり、当委員会では否決すべきものと決定をいたしました。

なお、議案第82号から86号までの5議案について、会議規則第101条の規定により、少数意見の留保が行使され、委員長経由で少数意見報告書を議長に提出したことを申し添えます。

以上で、産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（平間 利光君） 次に、議案第82号、工事請負契約の締結について（内院漁港地域基盤整備工事）から、議案86号、工事請負契約の締結について（赤島漁港地域基盤整備工事）までの5件について、島居邦嗣君より、会議規則第101条第2項の規定によって、少数意見報告書

が提出されております。

この際、少数意見の報告を求めます。20番、島居邦嗣君。

○議員（20番 島居 邦嗣君） 少数意見の報告をいたします。

産業建設常任委員島居邦嗣、賛成者上野洋次郎、賛成者扇作工門。

3月14日の産業建設常任委員会において、留保した少数意見を会議規則第101条第2項の規定により、次のとおり報告します。

記。

1、議案名。

議案第82号、工事請負契約の締結について（内院漁港地域基盤整備工事）、議案第83号、工事請負契約の締結について（阿連漁港地域基盤整備工事）、議案第84号、工事請負契約の締結について（高浜漁港地域基盤整備工事）、議案第85号、工事請負契約の締結について（尾崎漁港地域基盤整備工事）、議案第86号、工事請負契約の締結について（赤島漁港地域基盤整備工事）。

2、意見の要旨。

委員会では、工事請負契約の締結を否決されましたが、地区漁業関係者の方々は、1日も早い完成を願っており、この案件の否決により、工事が1年間の遅れ、次年度の予算にも、大きな影響を及ぼすことが予想できるため、原案に賛成するものであります。

ただいま、大部委員長より報告されたように、扇委員、上野委員の賛成を得て、少数意見を留保いたしましたので、御報告いたします。

地区漁業関係者の一番の関心案件、17年度事業の漁港地域基盤整備工事請負契約の5案件の締結を、助役が入札に絡んでいたのではという疑いで、委員会では否決をされましたが、確定している問題ではなく、この案件が、否決されることにより、工事自体は、約1年間の遅れ、地区漁業関係者の方々が望んである早期完成を逆行していくものであります。

18年度事業の遅れにもなってくるものであります。また、松村市長が、2回も否決をされて、3回目に提案されるかどうか分かりませんが、提案された場合は、再度設計をやり直す必要があり、起工が5月にずれ込むと、契約案件の提案は、早くても6月定例会となり、1億5,000万以上、2億以下の工事については、標準工期ぎりぎりの265日間はとれますが、2億円以上の工事においては、標準工期がとれず、漁港は、海上工事であるため、季節風、台風等の悪天候、また不測の状況は考慮されてなく、少なくとも、標準工期は確保して、工事を発注すべきであると考えます。

また、次年度には、繰り越しはできますが、既成事業であるため、19年3月25日までに、工事が完成されない場合は、繰り越した分の起債は、受けられなくなり、一般財源よりの埋め合

わせをしなくてはなりません。

そのようなことになると、１９年度の予算はさらに厳しくなり、この案件が否決されるならば、本市の水産業の将来に、大きな禍根を残すものであると確信し、この案件に賛成するものであります。

以上、簡単ではありますが、少数意見の報告を終わり、賢明なる議員各位の御賛同をお願いするものであります。

○議長（平間 利光君） これから、議案第１号を除く１８件について、委員長報告並びに少数意見報告に対する一括質疑を行います。２３番。

○議員（２３番 桐谷 正義君） 産業建設常任委員長に二、三点、お尋ねいたしますが、否決した要因として、指名審査委員会が公正・公平に機能したかが疑問であると。

この５つの案件は、皆様御承知のように、９月８日に入札され、その後、１００条調査特別委員会がつくられ、そして審査をされ、官製談合に疑義があるということで、これは否決された。その再入札であります。

その関係で、今回、その後、非常にその案件は、長い月日を重ねたために、今回、このまま、可決しても、私は未着工繰越明許費になるんじゃないかと。

このことで、非常に国は、このことで、未着工繰越明許費ということで、非常に苦労したという国から指摘を受け、苦労されております。

このことは聞いておりますが、今回の場合に、否決した場合に、支出負担行為繰越明許費ということになると思うんですが、その辺のところは、十分審査されたと思いますが、ただ、廣田助役が、指名審査委員長ということだけで、その理由だけで否決されたのか。

賛成、反対討論がいろいろありましたが、その辺のところ、否決されたということは、否決、いろいろ審議されておると思いますが、その辺のところは、どういうふうな理事者の答弁を聞いてそういうふうになったのかということが１点。

それからもし否決された場合に、賛成反対討論の中にも、少数意見の疑問の中にもありましたが、その未支出負担行為による再入札を行う場合、これが工期等か、いろいろな諸問題で、非常に国の方で通る確率が低いと。法的には、未支出負担行為の繰越明許はできとなっておりますが、この事業は特殊工事でありますので、海のことで、工区を分けてとか何とかの発注はできない。

そういう状況も絡らんで、その辺は大丈夫と考えられたのか、あるいはもう否決して、これは流すと考えられたのか。その辺のところは繰越明許で大丈夫だと、こう考えられたとかというその辺を考慮されたのか。

それから、これには業者だけではなくて、多くのその地域の厳原、美津島の漁民の要望によっ

て、継続事業で行われておるわけでありますが、その辺が、１８年度の継続事業との絡みの中で、そういう支障は来たさないのかどうか。その辺はどう審査をされたのかを、その３点について、一応、お尋ねいたします。

○議長（平間 利光君） １５番。

○議員（１５番 大部 初幸君） まず第１点の指名委員長の廣田助役の件であります。私たち産業建設常任委員会でも、当然のごとく、その廣田助役のことにしましては、いろいろ意見が飛び、審査を行いました。

廣田助役が、ずっと言われていたのが、委員会の方でも、業者との関連はないかということ、再三、尋ね、また１００条委員会の中でも廣田助役審査委員長に、何回も再確認をしておりますが、本人は絶対、業者との癒着はないと。あるマスコミに対しましては、その質問に対しても、笑うしかないとかいう答弁をなされたこともあります。

本人が笑うしかないという答弁をされて、今、私たちにしては、その言葉が、私たちにかわしたら、今、私たちが笑うしかないんですよ。その言葉と、業者に癒着があれば、腹をかつ切るといふ答えも出しております、本人は。

しかし、結果となれば、業者との癒着は発覚しました。だから資格……、私たち、産建委員といたしましては、やはり私たちが思ったとおりだということで、この５件にしましては、否決ということになりました。

それから２点目の、再入札、これは急いでもらうしか方法はないんです。産業交流部長より、説明がありました。指名委員会で指名競争ではないから、一般公募だから、競争入札だから、早くても６月にかかるだろうという説明も受けとります。

その件にしまして、私たちも、すぐ業者間なりに、いろいろと聞いてみましたところ、１８年度内に、６月に再入札ができれば、３月の工期内には、完全にできるとの答弁も、何業者からもいただいております。

それは当然、地域住民の期待・要望は大にしてあります。否決することによって、工期が遅れるということは、本当に申しわけないことでありますが、やはりここまでの、議会といたしましては、すべてにともに、白紙に戻し、きれいな形でだれが考えても、対馬島民が納得できる再入札を要望するものであります。

終わります。

○議長（平間 利光君） ２３番。

○議員（２３番 桐谷 正義君） 私の３点の質問に対して、今の委員長の答弁で、疑問を感じる点を再度お尋ねいたしますが、指名委員長が、今、逮捕されております。そういう中で、業者と癒着しておるといふ見解を示すのは、時期尚早ではないのかと。

これはまだ起訴もされておられませんし、それは司法に任せるしかありませんが、そういう状況の中で、委員会等で、そういう司法より以前に、断定をすると、いてこれを否決するという、今の答弁は、若干、私は疑問を感じますが、私の聞きようが悪いのかどうか分かりませんが、そういう答弁をされたように感じますが、その辺のところは、まだ、逮捕はされておりますが、起訴もされてない状況の中で、そういうことで否決するというのは、若干、私は理由にならないのではないかと。断定したということはおかしいのではないかとということが1点。

それとその1点につきまして、100条特別委員会で、審査をされて、告発もされておりますが、その告発に対しては、再議にかかりまして、県の知事の裁定を仰ぐということで、これは保留されているような状況になっておるわけでございますが、いろいろな形で、今、審査されよる中で、その100条でやっとなことで、審査した中で、この逮捕が起こっておる点は、1件もありません。

これはそれ以前の件であります。田口建設件はそれ以後の件であります。100条で審査した、そのことに関する司法の手が、いろいろ調査はされておるということは聞いておりますが、そのそういう案件が、審査されて、疑義が生じるという結果から、こういうことになると、僕は認識しとるんですが、それはちょっと、それを統一見解とするのは、おかしいのではないかと。

それから、工期の件であります。確かにいろいろな問題があると、僕は認識していますが、未支出負担行為の場合に、法的には繰越明許はできるとなっておりますが、この5つの案件は、一応、5,000万以上の海上の工事であるということで、非常に工期が問題になります。

そのことは18年度の継続事業というのは、これあくまでも17年度の事業が18年度に繰り越されておるという案件であるわけです。

だから18年度にやればいいのか、18年度は18年度の事業が次に起こってくるわけでございます。

だから非常にそういうことで、17年度の繰越明許費が、18年度のいっばいにかかりますと、18年度の工期はいつ発注するのかと。継続事業でありますので、道路とか何とかということがなりますと、これは問題ありませんが、海の工事は非常に問題があると、工期の件、それに関連、18年度の継続事業という関連から、問題があるのではないかと、私は認識しておりますが、その辺の見解は、再度、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（平間 利光君） 15番。

○議員（15番 大部 初幸君） 今、桐谷議員の質疑ですけども、今、私たちは、産建委員でやってるわけであって、100条委員会は、この関係ないと思うわけです。

100条委員会も解散したわけですから、（発言する者あり）これは全然違う分野の詰め方だ

と思います。

それと、もう一つは何……、逮捕前のどうかこうかということですけど、これも疑義の疑い、疑義が生じたから、今度の皆さんの意見が、指名委員長の業者との全然違う分野での癒着というのが、発覚したわけですから、やはり、疑う、不信感を持つのが当然ではないかと思うわけです。

だから、きれいな形で再入札をして、そして工期内に確実に終わるように、執行部の方に、早く再入札の要望をしたいと思うわけでございます。

○議長（平間 利光君） 23番。

○議員（23番 桐谷 正義君） 私の言いようが悪いのかどうか分かりませんが、この、今、指名委員長の件が、業者との癒着ということで、先ほどの答弁で断定をされたので、私は、100条の特別委員会からずっと審査して、されとる中で、今回、別件で廣田助役は逮捕された。しかし、起訴もされてない中で、そういうふうに最初、断定をされたので、それはおかしいのではないかと。

こういう質問をしたわけであります。

今の答弁では、疑義が生じるので、やっぱりやり変えるべきだということで、言われたので、そういう意味なら僕も理解できるわけですが、最初の答弁で、そういう業者との癒着が決まった以上、というような形で逮捕されて起訴されてないので、まだそれは司法から言えば、断定はおかしいのではないかとということで、再質問したわけであります。

その辺のところは、誤解をされないように。今の2回目の答弁では、そのことで疑義が生じたのでということではありますが、私は、それはそれでいい、その考えが違っていい。それぞれ考えがあるわけですからいいわけですが、やっぱりこの今、私が3番目に質問した、工期は18年度の継続事業費との関係は、まで考慮に入れて、大丈夫なのかという聞いた答弁がなされていないので、その辺の答弁を再度お願いいたします。

○議長（平間 利光君） 15番。

○議員（15番 大部 初幸君） 工期内は、業者に、その1業者じゃなくて、私も6業者、7業者に確認をしたら、先ほど、島居議員の方から、少数意見の中で、2億以上は、295日という設定がありますが、やるからには、295日かけなくても、工事業者に言わせれば、どうしてもやらなくてはならない場合は、8時間の仕事内容を16時間、あえては24時間働いてでも、工期内に間に合わすということであります。

いつか、市長も言われておりました私の一般質問で、上の仕事を下の人がして、なおかつ下の人が上方の仕事をして、業者は赤字出してますよという話をしたときに、やっぱり赤字が出る業者、入札に参加しない方がいいということも言われておりましたが、今度でも、どうしても業者に3月工期内に、仕事をやってしまう自信のない人は、入札に参加する必要はないと思うわけで

ございます。

これは私の産建委員長としての報告です。

○議長（平間 利光君） ほかに質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間 利光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。反対者の討論があれば許可します。２３番。

○議員（２３番 桐谷 正義君） 今、質問を、質問機会が３回でありますので、いろいろ質問をする中で、いろいろの見解の違いあると思いますが、私は、今の委員長報告に対して、非常に疑問を感じる点がありますので、反対の討論をさせていただきます。

議会は民主主義であります。あくまでも、法に基づいて、推測でいろいろ言われることは、問題があるのではないかということで、まだ指名委員長が逮捕はされておりますが、起訴もされていないような状況の中、あるいはいろいろ、１００条委員会で、いろいろ調査をされて、それも今、審査の途中、司法はいろいろ審査を、司法で調べておられる状況の中で、結論が出ない中で、あくまでも司法にそれは任せることにして、今の段階で、それで否決をするということは、少し横暴ではないかという気がいたします。それが１点。

それから、工期の問題であります。今、委員長報告では、頑張って工期を業者が縮めればいいと。これは答弁が答弁になってないと私は認識してます。

工事を行政が発注する場合は、標準工期というのが設定されます。業者が早くやるかどうかちゅうのは、別個の問題であります。

標準工期が反対、少数意見の留保にあったように、標準工期をとると、１８年度いっぱいになってしまうということは、１８年度の継続事業の工事はどうするのかと。それが済まなければ、発注できない状況下にあるということで、これを否決すると、１８年度工事が、ストップ、もう流れるということは、私は非常に高いんじゃないかという気がいたします。

これを繰越明許するだけということで、終わるのならともかくとして、継続事業であるので、１８年度の発注ができるのかどうか。その予算が確保できるとかどうかが、否決することに関して、非常に地域住民に大きな迷惑をかけるという件が残っておりますので、そういう以上の点を考えて、反対討論とさせていただきます。

○議長（平間 利光君） ここで、議長より２３番に、お話がしたいと思いますが、討論の場合には、原案に賛成か反対かの討論になります。

それであなたは、原案には賛成の討論だったと思います。ですから、委員会は関係ありませんので、原案に賛成の討論ということで、処理したいと思います。（発言する者あり）２３番。

○議員（２３番 桐谷 正義君） どうもすみません。原案に賛成か、委員長報告に反対、賛成か

と聞いたときに、答弁されてなかったものですから、委員長報告に今、反対の討論をしたわけです。どうもすみませんでした。

○議長（平間 利光君） 原案に反対の討論がありますか。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間 利光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから委員長報告が可決であります議案第5号、平成17年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）から議案第77号、対馬市漁民集会休憩施設の指定管理者の指定についてまでの13件について、採決します。

各案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間 利光君） 異議なしと認めます。したがって、各案は、それぞれ委員長報告のとおり可決されました。

次に、委員長報告否決の議案第82号から、議案第86号までの5件を順次、採決します。

この採決は起立によって行います。（発言する者あり）

ただいま投票の声がありました。これに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平間 利光君） はい、結構です。3名以上賛成でありますので、投票による採決を行います。

本採決は無記名投票により行います。（「記名投票」と呼ぶ者あり）（「採決をお願いします」と呼ぶ者あり）

記名と無記名の声があると、議長は、無記名投票によって、（発言する者あり）（「どこでやる、それは」と呼ぶ者あり）会議規則に載っておりますよ。いいですか。無記名投票と記名投票があった場合には、無記名投票でどちらにするか決めます。よろしいですか。（発言する者あり）暫時休憩します。

午後1時40分休憩

.....
午後1時43分再開

○議長（平間 利光君） 再開いたします。

ただいま12番から休憩動議が出ました。休憩することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平間 利光君） 賛成多数です。10分間、休憩いたします。

午後1時43分休憩

.....
午後 1 時 52 分再開

○議長（平間 利光君） 再開いたします。

ただいまの議長の無記名投票の宣告に対し、記名投票の要求がありました。いずれかの方法によるかは、会議規則第 7 1 条第 2 項の規定によって、無記名投票により、採決することになっております。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（平間 利光君） ただいまの出席議員は 23 人です。

投票箱を点検します。職員は議員に向かって、投票箱を見せ、異状のない旨を報告してください。

〔投票箱点検〕

○議長（平間 利光君） 異状なしと認めます。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（平間 利光君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間 利光君） 配付漏れなしと認めます。

これより投票を行います。

まず、記名投票により採決することを可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載の上、1 番議員より順次投票願います。（「青は賛成ですね」と呼ぶ者あり）そう、記名投票ですよ。記名ですよ。記名に賛成の方は可とします。（発言する者あり）

なお、投票中賛否を表明しない票及び賛否の明らかでない票は、会議規則第 7 3 条第 2 項の規定によって否とみなします。

〔投票〕

○議長（平間 利光君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間 利光君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（平間 利光君） 開票を行います。

会議規則第 3 1 条第 2 項の規定によって、立会人に武本哲勇君、桐谷正義君を指名します。両

議員の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（平間 利光君） 投票の結果を報告します。

投票総数 23 票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち賛成 15 票、反対 8 票。

以上のとおり賛成多数です。したがって、記名投票で採決することに決定しました。

記名投票で採決します。議場閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○議長（平間 利光君） ただいまの出席議員は 23 人であります。

投票箱を点検します。職員は議員に向かって投票箱を見せ、異状のない旨を議長に報告してください。

〔投票箱点検〕

○議長（平間 利光君） 異状なしと認めます。

投票用紙を配付します。投票用紙は 2 枚配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（平間 利光君） 静粛に。投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

念のために申し上げます。問題を可とする議員は白票に、問題を否とする議員は青票に氏名を記入の上、1 番議員より順次投票をお願いします。

暫時休憩します。

午後 2 時 12 分休憩

.....
午後 2 時 13 分再開

○議長（平間 利光君） 再開いたします。1 番議員より順次投票願います。

なお、投票しない票は、どちらか余ってると思いますから、職員にお渡し願います。（発言する者あり）名前は書いてあるんでしょう。（「はい」と呼ぶ者あり）それならそれは有効とします。

順次投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（平間 利光君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（平間 利光君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

- 議長（平間 利光君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に扇作工門君及び小西明範君を指名します。

両議員の立会いをお願いします。

〔開票〕

- 議長（平間 利光君） 投票の結果を報告します。

投票総数23票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、白票・賛成10票、青票・反対13票。

〔記名投票内容〕

.....

白票（賛成）

4番 小宮 教義議員	6番 三山 幸男議員
7番 小宮 政利議員	14番 小川 廣康議員
16番 兵頭 榮議員	17番 上野洋次郎議員
19番 黒岩 美俊議員	20番 島居 邦嗣議員
23番 桐谷 正義議員	24番 扇 作工門議員

（10票）

青票（反対）

1番 小西 明範議員	2番 永留 邦次議員
3番 波田 政和議員	5番 阿比留光雄議員
8番 初村 久藏議員	9番 吉見 優子議員
10番 糸瀬 一彦議員	11番 桐谷 徹議員
12番 宮原 五男議員	13番 大浦 孝司議員
15番 大部 初幸議員	18番 作元 義文議員
21番 武本 哲勇議員	

（13票）

.....

以上のとおり反対が多数です。したがって、議案第82号は、否決されました。（発言する者あり）

暫時休憩します。

午後2時23分休憩

午後2時25分再開

- 議長（平間 利光君） 再開いたします。

次に、議案第83号、工事請負契約の締結について（阿連漁港地域基盤整備工事）を採決します。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（平間 利光君） 起立少数であります。したがって、議案第83号は、否決されました。

次に、議案第84号、工事請負契約の締結について（高浜漁港地域基盤整備工事）を採決します。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決をします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（平間 利光君） 起立少数であります。したがって、議案第84号は、否決されました。

次に、議案第85号、工事請負契約の締結について（尾崎漁港地域基盤整備工事）を採決します。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（平間 利光君） 起立少数であります。したがって、議案第85号は、否決されました。

次に、議案第86号、工事請負契約の締結について（赤島漁港地域基盤整備工事）を採決します。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（平間 利光君） 起立少数であります。したがって、議案第86号は、否決されました。

次に、各常任委員会に分割して付託しておりました議案第1号、平成17年度対馬市一般会計補正予算（第6号）について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（平間 利光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（平間 利光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号、平成17年度対馬市一般会計補正予算（第6号）を採決します。

本案に対する各常任委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（平間 利光君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開を2時45分にいたします。

午後2時31分休憩

.....

午後2時45分再開

- 議長（平間 利光君） 再開いたします。

-----・-----・-----

日程第5 . 陳情第1号

日程第6 . 陳情第2号

- 議長（平間 利光君） 日程第5、陳情第1号、公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書提出に関する陳情について及び日程第6、陳情第2号、次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の採択に関する陳情についての2件を一括して議題とします。

各案について、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。総務文教常任委員長、小川廣康君。

- 議員（14番 小川 廣康君） 総務文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

平成18年第1回定例会において、会議規則第37条の規定により、当委員会に付託されました陳情第1号、公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書提出に関する陳情について、陳情第2号、次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の採択に関する陳情について、以上2件の審査報告を同規則第103条の規定により、次のとおり報告をいたします。

当委員会は、3月15日、豊玉支所第2会議室において、全員出席のもと、審査を行いました。

陳情第1号の要旨は、1、暮らしや安全にかかわる国や自治体の責任を真っ当するため、市場化テストをはじめとする公共サービスの民間開放を安易に行わないこと、2、画一的な公務員の順減はやめ、公共サービスの改善や、水準を維持するため必要な要員を確保することでありま

審査の結果、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

また、陳情第2号は、全会一致で採択すべきものと決定をいたしました。

以上、総務文教常任委員会の委員長報告といたします。よろしく御同意賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（平間 利光君） これから委員長報告に対する一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（平間 利光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（平間 利光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第1号、公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書提出に関する陳情についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第1号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（平間 利光君） 起立多数であります。したがって、陳情第1号は採択することに決定しました。

次に、陳情第2号、次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の採択に関する陳情についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第2号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（平間 利光君） 起立多数であります。したがって、陳情第2号は採択することに決定しました。

ただいま採択されました陳情に関する意見書2件につきましては、のちほど議員発議として、日程に追加して上程することにいたします。

-----・-----・-----

日程第7．議案第87号

- 議長（平間 利光君） 日程第7、議案第87号、工事請負契約の締結について（市道と板系瀬線道路改良工事トンネル）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設部長、清水達明君。

- 建設部長（清水 達明君） ただいま議題となりました議案第87号、市道と板系瀬線道路改良

工事（トンネル）請負契約の締結についての提案理由を説明いたします。

本案につきましては、平成１７年３月２日に、特定建設工事共同企業体１８社により、一般競争入札を執行いたしております。

その結果、長崎県対馬市厳原町久田道１４８０番地、なかはら・坂口特定建設工事共同企業体、代表構成員、株式会社なかはら対馬営業所所長松本啓治氏が落札されました。なお、共同企業体構成員は、長崎県美津島町鶏知乙１０４番地２５株式会社坂口工業対馬営業所所長三好健資氏でございます。

契約金額４億６,３６６万７,４００円、内消費税２,２０７万９,４００円をもって、請負契約を締結いたしたく、提案するものでございます。

次のページの参考資料をお願いいたします。

工期につきましては、記載をいたしておりませんが、本契約締結日から平成２０年３月２５日までを予定をいたしております。

工事場所につきましては、豊玉町仁位から糸瀬地内でございます。

今回の工事内容につきましては、改良工事６４０メートル、全幅員７．０メートルで計画をいたしております。

主な工事は、トンネル工２３３メートルと、明かり工、これはトンネル掘削土砂を利用した土砂盛土工でございますが、４０７メートルを施工するものでございます。

次のページに、平面図を添付いたしております。赤の着色部分が工事区間でございます。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明を終わります。よろしく御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平間 利光君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間 利光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第８７号は、会議規則第３７条第２項の規定によって、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間 利光君） 異議なしと認めます。したがって、議案第８７号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。１番。

○議員（１番 小西 明範君） ただいま上程されました工事契約議案に対する反対討論をいたします。

本工事入札につきましては、ただいま建設部長の説明のとおり、去る３月２日、１８の共同企

業体参加のもとで入札が執行され、株式会社なかはら及び株式会社坂口工業の共同企業体が落札したところであります。

本日配付されました入札結果一覧表のとおり、株式会社なかはら及び株式会社坂口工業はともに本社の所在地は対馬島外となっております。なぜ島外企業同士の共同企業体を認める参加条件を設定したのか、非常に納得しがたい結果であります。島内企業を含む共同企業体の結成を入札への参加資格条件とする一定の制限を設けることも必要ではなかったのか理解に苦しむところです。

私は、本定例会の一般質問の中で、地元企業の育成や地場産業の振興策を市長に質問してまいりました。そのことからしても今回の契約議案については、強く反対の意見を主張するものです。対馬市の建設工事指名基準でも、地元企業で施工可能な工事については、地元企業を優先することが明記されております。技術的に無理な場合にのみ島外の企業に発注できることとする必要があります。そうすることが対馬市の税収の増加並びに雇用の確保に影響を及ぼし、ひいては地元企業の育成につながってくると考える次第です。

私は、本市の行政運営に対して常に疑問に思っていることがあります。それは市長をはじめすべての職員が本当に対馬市民のことを真剣に考え、対馬市民のための行政を推進しているのかということです。本当に市民のための行政が推進されているようであれば、このような反対討論をする必要もなかったと考えております。どうか皆さんの熟慮をお願いして、契約議案に対する私の反対討論といたします。

○議長（平間 利光君） 賛成の討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間 利光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第87号、工事請負契約の締結について（市道板糸瀬線道路改良工事トンネル）を採決します。

この採決は、起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平間 利光君） 起立少数であります。したがって、議案第87号は、否決されました。

暫時休憩いたします。全員協議会を開催いたしますので、議員は控室の方をお願いいたします。再開を3時20分といたします。

午後3時01分休憩

.....
〔全員協議会〕

午後3時24分再開

- 議長（平間 利光君） 再開いたします。

会議に先立ちお諮りいたします。本日の会議は議事進行の都合により、あらかじめ延長します。

-----・-----
日程第8．同意第1号

- 議長（平間 利光君） 日程第8、同意第1号、対馬市教育委員会委員の任命についてを議題とします。

それでは、本案について、提案理由の説明を求めます。市長、松村良幸君。

- 市長（松村 良幸君） 同意第1号の説明を申し上げます。

第1号の教育委員会委員の任命につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第20条の規定によりまして、2年間の委員をお願いしておりました米田幸人氏の任期が4月の30日で満了となることに伴いまして、同氏を再任することといたしたく同意をお願いするものであります。

米田氏につきましては、もう申し上げるまでもないと思います。この2年間教育長として課題の多い対馬市の教育行政の刷新に取り組んでいただきました。教育長委員としての識見、力量と的確であると確信をいたしております。

以上、よろしくお願いをいたします。

- 議長（平間 利光君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（平間 利光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（平間 利光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第1号、対馬市教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。10番。

- 議員（10番 糸瀬 一彦君） 投票をお願いします。

- 議長（平間 利光君） ただいま同意第1号については、投票による採決の要求がありました。会議規則第70条第2項の規定により、3人以上の賛成が必要であります。投票採決を求める方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（平間 利光君） 起立多数です。3名を超えております。起立3人以上であり、要求は成

立しました。したがって、同意第1号は記名投票で行います。

暫時休憩します。

午後3時32分休憩

.....

午後3時33分再開

○議長（平間 利光君） 再開いたします。

ただいまの議長の記名投票の宣告に対し、無記名投票の要求がありました。いずれの方法によるかは会議規則第71条第2項の規定によって無記名投票により採決することになっております。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（平間 利光君） ただいまの出席議員は23人です。

投票箱を点検します。職員は議員に向かって投票箱を見せ、異状のない旨を報告してください。

〔投票箱点検〕

○議長（平間 利光君） 異状なしと認めます。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（平間 利光君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間 利光君） 配付漏れなしと認めます。

これより投票を行います。

まず、記名投票により採決をすることを可とする議員は、賛成と、否とする議員は反対と記載の上、1番議員より順次投票を願います。

なお、投票中賛否を表明しない票及び賛否の明らかでない票は、会議規則第73条第2項の規定によって否とみなします。

〔投票〕

○議長（平間 利光君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間 利光君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（平間 利光君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に2番、永留邦次君、3番、波田政和君を指

名します。両議員の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（平間 利光君） 投票の結果を報告します。

投票総数 23 票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成 10 票、反対 13 票。

以上のとおり反対多数です。したがって、無記名投票で採決を行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（平間 利光君） ただいまの出席議員は 23 人です。

投票箱を点検します。職員は議員に向かって投票箱を見せ、異状のない旨を報告してください。

〔投票箱点検〕

○議長（平間 利光君） 異状なしと認めます。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（平間 利光君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間 利光君） 配付漏れなしと認めます。

これより投票を行います。本件については、可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記入の上、1 番議員より順次投票を願います。

なお、投票中賛否を表明しない票及び賛否が明らかでない票は、会議規則第 73 条第 2 項の規定によって否とみなします。どうぞ投票してください。

〔投票〕

○議長（平間 利光君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間 利光君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（平間 利光君） 開票を行います。

会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に 4 番、小宮教義君及び 5 番、阿比留光雄君を指名します。

両議員の立会いをお願いします。

〔開票〕

- 議長（平間 利光君） 投票の結果を報告します。

投票総数 23 票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成 12 票、反対 11 票。

以上のとおり賛成多数です。したがって、本案は、原案のとおり可決しました。

-----・-----・-----

日程第 9 . 諮問第 1 号

- 議長（平間 利光君） 日程第 9、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。市長、松村良幸君。

- 市長（松村 良幸君） 先ほどの同意どうもありがとうございました。

諮問第 1 号は、人権擁護委員の推薦についてであります。本案は厳原町小茂田 574 番地にお住まいの美佐保翼氏を人権擁護委員として法務大臣に推薦するため人権擁護員法第 6 条第 3 項の規定によりまして議会の意見をお願いするものであります。美佐保氏は、昭和 37 年から平成の 14 年まで 40 年間、対馬島内の小学校の教諭、校長として教鞭を執られ、また、学校経営に携わってこられました。退職後は厳原町の社会教育指導員を 3 年間、それから小学校の教育相談員を 1 年間勤められまして、教育や人権についての豊富な経験を有する人だと思っております。人権擁護委員としてその人格、識見等もふさわしい方だと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

- 議長（平間 利光君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（平間 利光君） これで質疑を終わります。

討論を省略します。

お諮りします。本案は、美佐保翼君を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（平間 利光君） 異議なしと認めます。したがって、美佐保翼君を適任とすることに決定しました。

-----・-----・-----

日程第 10 . 陳情第 3 号

- 議長（平間 利光君） 日程第 10、陳情第 3 号、患者・国民負担増の「医療制度改革関連法案」反対の意見書採択を求める陳情についてを上程いたします。

ただいま上程いたしました陳情につきましては、お手元に配付の陳情文書表のとおり、厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査といたします。審査報告は、第 2 回定例会において行いま

す。

-----・-----・-----

日程第11．発議第1号

- 議長（平間 利光君） 日程第11、発議第1号、イノシシ等被害対策特別委員会設置に関する決議についてを議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。1番、小西明範君。

- 議員（1番 小西 明範君） 発議第1号、イノシシ等被害対策特別委員会設置に関する決議について。提出者、対馬市議会議員小西明範。賛成者、対馬市議会議員、畑島孝吉、賛成者、同じく小宮政利、賛成者、同じく阿比留光雄、賛成者、同じく三山幸男、賛成者、同じく初村久藏。

提案理由といたしまして、我が対馬市においては、過去300年ほど前に陶山訥庵氏の功績により、10年程度の歳月を費やし、当時大きな農業被害を及ぼしていたイノシシを退治し、撲滅させた歴史があります。その後、島内の作物はほとんど被害を受けることなく栽培が続けられてまいりました。しかし、平成の時代になり何人かの手により野に放たれたイノシシが野生化し、また繁殖を続け、平成7年厳原町で1頭を捕獲されたあと、ついに平成16年には1,200頭を突破し、被害額も2,500万円を超える額となっております。このことが農業就労者の生産意欲を失わせる結果となっていることは否めない事実であります。

この現状を対馬市議会としても重要な課題と位置づけ、いろいろな角度から調査研究を進め、適正な対策を早急に実施する必要があります。そのような観点からイノシシ等被害対策特別委員会の設置を提案するものであります。

別紙といたしまして、名称、イノシシ等被害対策特別委員会。設置の根拠、地方自治法第110条及び委員会条例第6条によります。目的、イノシシ及びツシマジカによる農林業被害の現状把握と被害防止対策及び駆除に関する調査研究や肉・毛皮等を利用した産業振興策の推進を図ることを目的とします。委員の定数を8名以内としております。期限、調査研究が終了するまで閉会中も調査研究を行うことができることといたします。

以上、提案理由の説明であります。よろしくお願いいたします。

- 議長（平間 利光君） これから質疑を行います。23番。
- 議員（23番 桐谷 正義君） 提出者に1点だけお尋ねいたしますが、今の説明をお聞きする中で、イノシシとかツシマジカ全般にわたってあらゆる角度から調査研究をするということですが、これは常任委員会では産業建設常任委員会の所管なんですね。おまけに定員8、委員の定数は8名以内と、産業建設常任委員会は9名あるわけですが、なぜ産業建設常任委員会ですらで、特別委員会なけければいけないか、その理由を提出者に説明をお願いします。
- 議長（平間 利光君） 1番。

○議員（１番 小西 明範君） 産業建設常任委員会は、このイノシシ等の被害対策に対する協議が行われているのかどうか、全く現状といたしまして被害額等のこの金額がふえ続けるばかりです。よって、特別委員会を設置して何らかの対策は立てる必要があると判断し、ここに提案しております。

○議長（平間 利光君） ２３番。

○議員（２３番 桐谷 正義君） 今の答弁では納得いかないんですが、当然この問題に関しては、産業建設常任委員会の所管であります。調べておるかどうかわからん、そういう場合には産業建設常任委員会に付託をして、徹底して調べてもらうというのが委員会の原則であります。それをわからんので特別委員会をつくるというのは、産業建設常任委員会に失礼であると思うんです。だから、まず産業建設常任委員会がいろいろ付託が多くて、全体をされないということで特別委員会をつくられることには私はいささかも問題はありませんが、まずこの問題は常任委員会の産業建設常任委員会がありながら、それと同数の特別委員会をつくるということは、ちょっと産業建設常任委員会に対して失礼であり、問題だと私は認識をいたしておりますが、どうでございますか。

○議長（平間 利光君） １番。

○議員（１番 小西 明範君） 産業建設常任委員会で審議をされていないとは申しません。当然審議はされるべきです。しかし、被害額については全く改善されておられません。しかも年々逆にふえ続けております。もう少し専門的な取り組みを行うことでこの被害額を被害を少なくするという究極な考えに基づいてこのような委員会を発議しております。

○議長（平間 利光君） ２３番。

○議員（２３番 桐谷 正義君） 最後ですから、ちょっと議会のルールというのは、それぞれの問題は所管の常任委員会に大体付託するのが原則なんです。両委員会にまたがるとか、短期でどうしてもやらなければいけないとか、特別な場合にのみ特別委員会というのはつくるのが原則なんです。今のような回答では私はここに産業建設常任委員長がおりますが、非常に失礼であり、やはりとりあえず産業建設常任委員長に委員会で調査をしてくださいというのが原則であって、今のような考え方では、私は常任委員会を無視する傾向にあるということで、ちょっと問題な発言だと私は思います。

○議長（平間 利光君） ほかに質疑はありませんか。１番。

○議員（１番 小西 明範君） 農業就労者のここに生産意欲を失わせると、そういう提案理由を説明しましたが、これはこの特別委員会を立ち上げた当初のきっかけは、やはりそういった被害者からの切実なる被害がありましてやっております。したがって、産業建設常任委員会でもこのような協議はさせるべきであります。成果が全く上がっておりませんので、特別委員会を設置

し対策を立てる必要があると判断しております。

○議長（平間 利光君） ほかに質疑ありませんか。4番。

○議員（4番 小宮 教義君） 要望をひとつお願いしておきます。これからこれが通れば当然調査研究で山に行ったりされるわけでしょうか。イノシシから刺されんようにひとつ体に気をつけて頑張ってください。

以上です。

○議長（平間 利光君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間 利光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間 利光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第1号、イノシシ等被害対策特別委員会設置に関する決議についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平間 利光君） 起立多数であります。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

ただいま設置されましたイノシシ等被害対策特別委員会委員の選任については、これより議員控室において協議します。

しばらく休憩します。

なお、ほかにも御相談することがありますので、理事者の方には会議が済み次第連絡をいたしますので、お待ち願いたいと思います。

午後4時09分休憩

.....

午後5時00分再開

○議長（平間 利光君） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。イノシシ等被害対策特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定によって小西明範君、阿比留光雄君、三山幸男君、小宮政利君、初村久藏君、畑島孝吉君の以上6名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間 利光君） 異議なしと認めます。したがって、イノシシ等被害対策特別委員会委員

は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

委員長及び副委員長の互選のため委員会条例第9条の規定によって、イノシシ等被害対策特別委員会を本会議場において開催いたします。

暫時休憩します。先ほど決められたとおり報告してよろしいですか。

午後5時03分休憩

午後5時03分再開

○議長（平間 利光君） 再開いたします。

イノシシ等被害対策特別委員会の委員長及び副委員長が決定した旨、通知を受けましたので報告します。

委員長に小西明範君、副委員長に小宮政利君、以上のとおりであります。

お諮りします。先ほど採択されました陳情第1号及び陳情第2号の意見書提出に関する発議をこれより追加日程として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間 利光君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号及び陳情第2号の意見書提出に関する発議をこれより追加日程として議題とすることに決定しました。

-----・-----・-----
追加日程第1．発議第2号

追加日程第2．発議第3号

○議長（平間 利光君） 追加日程第1、発議第2号、公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書について及び追加日程第2、発議第3号、次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書についての2件を一括して議題とします。

各案について、提出者の趣旨説明を求めます。14番、小川廣康君。

○議員（14番 小川 廣康君） ただいま上程されました発議第2号及び発議第3号を一括して説明を申し上げます。

まず、発議第2号、公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書について。

会議規則第14条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出します。平成18年3月20日、提出者、対馬市議会議員小川廣康、賛成者、同、大部初幸、賛成者、同、糸瀬一彦。対馬市議会議長平間利光様。

公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書（案）。

政府は、「小さな政府」を口実に、公共サービスの民間開放と公務員の純減を進めている。しかし、建築確認の民間開放が耐震強度偽装事件を招いたと指摘されるように、国民の安全や暮ら

しに直結する業務の民間開放には慎重な対応が求められている。政府が導入を急いでいる市場化テスト（官民競争入札）は、民間の要望によって国と地方のあらゆる業務を対象とする制度であり、住民の暮らしや安全に対する国や自治体の責任が果たせず、行政サービスが企業のもうけの場にされる懸念がある。

また、公務員の純減は、国の行政や自治体においても住民に直接サービスを提供する分野や出先機関がターゲットとされており、公共サービスの質と量における地域間格差が広がりがねない。

不安定雇用や低所得者層の増大、地域間の格差があらゆる面で拡大するなど、格差社会が急テンポで広がっているもとでは、雇用や安全、社会保障などでの国の役割発揮が重要であり、地方切り捨て、民間開放による「小さな政府」では国民の安心・安全が損なわれることになる。行政の効率化によって、住民の利便性や権利保障の後退を招くことがあってはならない。真の地方分権を確立する自治体財政の確保を含め、国民生活のナショナルミニマムに対する国の責任を果たすため、以下の事項の実現を強く求める。

記。 1、くらしや安全にかかわる国や自治体の責任を全うするため、市場化テストを初めとする公共サービスの民間開放を安易に行わないこと。 2、画一的な公務員の純減はやめ、公共サービスの改善や水準維持のため、必要な要員を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成18年3月20日、長崎県対馬市議会。

続きまして、発議第3号、次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について。

会議規則第14条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出します。平成18年3月20日、提出者、対馬市議会議員小川廣康、賛成者、同、大部初幸、賛成者、同、糸瀬一彦。対馬市議会議長平間利光様。

次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）。

子供たちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要である。義務教育は憲法の要請に基づき、子供たち一人一人が国民として必要な基礎的資質を培うためのセーフティーネットであり、義務教育の全国水準の維持向上や機会均等を確保するのは国の責務である。

かつ、教育における地方分権は時代の重要な要請であり、地方において地域の実情に応じた多様な教育が可能となるよう、きめ細かな取り組みが一層必要となっている。

公務員の「総人件費改善基本指針」の中で、「特に人員の多い教職員について、自然減を上回る純減」が提起された。財政縮減を重視するのみでは、さまざまな地域的事情や課題を抱えた地方の教育が縮小され、切り捨てられることにつながりがねない。

全国知事会や全国市長会等も要望されているように、「次期教職員定数改善計画の早期策定」や「教職員配置のさらなる充実」が必要である。

一方、政府与党合意によって、2006年度から義務教育費国庫負担金については、国負担が2分の1から3分の1に変更された。これは本県にとってさらに地方交付税への依存度を高めることになる。三位一体改革で財源不足を調整する地方交付税は今後の焦点であり、総額抑制は必至である。全国的な教育水準の確保や地方財政をこれ以上圧迫させないためには、国負担を2分の1に復元すべきである。

教育予算は未来への先行投資であり、子供たちに最善の教育環境を提供していくことは社会的な使命である。

よって、国におかれては、次の事項について実現されるよう強く要望する。

記。1、義務制第8次・高校第7次教職員定数改善計画を実施すること。また、自然減を上回る教職員定数の削減を行うことなく、学校現場に必要な教職員の人員・人材を確保すること。2、義務教育費国庫負担制度について、国負担率の2分の1に復元することを含め、制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成18年3月20日、長崎県対馬市議会。

以上でございます。

○議長（平間 利光君） これから各案に対する一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間 利光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから発議第2号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間 利光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第2号、公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間 利光君） ただいまの採決に異議がありますので、起立によって採決を行います。

本案に賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（平間 利光君） 起立多数であります。したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、発議第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間 利光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第3号、次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間 利光君） ただいま異議がっておりますので、起立により採決いたします。

本案に賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（平間 利光君） 起立多数であります。したがって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

なお、本日可決されました意見書2件につきましては、関係機関に提出いたします。提出先につきましては、議長に一任願います。

-----・-----・-----

追加日程第3．発議第4号

○議長（平間 利光君） 追加日程第3、発議第4号、平成17年9月8日執行された入札に関する違反事件の告発に対する審査申立がされたことにかかる弁明書の提出に関する決議についてを議題とします。

本件に対する提案の趣旨説明は、先ほど協議のとおりであり、趣旨説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間 利光君） 異議なしと認めます。したがって、提案の趣旨説明を省略します。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間 利光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間 利光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第4号を採決します。本件はお手元に配付のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

- 議長（平間 利光君） ただいまの採決に異議がありますので、起立によって採決を行います。

本案は、お手元に配付のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（平間 利光君） 賛成多数であります。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

-----・-----・-----

日程第12．常任委員会の閉会中の所管事務調査について

- 議長（平間 利光君） 日程第12、常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

総務文教常任委員長、厚生常任委員長及び産業建設常任委員長よりお手元に配付のとおり閉会中の所管事務調査の申し出がっております。

お諮りします。各常任委員長より申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（平間 利光君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長より申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

お諮りします。本議会における議決の結果、条項、字句、数字、その他において整理を要するものがあるのではないかと思慮されます。その整理権を会議規則第43条の規定によって議長に委任願います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（平間 利光君） 異議なしと認めます。したがって、整理権を議長に委任することに決定しました。

-----・-----・-----

- 議長（平間 利光君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

市長よりごあいさつをお受けいたします。市長。

- 市長（松村 良幸君） 18年度の定例会、いろんな御論議をいただきまして、御意見やら多数いろんなお話をお聞きいたしまして身の引き締まる思いがいたしております。地方自治を私が申し上げるまでもございませんが、私ども理事者における執行権者におきましても、議決権者である議会の皆さんにおかれましても、地方自治法の趣旨にのっとり市民の福利民福のために丁々を発し議論が展開されることということは、もう申すまでもありません。お互い議決権を尊重し、執行権を尊重することによって地方自治が成り立っていくわけがありますが、市民の皆さんがどう元気のいい対馬市をつくっていくか、いろんな議論があろうと思います。見解の相違もあろう

かと思いますが、どうか今後とも対馬市の福利民福の目標に向かって、お互い努力していかに
やいかんなど思っております。どうか私どもがこの合併市町村というのは、1週間ほどの前でし
たが、産経新聞の方で特集が組まれたようですが、合併市町村の苦悩ということでそれぞれ歩い
てきた道が違ふところが一つになるんですから、いろんな混乱も起ころうかと思います。首長が
4人ほど自殺をいたしておりますが、そのことをさように非常に難しい時代の変わり目には混乱
が起こると思います。まさに今私どももそういう産みの苦しみか後産かわかりませんが、そうい
うところにあるのかなと私は自分の不徳のいたすところと、非常に熟知たるものを感じておりま
すが、会議より始めることが新しい展開に向かっての大事な要素だと思いますので、会議より始め
たいと思いますので、どうぞ皆様ひとつ市民のために何を我々はなすべきかということをお互い
問いかけ合いながら、闊達な議論を今後も展開していただきたい、このように思っております。
どうも本日はありがとうございました。

○議長（平間 利光君） 閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

3月6日に開会いたしました平成18年第1回定例会は、15日間の会期中で、市長の施政
方針説明、市政一般質問、補正予算、平成18年度当初予算、条例の制定・改正、人事案件等終
始熱心に御審議いただき、ここに滞りなく閉会の運びとなりました。

議員各位はもとより、市長をはじめ市幹部の方々の御協力に対し、心からお礼申し上げます。

また、審議の過程で出されました貴重な御意見が今後の行政運営に十分生かされていくことを
期待いたします。

なお、議員各位には、季節の変わり目であり、身体には十分御自愛いただきますます御精進さ
れますことを祈念申し上げ、閉会のごあいさつといたします。

-----・-----・-----

○議長（平間 利光君） 会議を閉じます。平成18年第1回対馬市議会定例会を閉会いたします。
大変お疲れさまでした。

午後5時23分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 平間 利光

署名議員 黒岩 美俊

署名議員 島居 邦嗣